## 平成七年通商産業省令第七十七号

(昭和三十九年法律第百七十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則の電気事業法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十五号)の施行に伴い、並びに電気事業法の電気事業法施行規則 電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)の全部を次のように改正する。全部を改正する省令を次のように定める。

目

総則(第一条―第三条の四の三)

電気事業

節 小売電気事業

業務 (第三条の十二―第三条の十五) 事業の登録(第三条の五―第三条の十一)

第二節 一般送配電事業

第二款 第一款 業務 (第十七条―第四十条の三) 事業の許可 (第四条―第十六条)

送電事業(第四十一条—第四十五条)

第三節

第三節の二 配電事業 (第四十五条の二―第四十五条の二の二十七)

第四節 特定送配電事業(第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八)

第五節 発電事業(第四十五条の十九―第四十五条の二十一)

第五節の二 特定卸供給事業(第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七)

第五節の四 第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等(第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の 賠償負担金の回収等(第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十)

第六節 特定供給 (第四十五条の二十二―第四十五条の二十六)

第七節 広域的運営

第一款 整備等計画(第四十五条の二十九―第四十五条の三十五) 特定自家用電気工作物設置者の届出(第四十五条の二十七・第四十五条の二十八)

供給計画(第四十六条—第四十七条)

災害等への対応(第四十七条の二―第四十七条の四)

t

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供(第四十七条の十の二―第四十七条の十の四) 第八節 電気工作物 あっせん及び仲裁 (第四十七条の五―第四十七条の十)

第一節 適用範囲及び定義(第四十七条の十一―第四十八条の二)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合(第四十九条)

自主的な保安 (第五十条—第六十一条)

第二款の二 環境影響評価に関する特例(第六十一条の二―第六十一条の十)

第三款 工事計画及び検査(第六十二条―第九十四条の八)

第四款 承継 (第九十五条)

第五款 認定高度保安実施設置者(第九十五条の二―第九十五条の十)

般用電気工作物(第九十六条—第百四条)

土地等の使用(第百四条の二―第百四条の六)

第一節 登録適合性確認機関(第百五条—第百十五条) 第四章 登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第二節 登録安全管理審査機関(第百十六条―第百十八条の二)

第三節 (第百十九条—第百二十六条) (第百二十七条—第百三十二条)

> 第五章 卸電力取引所(第百三十二条の二―第百三十二条の十三) 雑則 (第百三十二条の十四―第百三十八条)

第一章

附則

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」 に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)において使用する用語の例という。)、電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号。以下「令」という。) 及び電気設備 による。

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

2

設置する変圧器その他の電気工作物の総合体(蓄電所を除く。)をいう。 送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧十万ボルト以上の電気を変成するために 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝

二 「送電線路」とは、発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、 発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路(専ら通信の用に供するものを除 く。以下同じ。)及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

三 「配電線路」とは、発電所、蓄電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設 備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

十五度以下であって、現に液体の状態であるものをいう。 であって、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三 「液化ガス」とは、通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上

Ŧi. て、構外に施設するものをいう。 「導管」とは、燃料若しくはガス又は液化ガスを輸送するための管及びその附属機器であっ

六 「一時間前市場」とは、翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時 時間帯の開始の一時間前までの間に売買取引を行うためのものをいう。 て、当該翌日市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後、 間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であっ

供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼す 登録特定送配電事業者(以下この号において「特定抑制対象事業者等」という。)から電気の の電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は ることをいう。 「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及びそ

(密接な関係)

第二条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、 用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事

二 取引等(前号の生産工程における関係を除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、 気工作物 その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電

組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。)の組合員である者が維持し、 第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備(同条第五項に規定する認定発電設備を除く。) 置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第二条 及び運用する非電気事業用電気工作物(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措 共同して設立した組合(長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の 石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネ

ための専用の設備として新たに設置するものに限る。この号及び次条第一項第三号において同 源を電気に変換する設備及びその附属設備であって、当該組合の組合員の需要に応ずる

出方法を含む。) 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金(当該料金の額の算

- 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項 一の需
- 要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要
- その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要 取引等(前号の生産工程における関係を除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、 かつ、
- 組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。)の組合員である者の需要 共同して設立した組合(長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の 出方法を含む。) 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金(当該料金の額の算
- 号に掲げる需要に該当する場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものと、 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- の建物内(集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であって、
- 給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部) 般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供 塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内(ただし、 特段の理由が
- ないのに複数の発電等用電気工作物を隣接した構内に設置する場合を除く。) 性が高いもの 隣接する複数の前号に掲げる構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連
- 配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受」 道路その他の公共の用に供せられる土地(前二号に掲げるものを除く。)において、一般送 ける街路灯その他の施設が設置されている部分
- 要な電灯その他の付随設備を含む。)が設置されている場所を含む必要最小限の場所(以下このに伴い必要な設備であって、次の各号に掲げる要件を満たす設備(当該設備を使用するために必 置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置う。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措 気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者又は配電事業者に対して申出があったとき 項において「特例需要場所」という。)については、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電 前項第一号から第四号までに掲げる一の需要場所(以下この条において「原需要場所」とい 前項の規定にかかわらず、一の需要場所とみなす。 2
- かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者又は配電事業者の立入りに支障があっては当該設備付近への一般送配電事業者又は配電事業者の立入り)が容易に可能であり、 生じないこと。 及び保安等の業務のための立入り(当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合に 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者又は配電事業者の検針並びに保守
- いことが確保されていること。 原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がな
- 用者又は小売電気事業者が負担するものであること。 特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、 当該特例需要場所の電気の使
- 使用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。 特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であ 当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内の電気

第三条の二 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区 域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

(送電事業に係る送電用の電気工作物の要件)

第三条の三 法第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件は、専ら一般送配電事業者又は ワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであ り、その供給電力が十万キロワットを超えるもの。)の用に供する送電用の電気工作物であるこ 該振替供給を十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロ 電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するため 電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行う事業(当

(配電事業に係る配電用の電気工作物の要件)

第三条の三の二 法第二条第一項第十一号の二の経済産業省令で定める要件は、その供給区域にお く。)の用に供する配電用の電気工作物であって、電圧七千ボルト以下の配電線路であることと いて託送供給及び電力量調整供給を行う事業(一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除

(発電事業に係る発電等用電気工作物の要件)

第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当 事業(第三号において「小売電気事業等」という。)の用に供するためのもの(第二号及び第四 る電線路その他の電気工作物であって、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用す る電線路その他の電気工作物(一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用す 続最大電力(特定発電等用電気工作物と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用す 第二項第二号において同じ。)のうち小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配 する地点(次項において「接続地点」という。)における最大の電力をいう。第四十五条の十 る電線路その他の電気工作物に電気的に接続されているものを含む。)とを直接に電気的に接 する発電等用電気工作物(以下「特定発電等用電気工作物」という。)であって、それぞれの えることとする。 十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。)の合計が一万キロワットを超 九続

- 出力が千キロワット以上であること。
- キロワットを超える場合にあっては、十パーセント)を超えるものであること。 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント (出力が十万
- 三 発電し、又は放電する電気の量(発電又は放電のために使用するものを除く。)に占める小 る場合にあっては、十パーセント)を超えると見込まれること。 売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント(出力が十万キロワットを超え
- は、一の発電等用電気工作物とみなす。 前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電等用電気工作

(電気の集約の方法)

- 第三条の四の二 法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものと
- 発電又は放電を指示する方法 発電等用電気工作物を維持し、 及び運用する他の者に対して電子情報処理組織等を使用して
- 電子情報処理組織等を使用した特定抑制依頼による方法

(特定卸供給事業に係る供給能力の要件)

第三条の四の三 法第二条第一項第十五号の三の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給を行う 集約する電力が千キロワットを超えることが見込まれることとする。ただし、次の各号に掲げ 者が供給能力を有する者(発電事業者を除く。)(以下この節において「他の者」という。) 場合は、 それぞれ、 各号に掲げる値が千キロワットを超えることが見込まれることとする

- み(最大需要電力の見込みに変更があった場合には、様式第一の四の最大需要電力の見込み。) (以下この節において「直近需要電力値」という。) を除いた値 小売電気事業の登録を受け、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供す 電気のみを供給する場合 他の者から集約する電力の値から様式第一の最大需要電力の見込
- 用する電力の値を除いた値 のみを供給する場合 他の者から集約する電力の値から自己の消費、発電及び放電のために使 発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気 小売電気事業の登録を受け、発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定
- 送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合 力値並びに自己の消費、発電及び放電のために使用する電力の値を除いた値 第二章 電気事業 他の者から集約する電力の値から直近需要

#### 第一節 小売電気事業

(小売電気事業の登録申請)

第三条の五 法第二条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする

法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 次に掲げるものとする。

3

当しないことを誓約する書面

二 その行う小売電気事業以外の事業の概要

法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

法第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

様式第一の二の小売電気事業遂行体制説明書

三の二 様式第一の三の二の事業計画書 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、 登記事項証明書、 最近の事業年度

Ŧi. 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履

申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売電気事業を営むことについ

ての議決に係る議会の会議録の写し ったことを証する書類 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をと

はか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類の

気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。ほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合におに (軽微な変更)

第三条の六 法第二条の六第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいず れかに該当するものとする。

- 力値」という。)で除した値が減少しないもの る値(変更がない場合にあっては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電 以下この条において「変更後供給能力値」という。)を変更後の最大需要電力として見込まれ 変更後の供給能力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。
- 八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた 値が変更後最大電力値以上であるもの 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであって、当該値が一・○
- 変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力 「項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。 の二倍を超えるもの

- 変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、 又は変更後供給能力値が直近供給能力
- 確保に関するもの 沖縄県及び離島等(沖縄県に属するものを除く。)の需要に応ずるために必要な供給能力の
- 近供給能力値」とは、直近の法第二条の四第一項(法第二条の六第三項において読み替えて準用おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直 近供給能力値」とは、直近の法第二条の四第一項(法第二条の六第三項において読み替えて準 する場合を含む。)の規定により登録された供給能力の値をいう。 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二条の四第一項(法第二条の六第三項に

3

第三条の七 法第二条の六第二項の申請書は、様式第一の四によるものとする。 (変更登録の申請)

1掲げるものとする。 法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類 は、 次

変更を必要とする理由を記載した書

2

法第二条の六第三項において読み替えて準用する法第二条の五第一項第一号及び第三号に該

気の供給に係る契約書の写しその也の公要(思りう書順)型ででいる場合における当該電ほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電ほか、他の者からその小売電気事業の用ませる技出した者に対し、前項の書類の 気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。 (変更の届出) 経済産業大臣は、法第二条の六第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、

第三条の八 法第二条の六第四項の規定による法第二条の三第一項各号(第三号を除く。)に掲げ む。)を経済産業大臣に提出しなければならない。 第一号に掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該変更が行われたことを証する書類を含 る事項の変更の届出をしようとする者は、様式第一の五の小売電気事業氏名等変更届出書(同項

2 えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 する者は、様式第一の六の小売電気事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添 法第二条の六第四項の規定による第三条の六第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようと

(小売電気事業者の地位の承継の届出)

第三条の九 法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、 七の小売電気事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならなご条の九 法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第一の

掲げる書類 小売電気事業者の地位を承継した者が小売電気事業者以外の者である場合にあっては、当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類

法第二条の五第一項各号 (第四号を除く。) に該当しないことを誓約する書

法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款 法人である場合にあっては、当該法人の定款及び登記事項証明書

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第三条の十 法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止又は廃止の届出をしようとする の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類及び事業の休止(廃止)の 者は、様式第一の八の小売電気事業休止(廃止)届出書に同条第三項の規定によりその小売供給 由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 様式第一の九の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 法第二条の八第二項の規定による小売電気事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、

(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第三条の十一 算して六十日前の日(契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給契約を締結している場合又 を休止し、又は廃止しようとする日(以下この条において「休廃止日」という。)の前日 法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、その事業 エから起

する旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあっては、休廃止日の前日から起算して九 の日)までに、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、 又は廃止しようと

- 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 電子メールの送信

休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を に供する方法

### 第二款 業務

ならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯につ第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければ 合せを処理することとしている場合は、この限りでない。 う。)を業として行う者(以下「契約媒介業者等」という。)の業務の方法についての苦情及び問 いては、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」とい

- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び一 当該小売電気事業者の氏名又は名称及び登録番号 当該契約媒介業者等の氏名又は名称 2
- 三 当該小売電気事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せ に応じることができる時間帯
- 介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じること』 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒
- 当該小売供給開始の予定年月日当該小売供給契約の申込みの方法
- 当該小売供給に係る料金(当該料金の額の算出方法を含む。)
- 八 燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、
- 十 前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合九 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無 にあっては、その内容
- 十一 第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又 は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容
- 十二 当該小売供給契約に契約電力又は契約電流容量の定めがある場合にあっては、これらの値 又は決定方法
- 供給電圧及び周波数
- 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 十六 一般送配電事業者又は配電事業者から接続供給を受けて当該小売供給を行う場合にあって払方法 託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項
- 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該小売当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間 当該小売供給契約の更新に関する
- う場合にあっては、 当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更、解除又は解約の申出を行おうとする場 おける当該小売電気事業者(当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行 当該契約媒介業者等を含む。)の連絡先及びこれらの方法

- 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、 解除又は解約に期間
- 違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、 解除又は解約に伴う
- 一十二 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約 の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあっては、その内容
- 一十三 当該小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として 契約の変更、解除又は解約に関する事項 行う者(以下この条及び次条において「取次業者」という。)からの申出による当該小売供給
- 二十四 その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその 供給の特性とするものに限る。)に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その内の小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売行う小売供給の特性とする場合又は当該契約媒介業者等が小売電気事業者が行う小売供給(そ 容及び根拠
- 二十五 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、 る場合にあっては、その内容 器具、機械その他の用品の使用等に制限があ
- 二十六 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあって は、その内容
- る非化石証書をいう。)によりその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価 進に関する法律施行規則(平成二十二年経済産業省令第四十三号)第四条第一項第二号に規定す は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、販売する電気が非化石証書(エネ 値を証される場合を除き、当該価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。 ルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促 小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者
- 3 いて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。 げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することにつ ける法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十七号に掲 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合にお
- のとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明すること 項に規定する場合を除く。)における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定 について小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。 にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるも 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次
- 5 るものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給 を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。 よる説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足り 的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第二条の十三第一項の規 令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法
- 6 及び程度によるものでなければならない。 約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法 第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契
- 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

7

行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合 法第二条の十三第二項の書面を交付することなく電話により同条第一項の規定による説明を

- ことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合あって、法第二条の十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行う二 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合で
- ようとする者の承諾を得ている場合 「一次では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、 「大学では、一般では、「大学では、「大学では、一般では、「ないないないは、「大学では、一般では、「大学では、一般では、一般では、「大学では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、「大学では、一般にない、「ない、「ない、、」には、 これ、「ない、「ない、「ない、」、「ない、」には、「ない、「ない、」では、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、は、いいいは、
- 9 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。 滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。 は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二条の十三第一項の規定による説明を行った後遅 28 小売電気事業者等(法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。) に
- 場合には、この限りでない。

  10 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない一十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が一十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定にかかわらず、第一項第一切の規定にかかわらず、第一項第一項条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。
- の限りでない。 ・ でいることについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、これである。 ・ でにし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が当該変更しようとする事項の ・ ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が当該変更しようとする事項の ・ 大だし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が当該変更しようとする事項の概要とする。 ・ 業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。 ・ 業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事では、 ・ 大売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法 ・ 1
- 「這な シンを言っらずまでらっこ、いきも合いをすこう こうぎょ 角を言さな 法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- を出力することによる書面を作成することができるもの 電子メールを送信する方法であって、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録
- はない。 はないできない場合にあっては、当該ファイルに記録された用から起算して三月間、消去し、という。)を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者が当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては第十二項本文に規定する事項(以下この条において「説明時交第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項(以下この条において「説明時交第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項(以下この条において「説明時交第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項(以下この条において「説明時交第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項(以下この条において「説明時交第十項本文」を表示する。
- したものを交付する方法 一電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に説明時交付事項を記録

- | (書面の交付)| (書面の交付)| は、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。| は、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。| 時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったとき| 15 小売電気事業者等は、法第二条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明
- 当該小売電気事業者の登録番号当該小売電気事業者の登録番号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨
- まる13、〒1015年、ヘビは合いでは、「一つでの香で売りています」というです。 これ、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。)契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあって、前条第一項第三号から第二十六号まで(第五号を除く。)に掲げる事項(小売電気事業者が一の条第一項第三号から第二十六号まで(第五号を除く。)に掲げる事項(小売電気事業者が一つで、
- 、 Table 15 Mark 15 M

- を出力することによる書面を作成することができるもの 電子メールを送信する方法であって、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録
- を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの) おうとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項 では、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二条 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二条 ニー 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二条 ニー・
- 三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法
- い。 きは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならな締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったと6 小売電気事業者等は、法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約

令第二条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。) の規定により示すべ

第三条の十二第十四項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、き電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 小売電気事業者等が使

ファイルへの記録の方式

(小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第三条の十五 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報 ものは、次に掲げるものとする。
処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定める

ことによる書面を作成することができるもの 電子メールを送信する方法であって、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力する

一 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給 を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者 売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法 の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小

電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る

#### 第二節 一般送配電事業

(一般送配電事業の許可申請)

2 法第四条第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。 第四条 法第四条第一項の申請書は、様式第一の十によるものとする。

法第四条第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度につい 様式第三により作成するものとする。 2

法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

界を明示した地形図 一般送配電事業の用に供する電気工作物(配電用のものを除く。)の概要及び供給区域の境 第七条 第五条の規定は、法第八条第二項において準用する法第七条第四項の規定による届出をし

送電関係一覧図

電力潮流図

般送配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図

五. 他の一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するため

給をする者との契約書の写し ハ 他の者から一般送配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあっては、の電気を供給する場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し その供

主たる技術者の履歴書

様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、 最近の事業年度

- 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

ついての議決に係る議会の会議録の写し 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が一般送配電事業を営むことに

十二 一般送配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利 登録の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し) 使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し (許可又は

とったことを証する書類 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、 当該申請者が推進機関に加入する手続を

必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第三条の許可を受けようとする者に対し、 前項各号に掲げる書類のほ

|第五条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、 産業大臣に提出しなければならない。 様式第五の事業開始届出書を経済

(供給区域の変更の許可申請)

第六条 法第八条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第六の供 給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならな

変更を必要とする理由を記載した書類

増加し、又は減少する供給区域の境界を明示した地形図

た書類 内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載し 供給区域を増加する場合にあっては、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年

供給区域を増加する場合にあっては、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年供給区域を増加する場合にあっては、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書 供給区域を増加する場合は、送電関係一覧図

五.

供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合にあっては、 その供給をする者と

ての議決に係る議会の会議録の写し 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が供給区域を変更することについ

ほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 (供給区域の増加に伴う事業開始の届出) 経済産業大臣は、法第八条第一項の許可を受けようとする者に対し、 前項各号に掲げる書類

ようとする者に準用する。 (電気工作物の重要な変更)

第八条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。 送電用のものに係る変更であって、次のいずれかに該当するもの

イ 他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電気的に接続するための送電線路で あって、電圧三十万ボルト(直流にあっては、十七万ボルト)以上のものに係る変更 の場所の変更のうち経過地の変更及び設置の方法の変更を除く。)

外の送電線路又は電圧三十万ボルト(直流にあっては、十七万ボルト)未満の送電線路を他 て、電圧三十万ボルト(直流にあっては、十七万ボルト)以上のものとすることに伴う変更 の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電気的に接続するための送電線路であっ 他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電気的に接続するための送電線路以

の変更であって変更する部分の長さが十キロメートル未満のものを除く。)ロメートル以上のものに係る変更(設置の場所の変更のうち、経過地の変更及び設置の方法 電圧三十万ボルト(直流にあっては、十七万ボルト)以上の送電線路であって、長さ十キ

二 電圧三十万ボルト(直流にあっては、十七万ボルト)未満又は長さ十キロメー ロメートル以上のものとすることに伴う変更 送電線路であって、電圧三十万ボルト(直流にあっては、十七万ボルト)以上かつ長さ十キ トル未満

変電用のものに係る変更であって、次のいずれかに該当するもの

のであって、容量十五万キロボルトアンペア以上若しくは出力十五万キロワット以上の周波 設置の場所の変更であって、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満

る変電所の出力の合計の二十パーセント以上のものを設置することに伴うもの 数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供す

- 設置の場所の変更であって、廃止することに伴うもの
- 周波数の変更
- セント以上のもの トアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パー 圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であって、その変更する出力が三十万キロボル
- ることに伴うもの 容量を十五万キロボルトアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五万キロワット以上とす・ 電圧三十万ボルト未満のものの出力の変更であって、周波数変換機器若しくは整流機器の
- 発電用のものに係る変更であって、次のいずれかに該当するもの
- 設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更
- 用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの 出力の変更であって、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の
- 蓄電用のものに係る変更であって、次のいずれかに該当するもの 設置の場所又は周波数の変更
- 用に供する蓄電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの 出力の変更であって、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の
- (電気工作物等の変更の届出)

容量の変更

**第九条** 法第九条第一項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしよ 書類(電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。)を添えて、 うとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる 経済産業大臣に

- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更工事の概要の説明書
- 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図
- 主要設備の配置図 変更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の
- 称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第八の氏名等変更届出書を経済産業大臣に 法第九条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名 提出しなければならない。
- する者は、様式第七の電気工作物変更届出書を提出しなければならない。 (事業の譲渡し及び譲受けの認可申請) 法第九条第二項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようと
- 第十条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の事業譲渡譲受認可申請書に次の 各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類
- 譲渡しに関する契約書の写し
- 譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類
- 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書 譲受人が一般送配電事業者以外の者であって、法人である場合にあっては、その者の定款: 譲受人が法人の発起人である場合にあっては、その法人の定款及び役員となるべき者の履

- 八 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあっては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又 譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し
- 画を記載した書類 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計
- 又は許可書の写し(承認又は許可の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し) 用に係る権利の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、 譲渡しに係る一般送配電事業に水力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使
- 主たる技術者の履歴書
- 十二 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

2

- ほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、 前項各号に掲げる書
- (合併及び分割の認可申請)
- 一の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならな第十一条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十の合併認可申請書又は様式第十
- 合併又は分割を必要とする理由を記載した書類
- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 合併又は分割の条件に関する説明書
- 五. 計画を記載した書類 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 六 当事者の一方が一般送配電事業者以外の者である場合にあっては、その者の定款、 証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書 登記事項
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般送配電事業の全部
- を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
- 主たる技術者の履歴書
- 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書
- 2 ほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類
- 第十二条 削除
- (設備の譲渡し等)
- 第十三条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、その実施の日 出しなければならない。 一十日前までに、様式第十三の設備譲渡等届出書に次に掲げる書類を添えて、 経済産業大臣に提は、その実施の日の
- 書類 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることを必要とする理由を記載した
- 一 その設備の譲渡し又はその設備を所有権以外の権利の目的とすることに関する契約書の写し その設備の譲渡価額又は所有権以外の権利の目的としての評価額の算出の根拠を記載した
- その設備を譲り渡し、 又は所有権以外の権利の目的とすることにより一般送配電事業に及ぼ

兀

- す影響に関する説明書
- 第十四条 法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次に掲げるものとする。
- 供給に直接必要な設備」という。)以外の設備 (昭和四十年通商産業省令第五十七号)第六条第一項に規定する電気事業固定資産の帳簿価 送電線路、配電線路、変電所、発電所、蓄電所及び給電設備(以下この条において「電気の 電気の供給に直接必要な設備であって、その帳簿価額が前事業年度末の電気事業会計規

の総額の百分の一未満のもの

請書に次の各号に掲げる書類(事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、第一号の書第十五条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の事業休止(廃止)許可申 類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類
- に係る供給区域の境界を明示した地形図 般送配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、 休止し、 又は廃止する事業
- 休止し、又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
- のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

(法人の解散の認可申請)

- 第十六条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解 必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならな 散を
- 要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、 必

#### 業務

(一般送配電事業者の振替供給の範囲)

第十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、一般送配電事業者が行う次に掲 げる振替供給とする。

- 業者の供給区域における需要に応じて供給する電気に係るもの る振替供給であって、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域又は配電事 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係
- に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの 規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号 給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域又は配電事業者の供給区域における同号ロに 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であって、当該振替供

(託送供給等に係る収入の見通しの算定期間)

第十七条の二 法第十七条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、 四月一日を始期とする五年

(託送供給等に係る収入の見通しの申請)

第十七条の三 法第十七条の二第一項の規定により収入の見通しの承認を受けようとする者は、 う。)の規定に基づいて作成した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 等に係る収入の見通しに関する省令(令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」とい 式第十五の二の託送供給等に係る収入の見通しの承認申請書に一般送配電事業者による託送供給 経済産業大臣は、法第十七条の二第一項の承認を受けようとする者に対し、前項の書類のほ 様

第十七条の四 経済産業大臣に提出しなければならない。 様式第十五の三の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請書に次に掲げる書類を添え 法第十七条の二第四項の規定により収入の見通しの変更の承認を受けようとする者 第十七条の八

か、必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 算定省令の規定に基づいて作成した書類
- 経済産業大臣は、 必要と認める書類の提出を求めることができる。 法第十七条の二第四項の承認を受けようとする者に対し、 前項各号に掲げる
- 行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、 法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業 次の各号に掲げるものとする。

- 第四十五条の二十一の十第一項第一号、 額等の通知又は通知した事項の変更 第二号又は第四号に規定する回収すべき賠償負担金
- 化負担金の額等の通知又は通知した事項の変更 第四十五条の二十一の十三第一項第一号、 第二号又は第四号に規定する回収すべき廃炉円滑
- 一項に規定する無電柱化推進計画をいう。)の策定又は変更 無電柱化推進計画(無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十二号)第七条第

五.

t

- 法第二十八条の四十八に規定する広域系統整備計画の策定又は変更
- エネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の変化
- れかに該当するもの 前各号に掲げるもののほか、費用の変動が算定可能な場合であって、次に掲げる要件の いがず
- 送配電事業者の責めに帰することができないもの 当該事由による一般送配電事業に係る費用の変動の数量及び単価のいずれについても一般
- 口 ŧ 一般送配電事業を行うに当たり当該事由により生じる費用を節減することが著しく困
- 第十七条の六 法第十七条の二第五項第一号ロの他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動 次の各号のいずれかに該当する場合とする。 に対応する場合(当該費用の額の増加に対応する場合にあつては、一般送配電事業を行うに当た 当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合は、
- に起因するものに限る。)に対応する場合 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正
- 二 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関す る制度の改正に起因するものに限る。)に対応する場合
- 三 固定資産税相当額の増加(固定資産税の税率の増加その他の固定資産税に関する制度の改正 に起因するものに限る。)に対応する場合
- 兀 に限る。) に対応する場合 自動車重量税、軽自動車税、 他の市町村民税、都道府県民税、事業所税、 紙税、自動車税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得稅、 雑税相当額の増加(市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画 自動車取得税、 登録免許税等に関する制度の改正に起因するもの 不動産取得税、 都市計画税、印紙税、自動車税、 登録免許税等の税率の増加その不動産取得税、都市計画税、印
- のに限る。)に対応する場合 事業税相当額の増加(事業税の税率の増加その他の事業税に関する制度の改正に起因するも
- のに限る。)に対応する場合 法人税相当額の増加(法人税の税率の増加その他の法人税に関する制度の改正に起因するも

(託送供給等に係る収入の見通しの公表)

**第十七条の七** 法第十七条の二第六項の規定による公表は、同条第一項の承認若しくは第四項の変 更の承認を受けた後、又は法第十七条の三第三項の規定による変更の通知を受けた後、 インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 遅滞な

(託送供給等約款において定めるべき事項)

法第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、

四月一日を始期とする五年間と

(託送供給等約款の申請期間

- 特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る する次に掲げる事項について定めるものとする。 電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、 振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関 配電事業及び
- 振替供給に関する次に掲げる事項
- 適用範囲

- 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項
- 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、 その内容
- 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
- 受電電力、受電電力量、 供給電力及び供給電力量の計測方法
- 電上の責任の分界
- 任に関する事項がある場合にあっては、その内容 有効期間を定める場合にあっては、その期間 イからへまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責

実施期日

- 接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項

- 燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価 三十二条第一項に規定する調整を行う場合にあっては、同条第二項に規定する離島基準平均

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)第

- 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項
- ロから二までに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあって その内容
- 方による通知の方法 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項 般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手
- 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項
- 送電上の責任の分界
- 給電所における指令に関する事項
- 任に関する事項がある場合にあっては、その内容 イからルまでに掲げるもののほか、供給条件又は一 般送配電事業者及び供給の相手方の責
- 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- (託送供給等約款の認可の申請)
- **第十九条** 法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様 産業大臣に提出しなければならない。 式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、 経済
- 第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し
- 般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類
- 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説
- えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 七の託送供給等約款変更認可申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添 法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、 様式第十
- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款
- という。)のみの変更を除く。)しようとする場合にあっては、第十七条の三第一項の規定によ 第一項の規定により提出した書類の写し) り提出した書類の写し(法第十七条の二第四項の承認を受けた場合にあっては、第十七条の四 前条第二号ロの事項を変更(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」
- 条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合にあっ 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

- 五. ては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあっ
- .託送供給等約款以外の供給条件の認可の申請)
- 第二十条 法第十八条第二項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第十八の託送供給等特例 認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 後のもの)以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由を記載した書類 変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、 法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項若しくは第八項の規定による その変更
- 金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、 当該
- ,託送供給等約款の変更の届出)
- 第二十一条 給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。 以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。)の変更の場合であっ 次の各号のいずれかに該当する場合とする。 法第十八条第四項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供
- 認又は同条第四項の変更の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎と 等利用者」という。)の料金を変更する場合であって、当該料金が法第十七条の二第一項の する場合 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者(以下「接続供給
- での期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに 態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日ま 等利用者が受ける接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形 続供給等利用者の負担(以下「延滞利息」という。)を変更する場合であって、当該接続供 の接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が増加しないと見込まれる場合 て、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が減少し、かつ、その他 限る。)の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合にお 接続供給等利用者の料金の支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該
- 者」という。)の負担も増加しない場合 供給等約款により託送供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者(以下「託送供給等利用 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項を変更する場合であって、いずれの託送
- いずれの託送供給等利用者の負担も増加しない場合 前三号に掲げるもののほか、託送供給等利用者の負担となる事項を変更する場合であって、
- Ŧi. の負担も増加しない場合 する場合であって、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他 受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更
- 及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合 送電上の責任の分界を変更する場合であって、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金
- 給等利用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であって、 託送供給等利用者に対する期間も短縮されない場合 託送供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般送配電事業者が当該託送供 Ņ
- あって、いずれの託送供給等利用者に対する条件も不利なものとしない場合人。電気の供給を停止できる条件又は託送供給等に係る契約を解除できる条件を変更する場合で
- 託送供給等利用者が選択し得る事項を追加する場合
- 前各号に掲げるもののほか、 託送供給等約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

の実施の日の十日前までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添え 経済産業大臣に提出しなければならない。 法第十八条第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、そ

- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款
- 認を受けた場合にあっては、第十七条の四第一項の規定により提出した書類の写し)及び一般 あっては、第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し(法第十七条の二第四項の承 第十八条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合に
- あっては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法 送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 に関する説明書 第十八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合に
- する場合とする。 済産業省令で定める場合は、託送供給等約款の変更の場合であって、次の各号のいずれかに該当 .一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。) として経 法第十八条第七項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合 2
- に起因するものに限る。)に対応する場合 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正
- 一 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関す る制度の改正に起因するものに限る。) に対応する場合
- 第二十四条 ばならない。 式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなけれ 三 消費税等相当額の増加(消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地 一十四条 法第十八条第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、様方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。)に対応する場合
- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款
- あっては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法 に関する説明書 第十八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合に

(託送供給等約款の公表)

ら、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わ第二十五条 法第十八条第十二項の規定による託送供給等約款の公表は、その実施の日の十日前か なければならない。

(最終保障供給に係る約款において定めるべき事項)

第二十六条 とする。 法第二十条第一項の最終保障供給に係る約款は、 次に掲げる事項について定めるもの

- 適用区域又は適用範囲
- 供給の種別がある場合にあっては、 その種
- 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、

その

- 供給電圧及び周波数
- t 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 供給の停止及び中止に関する事項

- 送電上の責任の分界
- 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、
- 十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関 する事項がある場合にあっては、その内容
- 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- 実施期日

(最終保障供給に係る約款の届出)

**第二十七条** 法第二十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、 その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次 に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説一 料金の算出の根拠に関する書類 明書
- 経済産業大臣に提出しなければならない。 の日の十日前までに、様式第二十二の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、 法第二十条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施
- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款
- 説明書 は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又

(最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請)

- 第二十八条 法第二十条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十三の最終保障供 給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類
- 金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、 当該

(最終保障供給約款の公表)

第二十九条 法第二十条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による最終保障供給約 事務所に添え置くとともに、 款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域(離島等を除く。)における営業所及び インターネットを利用することにより、これを行わなければならな

(指定の申請)

- 第二十九条の二 法第二十条の二第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第二十三の二 の指定区域指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない
- 指定区域の指定を受けようとする区域の境界を明示した地形図
- と比較して、一般送配電事業の効率的な運営に資することを示す書類 における電線路を維持し、及び運用する場合の費用が、主要電線路に接続している場合の費用一 主要な電線路(以下この号及び次号において「主要電線路」という。)から独立して区域内
- 三 主要電線路に接続している場合の停電時間と主要電線路から独立して区域内における電線路 給を阻害するおそれがないことを示す書類 を維持し、及び運用する場合に見込まれる停電時間の比較により、当該区域内の電気の安定供
- 指定区域供給開始までの工事等の概要の説明書
- 2 書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第二十条の二第一項の規定により申請をした者に対し、 前項各号に掲げ

(指定区域に係る情報の公表)

第二十九条の三 法第二十条の二第二項及び第三項の公表は、 (離島等供給に係る約款において定めるべき事項) な方法により行うものとする。 インターネットの利用その他の適切

第三十条 法第二十一条第一項の離島等供給に係る約款は、

次に掲げる事項について定めるものと

適用区域又は適用範囲

供給の種別がある場合にあっては、 その種

供給電圧及び周波数

前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事

供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

供給の停止及び中止に関する事項

送電上の責任の分界 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関 その内容 する事項がある場合にあっては、その内容

有効期間を定める場合にあっては、その期間

実施期日

(離島等供給に係る約款の届出)

第三十一条 法第二十一条第一項の規定による離島等供給に係る約款の届出をしようとする者は、 その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島等供給に係る約款届出書に当該約款及び次に 掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

料金の算出の根拠に関する書類

電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説

済産業大臣に提出しなければならない 法第二十一条第一項の規定による離島等供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施明書

変更を必要とする理由を記載した書類

変更しようとする部分を明らかにした変更前の離島等供給約款

は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する一 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又

(離島等供給約款以外の供給条件の承認の申請)

第三十二条 給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島等供

料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由を記載した書類

(離島等供給約款の公表) 金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書 当該

款の公表は、その実施の日の十日前から、離島等を管轄する営業所及び事務所に添え置くととも

これを行わなければならない

法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島等供給約

インターネットを利用することにより、

第三十三条の二 法第二十二条の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十六 ける一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項にお電し、又は放電するものに限る。同項において同じ。)又は特定卸供給事業(その供給区域にお 発電事業(その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発 給区域における一般の需要に応ずるものに限る。第四十五条の二の十二第一項において同じ。)、 なければならない。 いて同じ。)を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出 一の一般送配電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業(その

書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第二十二条の二第一項ただし書の認可を受けようとする者に対し、

(特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件)

その

第三十三条の三 法第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業 じ。)(当該一般送配電事業者に該当するものを除く。)に該当する者であることとする。 第四号の二に規定する親会社等をいう。第四十四条の三及び第四十五条の二の十三において同 発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合第三十三条の四 法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害

るための措置を講じている場合 営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売 いて同じ。)を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この款にお 電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保す 電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、 職をいう。)を行う者(以下この条において「兼職者」という。)が非公開情報(当該一般送配 一般送配電事業者において、兼職(法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼

一 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定 を講じている場合 供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置

(特定送配電等業務)

その運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号第三十三条の五 法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のため いずれかに該当するものとする。

非公開情報を入手することができる業務

気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、 送電及び配電に係る業務のうち、

(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の六 法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者 ものであることとする。 従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある

2 運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、 発電事業の業務の

4 3 事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、 発電事業者又は特 特定卸供給

定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるも

(適正な競争関係を阻害するおそれがない情報)

- 第三十三条の六の二 法第二十三条第一項第一号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する おそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。
- 規定する匿名加工情報をいう。第四十五条の二の十七第二号において同じ。) 匿名加工情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第六項に
- は提供するものに限る。 (当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者の同意を得て公表するために利用し、又一一般送配電事業者が電力量調整供給を行う発電等用電気工作物の供給電力量に関する情報
- (経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為) て、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがなく、かつ必要最小限のもの の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報であっ れた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十一条 二十七号)第十条第三項の規定に基づき市町村長から一般送配電事業者に対して提供を求めら前三号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百

第三十三条の七 法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するもの として経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

示する場合についてはこの限りではない。 認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤 一般送配電事業者(認可一般送配電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。)が、

事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、一般送配電事業者一 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給 くは表示する場合についてはこの限りではない。 誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若し がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると

三 一般送配電事業者(認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給 項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号給事業(小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。第三十三条の十五第一 の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。)又は特定卸供四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条 事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業(小売電気事業の用に その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者(認可一般送配電及び電力量調整供給の業務を行う部門。第三十三条の十五第一項第十二号において同じ。)が、 要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を 供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第 ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。) .保る業務を営む部門を含む。第三十三条の十五第一項第十二号において同じ。) に対する需

(一般送配電事業者と特殊の関係のある者)

第三十三条の八 法第二十三条第二項の一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のあ る者は、次に掲げる者とする。 3

一般送配電事業者の特定関係事業者の子会社等 第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。 般送配電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値(銀行法(昭和五十六年法律第五十九 (当該一般送配電事業者に該当するものを除 第四十四条の八第二号及び第四十五条の

> 二の十九第二号において同じ。)以上の数の議決権の保有者(当該一般送配電事業者に該当す るものを除く。)

- 号)第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。第四十四条の八第三号及び第四十五条 一般送配電事業者の特定関係事業者の関連会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三
- の二の十九第三号において同じ。)(当該一般送配電事業者に該当するものを除く。)

(業務委託の禁止の例外)

- 第三十三条の九 法第二十三条第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがな 場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合
- る。) に該当するものを除く。) である場合 般送配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限 子会社(当該一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(当 業務を受託する者(以下「受託者」という。)が、委託をしようとする一般送配電事業者
- 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

非公開情報を取り扱う業務を委託する場合

- って、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であ
- 情に照らして、合理的な理由を欠く場合 受託者を公募することなく業務を委託することが、 当該委託に係る業務の性質その他の

(受託者の公募)

ーネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の第三十三条の十 法第二十三条第四項本文の規定による受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インタ 受託の実施が確保される方法により行わなければならない。

(受託者の公募の例外)

第三十三条の十一 法第二十三条第四項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する 得ない一時的な委託としてする場合とする。 おそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、災害その他非常の場合において、やむを

(業務受託の禁止の例外)

第三十三条の十二 法第二十三条第五項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが ない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合

与えることができるものでない場合 優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に

(重要な役割を担う従業者)

者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあ第三十三条の十三 法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業 るものであることとする。

2 運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の

▼ 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸

定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるも 者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特 のであることとする。

4

《経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為》

るものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 第三十三条の十四 法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害す

一一般送配電事業者の特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の大た情報を除く。)を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業のまな、第三十三条の六の二第一号及び第二号に掲げる情報、当該一般送配電事業関する情報のうち、第三十三条の六の二第一号及び第二号に掲げる情報、当該一般送配電事業関する情報を除く。)を、当該特定関係事業者の小売電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生正ネルギー電気特措法第二条の六の二第一号及び第二号に掲げる情報、当該一般送配電事業に大ルギー電気特措法第二条の六の二第一号及び第二号に掲げる情報、当該一般送配電事業とは大いで利用すること。

うこと。 家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行て、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要 一 一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用し

Ŧi.

い体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならな(体制の整備等)

の項の下欄において同じ。)の業務 配電事業者に該当するものを除く。こ の一般送配電事業の業務(非公開情報 給及び電力量調整供給の業務その他そ の項の下欄において同じ。) の託送供 配電事業者に該当するものに限る。こ を取り扱わない業務を除く。) 当該一般送配電事業者(認可一般送 当該一般送配電事業者(認可一般送 当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務 業務(託送供給及び電力量調整供給の業務その 事業、発電事業若しくは特定卸供給事業に係る 一該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務 する業務を除く。) 他その一般送配電事業の業務を行う部門が実施 から受託する業務を除く。)又はその小売電気 (当該一般送配電事業者がその特定関係事業者 から受託する業務を除く。) (当該一般送配電事業者がその特定関係事業者

t

されたものを構築するものであること。いう。) に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保いう。) に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門(以下この条において「託送供給等部門」と

することができるものであること。し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を利用イー必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用

のであること。 入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するもの「当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が

手したことがないかどうかを定期的に確認することができるものであること。ハーロにおいて保存された記録について、イにおいて特定された者以外の者が非公開情報を入

いものであること。ただし、次に掲げるシステムであって、託送供給及び電力量調整供給の業供給事業に係る業務を営む部門を含む。以下この号及び第十六号において同じ。)と共用しな一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸三 託送供給等部門に構築する非公開情報の管理の用に供するシステムが特定関係事業者(認可手したことがないかどうかを定期的に確認することができるものであること。

りでない。
- 「電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであることが確保されたものを特定関係事業者と共用することについては、この限一電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことがでギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネル・終並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルーのでは、

テム 給の相手方に関する情報及び電力の売買取引に関する情報を保有するシステムでないシス ・ 非公開情報のうち当該一般送配電事業者の特定関係事業者以外の小売電気事業者の小売供

過していないものしていないものであって、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を経っていないシステムであって、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を完了は、令和六年四月一日時点において特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了

情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認するものであること。」第二号ロにおいて保存された記録について、同号イにおいて特定された者以外の者が非公開

武送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務
 武送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業者のあること。
 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業者のあること。
 託送供給及び電力量調整供給の業務を可能であること。

ための必要な措置を実施させるものであること。適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにする及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等にの他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法の他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法の世界の主義の業務を実施するに当たり遵守すべき規程がびにこれらの業務の表務を

役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。 第五号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行

ものであること。 に関する情報の管理責任者(次号及び第十一号において「情報管理責任者」という。)を置くた、武送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務

するものであること。 十 情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることと

こと。知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものである知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものである役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して一、情報管理責任者をして、第五号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締--

は、この限りでない。 保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときの内容(この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。)を記録し、これを業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びそ業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びそれに、出該供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事

法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を

う。)を行わせるものであること。 にその業務執行の状況の監視(次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」とい 業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並び 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の

―電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギ 業務の実施状況を監視する部門(以下この条において「監視部門」という。)を託送供給等部 当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の

電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電 扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。 する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定

運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものである十八 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の

十九 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を 決定する機関に報告させるものであること。

事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、 給の業務その他その一般送配電事業の業務において法令等に適合しない行為若しくは電気供給 務に関する情報の不適正な利用若しくは提供がなされたこと、又は託送供給及び電力量調整供 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業 必要な調査

前項第二号ロ及び第十二号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。及び適正な対処を行う体制が整備されているものであること。

(体制の整備等に関する報告)

過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の第三十三条の十六 法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経 を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない 四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

前条第一項第一号の規定により区分した室の配置

前条第一項第二号及び第三号の規定により構築したシステムの概

前条第一項第四号の規定により実施した確認の結果 一項第五号の規定により作成した規程

五四三 より整備した体制 前条第一項第六号、第九号、第十号、第十三号、第十五号、 第十六号及び第二十号の規定に

前条第一 項第七号の規定により実施した措置の内容

項第八号の規定により実施した研修の内容

一項第十二号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要|項第十一号の規定により実施した管理の内容

項第十四号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視

十一 前条第一項第十四号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の 等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはそ 当該措置を講じなかったときはその理由

前条第一項第十七号及び第十八号の規定により行った監視の結果

合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなか ったときはその理由 に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場 前条第一項第十七号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務

めの措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するた十四 前条第一項第十八号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等

十五 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給 (供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請) 事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、 その内容

第三十四条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置 する電線路による供給許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならな

供給を必要とする理由を記載した書類

供給の相手方との契約書の写し

料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書

供給することにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書

五四 置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類、供給するために電気工作物を設置する場合にあっては、 その電気工作物の概要並びにその

2 経済産業大臣は、法第二十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、 類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 前項各号に掲げる書

(託送供給に係る協議に関する裁定の申請)

第三十五条 法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協 議の経過に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 (消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第三十六条 第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十八条、 れらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関す 条、第三十二条及び第三十四条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であっ て、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、こ

第三十七条 第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき申請書又は届 しようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び る賦課金の額(以下「賦課金額」という。)又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更を る説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。 請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。 書を提出しようとする場合であって、再生可能エネルギー電気特措法第三十六条第一項に規定す (賦課金額に係る手続の特例)

第三十八条 法第二十六条第一項(法第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項にお を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、 いて準用する場合を含む。次項において同じ。)の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気 それぞれ同表の下欄に掲げる

(電圧及び周波数の値)

- 1	の身内	整備
二百ボルト	百ボルト	標準電圧
二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値	維持すべき値

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める周波数の値は、 その者が供給する電気の標準周波

(電圧及び周波数の測定方法等)

いて準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の経済産業省令で定める電圧の第三十九条 法第二十六条第三項(法第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項にお 次に掲げるものとする。

測定は、別に告示するところにより選定した測定箇所において行うこと。

産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。)が指定する期間において一回、 **座業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。)が指定する期間において一回、連続して二十四時測定は、測定箇所ごとに、毎年、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長(中部経済** 行うこと。

同一の発電所、蓄電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定 同一の日時において行うこと。

測定は、記録計器を使用して行うこと。

法第二十六条第三項の経済産業省令で定める周波数の測定方法は、電力系統ごとに、 記録計器

を使用して常時測定するものとする。

法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする

電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。 標準電圧

箇所に係る高圧配電線路の名称 測定年月日 測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所、蓄電所又は変電所の名称及び当該測定

測定計器の型式及び番号

測定電圧の三十分平均最大値及び三十分平均最小値並びにそれぞれの発生時

測定者の氏名

周波数の測定の結果については、 標準周波数 電力系統ごとに次の事項を記録すること。

測定計器の型式及び番号

測定周波数の日最大値及び日最小値並びに月間積算周波数偏差

測定者の氏名

三 測定の結果の記録は、三年間保存すること。

(電磁的方法による保存)

第四十条 法第二十六条第三項に規定する測定の結果の記録は、前条第三項に規定する記録方法に 方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。 より、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない 2

他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その

3

3 ればならない。 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ

(電気工作物の台帳の作成等)

む。第四項及び次条第一項において同じ。)に規定する電気工作物の台帳は、帳簿及び図面をも第四十条の二 法第二十六条の三第一項(法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含 って組成するものとする。

帳簿には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(電気方式、電圧、 . 一及び変圧器にあっては、その区分、名称、設置場所、設置の時期、耐用年数、設備仕様に、開閉器(配電設備を除く。)、断路器、電力用蓄電器、主要変圧器、配電用変圧器、リアク 鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、電線(配電設備を除く。)、ケーブル(引込線を除く。)、遮断 容量、電気の周波数、 材質、規格その他の電気工作物に関する情報をいう。 2

> いること及び必要に応じて設置場所の環境又は使用状況その他の電気工作物に係る情報を用い必要度(工事等の優先度又は要否を判断するための基礎となる情報であって、管理等履歴を用 以下この号及び次号並びに第三項第一号において同じ。)、単位、管理等履歴(巡視、 ることにより得られるものをいう。 工事等に係る記録をいう。以下この号及び次号並びに第三項第一号において同じ。)及び処置 点検及び

数、設備仕様、単位及び管理等履歴 に限る。)及び計器を除く。)にあっては、その区分、名称、設置場所、 電気工作物 (前号に掲げるもの、電線 (引込線及び添加電話線に限る。)、ケーブル 設置の時期、 耐用年 (引込線

三 電線(引込線及び添加電話線に限る。)、ケーブル(引込線に限る。)及び計器にあっては その区分、名称、耐用年数及び数量

電気工作物につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。 図面は、平面図を作成するほか、必要に応じ、系統図又はその他の図面を作成するものとし

3

平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。

市町村名及びその境界線

配電区域(一連の配電線路により電気が供給される区域をいう。)

設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴) 前項第一号に掲げる電気工作物の位置及び名称(配電の用に供する鉄塔、鉄柱、コンクリ ト柱、遮断器、断路器、電力用蓄電器、リアクター及び変圧器にあっては、位置、 名称、

二 配電の用に供する電線、ケーブル及び開閉器の位置及び名称 名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴 (開閉器にあっては、 位置、

引込線の位置

付近の道路、河川及び鉄道等の位置

方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

該記載することが困難な事項を系統図又はその他の図面に記載しなければならない。 場合には、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。この場合において、 前号の規定にかかわらず、同号ハからホまでに掲げる事項を平面図に記載することが困難な「一方位」縦尺「凡伊及て作斥りをチー

事項(設置の時期及び耐用年数を除く。)とする。 法第二十六条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号及び第三項各号に掲げる

(電磁的方法による保存) 帳簿又は図面の記載事項に変更があったときは、 速やかに、これを訂正しなければならない。

5

第四十条の三 法第二十六条の三第一項に規定する電気工作物の台帳は、電磁的方法により作成

し、保存することができる。 前項の規定による保存をする場合には、同項の電気工作物の台帳が必要に応じ電子計算機その

他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

成され、保存されている場合であって、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示 る事項にあっては、位置及び名称を除く。以下この項において同じ。)が、電磁的方法により作 第三項柱書に規定する平面図に記載されているものとみなす。 されることができるようにしているときは、同号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項が同条 前条第三項第一号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項(同号ハ括弧書及びニ括弧書に掲げ

4 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ ればならない。

(送電事業の許可申請)

第四十一条 法第二十七条の五第一項の申請書は、様式第二十九によるものとする。

3 について、様式第三により作成するものとする。 法第二十七条の五第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度法第二十七条の五第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

- 法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、 送電事業の用に供する電気工作物の概要 次に掲げるものとする。
- 送電事業の用に供する変電所の主要設備の配置図
- を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給 一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用
- 四の二 配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に 行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し 供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を
- 主たる技術者の履歴書
- 様式第三十の送電事業遂行体制説明書
- 末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度
- 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履
- 議決に係る議会の会議録の写し 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が送電事業を営むことについての
- ったことを証する書類 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、 当該申請者が推進機関に加入する手続をと
- のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第二十七条の四の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類
- (送電事業者の振替供給の範囲)
- に掲げるものとする。 法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、 次
- キロワットを超えるものであることを約するもの 係る振替供給に係る契約であって、十年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が千 |配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気 一般送配電事業者又は配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定
- 一 一般送配電事業者又は配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定 万キロワットを超えるものであることを約するもの に係る振替供給に係る契約であって、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十 送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気
- (送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項)
- **第四十三条** 法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定め るものとする。
- 適用範囲
- 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項
- 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、 その
- 契約の更新及び解除に関する事項

送電上の責任の分界 受電電力、受電電力量、 五.

(任に関する事項がある場合にあっては、その内容 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者、 般送配電事業者及び配電事業者の

供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

有効期間を定める場合にあっては、 その期間

- 第四十四条 法第二十七条の十一第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしよう 説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する とする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十一の振替供給条件届出書に料金の算出
- 実施の日の十日前までに、様式第三十一の二の振替供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添え 法第二十七条の十一第一項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、 経済産業大臣に提出しなければならない。 その
- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件
- 明書 び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及

(送電事業者の兼業制限の例外)

- 第四十四条の二 法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第三 電事業又は特定卸供給事業を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業十一の二の二の送電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業、発 大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる (特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件) 経済産業大臣は、法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者に対し、
- 第四十四条の四 法第二十七条の十一の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を 第四十四条の三 法第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電 気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等 (送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外) く。)に該当する者であることとする。 (当該送電事業者に該当するものを除
- 阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する 場合とする。
- 及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る 者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又 ものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合 いことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業務その他の変電 は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この節において同じ。)を入手できな 職をいう。)を行う者(以下この条において「兼職者」という。)が非公開情報(当該送電事業 送電事業者において、兼職(法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼
- 二 送電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事 業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じ ている場合
- (特定送電等業務)
- のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次第四十四条の五 法第二十七条の十一の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保 の各号のいずれかに該当するものとする。
- 非公開情報を入手することができる業務
- 卸供給事業に影響を及ぼし得るもの 振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、 小売電気事業、 発電事業又は特定

(重要な役割を担う従業者)

第四十四条の六 法第二十七条の十一の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気 にあるものであることとする。 事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位

運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の

事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給

のであることとする。 定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるも 者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業

(経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為)

第四十四条の七 法第二十七条の十一の四第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻 害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 2

についてはこの限りではない。 それのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合 係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるお 送電事業者(認可送電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。)が、その特定関 4 3

場合についてはこの限りではない。 それのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する 係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるお と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、送電事業者がその特定関 送電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者

第四十四条の十三第一項第八号において同じ。)が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、 る広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。 八号において同じ。)に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資す 事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第 発電事業者又は特定卸供給事業者(認可送電事業者においては当該認可送電事業者の小売電気 送電事業者(認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門。

(送電事業者と特殊の関係のある者)

第四十四条の八 法第二十七条の十一の四第二項の送電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係 のある者は、 次に掲げる者とする。

送電事業者の特定関係事業者の子会社等(当該送電事業者に該当するものを除く。)

に該当するものを除く。) 送電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者(当該送電事業者

三 送電事業者の特定関係事業者の関連会社 (業務委託の禁止の例外) (当該送電事業者に該当するものを除く。)

第四十四条の九 法第二十七条の十一の四第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する おそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合

当該特定関係事業者の子会社等(当該送電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の一) 受託者が、委託をしようとする送電事業者の子会社(当該送電事業者の特定関係事業者又は 方針の決定を支配するものに限る。)に該当するものを除く。)である場合

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合

小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であ 受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

> 情に照らして、合理的な理由を欠く場合 受託者を公募することなく業務を委託することが、 当該委託に係る業務の性質その他の

事

(業務受託の禁止の例外)

第四十四条の十 法第二十七条の十一の四第四項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する おそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合

与えることができるものでない場合 優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に

(重要な役割を担う従業者)

気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地第四十四条の十一 法第二十七条の十一の五第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電 位にあるものであることとする。

運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、 発電事業の業務の

事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給

のであることとする。 定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるも 者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業

(経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為)

第四十四条の十二 法第二十七条の十一の六第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を 阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、 次に掲げるものとする。

の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用すること。 者から当該業務の用に供する目的のために提供された情報を除く。)を、当該特定関係事業者 り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報のうち、当該送電事業 送電事業者の特定関係事業者が、非公開情報(当該送電事業者が振替供給の業務に関して知

の他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと、 関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、 送電事業者の特定関係事業者が、当該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、 取引先そ その特定

定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関第四十四条の十三 法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規 係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

る室と区分するものであること。 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供す

欄において同じ。) の業務 に該当するものを除く。この項の下 当該送電事業者(認可送電事業者

当該送電事業者の特定関係事業者の業務 電事業者がその特定関係事業者から受託する業 (当該送

情報を取り扱わない業務を除く。) その他その送電事業の業務(非公開 欄において同じ。) の振替供給の業務 に該当するものに限る。この項の下 当該送電事業者(認可送電事業者

当該送電事業者の特定関係事業者の業務(当該 業務その他その送電事業の業務を行う部門が実しくは特定卸供給事業に係る業務(振替供給の務を除く。)又はその小売電気事業、発電事業若 施する業務を除く。) 電事業者がその特定関係事業者から受託する業

の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件 振替供給の業務を行う部門 (以下この 条において (当該システムをその特定関係事業者 「振替供給部門」という。)に非公開情 (認

る要件を除く。)を満たすことが確保されたものを構築するものであること。 係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。)と共用しない場合は、イ及び口に掲げ 可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に

- いものであること 振替供給の業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができな
- することができるものであること。 し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用
- のであること 入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するも 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が
- 振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電事業の業務に関する情報の入手、
- の取締役、執行役及び従業者が遵守すべき規程を作成するものであること。 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該送電事業者の取締役、執行役及び従
- 業者に対し必要な研修を実施するものであること。 振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電事業の業務に関する情報の管理責任者
- (次号及び第七号において「情報管理責任者」という。) を置くものであること。 情報管理責任者は、当該送電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするも

のであること。

- 事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。 役及び従業者によって遵守されるよう、振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該送電事業者の取締役、執行
- 業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容(この号及び次条におい し、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。 て「取引及び連絡調整の経緯等」という。)を記録し、これを保存するものであること。ただ 振替供給部門をして、振替供給の業務について、当該送電事業者と小売電気事業者、発電事
- を確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監 (次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。) を行わせるものである 法令遵守責任者をして、振替供給の業務その他その送電事業の業務が法令等に適合するこ 法令遵守責任者を置くものであること。
- (以下この条において「監視部門」という。) を振替供給部門とは別に置くものであること。 当該送電事業者の振替供給の業務その他その送電事業の業務の実施状況を監視する部 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。
- 報その他その送電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させ ものであること。 監視部門をして、振替供給の業務を行う部門における振替供給の業務に関して知り得た
- 令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。 監視部門をして、振替供給の業務その他その送電事業の業務の運営及び内容について、
- 十五 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執 決定する機関に報告させるものであること。
- 前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする

(体制の整備等に関する報告)

告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書第四十四条の十四 法第二十七条の十二において準用する法第二十三条の四第二項の規定による報 当該事業年度に係る法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一

> 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載 )た書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 前条第二号の規定により構築したシステムの概要
- 前条第三号の規定により作成した規程
- 前条第四号の規定により実施した研修の内容

五四

- 前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体

- 前条第七号の規定により実施した管理の内容 前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要

七

- 前条第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果
- ない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措 前条第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正で
- 置を講じなかったときはその理由 前条第十三号及び第十四号の規定により行った監視の結果
- るための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由 他その送電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正す 前条第十三号の規定により行った監視の結果、振替供給の業務に関して知り得た情報その
- 十二 前条第十四号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法 令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措 置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 講じたその他の措置がある場合には、その内容 第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十七条の十二において読み替えて準用する法

(準用)

第四十五条 第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、 並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。)及び第四十条の三(第三項を除く。)の規定は送電事 業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ司表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第四十条の二 (第二項第三号

ک	これ それ 同才	の一様はおける生存に記み替うるものとつる	3)
見	第五条	注第七条第匹項	法第二十七条の七の二第匹項
- 礼	第六条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配
(0)			事業者
門	第六条	法第八条第一項	法第二十七条の七の三第一項
Ē	第六条第一項	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電
			事業者
青		様式第六の供給区域変更許可申	`申 様式第三十一の三の振替供給関係変更許
るも		請書に次の各号に掲げる書類	に第一号及び第二号に掲げる書類
			手方の減少の場合にあっては、第一号の書類に限
法			る。)
	第六条第一項第	項第増加し、又は減少する供給区域	又は減少する供給区域振替供給の相手方との契約書の写し
を	二号	の境界を明示した地形図	
	第六条第二項	前項各号	前項第一号及び第二号(振替供給の相
			の場合にあっては、第一号に限る。
	第七条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電
報			事業者

	第十六条	第十五条第	第四号	第十五条第	第十五条		第十四条	第十三条	第十一条第二	第九号条第	第四号	第十一条第	第十一条	第十条第二	十二号 第	五号条第	第十条第	第十条	び第三項	第九条第	第九条第	第九条第		第八条	第七条
二十七条の二十六第一項にお条の二第法第二十六条の三第一項(法	法第十四条第二項	二項	第一項十年	第一項 次の各号	法第十四条第一項	発電所、蓄電所及び給電設備送電線路、配電線路、変電所	法第十三条第一項	法第十三条第一項	項前	体制説明書の一般送配電	1 年 年	- 項	法第十条第二項	項前	体制説明書   体制説明書   体制説明書   本制説明書   本制説明書   本制記明書   本制記明書   本制記書   本記書   本記書	一項第十年	一項 次の各号	注 第十条 第一 写		二項及法第九条第二項	一項第変電所、発電所又は蓄電所	一項 法第九条第一項	次の各号	法第九条第一項	
におい <u>条の三第一項</u> (法第法第二十七条の十二において準用する法第二十六	第二項 法第二十七条の十二において準用する法第十四条	前項第一号、第三号及び第四号	五年	第一号、第三号及び第四号	第一項 法第二十七条の十二において準用する法第十四条	が、送電線路、変電所及び給電設備	第一項 法第二十七条の十二において準用する法第十三条	第一項 法第二十七条の十二において準用する法第十三条	まで 前項第一号から第四号まで及び第六号から第九号	事業途行材式第三十の送電事業遂行体制説明書		第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで		二号 前項第一号から第八号まで、第十一号及び第十	業遂行様式第三十の送電事業遂行体制説明書	五年	第一号から第八号まで、第十一号及び第十二号	一項 一項		法第二十七条の十二において読み替えて準用する	変電所	法第二十七条の十二において読み替えて準用する	第一号及び第二号	法第九条第一項法第二十七条の十二において読み替えて準用する	法第二十七条の十二において読み替えて準用する
八 様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明書七 主たる技術者の履歴書	る者との契約書の写し 六 他の者から配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合に	合にあっては、その供給の相手方との契約書の写記	五 一般送配電事業者又は他の配電事業者にその配票四 配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電配	三二章列朝流図	一	4    去第二十七条の十二の三第二頁の圣斉室業省合で它のる書頂は、欠こ曷げるものとする。	3 长第二十二条の十二の三第二項の事業計画書は、営2 法第二十七条の十二の三第二項の事業計画書は、営	<b>4条の二</b> 法第二十七条の十二の三第一項の申事業の許同申請)	第三十六条の規定は前条の届出書の提出に準用する		四十条の三幕去第二十六条の三第一項第二項各号	四項   条の二第法第二十六条の三第一項   条の二第法第二十六条の三第一項    港第二		及び管理等履歴)期、耐用年数、設備仕様、単	あっては、位置、名称、設置の電器、リアクター及び変圧器に	柱、遮断器、断路器、電力用蓄する鎖塔、鎖柱、三ンクリート	三項第一号ハーの位置及び名称(配電の用に供の位置	二第前項第一号に掲げる電気工作物並	次に掲げる事項 イ、	、リアクター及び変圧器	器、配電用変玉   路器、電力用蓋	ブル、遮断器、開閉器(配一号 電線(配電設備を除く。)、	、鉄柱、コンクリート柱、	二項柱書   第四十条の二第次に掲げる事項 第一号	において同じ。) て準用する場合を含む。第四項
書	の供給を受ける場合にあっては、その供給をす	( ( (	電事業の用に供するための電気を供給する場所の主要設備の配置図		給区域の境界を明示した地形図	<b>定める諅頂は、欠こ場げるものとする。る。</b> る。 ■ 薬腸めℓ F以後十年 Pℓ Fを含む毎事	ま、事業制台の日火&トFNの日と含い再事様式第三十一の三の三によるものとする。	請書は、様式第三十一の三の二によるものと	Za.	第一項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	去第二十七条の十二こおいて進用する去第二十六第二項第一号及び第二号	の三第一項。「一において準用する法第二十六」	る事項				置及び名称	n項第一号に掲げる電気工作物(変圧器を除く。)	ハ、へ及びトに掲げる事項		I	断路器、電力用蓄電器ケーブル、遮断器、開	枉、コンクリート柱、電線(配電設備	号及び第二号に掲げる事項	

末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、 最近の事業年度

申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履

- 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が配電事業を営むことについて
- ついて行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し(許可又は登録の十二 配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用に
- 十三 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続を とったことを証する書類 申請をしている場合にあっては、その申請書の写し)

法第二十七条の十二の十一に規定する託送供給等約款の方針を記載した書面

者又は特定送配電事業者から譲り受け、若しくは借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の-五 法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画の要旨(一般送配電事業者、他の配電事業 用に供しようとするときに限る。)

る書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の二の許可を受けようとする者に対し、 業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用 の託送供給等の業務の引継ぎに関して一般送配電事業者と共同で作成する休廃止時取決書 に供して事業を行う場合にあっては、配電事業の休止又は廃止の際に行う一般送配電事業者へ 法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画を作成せず事業を行う場合又は他の配 前項各号に掲げ

(配電事業者の振替供給の範囲)

業者(一般送配電事業者又は他の配電事業者と電気的に接続していない場合を除く。)が行う次第四十五条の二の二 法第二十七条の十二の十第一項の経済産業省令で定める振替供給は、配電事 に掲げる振替供給とする。

じて供給する電気に係るもの る振替供給であって、当該振替供給を行う配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係

給を行う配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物一 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であって、当該振替供 気に係るもの を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第四十五条の二の三 法第二十七条の十二の十一第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、 項について定めることを要しない。 事業者又は他の配電事業者と電気的に接続していない配電事業者にあっては、第一号に掲げる事 給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、一般送配電口に掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供 送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号 一般

振替供給に関する次に掲げる事項

- 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項
- 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、 その内容
- 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
- 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法
- する事項がある場合にあっては、 からホまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に関 その内容

- 有効期間を定める場合にあっては、
- 接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項

ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

の内容

契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

る通知の方法 配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方によ

受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

給電所における指令に関する事項 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

する事項がある場合にあっては、その内容 イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に関

有効期間を定める場合にあっては、その期間

ヲ 実施期日

(託送供給等約款の届出)

第四十五条の二の四 法第二十七条の十二の十一第一項の規定による託送供給等約款の届出をしよ 託送供給等約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。うとする者は、その実施の日の三月前までに、様式第三十一の三の五の託送供給等約款届出書に

れることの説明書及びその算定根拠 部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準となることが確保さ 料金が法第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一

二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説 明書

げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 は、その実施の日の三月前までに、様式第三十一の三の六の託送供給等約款変更届出書に次に掲 法第二十七条の十二の十一第一項の規定により託送供給等約款の変更の届出をしようとする者

変更を必要とする理由を記載した書類

変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

前条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合にあっ

四 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあっては、前項第一号に掲げる書類 ては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する

(託送供給等約款以外の供給条件の承認の申請)

第四十五条の二の五 法第二十七条の十二の十一第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様 式第三十一の三の七の託送供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、 なければならない。 経済産業大臣に提出

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由を記載した書類

金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、

2 とにより、これを行わなければならない。 の実施の日の三月前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用するこ 配電事業者は、託送供給等約款の公表後速やかにその供給区域内の電気の使用者及び事業を営 法第二十七条の十二の十一第四項の規定による託送供給等約款の公表は、 そ

む小売電気事業者に対して、その旨を通知しなければならない。 (引継計画の承認)

第四十五条の二の七 書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。 承認を受けようとする者が他の者に託送供給等業務を委託する場合における当該委託に係る契約 提出しなければならない。なお、経済産業大臣は、同項の承認を受けようとする者に対し、当該 の三の八の引継計画承認申請書に様式第三十一の三の九の引継計画を添えて、経済産業大臣に2十五条の二の七 法第二十七条の十二の十二第一項の承認を受けようとする者は、様式第三十

第四十五条の二の八 ない変更とする。 町村名、連絡先、 電気工作物の数量その他の託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに支障のハ 法第二十七条の十二の十二第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、市

(軽微な変更)

ようとする者は、様式第三十一の三の十の引継計画変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、第四十五条の二の九 法第二十七条の十二の十二第一項の規定による引継計画の変更の承認を受け 経済産業大臣に提出しなければならない。

変更を必要とする理由を記載した書類

変更しようとする部分を明らかにした変更前の引継計画

第四十五条の二の十 うとする者は、様式第三十一の三の十一の引継計画変更届出書を経済産業大臣に提出しなければ**四十五条の二の十** 法第二十七条の十二の十二第三項の規定による引継計画の変更の届出をしよ

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第四十五条の二の十一 全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、 済産業大臣に提出しなければならない。 けようとする者は、様式第十四の事業休止(廃止)許可申請書に次の各号に掲げる書類(事業の 法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四条第一項の許可を受 第一号及び第五号の書類に限る。)を添えて、 経

休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

供給区域の境界を明示した地形図 配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業に係る

休止し、又は廃止する配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書

務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項を記載した休止又は廃止のための計画 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書 一般送配電事業者、他の配電事業者又は配電事業を営もうとする者に対する託送供給等の業

引継計画又は休廃止時取決書

ようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがで 休廃止時取決書の内容に変更がある場合にあっては、その理由を記載した書類 法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四条第一項の許可を受け

(配電事業者の兼業制限の例外)

し書の認可を受けようとする者は、様式第三十一の三の十二の配電事業者の兼業認可申請書に当第四十五条の二の十二 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の二第一項ただ である理由を記載した書類を添えて、 該認可を受けようとする者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが特に必要 経済産業大臣に提出しなければならない

2 書の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めること ができる。 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の二第一項ただし

(特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件)

第四十五条の二の十三 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項 社等(当該配電事業者に該当するものを除く。)に該当する者であることとする。 経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の 本文

(配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

し書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定第四十五条の二の十四 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項ただ める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

きないことを確保するための措置を講じている場合 兼職者が当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係 得るものをいう。以下この節において同じ。)を入手できないことを確保するための措置及び 公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし という。)が非公開情報(当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画で 第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。)を行う者(以下この条において「兼職者」 配電事業者において、兼職(法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三

業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じ ている場合 配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事

(特定送配電等業務)

第四十五条の二の十五 特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、 第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が 法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十二条の三 次の各号のいずれかに該当するものとす

非公開情報を入手することができる業務

業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、 小売電気事

(重要な役割を担う従業者)

第四十五条の二の十六 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第二項 営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運

2 運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、 発電事業の業務

事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給

3

又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位に の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者 あるものであることとする。 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十五条の二の十三に定める要件に該当する者

(適正な競争関係を阻害するおそれがない情報)

第四十五条の二の十七 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第一項第一号 報 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情

- 一 「 カニナニ 局ず こ 一 匿名加工情報

(経済産業省令で定める配電事業者の禁止行為)

- 「おのとする。 「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲算四十五条の二の十八 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第一項第三号の
- # でい。 一、配電事業者(法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の二第一項ただし書 一、配電事業者(法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の二第一項だし書 「関係事業者」という。」を除く。次号において同じ。」が、その特定関係事業者たる小売電気事業 の認可を受けた配電事業者(本条及び第四十五条の二の二十四第一項第一号において「認可配 の認可を受けた配電事業者(本条及び第四十五条の二の二十四第一項第一号において「認可配 の認可を受けた配電事業者(本条及び第四十五条の二の二十四第一項第一場において「認可配
- 第一利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。 第四十五条の二の二十四第一項第八号において同じ。)に対する需要家、取引先その他の該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含ま業者にる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者(認可配電事業者においては当本の業務を行う部門。第四十五条の二の二十四第一項第八号において同じ。)が、その特定関係三、配電事業者(認可配電事業者にあっては当該認可配電事業者の託送供給及び電力量調整供給
- 項の配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。第四十五条の二の十九 法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十三条第二(配電事業者と特殊の関係のある者)
- | 電電事業者の特別の表表表の子会社等( ) | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000
- (業務委託の禁止の例外)配電事業者の特定関係事業者の関連会社(当該配電事業者に該当するものを除く。)
- 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合
- るための措置が講じられている場合 は、一般の情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保すら情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保す当該一般送配電事業者が受託した業務で知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関す、 受託者が一般送配電事業者である場合であって、委託をしようとする配電事業者において、
- Ⅰ 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

- イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
- って、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するときロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であ
- 情に照らして、合理的な理由を欠く場合 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事

(業務受託の禁止の例外)

- 第四十五条の二の二十一 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第五項の電気第四十五条の二の二十一 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第五項の電気
- 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合
- 与えることができるものでない場合 優先的な取扱いをし、若しくは不利益を優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を一 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に

(重要な役割を担う従業者)

- 運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の第四十五条の二十二 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の二第一項第
- 運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の
- 事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供
- あるものであることとする。

  文は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位に又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位に 以は特定卸けの経済産業省令で定める要件は、第四十五条の二の十三に定める要件に該当する者 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十五条の二の十三に定める要件に該当する者 事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為)

- 次に掲げるものとする。 二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、第四十五条の二の二十三 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の三第一項第
- 一 配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報(当該配電事業者が託送供給及び電力量調整供一配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報(当該配電事業者が託送供給及び電力量調整供一配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報(当該配電事業者が託送供給及び電力量調整供一配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報(当該配電事業者が託送供給及び電力量調整供
- (体制の整備等)の他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。の他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先そ二 配電事業者の特定関係事業者が、当該配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定
- 第四十五条の二の二十四法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の第四十五条の二の二十四法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の第四十五条の二の二十四法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の第四十五条の二の二十四

室と区分するものであること。 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供す

おいて同じ。)の業務 該当するものを除く。この項の下欄に 当該配電事業者(認可配電事業者に 当該配電事業者(認可配電事業者に 当該配電事業者の特定関係事業者の業務(当該配 電事業者がその特定関係事業者から受託する業

調整供給の業務その他その配電事業の 業務(非公開情報を取り扱わない業務 おいて同じ。) の託送供給及び電力量 該当するものに限る。この項の下欄に

当該配電事業者の特定関係事業者の業務(当該配 電事業者がその特定関係事業者から受託する業 び電力量調整供給の業務その他その配電事業の 務を除く。)又はその小売電気事業、発電事業若 しくは特定卸供給事業に係る業務(託送供給及

合は、 又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。)と共用しない場 の特定関係事業者(認可配電事業者にあっては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業 いう。)に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件(当該システムをそ 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門(以下この条において「託送供給等部門」と イ及び口に掲げる要件を除く。)を満たすことが確保されたものを構築するものである 業務を行う部門が実施する業務を除く。)

契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達- 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に 的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

することができるものであること。 し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用

のであること。 入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が これを保存するも

業者に対し必要な研修を実施するものであること。 に当該配電事業者の取締役、執行役及び従業者が遵守すべき規程を作成するものであること。る情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするため 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該配電事業者の取締役、執行役及び従 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関す

る情報の管理責任者(次号及び第七号において「情報管理責任者」という。)を置くものであ 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関す

情報管理責任者は、当該配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするも

情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。 役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該配電事業者の取締役、執行

ものであること。ただし、 (この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。) を記録し、これを保存する 売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該配電事業者と小 その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限

法令遵守責任者を置くものであること。

令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務が法 及び運用すること並びにその業

> 務執行の状況の監視(次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。)を行 わせるものであること。

第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に 能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法 況を監視する部門(以下この条において「監視部門」という。)を託送供給等部門及び再生 係る業務を行う部門とは別に置くものであること。 当該配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務の実施

監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規 適正であるかどうかについて監視させるものであること。 基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電 力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いが する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に

十五 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を -四 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務の運営及 び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。

前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、決定する機関に報告させるものであること。 五年間とする

(体制の整備等に関する報告)

2

第四十五条の二の二十五 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第二項 第十号から第十三号までに掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出 備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の 四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事 規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整 なければならない。 (その供給区域における需要家軒数が五万軒未満の配電事業者にあっては、第一号、第二号及び

前条第一項第一号の規定により区分した室の配置

前条第一項第二号の規定により構築したシステムの概要

三 前条第一項第三号の規定により作成した規程

前条第一項第四号の規定により実施した研修の内容

七六五四

前条第 前条第一項第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体 項第七号の規定により実施した管理の内容

前条第一項第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要

前条第一項第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の

八

九 前条第一項第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が 当該措置を講じなかったときはその理由 適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、

前条第一項第十三号及び第十四号の規定により行った監視の結果

きはその理由 いて、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったと に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合にお 前条第一項第十三号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務

めの措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の 前条第一項第十四号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等 取引及び連絡調整の方法を是正するた

たその他の措置がある場合には、その内容 十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保する 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二|第十一条第一

(供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請)

第四十五条の二の二十六 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第 の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可

- 供給を必要とする理由を記載した書類
- 供給の相手方との契約書の写し

料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書

五四 供給することにより一般送配電事業又は配電事業者に及ぼす影響に関する説明書

置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類 送配電関係一覧図 供給するために電気工作物を設置する場合にあっては、その電気工作物の概要並

第四十五条の二の二十七 けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第一項 合こおいて、欠の表の上闌こ曷げる規定中司表の中闌こ曷げる字句は、それぞれ司表 から第三十六条まで及び第四十条から第四十条の三までの規定は配電事業者に準用す (準用) できる。 第五条から第十一条まで、第十三条、 第十四条、 第十六条、

第六条     法第八条第一項     法第二十七条の十二の七第一項     四項       第五条     法第七条第四項     法第二十七条の十二の六第四項     四項       第四十     「おおおおにおいる」     第四十
法第二十七条の十二の七第一項
ポニ十七条の十二の七第一項 
本   本   市   市   項
믜項 四 項

第七条 第九条第 第八条 項 法第九条第 法第九条第一項 用する法第七条第四項 |法第八条第二項において準||法第二十七条の十二の七第| 項 る法第九条第一項 |法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用す |法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用す る法第九条第一項 二十七条の十二の六第四項 一項にお いて準

第十条 第十 五号 第十条第一 第九条第 第十条第一 第十条第 第九条第一 び第三項 号 一条 項第 項第 項第|様式第四の一般送配電事業|様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明 |項及||法第九条第| 項第送電関係一覧図 法第十条第二 法第十条第 般送配電事業者以外の者 般送配電事業 行体制説明書 二項 項 一項 第一項 第 |法第二十七条の十二の十三において準用する法第十条 配電事業 |一般送配電事業者又は配電事業者以外の |法第二十七条の十二の十三において準用する法第十条 |法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用す 送配電関係一覧図 る法第九条第二項 二項 2 3

六条の三第一項		可	- 月する治第
十条の三第法第二十六条の三第一項   法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十	第法第二十六条	第四十条の三句	10元
六条の三第一項		四項	
十条の二第法第二十六条の三第一項   法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十	第法第二十六条	第四十条の二句	
六条の三第一項		一項	20.丁櫃に掲
十条の二第法第二十六条の三第一項   法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十	第法第二十六条		つき剝この
		第四十条第一項	. 干
	三十四条		
条、第三十二条及び第			<b>かめることが</b>
条、第二十八条、第三	十七条、第二		
条、第二十四条、第二 五条の二の二十六	十二条、第二		)
-九条、第二十条、第二 第四十五条の二の四、第四十五条の二の五及び第四十	第十九条、第	第三十六条	
五条第二項			並びにその設
法第二十五条第二項  法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十	法第二十五条	第三十五条	書
条第二項			
第十四条第二項 法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四	法第十四条第	第十六条	
条第一項			
(十三条第一項	法第十三条第	第十四条	
		第四号	中請書に次
般送配電事業配電事業	項一般送配電事	第十三条第一	第一項の許可
条第一項			
(十三条第一項   法第二十七条の十二の十三において準用する法第十三	法第十三条第	第十三条	
.体制説明書	遂行体制説明	第九号	っために講じ
第四の一般送配電事業 様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明書	項様式第四の一	第十一条第一	『する法第二

### 第四節 特定送配電事業

(特定送配電事業の届出)

第四十五条の二の二十八 法第二十七条の十三第一項の規定による特定送配電事業の届出をしよう とする者は、様式第三十一の四の特定送配電事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならな

- 法第二十七条の十三第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。
- 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 送電用及び配電用の電気工作物のこう長及び送電容量
- びその内容 ための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方及 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供する
- 法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 置を明示した地形図並びに供給地点を記載した図面 特定送配電事業の用に供する電気工作物の概要(配電用のものを除く。)及び供給地点の位
- 送電関係一覧図
- 量を記載した書類 特定送配電事業の用に供する電気工作物に属する供給地点ごとの需要に応ずる電力及び電力特定送配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図
- Ŧī. ための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方と の契約書の写し 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供する

- (法人型にのますの書類) ったことを証する書類 へたことを証する書類 日田者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をと

(供給地点の変更の届出)

- 提出しなければならない。 は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣には、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の五の供給地点の変更の届出をしようとする者
- 掲げるものとする。 2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に
- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 一 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面
- 一 供給地点を増加する場合にあっては、送電関係一覧図
- は、その託送供給の相手方との契約書の写し # 般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあって # 四 増加する供給地点において小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一 4

(電気工作物の変更の届出)

- 掲げるもの(電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。)とする。2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に
- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更工事の概要の説明書
- 一 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図
- 主要設備の配置図 | 四 変更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の |
- 五 送電関係一覧図

(軽微な変更)

- 業省令で定める軽微な変更は、配電用の電気工作物に係るものであって、次に掲げるものとす | 二第四十五条の五 法第二十七条の十三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産 |
- ・ 『三つで記(早三に艮ら。) (半) ゝつ 一 次のいずれかに該当するもの以外のもの(前号に掲げるものを除く。)
- で電圧の変更(昇圧に限る。)を伴うもの
- 配電用の電気工作物のこう長の増加を伴うもの
- グ 送電容量の増加を伴うもの
- 配電用の電気工作物の廃止その他の供給地点の減少を伴う変更

(氏名等の変更の届出)

経済産業大臣に提出しなければならない。第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の七の氏名等変更届出書を第四十五条の六 法第二十七条の十三第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は

(小売供給の登録申請)

2 法第二十七条の十六第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。第四十五条の七 法第二十七条の十六第一項の申請書は、様式第三十一の八によるものとする。

- 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 その行う特定送配電事業以外の事業の概要
- 一 法第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面3 法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 様式第三十一の九の小売供給遂行体制説明書
- 三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書
- 三の二 様式第三十一の九の二の事業計画書
- 末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度
- \*\*\*\* ・申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履
- 歴書

Ŧi.

- についての議決に係る議会の会議録の写し、申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売供給を行う事業を営むこと
- る。 おける当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができ 書類のほか、他の者からその小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給を受ける場合に 経済産業大臣は、法第二十七条の十六第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる

#### (軽微な変更)

- 力値」という。)で除した値が減少しないものる値(変更がない場合にあっては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電る値(変更がない場合にあっては直近需要電力値をいう。)を変更後の最大需要電力として見込まれい。)を変更後の供給能力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。
- 値が変更後最大電力値以上であるもの 
  八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた 
  一 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであって、当該値が一. 〇
- 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

2

- 値の二倍を超えるもの変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力
- 値の二分の一を下回るもの
  「変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力に変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力
- 確保に関するもの 一沖縄県の人が離島等(沖縄県に属するものを除く。)の需要に応ずるために必要な供給能力の三 沖縄県及び離島等(沖縄県に属するものを除く。)の需要に応ずるために必要な供給能力の
- (変更登録の申請) 「変更登録の申請」 「関係では、の規定により登録された供給能力の値をいう。三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された供給能力値をいってでいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項(法第二十九条の十九第三項において「請み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された最大需要電力の 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項(法第二十九条の
- 2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定**第四十五条の九** 法第二十七条の十九第二項の申請書は、様式第三十一の十によるものとする。
- 二 法第二十七条の十九第三項において読み替えて準用する法第二十七条の十八第一項第一号及一 変更を必要とする理由を記載した書類 る書類は、次に掲げるものとする。 2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定め
- び第三号に該当しないことを誓約する書面 法第二十七条の十八第一項第一号及一 法第二十七条の十九第三項において読み替えて準用する法第二十七条の十八第一項第一号及

電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。 (変更の届出) 経済産業大臣は、法第二十七条の十九第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の か、他の者からその小売供給の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該

等変更届出書(同項第一号に掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該変更が行われたこを除く。)に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の十一の小売供給氏名2四十五条の十 法第二十七条の十九第四項の規定による法第二十七条の十六第一項各号(第四号

をしようとする者は、様式第三十一の十二の小売供給変更届出書に、変更を必要とする理由を記法第二十七条の十九第四項の規定による第四十五条の八第一項各号に掲げる軽微な変更の届出 載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 とを証する書類を含む。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(小売供給の休止及び廃止の届出)

第四十五条の十一 その小売供給の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類及び事業の休止 うとする者は、様式第三十一の十三の小売供給休止(廃止)届出書に、同条第二項の規定により (廃止) の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 法第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の休止又は廃止の届出をしよ

(小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

者は、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする日(以下この条において「休廃止日」とい第四十五条の十二 法第二十七の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業 廃止日の前日から起算して九十日前の日)までに、次の各号のいずれかの方法により、その小売る契約を締結している場合又はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあっては、休 ばならない。 供給を休止し、 う。)の前日から起算して六十日前の日(契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給に関す 又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなけれ

- 訪問 電話
- 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 電子メールの送信

の閲覧に供する方法 事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方 当該登録特定送配電事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその

(特定送配電事業者の地位の承継の届出)

は、様式第三十一の十四の特定送配電事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣第四十五条の十三 法第二十七条の二十四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者 に提出しなければならない。

次に掲げる書類 特定送配電事業者の地位を承継した者が特定送配電事業者以外の者である場合にあっては、当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類

法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款法人である場合にあっては、当該法人の定款及び登記事項 紅明

項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面 当該事業が小売供給を行うものに係るものである場合にあっては、 法第二十七条の十八第

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第四十五条の十四 法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃止 ただし、事業の全部を休止し、 事業休止(廃止)届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の十五の特定送配電 又は廃止する場合にあっては、 次に掲げる書類を添付することを

- 休止し、又は廃止する事業に係る託送供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を
- 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

2

- する者は、様式第三十一の十六の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 (供給条件の説明等) 法第二十七条の二十五第二項の規定による特定送配電事業者たる法人の解散の届出をしようと
- 項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げ第四十五条の十五 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一 契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この る事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が 限りでない。
- 当該登録特定送配電事業者の氏名又は名称及び登録番号
- の旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、 そ
- 問合せに応じることができる時間帯 当該登録特定送配電事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び
- じることができる時間帯 該契約媒介業者等の電話番号、 &契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当
- 当該小売供給に関する契約の申込みの方法

五.

- 当該小売供給開始の予定年月日
- 当該小売供給に係る料金 (当該料金の額の算出方法を含む。)
- その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無 燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、
- 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- にあっては、その内容 前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合
- 第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又
- 十二 当該小売供給に関する契約に契約電力又は契約電流容量の定めがある場合にあっては、 は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容
- れらの値又は決定方法
- 供給電圧及び周波数
- 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 十十五四 払方法 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支
- 当該期間
- 約の更新に関する事項 当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあっては、当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあっては、 当該小売供給に関する契
- 十八 当該小売供給の相手方が当該小売供給に関する契約の変更、解除又は解約の申出を行おう とする場合における当該登録特定送配電事業者(当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する 契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。)の連絡先及びこれ らの方法
- 制限がある場合にあっては、その内容 -九 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、 解除又は解約に期間
- $\overline{+}$ 約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴う違

- にあっては、その内容及び根拠 事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。) に関する契約の締結の媒介等を行う場合小売供給(その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の小売供給(その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項二十三 その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項
- る場合にあっては、その内容 二十四 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限があ
- は、その内容 二十五 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあって 「おするにおって」

10

9

- 売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。 第三条の十二第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び当該登録特定送配電事業者が行う小
- 4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようと 掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げ 用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げ 用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げ まる (次項に規定する場合を除く。)における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準 する者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。
- の承諾を得ていない場合には、この限りでない。 し、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただ規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただ二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第二十七条の約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契合、
- 要な方法及び程度によるものでなければならない。関する契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必ら、第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給に
- いる場合の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ての十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得て付することなく電話により法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交
- 承諾を得ている場合 本語を得ている場合 本語の表による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の お第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の お第二条の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の うとする場合であって、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しよ

- 三一位の書面を交付しなければならない。

  三一位の書面を交付しなければならない。

  三一条の十三第二項の書面を交付しなければならない。

  三一条の十三第二項の書面を交付しなければならない。
- 令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。 - 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省
- 供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。 において、登録特定送配電事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売だし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定に済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。た済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。た済産業省令で定める事項は、前項の規定において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経合に対ける法第二十七条の二十六第二項の経済を受けようとする者の承諾を受けようとする者の承諾を受けようとする者の承諾を受けようとする者の承諾を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の表表を受けようとする者の承諾を受けます。
- いて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。電事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することにつ重事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、第一合(次項に規定する場合を除く。)における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準合(次項に規定する場合を除く。)における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準合、次項に規定する場合を除く。)における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準合、次項に規定する場合を終く。)における法第二十七条の二十六第三項において記み替えて準合、
- 12 受録特定送配電事業者突は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更とようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七は、第九項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七は、第九項の規定にかかわらず、当該変更しようとする場合に限る。) における法第二十七条の約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。) における法第二十七条の約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。) における法第二十七条の約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。) における法第二十七条の約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合を受けようとする場合に表する場合に表する。
- 14 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。響を及ぼすこととなる特に重要なものにあっては、枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する響を及ぼすこととなる特に重要なものにあっては、枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定するで定める事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面には、
- を出力することによる書面を作成することができるもの 電子メールを送信する方法であって、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録

令で定めるものは、次に掲げるものとする。

| る方法(小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成の 明時交付事項」という。)を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供す, 九項、第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項(以下この条において「説い 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第

りて、おのでは、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもれた説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないも線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回

項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。いても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、説明時交付事条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合におい、登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二

四十五条の十(書面の交付)

産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済

当該登録特定送配電事業者の登録番号

の旨 一当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、そ 一方二 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、そ 方

3 登录時定送記電事業者又は収欠業者が死こ帝結されている小売共給契約を更新した場合こおけては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。)契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっ三 前条第三号から第二十五号まで(第五号を除く。)に掲げる事項(登録特定送配電事業者が

ことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。 及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十六号に掲げる事項のみを記載した書面を交付するただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項とする。 産業日十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済る法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合におけ

令で定めるものは、次に掲げるものとする。 5 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の経済産業省

を出力することによる書面を作成することができるもの 電子メールを送信する方法であって、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録

を受けようとする者の閲覧に供する方法(小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録項(以下この条において「契約締結時交付事項」という。)を電気通信回線を通じて小売供給号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法

して三月間、消去し、又は改変できないもの)たて三月間、消去し、又は改変できないもの)締結時交付事項を、その記録された日から起算方法であって、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供するを出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録さ

電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。 においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、契約締結条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二

電磁的方法の種類及び内容)

及び内容は、次に掲げるものとする。用する令第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類第四十五条の十七 令第三条第一項において準用する令第二条第一項(令第三条第二項において準

業者等が使用するもの第四十五条の十五第十四項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事第四十五条の十五第十四項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事

二 ファイルへの記録の方式

(登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

力することによる書面を作成することができるもの電子メールを送信する方法であって、登録特定送配電事業者等が当該電子メールの記録を出

イルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法する者の閲覧に供し、当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようと当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小

:法 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る

第五節 発電事業

(発電事業の届出)

十一の十七の発電事業届出書を提出しなければならない。 第四十五条の十九 法第二十七条の二十七第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

施設する電気工作物に係るものに限る。)及び運転開始の予定年月日に限る。)、燃料の種類(火力(地熱及び冷熱を除く。)を原動力として電気を発生するために一 特定発電等用電気工作物ごとの接続最大電力、出力、容量(蓄電用の電気工作物に係るもの

質、問皮数及び出力 による接続に係るものを有する場合にあっては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種三 専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であって、法第二十八条の三第一項の規定

- 3 法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面 次に掲げるものとする。
- 気を発電し、又は放電し、 《を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電
- ったことを証する書類 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、 当該届出者が推進機関に加入する手続をと
- 法第二十七条の二十七第三項の経済産業省令で定める日は、 それぞれ当該各号に定める日とする。 発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を十万キロワット以上減少する変更 次の各号に掲げる変更の区分に応 九月
- 前号以外の場合 十日前の日
- 5 法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発
- 書面を添えて提出しなければならない。 電事業変更届出書に変更の予定年月日を記載し、かつ、これに変更を必要とする理由を記載した
- 電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。 (発電事業者の地位の承継の届出) 法第二十七条の二十七第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発
- の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十九の発電事業承継届出書を提出しなければ第四十五条の二十 法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第二項の規定による地位 ならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

- 第四十五条の二十一 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定 币 による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十の発電事業休止(廃 届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
- 一 発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上である場合の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行うものとする。 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、次
- ばならない。 たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の解散届出書を提出しなけれ 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による発電事業者二 前号以外の場合 十日前の日

## 第五節の二 特定卸供給事業

、特定卸供給事業の届出

- 第四十五条の二十一の二 する者は、 、様式第三十一の二十一の二の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければの二十一の二 法第二十七の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようと
- | 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先||法第二十七条の三十第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする|
- 特定卸供給事業を行う地域
- 法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、

次に掲げるものとする。

- 電気の集約の方法に関するもの
- 気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し一 一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電 供給能力の確保に関するもの
- ったことを証する書類 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、 当該届出者が推進機関に加入する手続をと

(変更の届出)

- 第四十五条の二十一の三 法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に 二十一の三の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の
- 2 掲げるものとする。 法第二十七条の三十第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、
- 変更を必要とする理由を記載した書
- 電気の集約の方法に関するもの
- 供給能力の確保に関するもの

(軽微な変更)

- 兀 気を供給することを約している場合にあっては、 一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するため その供給の相手方との契約書の写
- 第四十五条の二十一の四 法第二十七条の三十第八項において読み替えて準用する同条第三項 済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。 Ô
- 二分の一を下回る変更 三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の 変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の二第
- 供給の相手方の追加に係る変更(供給の相手方の電気事業の種類を追加する場合に限る。)
- 電気の集約方法の変更
- 電気の集約を行うために新たな電子情報処理組織を追加する変更
- 五. 電気の集約を行うために使用する電子情報処理組織の主たる機能の変更

(氏名等の変更の届出)

- | 第四十五条の二十一の五 法第二十七条の三十第九項の規定による同条第一項第一号、 名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、 様式第三十一の二十一の四の氏の同条第一項第一号、第二号、第
- (特定卸供給事業者の地位の承継の届出)
- 第四十五条の二十一の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二条の七第二項の規定によ 書を提出しなければならない。 る地位の承継の届出をしようとする者は、 様式第三十一の二十一の五の特定卸供給事業承継届出
- (事業の休止及び廃止並びに法人の解散)
- 第四十五条の二十一の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第一項 式第三十一の二十一の六の特定卸供給事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、 を記載した書類を添えて提出しなければならない。 由様の
- 2 事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の七の解散届出書を提 出しなければならない。 法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による特定卸供給

第五節の三 賠償負担金の回収等

(賠償負担金の回収等)

- 第四十五条の二十一の八 ら回収しなければならない。 限る。以下この条において同じ。)は、当該通知に従い、賠償負担金(次条第一項に規定する賠 償負担金をいう。)をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者か 一般送配電事業者(第四十五条の二十一の十第一項の通知を受けた者に
- 2 条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)ごとに賠償負担金相当金(第四十五条の二十一 一第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。)を払い渡さなければならない。 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十第一項の通知に従い、各原子力発電事業者(次

日一に次)二一一)し (貝債負打会の客の方記)

四十五条の二十一の九 原子力発電事業(自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用い 2 5mm 表の二十一の九 原子力発電事業(自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用い 2 5mm 表の 2 5mm 表

- 認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。2 前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の八の賠償負担金承
- 賠償負担金の総額及び当該額の根拠を記載した書類
- 二 五年間に回収しようとする賠償負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類
- 同項の承認をしなければならない。 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、三 各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類
- の合計額に照らし、適正かつ明確に定められていること。 一 賠償負担金の総額が、平成二十七事業年度の一般負担金年度総額(原子力損害賠償・廃炉等一度負担金の総額が、平成二十七事業年度の一般負担金年度総額(原子力損害賠償・廃炉等支援機構以下この号において「機構」という。)が平成二十三事業年度に同条第四項の認可を受けた負担金率(同条第一で「機構」という。)が平成二十三事業年度に同条第四項の認可を受けた負担金率(同条第一で機構」という。)が平成二十三事業年度に同条第四項の認可を受けた負担金率(同条第一の合計額に照らし、適正かつ明確に定められていること。
- 賠償負担金の額に係る回収見込額に照らし、適正かつ明確に定められていること。 五年間に回収しようとする賠償負担金の額が、賠償負担金の総額及び第一項の承認を受けた
- の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。年三月三十一日以前に発電した原子力電気(原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得ら年三月三十一日以前に発電した原子力電気(原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得ら三 各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三三
- (各一般送配電事業者が回収すべき賠償負担金の額等の通知)
- 配電事業者ごとに合計した額をいう。) 回収すべき賠償負担金の額を各一般送一 回収すべき賠償負担金の額(前条第一項の規定により承認された賠償負担金の額を各一般送
- 一回収の期間
- 渡すべき各原子力発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の三 賠償負担金相当金(一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。)を払い

四 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

こ。同項の規定により通知した事項のうち当該各原子力発電事業者に係る事項を通知するものと、同項の規定により通知をしたときは、遅滞なく、同項第三号の各原子力発電事業者に対

# 第五節の四 廃炉円滑化負担金の回収等

(廃炉円滑化負担金の回収等)

- ある配電事業者から回収しなければならない。規定する廃炉円滑化負担金をいう。)をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域が規定する廃炉円滑化負担金をいう。)な、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金(次条第一項に第四十五条の二十一の十一 一般送配電事業者(第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた
- なければならない。 四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。) を払い渡さ者 (次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。) ごとに廃炉円滑化負担金相当金 (第 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十三第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業

(廃炉円滑化負担金の額の承認)

- 第四十五条の二十一の十二 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条第四十五条の二十一の十二 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条及び次条において「廃炉円滑化ら回収しようとするときは、回収しようとする資金(以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。)は、当該承認に係る原子力発電工作物(特定原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に該承認に係る原子力発電工作物(特定原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制において「会計規則」という。)第二十八条の四第一項又は第二十八条の七第一項の承認を受け第四十五条の二十一の十二 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条第四十五条の二十一の十二 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条
- ・ 医乳引骨と過程を分類などに変更り表して記載して持順で、現代出しなければならない。化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の九の廃炉円滑
- 一(各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担4) 廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類
- 書類
  一各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した
- 同項の承認をしなければならない。 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、
- ること。(同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。)に照らし、適正かつ明確に定められてい(同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。)及び原子力廃止関連費用相当額条の五第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。)、原子力廃止関連仮勘定簿価(同令第二十八四第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。)、原子力廃止関連仮勘定簿価(同令第二十八条の廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価(会計規則第二十八条の
- (各一般送配電事業者が回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知)電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。該特定原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者を含む。)が発二 各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額が、特定原子力発電事業者(当
- 者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とす者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。
- 回収すべき廃炉円滑化負担金の額
- 一 回収の期間

兀 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2 るものとする。 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第三号の各特定原子力発電事業者 .対し、同項の規定により通知した事項のうち当該各特定原子力発電事業者に係る事項を通知す 第六節 特定供給

(構内の定義

第四十五条の二十二 法第二十七条の三十三第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、 号のいずれかに該当するものとする 次の各

柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内

性が高いもの 隣接する複数の前号に定める構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連

(特定供給の許可申請)

第四十五条の二十三 法第二十七条の三十三第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるもの

法第二十七条の三十三第二項の経済産業省令で定める書類は、 供給を必要とする理由を記載した書類 次に掲げるものとする。

供給の相手方との契約書の写し

電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と次条で定める関係を有することに関する説

法第二十七条の三十三第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、 供給する電力及び電力量

送電関係一覧図

3

供給開始予定年月日

第四十五条の二十四 法第二十七条の三十三第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、 号のいずれかに該当するものとする。 次の各

生産工程における関係、資本関係、人的関係等におけるもの

その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの 取引等(前号の生産工程におけるものを除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、 かつ、

三 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあっ (特定供給の変更届出) ては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの 2

第四十五条の二十五 法第二十七条の三十三第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第 受けられない場所で電気の供給を行っている場合の供給の相手方の変更があった旨の届出は、前改正前の電気事業法第十七条第一項の許可を受けている者が、離島において離島等供給が直ちに 項の規定の例によるものとする。 三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十二号)第一条の規定による

(特定供給の廃止届出)

第四十五条の二十六 法第二十七条の三十三第五項の規定による届出をしようとする者は、 三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない 様式第

第七節 広域的運営

第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出

(特定自家用電気工作物)

ワット以上である発電用又は蓄電用の自家用電気工作物(太陽電池発電設備及び風力発電設備を第四十五条の二十七 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、その出力が千キロ 以下「特定自家用電気工作物」という。)であることとする

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

**第四十五条の二十八** 法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、 一の二十五の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。 様式第三十

法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

2

原動力の種類、周波数、出力及びその用途 発電用の自家用電気工作物(太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。)の設置の場所、

蓄電用の自家用電気工作物の設置の場所、周波数、出力、容量及びその用途

をいう。以下同じ。) の有無 者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置 は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業 逆潮流防止装置(特定自家用電気工作物の発電又は放電に係る電気を、一般送配電事業者又

に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。 法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、 次の各号に掲げる場合の区分

3

特定自家用電気工作物設置者変更届出書 当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の二十六の

一 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書 様式第三十一の二十七

直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、 特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、 て間接に電気的に接続されている状態でなくなった場合の届出書 当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合 及び運用する電線路を通じ 及び運用する電線路とを 様式第三十一の二十八の

次に掲げるものとする。

第二款 整備等計画

(整備等計画の認定に必要な電気工作物のこう長又は送電容量

第四十五条の二十九 法第二十八条の四十九第一項の経済産業省令で定める規模は、 メートル以上又は送電容量百万キロワット以上とする。 こう長百キロ

(整備等計画の認定の申請)

者(次条において「認定申請者」という。)は、様式第三十一の二十九による申請書を、経済産第四十五条の三十 法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の認定を受けようとする 業大臣に提出しなければならない。 経済産

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

の写し及び当該者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書 法第二十八条の四十九第一項の認定を受けようとする者の定款(これに準ずるものを含む。)

二 貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合にあっては、 るもの) これらに準ず

三 当該整備等計画の実施に必要な資金の使途、 調達方法及び返済方法についての内訳を記載し

当該者が法第三条又は法第二十七条の四の許可を受けたことを証する書類

3 三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協 力を求めることができる。 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、整備等計画が法二十八条の四十九第

(整備等計画の認定)

第四十五条の三十一 経済産業大臣は、法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の 三十一の三十による認定書を交付するものとする。 計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、 出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該整備等 認定申請者に様式第

- 三十一による通知書を認定申請者に交付するものとする。 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の
- 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十一の三十二により、当該認定につい 次に掲げる事項を公表するものとする。
- 認定の日付
- 整備等計画認定番号
- 認定整備等事業者の名称

認定整備等計画の概要

(認定整備等計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四十五条の三十二 認定整備等計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十八条の五十 第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定整備等事 業者は、遅滞なく、様式第三十一の三十三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならな

則として三月以内に、変更申請者に様式第三十一の三十五の認定書を交付するものとする。 更の認定の申請のあった認定整備等計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原 十第四項において準用する法第二十八条の四十九第三項の定めに照らしてその内容を審査し、変 書(以下この条において「変更申請書」という。)を経済産業大臣に提出しなければならない。 等事業者(以下この条において「変更申請者」という。)は、様式第三十一の三十四による申請 法第二十八条の五十第一項の規定により、整備等計画の変更の認定を受けようとする認定整備 経済産業大臣は、前項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の五

十一の三十六による通知書を変更申請者に交付するものとする。 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三

5 の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。 経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第三十一の三十七により、

変更の認定の日付

認定整備等事業者の名称 変更後の整備等計画認定番号

変更後の認定整備等計画の概要

(認定整備等計画の変更の指示)

第四十五条の三十三 経済産業大臣は、法第二十八条の五十第三項の規定により認定整備等計画の よる通知書を当該変更の指示を受ける認定整備等事業者に交付するものとする。 変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第三十一の三十八に

(認定整備等計画の取消し)

第四十五条の三十四 通知書を当該認定が取り消される認定整備等事業者に交付するものとする。 備等計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十九による 経済産業大臣は、法第二十八条の五十第二項又は第三項の規定により認定整 定送配 電事業三

事業者の名称を公表するものとする。 該取消しの日付並びにその認定を取り消した整備等計画認定番号及び一般送配電事業者又は送電 経済産業大臣は、認定整備等計画の認定を取り消したときは、様式第三十一の四十により、 . 当

(実施状況の報告)

第四十五条の三十五 認定整備等事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定整備等計画の実施 状況を、様式第三十一の四十一により経済産業大臣に報告しなければならない

発電事

年度別の最大電力の供給に関すること

業者

第三款 供給計画

(供給計画の届出)

32 第四十六条 した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者

当該変更 配電事 業者 業者 小売電 業者 送電事 者 配電事 気事業 般送 月別の最大電力の供給に関すること 月別の電力量の供給に関すること 月別の最大電力の供給に関すること 月別の最大電力の供給に関すること 関すること こと 7別の電力量の供給に関すること 一項第一号の規定による電気の供給を除く。 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する 電気の取引に関すること 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する 年度別の電力量の供給に関すること 年度別の最大電力の供給に関すること 広域系統整備計画に関すること 使用を開始し、 電気の取引に関すること 広域系統整備計画に関すること 年度別の電力量の供給に関すること 年度別の最大電力の供給に関すること 年度別の電力量の供給に関すること 年度別の最大電力の供給に関すること 電気の取引(振替供給、接続供給、特定供給及び法第二十七条の三十三 又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する|初年度以降十 以下この条において同じ。) 年間 年間 年間 初年度 年間 初年度 初年度及び第 初年度以降十 初年度以降 初年度及び第 初年度以降土 初年度及び第 二年度 一年度 一年度

登録特 配電事 ||特定送|使用を開始し、 業者 月別の電力量の供給に関すること 年度別の電力量の供給に関すること 年度別の最大電力の供給に関すること 又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 年間 年間 初年度以降 初年度 初年度以降十

月別の最大電力の供給に関すること 兀 こと 7別の電力量の供給に関すること 電気の取引に関すること 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する

使用を開始し、又は能力を変更する発電所又は蓄電所に関すること 年度別の電力量の供給に関すること 電気の取引に関すること

?別の最大電力の供給に関すること

初年度及び第

年間

初年度以降十

初年度

一年度

初年度及び第

二年度

登四十十 <b>余の三</b>   治第三十三条の二第二項第四長の経済産業省名で気める事項は、改は排けるもの    とする。	事した 書面	
11 広答コーコンの二答二百答のようを答を分うできりらばすよう物計画の記載事項)	た相対	
i \	第三二、0 切互 髪、式第三十七の周波数	
	供給区域における周波数の標準周波	
者は、様式第三十九の二の災害時連携計画届出書を提出しなければならない。	力の見込みについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	
第四十七条の二   法第三十三条の二第一項前段の規定による災害時連携計画の届出をしようとする	供給区域における周波数	
四	能力確保状況について記載した様式第三十三の二の調整力確保計画書	
	における周波が	
十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。	区域需要電力量想定書	
<b>第四十七条</b>    法第三十二条において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、    (伊絲命令等の実施絲目に関する裁定の申請)	二 供給区域内にお	
	記電事  -	
電圧の送電線路に限る。)であって、会社間連系線を除くものをいう。)に係る設備を整備する    電圧の送電線路に限る。)であって、会社間連系線を除くものをいう。)に係る設備を整備する	事 様	
│ での美電線路(共給区域内の最上立電王が二百五十キロボルト未満の場合こあっては、最上立│ 二 主要送電綉路(使用電圧が二百五十キロボルト以上の送電綉路及び最上位電圧から三階級ま│	需要電力発生時における運	
	八 様式第三十八の二の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並び	
者に	初:	
	した書面	
図るために必要な措置)	様式第三十八の	
。推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なけ	した様式第三十七の周波数帯在率実績表	
電気事業者は、電気事業者となった日を含む年度にあっては、一	供給区域における周波数	
書類の変更の内容を記載した書類を添えて提出しなければならない。	見込みについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	
出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る第二項の表下	供給区域における周波数制御、需給調整その他	
十九条第三項	保状況について記載した様式第三十三の二の調整力確保計画書	
の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。	三 供給区域におけ	
第二項の規定により推進機関	者 区域需要電力量想定書	
載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	二 供給区域为にお	
者  統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であって、提供が可能なものにつ	様式第三十六の初年度及び第二年度におけ	
二 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他	載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	
特定卸一 様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書	統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であって、提供が可能なものについ	
した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	事業二 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域におる	
って、提供が可能なものにつ	一様式第三十六の	
配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他	付しなければならない。	
三 様式第三十五の初年度における火力発電所燃料計画明	の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に	
三十四の初年度及び第二年度における発電所別発電計画明細	月別の電力量の供給に関すること	
事一 様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取	二年度	
した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	月別の最大電力の供給に関すること	
統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であって、提供が可能なものにつ	三 電気の取引に関すること	
配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他	の電力量の供給に関すること  年間	
載した書類	一 年度別の最大電力の供給に関すること	
配二 様式第三十八の初	以上のものに限る。)に関すること	
録特一 様式第三十六の初年度及	(能力を変更するものにあっては、その変更する出力が三十五万キロワッ	
業者と書類	3     って、第十年度以内に着工するもののうち出力三十五万キロワット以上のも降     第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所又は蓄電所であ第十一年度以	33
定送	力量の供給に関すること 初年度	
		_

| 一 復旧方法等の共通化に関する事項

災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

電源車の燃料の確保に関する事

共同訓練に関する事項 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事電気の需給及び電力系統の運用に関する事項

(発電の用に供する燃料)

第四十七条の四 法第三十三条の三の経済産業省令で定めるものは、 揮発油、 灯油、 軽油及び重油

第八節 あっせん及び仲裁

(あっせん及び仲裁に関する通知の方法)

第四十七条の五 令第二十六条、第二十七条第二項、第二十九条第二項及び第三十条(これらの規 通知は、書面により行うものとする。 定を令第三十一条第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条第一項の規定による 七六

て送付しなければならない 令第二十六条第一項の規定による通知をする場合には、 同項の申請に係る申請書の写しを併せ

(名簿の記載事項)

第四十七条の六 令第二十八条の名簿には、 次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名及び職業

任命及び任期満了の年月日

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七条の七 令第三十四条の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、 年度中における次に掲げる事項についてするものとする。 当該会計

あっせん及び仲裁の申請件数

あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数

あっせんにより解決した事件の件数

仲裁判断をした事件の件数

(あっせんの申請) その他電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)の事務に関し重要な事項

十の申請書を委員会に提出しなければならない。 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならな

第四十七条の八 法第三十五条第一項の規定によるあっせんの申請をしようとする者は、

(仲裁の申請)

第四十七条の九 二の申請書を委員会に提出しなければならない。 法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の

2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならな

3 を第一項の申請書に添えて提出しなければならない。紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それ

(申請の方法)

第四十七条の十 仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖縄総合3四十七条の十 法第三十五条第一項の規定によるあっせん又は法第三十六条第一項の規定による 事務局長を経由して行うことができる。

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供

(認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請)

第四十七条の十の二 法第三十七条の四の規定による認定の申請は、 請書を経済産業大臣に提出しなければならない 次に掲げる事項を記載した申

役員の氏名及び会員の名称

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

登記事項証明書

情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類

五四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時)

における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類

規定する旧氏をいう。)及び名を当該役員の氏名に併せて前項の申請書に記載した場合におい て、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する 役員の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に

書類

認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、第一項の申請書を提出した者に対し、 前項各号に掲げる書類のほか、

(認定電気使用者情報利用者等協会への報告)

第四十七条の十の三 法第三十七条の八第一項の経済産業省令で定める情報は、 の適正な競争関係を阻害し、又は阻害するおそれがある情報とする。 電気供給事業者間

第四十七条の十の四 法第三十七条の十二の経済産業省令で定める情報は、 次に掲げる情報とす

(経済産業大臣による情報提供)

法に基づく報告書者しくは資料の求め又は立入検査の結果及びその内容に関する事項 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する事項

その苦情の処理に関する事項 電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の使用者からの苦情並びに

その他情報利用等適正化業務を適正に行うために経済産業大臣が必要と認める事項

第三章 電気工作物

様式第四

(適用範囲)

第一節

適用範囲及び定義

第四十七条の十一 この章 (第五十六条及び第二款の二を除く。) の規定は、 外の電気工作物について適用する。 原子力発電工作物以

(火力発電所の原動力)

第四十七条の十二 令第四十七条第三項の表第十三号 (二) ーリングエンジン又はこれに準ずるものとする。 の経済産業省令で定めるもの は、

(蓄電用の電気工作物の範囲)

| 第四十七条の十三 | 令第四十七条第三項の表第十三号(六)の経済産業省令で定めるものは、 所とする。

(一般用電気工作物の範囲)

2 第四十八条 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。 と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く、 る。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとす

太陽電池発電設備であって出力五十キロワット未満のもの

風力発電設備であって出力二十キロワット未満のもの

三

次のいずれかに該当する水力発電設備であって、 出力二十キロワット未満のもの

- 特定の施設内に設置されるものであって別に告示するもの 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの(ダムを伴うものを除く。)
- 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力十キロワット未満のもの
- 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって、出力十キロワット未満のもの
- 使用圧力が○・一メガパスカル(液体燃料を通ずる部分にあっては、一・○メガパスカル) 未満のもの 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であって、燃料・改質系統設備の最高
- 条第一項及び第十七条の二第五項の基準に適合するもの 自動車の動力源として用いる電気を発電するものであって、圧縮水素ガスを燃料とするもの 動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に設置される燃料電池発電設備(当該 に限る。)であって、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第十七 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(二輪 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自
- 三条の二第一項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする 発電設備であって、出力十キロワット未満のもの 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第七十
- 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。
- く。)を製造する事業場 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類 (煙火を除
- 第一条第二項第八号に規定する石炭坑 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)が適用される鉱山のうち、 同令
- 応じ、当該各号に定める出力とする。 法第三十八条第一項第二号イの経済産業省令で定める出力は、次の各号に掲げる設備の区分に
- に接続して設置する場合にあっては、当該太陽電池発電設備の出力の合計が十キロワット) 太陽電池発電設備 十キロワット(二以上の太陽電池発電設備を同一構内に、かつ、電気的
- 二 風力発電設備 零キロワット 第二項第三号イ又はロに該当する水力発電設備 二十キロワット
- 内燃力を原動力とする火力発電設備 十キロワット
- 第二項第五号イ又はロに該当する燃料電池発電設備 十キロワット
- グエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備 十キロワット 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第七十三条の二第一項に規定するスターリン
- 第四十八条の二 法第三十八条第四項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれ 当することとする。 かに該
- 一力株式会社の供給区域にあっては、十万キロワット)を超えること。 特定発電等用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット (沖縄
- 値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の 及び運用するものであるこ

## 第二節 事業用電気工作物

## 第一款 技術基準への適合

(費用の負担等に関する裁定の申請)

定を申請しようとする者に準用する。 第四十九条 第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第二十五条第二項 の裁

#### 第二款 自主的な保安

(保安規)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、 めるものとする 次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定

- 八条第四項第五号に掲げる事業に限る。次項において同じ。)の用に供するもの 事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業 (法第三十
- 二 事業用電気工作物であって、前号に掲げるもの以外のもの
- 第一号に掲げる要件に該当するものに限る。)を営むもの以外の者である場合にあっては、 号から第七号まで及び第十一号を除く。)に掲げる事項を定めるものとする。 、次の各号(その者が発電事業(その事業の用に供する発電等用電気工作物が第四十八条の二前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程におい 第五
- のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守
- 一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げ るものを除く。)。
- 権限及び組織上の位置付けに関すること。 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる
- 兀 に掲げるもの 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に関することであって次
- 関係法令及び保安規程の遵守に関すること
- 保安のための技術に関すること。
- 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、 保安教育の計画的な実施及び改善に関すること。 及び改善
- するための措置であって次に掲げるもの(前号に掲げるものを除く。 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての方針及び体制に
- 関すること。
- ロ 発電用の事業用電気工作物の工事、 لح 維持又は運用に関する保安についての計画に関するこ
- ハ لح 発電用の事業用電気工作物の工事、 維持又は運用に関する保安についての実施に関するこ
- 二 発電用の事業用電気工作物の工事、 維持又は運用に関する保安についての評価に関するこ
- 発電用の事業用電気工作物の工事、 維持又は運用に関する保安についての改善に関するこ

朩

- 変更、承認及び保存の手順に関すること。 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成!
- 前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること
- 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。 事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- 十一 発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその 要度に応じた管理に関すること。
- 十二 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関すること。
- 十十五四 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項
- 3 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程にお 道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される自家用電気工作物について は発電所、蓄電所、 十号)、鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄 いて、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七 変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる

- 事業用電気工作物の工事、 維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関する
- 三 事業用電気工作物の工事、 事業用電気工作物の工事、 維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関する 維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- 及び記録の保存に関すること。 確認」という。)を実施するものに限る。)の法定自主検査又は使用前自己確認に係る実施体制 検査」と総称する。)又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認(以下「使用前自己 事業用電気工作物(使用前自主検査、溶接自主検査若しくは定期自主検査(以下「法定自主
- その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項
- 除く。次項において同じ。)にあっては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項に する電気工作物を設置する電気事業者(大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を 対策強化地域(以下「強化地域」という。)内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第四号に規定する地震防災 いて保安規程に定めるものとする。 9
- る警戒宣言 (以下「警戒宣言」という。) の伝達に関すること。 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定す
- 二 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関する
- 警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。
- 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関す 警戒宣言が発せられた場合における電気工作物の巡視、点検及び検査に関すること。
- 六 警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関し採るべき措置に係る教育、訓練及び広報に関す
- その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること
- 内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事 法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。 業者は、当該指定のあった日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域
- 係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二 次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。 画で定める者に限る。次項において同じ。)にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、 震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計 項に規定する南海トラフ地震(以下「南海トラフ地震」という。)に伴い発生する津波に係る地 八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者(南海トラフ地震に 第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)
- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
- 法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当||ものに限る。) の設置の工事のための事業場 トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。 .海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海

- 該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十 二条第二項の規定による届出をしなければならない
- る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係 別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周 設置する電気事業者(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特 地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を 年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進 三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。 地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。) にあっては、第二項及び第 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十六
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関するこ
- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に
- 保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしな 業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、 海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事 項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一 ればならない。
- 第五十一条 法第四十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十一の保安規程
- 2 届出書に保安規程を添えて提出しなければならない。 法第四十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十二の保安規程変更届出
- 3 第四条第三項の規定は、適用しない。 組織をいう。以下同じ。)を使用して第二項の届出をする場合は、情報通信技術活用法施行規 する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産 報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により電子情報処理組織 書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 業省令第八号。以下「情報通信技術活用法施行規則」という。)第三条に規定する電子情報処 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情 (経済産業省の所管 則理
- (主任技術者の選任等)
- **第五十二条** 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場 又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする
- ||器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上の するものを除く。)又は燃料電池発電所(改質 |あって別に告示するもの及び内燃力を原動力と|交付を受けている者 料として使用する火力発電所のうち、小型の汽免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けて 除く。)の設置の工事のための事業場 |の、小型のガスタービンを原動力とするもので|状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状 |二|| 火力発電所(アンモニア又は水素以外を燃第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者 |に設置されるものであって別に告示するものを免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けて 力を原動力とするものであって別に告示するもいる者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者免 水力発電所(小型のもの又は特定の施設内第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者 種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者 いる者及び第一種ダム水路主任技術者免状又は第

く。)、蓄電所、変電所、送電線路又は需要設備免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けて 設置の工事のための事業場 燃料電池発電所(二に規定するものを除第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者

除く。)であって、高さ十五メートル以上のダ 設置されるものであって別に告示するものを主任技術者免状の交付を受けている者 水力発電所(小型のもの又は特定の施設内第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路

|もの又は高さ十五メートル以上のダムの設置の |導水路、サージタンク若しくは放水路を有する |ム若しくは圧力三百九十二キロパスカル以上の 事を行うも

|の、内燃力を原動力とするもの及び出力一万キ 力を原動力とするものであって別に告示するもている者 |料として使用する火力発電所のうち、小型の汽|種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受け 火力発電所(アンモニア又は水素以外を燃第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第

|高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに |のを除く。) 及び燃料電池発電所(改質器の最 |ロワット未満のガスタービンを原動力とするも

電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けて |接統括する事業場 発電所、蓄電所、 変電所、 需要設備又は送第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者 ものを除く。)がある場合は、第一種ボイラー・タ のガスタービンを原動力とする火力発電所以外のガ 免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受 設内に設置されるものであって別に告示するものを |発電所以外の水力発電所(小型のもの又は特定の施 スタービンを原動力とする火力発電所(小型のガス けている者及びその直接統括する発電所のうちに五 いる者、その直接統括する発電所のうちに四の水力 く。)がある場合は、 ービンを原動力とするものであって別に告示する 第一種ダム水路主任技術者

十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。)の承認を受けたもの並びに発電所、蓄電所、督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五 項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前 されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣(事業場が一の産業保安監 いう。)を委託する契約(以下「委託契約」という。)が次条に規定する要件に該当する者と締結 家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」と しないことができる。 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自 ,主任技術者免状の交付を受けている者

をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場 出力五千キロワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であって電圧七千ボルト以下で連系等

二 出力二千キロワット未満の発電所(水力発電所、火力発電所及び風力発電所に限る。)であ って電圧七千ボルト以下で連系等をするもの
前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場 出力千キロワット未満の発電所(前二号に掲げるものを除く。)であって電圧七千ボルト以 2

下で連系等をするもの

前項の表第三号又は第六号の事業場

電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場

の表第一号又は第六号に掲げる事業場のうち、当該水力発電所の保安管理業務の委託契約が次条 産業大臣の承認を受けたものについては、同項の規定にかかわらず、ダム水路主任技術者を選任 に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済 しないことができる。 出力二千キロワット未満の水力発電所(自家用電気工作物であるものに限る。)に係る第一項

て同じ。)の承認を受けた場合は、この限りでない。 られる場合であって、経済産業大臣(監督に係る事業用電気工作物が一の産業保安監督部の管轄 させてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認め、事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ね 区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第五十三条の二にお

第五十二条の二 前条第二項又は第三項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、 号に定める要件とする。

個人事業者(事業を行う個人をいう。)

ダム水路主任技術者免状の交付を、それぞれ受けていること。 前条第二項の場合にあっては電気主任技術者免状の交付を、 同条第三項の場合にあっては

別に告示する要件に該当していること。

別に告示する機械器具を有していること。

値が別に告示する値未満であること。 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した

保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

年を経過しないものでないこと。 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、 その取消しの日から二

管理業務に従事する者(以下「保安業務従事者」という。)が前号イ及びロの要件に該当し ていること。 前条第二項又は第三項の承認の申請に係る事業場(以下「申請事業場」という。)の保安

別に告示する機械器具を有していること。

ビン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービ

示する値未満であること。 とに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者(以下「保安業務担当者」という。)ご

保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ

帰することができないときは、この限りでない。 ら二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日 委託契約の相手方の責めに

年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、 その取消しの日から二

第五十三条 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理 業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

委託契約の相手方の執務に関する説明書

委託契約書の写し

委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類

いると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合して 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。

- 二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、 保安業務担当者が定めら
- 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること、
- いこと 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第三項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でな
- 当者を含む。)との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委 約の相手方(委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあっては保安業務担 常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)と委託契 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非
- 委託契約の相手方(委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあっては保 .契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。
- 次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、第二号又は第四号に 安業務担当者)の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。
- 掲げる者は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者 以 免状
- 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者 「電気管理技術者」という。) 以
- 三 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者 下「電気保安法人」という。) 以
- 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者 「ダム水路管理技術者」という。) 以
- 下「ダム水路保安法人」という。)

Ŧi.

保安業務従事者

- なければならない。 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工 維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重し
- するときは、その承認を取り消すことができる。 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当
- 第二項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 保安管理業務を行ったとき。 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで
- らないで保安管理業務を行ったとき。 ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によ
- 務従事者が第三項の規定に違反したとき。 電気管理技術者及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに保安業
- 不正の手段により第五十二条第二項又は第三項の承認を受けたとき
- 第五十三条の二 第五十二条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十四の主任技 術者兼任承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない
- 兼任を必要とする理由を記載した書類
- 主任技術者の執務に関する説明書
- 法第四十三条第二項の許可を受けようとする者は、 様式第四十五の主任技術者選任許
- 可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。 選任を必要とする理由を記載した書類
- 選任しようとする者の事業用電気工作物の工事、 維持及び運用の保安に関する知識及び技能
- 者選任又は解任届出書を提出しなければならな 法第四十三条第三項の規定による届出をしようとする者は、 様式第四十六の主任技術

(免状の種類による監督の範囲)

第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、 とおりとする。 の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、 それぞれ同表の下欄に掲げる 維持及び運用

主任技術者免状保安の監督をすることができる範囲

の種類

主任技術者免状 第一種電気事業用電気工作物の工事、 維持及び運用 (四又は六に掲げるものを除く。

第二種電気電圧十七万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、 維持及び運用(四又は六に掲

主任技術者免状 | げるものを除く。) 第三種電気電圧五万ボルト未満の事業用電気工作物(出力五千キロワット以上の発電所又は

=

兀

|水路主任技術者ものを除く。)の工事、維持及び運用(電気的設備に係るものを除く。) |主任技術者免状 ||蓄電所を除く。)の工事、維持及び運用(四又は六に掲げるものを除く。) 第一種ダム|水力設備(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示する

Ŧi. 第二種ダム水力設備(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示す 満のダム並びに圧力五百八十八キロパスカル未満の導水路、サージタンク及び放もの又はダム、導水路、サージタンク及び放水路を除く。)、高さ七十メートル未

||水路主任技術者もの又はダム、導水路、サージタンク及び放水路を除く。)、高さ七十メートル 免状 ラー・タービン 第一種ボイ火力設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力設備のうち、 水路の工事、維持及び運用(電気的設備に係るものを除く。)

主任技術者免状 |ラー・タービン|を原動力とするものであって圧力五千八百八十キロパスカル以上のもの及び小型 主任技術者免状 第二種ボイ火力設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力設備のうち、汽力 動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除いの汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、小型のガスタービンを原工火力設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力設備のうち、小型 動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、小型のガスタービンを原 |運用(電気的設備に係るものを除く。) 器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。)の工事、 ル以上のものに限る。)の工事、維持及び運用(電気的設備に係るものを除く。) 器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。)の工事、維持及びく。)、圧力五千八百八十キロパスカル未満の原子力設備及び燃料電池設備(改質 く。)、原子力設備及び燃料電池設備(改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカ

t

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第五十六条の二 令第三十七条第一号二の経済産業省令で定める事項は、 次のとおりとする。

- 指定試験機関による経済産業大臣への報告に関する事項
- (免状交付事務に係る公示)
- 第五十六条の三 令第三十七条第二号の規定による公示は、 より行うものとする。 次に掲げる事項を明らかにすることに
- 委託に係る免状交付事務の内容
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所
- (小規模事業用電気工作物を設置する者の届出)

第五十七条 法第四十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の 模事業用電気工作物設置届出書を提出しなければならない。

- 2 小規模事業用電気工作物を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、法第四十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 小規模事業用電気工作物を設置する者の電話番号、 電子メールアドレスその他の連絡先

- 小規模事業用電気工作物の設置の場所、原動力の種類及び出力
- 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (当該業務を委託する場合にあっては、その委託先。次号において同じ。) の氏名又は名称及び 小規模事業用電気工作物の工事、 維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を担当する者
- の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を担当する者
- 小規模事業用電気工作物の点検の頻度
- 第五十八条 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、 区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。 次の各号に掲げる場合の
- 模事業用電気工作物変更届出書 当該届出が法第四十六条第二項第一号に係るものである場合 様式第四十六の二の二の小規
- 模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書 当該届出が法第四十六条第二項第二号に係るものである場合 様式第四十六の二の三の小規

### 第五十九条から第六十一条まで 削除

第二款の二 環境影響評価に関する特例

(簡易な方法による環境影響評価)

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする 環境影響評価の項目については、別表第一の二の上欄に掲げる項目とすること。

- する者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、別表第一の二の 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第三項に規定する第二種事業を行おうと
- 十四号)第十六条各号に掲げる要件に該当するかどうかに関し、当該第二種事業を行おうとす指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年通商産業省令第五 る者の見解を明らかにすることにより行うものとすること。 の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための 定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価る環境影響評価については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選 下欄に掲げる内容を行うものとすること。 環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る簡易な方法によ
- 果を記載するものとすること。 法第四十六条の三の書面には、 前項第二号及び第三号により行われた調査、 予測及び評価の結

(方法書の届出)

- の環境影響評価方法書届出書に方法書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならな第六十一条の三 法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四 3
- (方法書についての意見の概要等の届出)

三の環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書に環境影響評価法第九条に規定する書類第六十一条の四 法第四十六条の六第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の を添えて提出しなければならない。

(方法書についての勧告期間)

- 第六十一条の五 法第四十六条の八第一項の経済産業省令で定める期間は百八十日とする。 その他その期間内に勧告をすることができない合理的な理由があるときは、その期間を延長するし、法第四十六条の七第一項の規定による都道府県知事の意見がその期間内に提出されないとき ことができる。 ただ
- よる方法書の届出をした者に対し、 しなければならない。 よる方法書の届出をした者に対し、同項の期間内に延長する期間及び期間を延長する理由を通知 経済産業大臣が前項の規定により同項の期間を延長する場合には、法第四十六条の五の規定に

(準備書の届出)

環境影響評価準備書届出書に準備書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。 法第四十六条の十一の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の四の

(準備書についての意見の概要等の届出)

第六十一条の七 法第四十六条の十二の規定による届出をしようとする者は、 添えて提出しなければならない。 環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書に環境影響評価法第十九条に規定する書類を 様式第四十六の五

(準備書についての勧告期間)

- 第六十一条の八 とができる。 の他その期間内に勧告をすることができない合理的な理由があるときは、その期間を延長するこ だし、法第四十六条の十三の規定による都道府県知事の意見がその期間内に提出されないときそ 法第四十六条の十四第一項の経済産業省令で定める期間は二百七十日とする。 た
- 2 知しなければならない。 による準備書の届出をした者に対し、 経済産業大臣が前項の規定により同項の期間を延長する場合には、法第四十六条の十一の規定 同項の期間内に延長する期間及び期間を延長する理 生由を通

(評価書の届出)

第六十一条の九 法第四十六条の十六の規定による届出をしようとする者は、 環境影響評価書届出書に評価書を添えて提出しなければならない 様式第四十六の六の

(評価書の変更命令期間)

第六十一条の十 法第四十六条の十七の経済産業省令で定める期間は三十日とする。 第三款 工事計画及び検査

第六十二条 法第四十七条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物(小規模事業用電気工作 表の中欄に掲げるもの及びこれ以外のものであって急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法を除く。)の設置又は変更の工事は、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同 ものを除く。)に係るもの(以下「制限工事」という。)とする。 防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げる 律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域 (工事計画の認可等) (当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の (以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為

2 限工事を伴う変更以外の変更とする。 に掲げる変更の工事、別表第四の下欄に掲げる工事又は急傾斜地崩壊危険区域内において行う制法第四十七条第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、別表第二の中欄若しくは下欄

載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。 法第四十七条第五項ただし書の主務省令で定める場合は、 次条第一項第一号の工事計画 書の

第六十三条 法第四十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、様式第四十七の工事計 工事に係る場合であって、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは 画(変更)認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が変更の 同号及び第三号の書類を添付することを要しない。

当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、 同表の下欄に掲げる

工事工程表

2 計画の変更に係るものであるときは、 この場合において、その申請が変更の工事(取替え、修理又は廃止の工事を除く。)又は工事の に掲げる事項(その申請が修理の工事に係る場合は、 前項第一号の工事計画書には、申請に係る事業用電気工作物の種類に応じて、別表第三の中欄 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類 変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければな 修理の方法)を記載しなければならない。

- えてその申請をしなければならない。 別表第二の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第四十七条第一項の認可の申請をする場合 第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添
- 軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 八十四条 法第四十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十八の工事計画第一項の申請書並びに同項及び前項の添付書類の提出部数は、正本一通とする。 前項の届出書及び添付書類の提出部数は、正本一通とする。
- (工事計画の事前届出)
- じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応入十五条 法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。
- 用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(別表第二の中欄若しくは下欄に掲げるもの、及び事業一 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、別表第四の上欄に掲げる工事の種類に応は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。) い一時的な工事としてするものを除く。)
- は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更以外の変更とする。 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又
- 第六十六条 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしよ ない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であって、取替えの工事に係るときは第二号の うとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければなら 廃止の工事に係るときは同号、第三号及び第四号の書類を添付することを要しない。
- 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、 同表の下欄に掲げる
- 工事工程表
- (次項第三号において単に「証明書」という。) 当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、法第四十八条の二第二項の証 明書
- Ŧ. 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第二号に定める工事の計画の届出をしようとする は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。 公害の防止に関する工事計画書 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類
- 当該事業用電気工作物の属する別表第五の上欄に掲げる種類に応じて、 同表の下欄に掲げる
- 当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、証明書
- 3 に掲げる事項(その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を、第二項第一号の公害の防届出に係る事業用電気工作物の種類に応じて、第一項第一号の工事計画書には別表第三の中欄四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類
- 規定による届出をする場合は、第一項各号又は第二項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以、別表第二の下欄又は別表第四の下欄に掲げる工事の計画を分割して法第四十八条第一項前段の 更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。 において、その届出が変更の工事(取替え、修理又は廃止の工事を除く。)又は工事の計画の変 止に関する工事計画書には別表第五の中欄に掲げる事項を、記載しなければならない。この場合
- 5 - 第一項及び第二項の届出書並びに第一項、第二項及び前項の添付書類の提出部外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。 第二項及び前項の添付書類の提出部数は、 正本一通

項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のハ十七条法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第

- ことを要しない。 合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。)がその認可の申請又は のについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付する 届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたも 経済産業大臣(令第四十七条第三項の表第十七号の権限に係る事業用電気工作物に係る場
- おいて、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十六条第一項の許可に係る申請書の写し前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の添付を要しない。ただし、この場合には変更の工事をしようとする者が法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合は、 する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。)のうち次の各号に掲げるものの設置又 を添付しなければならない。 水力発電所における水力設備(二以上の者が管理するものであって、かつ、これらの者を代表
- ダム(洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。)
- 貯水池又は調整池
- (特殊電気工作物)
- 第六十七条の二 法第四十八条の二第一項の事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全 を支持する工作物とする。 な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるものは、 風力発電設備のうち風車及び風
- (証明書の交付)

(使用前検査)

- | 第六十七条の三 | 法第四十八条の二第二項に規定する証明書の交付は、 認証明書によるものとする。 様式四十九の二の適合性確
- | 第六十八条 | 法第四十九条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、 って、次に掲げるもの以外のものとする。

発電所に係るものであ

- 水力発電所に係るもの
- 火力発電所に係るもの
- 燃料電池発電所に係るもの
- 四 太陽電池発電所に係るもの
- 風力発電所に係るもの
- 六 五
- る電力用コンデンサー、分路リアクトル又は限流リアクトル 第一号から第五号までに規定する発電所に係るもののほか、 変更の工事を行う発電所に属す
- 第六十二条第一項に規定する制限工事に係るもの

t

- 第六十五条第一項第二号に規定する工事に係るもの
- 第六十九条 使用前検査は、工事の計画に係る全ての工事が完了した時において、電気工作物検査 るために必要な検査を行うものとする。 官が特定事業用電気工作物の通常運転時における性能を確認する検査その他工事の完了を確認す
- 第七十条 法第四十九条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、 次のとおりとする。
- について経済産業大臣の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法 ない特別の理由がある場合(前号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法 事業用電気工作物の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければなら事業用電気工作物を試験のために使用する場合
- 三 事業用電気工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと 認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合
- 第七十一条 使用前検査を受けようとする者は、様式第五十の使用前検査申請書を提出しなけ ならない。
- 前項の申請には、 工事の工程を説明する書類を添えて提出しなければならない

2

明する書類を提出しなければならな 第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説

4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とす

第七十一条の三 経済産業大臣は、使用前検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る使用前 第七十一条の二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六十九条の検 のとする。 査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるも

検査合格証を交付する。

又は第三号の書類を既に提出している場合であって、その既に提出しているものと内容に変更が 書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第二号 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

ないときはこれらの書類を、添付することを要しない。

単線結線図 送電関係一覧図

第七十三条の二 削除 第七十三条

(使用前安全管理検査)

第七十三条の二の二 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、 以外のものとする。 次に掲げるも

号において同じ。)を伴うものにあっては、当該遮断器を除く。) 七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。次出力三万キロワット未満であってダムの高さが十五メートル未満の水力発電所(送電電圧十

のであって、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。)の二 河川法第二十六条第一項の許可に係る水力発電所の水力設備 (二以上の者が管理するも のうち次に掲げるもの

ダム(洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。

取水設備

貯水池又は調整池

断器を除く。) 所に限り、送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあっては、当該遮一 内燃力を原動力とする火力発電所(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電

のものを除く。) 変更の工事を行う発電所、蓄電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル変更の工事を行う発電所、蓄電所又は変電所に属する電力用コンデンサー 電力貯蔵装置(蓄電所に属する出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上

非常用予備発電装置

第六十五条第一項第二号に規定する工事を行う事業用電気工作物

試験のために使用する事業用電気工作物

第七十三条の三 使用前自主検査は次に掲げる工事の工程において行うものとする。

地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとする時及びダムの全体又は 一部を流水の貯留の用に供しようとする時 工事の計画に係る一部の工事が完成した場合であって、 水力発電所に係る工事であって、完成後の高さが十五メートル以上のダムについては、基礎 その完成した部分を使用しようとす

三 工事の計画に係るすべての工事が完了した時

る時 (前号の工事の工程を除く。)

第七十三条の四 軽微な変更をしたものを含む。)に従って工事が行われたこと及び法第三十九条第一項の技術基 準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。 状況について、法第四十八条第一項の規定による届出をした工事の計画(第六十五条第二項 使用前自主検査は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動

第七十三条の五 使用前自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

検査の対象 検査年月日

検査の方法

検査の結果

七六五四 検査を実施した者の氏名

検査の実施に係る組織検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、 その内容

検査の実施に係る工程管理

検査において協力した事業者がある場合には、 当該事業者の管理に関する事項

検査記録の管理に関する事項

検査に係る教育訓練に関する事項

使用前自主検査の結果の記録は、次に掲げる期間保存するものとする。

前項第一号から第六号までに掲げる事項

発電用水力設備に係るものは当該設備の存続する期間 イ以外のものは第七十三条の三第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行った

第五十一条第七項の通知を受けるまでの期間 前項第七号から第十一号までに掲げる事項については、使用前自主検査を行った後最初の法

後五年間

第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、 審査」という。)を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十一条第三項の審査(以下「使用前安全管理 を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期 年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用 用前安全管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三 使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の使 前回の法第五十一条第七項の通知(以下この条において単に「通知」という。)において、

難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時 前号に規定する組織であって、使用前自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困

前各号に規定する組織以外の組織については、第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の事業用電気工作物(原子力を原動力とする発電用のも程において行う使用前自主検査を行う時期 係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣(令第四十七条第三項の表第十八号の権限に じ。)が指示するものを除く。)とする。 を除く。)であって経済産業省令で定めるものは、 次に掲げる設備に属する電気工作物 (当該

火力発電所 水力発電所

燃料電池発電所

太陽電池発電所

六五四 蓄電所 風力発電所

送電線路(電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器 (需要設備と電気的に接

需要設備(鉱山保安法が適用されるものを除く。)

経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、 その旨を通知す

第七十三条の七 使用前安全管理審査であって、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受

けようとする者は、様式第五十二の二の使用前安全管理審査申請書を提出しなければならない。 なければならない。 査機関が定めるところにより、使用前安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出し登録安全管理審査機関が行う使用前安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審

一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項第七十三条の八 法第五十一条第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

検査記録の管理に関する事項

検査に係る教育訓練に関する事項

第七十三条の九 法第五十一条第五項の通知は、 次に掲げる事項を記した書面によって行うものと

審査を受けた組織の名称

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

電気工作物とする。 法第五十一条の二第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、別表第六に掲げる

第七十五条 合の当該工事に係る事業用電気工作物を使用するときとする。 しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行った場:七十五条 法第五十一条の二第一項の主務省令で定めるときは、事業用電気工作物が滅失し、若

第七十六条 方法で行うものとする。 況について、法第三十九条第一項の技術基準に適合するものであることを確認するために十分な 使用前自己確認は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状

第七十七条 変更とする。 法第五十一条の二第二項の主務省令で定める変更は、別表第七に掲げる電気工作物の

第七十八条 法第五十一条の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認 結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない

使用前自己確認を行った年月日

使用前自己確認の対象

使用前自己確認の方法

作物である場合を除く。)の氏名 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者(当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工 使用前自己確認の結果

六 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、その設置者が使用前 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 自己確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、 住所及び

使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

る電気工作物の変更をしようとする場合にあっては、別表第三の第一号の(六)及び(七)の下欄に掲げる添付書類(別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げ 下欄に掲げる添付書類を除く。) 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の

使用前自己確認の結果の記録は、使用前自己確認を行った後五年間保存するものとする。 使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

**第七十九条** 法第五十二条第一項の主務省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、

おりとする。

熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原 火力発電所(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、液化ガスを

動力とするものを除く。)に係る次の機械又は器具 貯槽、液化ガス用気化器、ガスホルダー若しくは冷凍設備(受液器及び油分離器に限る。) 設備に属する容器又は液化ガス設備(原動力設備に係るものに限る。)に属する液化ガス用 ボイラー、独立過熱器、独立節炭器、蒸気貯蔵器、蒸気だめ、熱交換器若しくはガス化炉

ものに限る。) 外径百五十ミリメートル以上の管(液化ガス設備にあっては、液化ガス用燃料設備に係る

ロ

イ

燃料電池発電所に係る次の機械又は器具

容器、熱交換器又は改質器であって、内径が二百ミリメートルを超えかつ長さが千ミリメ ・トルを超えるもの又は内容積が○・○四立方メートルを超えるもの

外径百五十ミリメートル以上の管

ロ

第八十条 法第五十二条第一項の主務省令で定める圧力は、次のとおりとする。

六十キロパスカル 水用の容器又は管であって、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百

液化ガス用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

兀 前各号に規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル 第一号及び第二号に規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカ

(燃料電池設備に属さない管の長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル)

第八十一条 削除

第八十二条 溶接自主検査は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適 合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第八十二条の二 溶接自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

検査の対象 検査年月日

検査の方法

検査を実施した者の氏名

検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第八十三条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。 溶接自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

る産業保安監督部長が支障がないと認めて溶接自主検査を行わないで使用することができる旨 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、その検査の場所を管轄す 指示をした場合

次に掲げる工作物を、あらかじめ、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長に届け出て

事業用電気工作物として使用する場合 十条の二において準用する第八十四条第一項の検定を受けた工作物 は第五十三条第一項の溶接検査に合格した工作物又は同規則第八十四条第一項若しくは第九 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しく

第五十三号)第二条第一号、 るものに限る。)であって、 発電所の原動力設備に属する工作物(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十六条 第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係

基準適合証の交付を受けたもの 条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備 三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六

器具(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合 ための溶接のみをした第七十九条第一号に規定する機械若しくは器具(耐圧部分についてその 耐圧部分について径六十一ミリメートル以下の連続しない穴に管台若しくは座を取り付ける 接のみを新たにするものを含む。)又は漏止め溶接のみをした同条に規定する機械若しくは

イラー等」という。) 又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であって輸入したもの(以下八十五条 ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするもの(以下この条において「特定ボ ラー等に溶接自主検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。 入特定ボイラー等に係る溶接自主検査を終了したときは、当該特定ボイラー等又は輸入特定ボイ この条において「輸入特定ボイラー等」という。)を設置する者は、当該特定ボイラー等又は輸

(自家用電気工作物の使用開始の届出)

電気工作物として使用する場合以外の場合とする。 第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用 法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、法第四十七条第一項の認可又は法

第八十八条 法第五十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第六十の自家用電気工作物

第九十条から第九十三条まで 第八十九条の二 法第五十四条の主務省令で定める圧力は、最高使用圧力零キロパスカルとする。

(定期安全管理検査)

非常用予備発電装置に属するものを除く 法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、 次に掲げるものとする。 ただ

火力発電設備又は燃料電池発電設備のうち、次に掲げるもの

「蒸気タービン及びその附属設備」という。 蒸気タービン本体(出力千キロワット以上の発電設備に限る。)及びその附属設備(以下

- ボイラー及びその附属設備
- 蒸気貯蔵器及びその附属設備
- 条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所(アンモ ガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であっ 出力千キロワット以上の発電設備に係るもの(内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及び ニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあっては、液化ガスを熱媒体として用 液化ガス設備(液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五 ガスタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあっては、 高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。) に限る。) 3
- ガス化炉設備

るものに限る。)

いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。)の原動力設備に係

二百ミリメートルを超え、かつ、長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであって、内径が燃料電池用改質器(最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある 立方メートルを超えるものに限る。

- 二 風力発電設備 (出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。) のうち、
- 風力機関及びその附属設備
- 発電機
- 変圧器
- 電力用コンデンサー

第九十四条の二 定期自主検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

四年を超えない時期 第九十四条の四第三項において同じ。)(以下「定期自主検査等」という。)が終了した日以降 日又は定期自主検査若しくは認定高度保安実施設置者が行う法第五十五条第一項の自主検査 (法第五十五条の十三第一項の規定により定期に行うことを要しないこととされるものに限る。 蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期自主検査にあっては、運転が開始された

主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない ガスタービン(出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。)についての定期

三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、 主検査等が終了した日以降二年を超えない時期 化炉設備又は脱水素設備についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自 ガスタービン(出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)、

査等が終了した日以降一年一月を超えない時期 燃料電池用改質器についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検

Ŧi. 検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期自主

置の場所を管轄する産業保安監督部長(以下この条において単に「産業保安監督部長」という。) が定める時期に定期自主検査を行うものとする。 次に掲げる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の

第九十四条の五第一項第一号に規定する組織であると評定されたとき。

一使用の状況から前項第一号から第四号までに規定する時期に定期自主検査を行う必要がない と認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき

を行うべき時期を定めて承認したとき。 期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期自主検査 場合であって、検査を行う体制の確保が困難であることその他の事情により前項に規定する時 定」という。)が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失った 法第五十五条の三の認定(第九十四条の四第三項、第五款及び別表第八において単に「認

臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認 て、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。 災害その他やむを得ない事由により前項に規定する時期又は前三号の規定により経済産業大

ことを要しない。 期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければな らない。ただし、前項第三号又は第四号の承認を受けようとする場合には、 前項第二号から第四号までの承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期自主検査 当該書類を添付する

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常第九十四条の三 定期自主検査等は、次に掲げる方法で行うものとする。 めに十分な方法 摩耗及び異常の発生状況を確認するた

第九十四条の四 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 定期自主検査等の結果の記録は、 次に掲げる事項を記載するものとする。

検査の対象

検査の結果 検査の方法

検査を実施した者の氏名

検査の実施に係る組織 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

検査の実施に係る工程管理

検査において協力した事業者がある場合には、 当該事業者の管理に関する事

検査記録の管理に関する事項

知」という。)を受けるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号まで に掲げる事項については当該定期自主検査を行った後最初の通知を受けるまでの期間保存するも 条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知(以下この項及び次条において単に「通 定期自主検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五十一 検査に係る教育訓練に関する事項 認定高度保安実施設置者が行う法第五十五条第一項の自主検査の結果の記録は、第一項第一号 2

第九十四条の五 第九十四条第一号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める 条第四項の審査(以下「定期安全管理審査」という。)を受けることが困難であるときは、経済 までに掲げる事項については当該自主検査を行った日からその認定が法第五十五条の九の規定にた日から起算して五年を経過する日までの期間のいずれか長い期間、第一項第七号から第十一号 時期に受けなければならない。 産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める 時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五 よる取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間保存するものとする。 九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間又は当該自主検査を行っ から第六号までに掲げる事項については当該自主検査を行った日からその認定が法第五十五条の 2

ること又は当該取組を実施することが困難となった時期 る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に 守管理に関する十分な取組を実施することが困難となった組織については、当該体制を維持す 定期自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期 前号に規定する組織であって、定期自主検査の実施につき十分な体制を維持すること又は保 関する十分な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理

なかったものについては、定期自主検査を行う時期 と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来し 第一号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日

前三号に規定する組織以外の組織については、定期自主検査を行う時期

部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。 ることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督 とおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受け 第九十四条第二号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次の

関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、 前回の通知を受け 保守管理

前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日(通知を受けていない

法第五十一条第七項の通知を受けた日)から三年三月を超えない時期

った組織については、当該体制を維持することが困難となった時期 前二号に規定する組織であって、定期自主検査の実施につき体制を維持することが困難とな

**第九十四条の五の二** 法第五十五条第四項の特定電気工作物(原子力を原動力とする発電用のもの を除く。)であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発 監督部長。以下この条において同じ。)が指示するものを除く。)とする。 七条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安 電設備に属する電気工作物(当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣 (令第四十

るものとする。 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知す

第九十四条の六 定期安全管理審査であって、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受け 登録安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審査ようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

ればならない。 機関が定めるところにより、定期安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出しなけ

(準用)

**第九十四条の七** 第七十三条の八及び第七十三条の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。こ る法第五十一条第五項」と読み替えるものとする。 と、第七十三条の九中「法第五十一条第五項」とあるのは「法第五十五条第六項において準用す の場合において、第七十三条の八中「法第五十一条第四項」 」とあるのは「法第五十五条第五項」

(電磁的方法による保存)

第九十四条の八 第七十三条の五第一項各号、第八十二条の二第一項各号及び第九十四条の四 機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をも れた記録の保存に代えることができる。 って法第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第五十五条第一項に規定する当該事項が記載さ 項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他

ばならない。 前項の規定による保存をする場合には、 経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ

第四款 承継

(事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出)

第九十五条 法第五十五条の二第二項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位の承継 類を添えて提出しなければならない。 届出をしようとする者は、様式第六十二の二の事業用電気工作物設置者地位承継届出書に次の書

三による書面及び戸籍謄本 人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第六十二の 法第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相

一 法第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相 三 法第五十五条の二第一項の規定により合併又は分割によって事業用電気工作物を設置する者 の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書 人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第六十二の四による書面及び戸籍謄本

第五款 認定高度保安実施設置者

(認定高度保安実施設置者が設置する事業用電気工作物)

第九十五条の二 法第五十五条の三の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、 次のとおりとす

水力発電所に係るもの

三 燃料電池発電所に係るもの

火力発電所に係るもの

兀 太陽電池発電所に係るもの

蓄電所に係るもの

風力発電所に係るもの

- 送電線路に係るもの 変電所に係るもの
- 需要設備に係るもの 配電線路に係るもの

(認定の申請)

**第九十五条の三** 認定を受けようとする者 (第二号及び次条第三項において「申請者」という。) に提出しなければならない。 様式第六十二の五の認定高度保安実施設置者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣

記載した書類 認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を

申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書

(認定の基準等)

第九十五条の四 法第五十五条の四第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第八に定めるとこ ろによるものとする。

法第五十五条の四第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

2

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて 当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進しているこ

経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、

申請者に様式第六十二の六の認定高度保安実施設置者認定証を交付するものとする。

第九十五条の五 前二条の規定は、法第五十五条の六第一項の認定の更新に準用する。

様式第六十二の七の認定高度保安実施設置者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類 を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 法第五十五条の七の規定による届出をしようとする認定高度保安実施設置者は、 2

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第九十五条の七 認定高度保安実施設置者に係る認定が法第五十五条の九の規定による取消しその された日)から起算して当該各号に定める期間を経過したものに限る。)について、第九十四条 定期自主検査等が終了した日(定期自主検査等を行っていないものにあっては、その運転が開始に係る特定電気工作物(次の各号に掲げる電気工作物ごとに、当該電気工作物についての前回の他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施設置者であった者は、当該認定 の二第一項の規定にかかわらず、遅滞なく、定期自主検査を行わなけなければならない。 2

蒸気タービン本体及びその附属設備 四年間

ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備! ガスタービン(出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。) 三年間

化炉設備又は脱水素設備 二年間 ガスタービン(出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)、液化ガス設備、ガス

風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサー 燃料電池用改質器 一年一月間

第九十五条の八 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合においては、 を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を その認定

> 失う日までの期間、その定めた保安規程(保安規程を変更したときは、その変更後のもの。 十五条の十第一項第一号において同じ。)を保存するものとする。

においては、その日付、内容及び理由を記録し、これを保安規程とともに保存しなければならな 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合(保安規程を変更した場合に限る。)

(主任技術者の選任等に係る記録の保存の方法)

第九十五条の九 者の選任等に係る記録」という。)を作成するものとする。 げる事項(主任技術者を解任した場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる事項)を記載 した主任技術者の選任又はその解任に係る記録(次項及び次条第一項第三号において「主任技術 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十一前段の場合においては、

主任技術者を選任し、又は解任した事業場又は設備の名称及び所在地

主任技術者を選任し、又は解任した年月日

主任技術者の氏名、生年月日及び住所

主任技術者免状の種類及び番号

五. 主任技術者の監督に係る電気工作物の概要 主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、 その職務の内容

る取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、 存するものとする。 ③取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、主任技術者の選任等に係る記録を保認定高度保安実施設置者は、その認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定によ

(電磁的方法による保存)

第九十五条の十 次の各号に掲げる規程又は記録が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要 きは、当該記録の保存をもって当該各号に定める保存に代えることができる。 に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されると

保安規程 法第五十五条の十に規定する保存

第九十五条の八第二項に規定する記録 第九十五条の八第二項に規定する保存

主任技術者の選任等に係る記録 法第五十五条の十一に規定する保存

ばならない。 前項の規定による保存をする場合には、 経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ

ħ

第三節 一般用電気工作物

(一般用電気工作物の調査)

第九十六条 法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合 電線路維持運用者が維持し、 . 及び運用する電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作

法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。 当該電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一時的に

きなかった場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに調査を行うものと 掲げる頻度で行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該頻度で行うことがで あっては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。)が完成した時に行うほか、次に 一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事(ロに掲げる一般用電気工作物に

口に掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあっては、四年に一回以上

業保安監督部長(当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にわたると きは、経済産業大臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。)の登録を受けた法人(以下 務」という。)を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務(以下「点検業

託電気工作物」という。)にあっては、五年に一回以上 「登録点検業務受託法人」という。)が点検業務を受託している一般用電気工作物 (以下「受

- 求めに応じて再び調査を行うこと いて、その通知後相当の期間を経過したときに、その一般用電気工作物の所有者又は占有者の一 法第五十七条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物につ
- 調査は、法第九十条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者が行うこと。
- 求があったときは、これを提示すること。 調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。 調査を行う者(以下「調査員」という。)は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請

登録申請書に次の書類を添えて所轄産業保安監督部長に提出しなければならない 定款及び登記事項証明書 前条第二項第一号の登録を受けようとする法人は、様式第六十三の点検業務受託事業

最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

次の事項を記載した書類 役員の氏名及び履歴

事業所の所在地

次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する法人は、第九十六条第二項第一号の登録を受ける五 第九十七条の三各号の規定に適合することを説明した書類

ことができない。 基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける律第九十六号)若しくは電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)又はこれらの法律に その役員のうちに、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法

二 第百条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人であるこ ことがなくなった日から二年を経過しない者があること。

三 点検業務を受託する事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない法

第九十七条の三 所轄産業保安監督部長は、第九十六条第二項第一号の登録の申請が次の各号のい ずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。 人であること。

う。)が工業、鉱業(土石採取業を含む。)又は建設業に属する場合に限る。)にあっては、こ の限りでない。 合会(その資格事業(中小企業団体の組織に関する法律第八条第二項に規定する資格事業をい | 第九十九条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する事業を廃止したときは、 二年法律第百八十五号)第四十二条第一項の規定に基づき設立された商工組合又は商工組合連 府県の行政区域を含むものであること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十 点検業務を受託する事業を行う区域(以下「業務区域」という。)は、少なくとも一の都道 2 3

一 電気工事業の業務の適正化に関する法律第二条第三項に規定する電気工事業者並びに同法第 その数が、業務区域内に事業所を有する電気工事業者の三分の一以上であること。 知電気工事業者とみなされた者(以下単に「電気工事業者」という。)を主たる構成員とし、 三十四条第二項の規定により登録電気工事業者とみなされた者及び同条第三項の規定により通

二 次に掲げる測定器を用いて点検業務を行うものであること。

絶縁抵抗計

接地抵抗計

漏れ電流計 交流電流計

次のいずれかに該当する者が点検業務を実施するものであること。

- 法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けて
- 電気工事士法第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種
- に基づく専門学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく実業学校におい て電気工学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法によ 正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号) 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令

第九十七条の四 第九十六条第二項第一号の登録は、点検業務受託事業登録簿に次に掲げる事項を 記載してするものとする。

る専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

登録年月日及び登録番号

点検業務受託法人の名称、事業所の所在地及び業務区域

第九十七条の五 とするときは、様式第六十三の二の登録点検業務受託法人名称等変更届出書により、 轄産業保安監督部長に届け出なければならない。 登録点検業務受託法人は、その名称、事業所の所在地又は業務区域を変更しよう その旨を所

第九十八条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する事業を適正に行うため、次に掲げる事 部長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。項を定めた点検業務受託事業規程を定め、点検業務を受託する事業の開始前に所轄産業保安監督

事業所の所在地及び業務区域

点検業務を受託する事業を管理する者の職務及び組織に関する事項

点検業務を実施する者に対する保安教育に関する事項 点検業務を実施する者の資格及びその配置に関する事項

委託者との契約に関する事項

点検業務の実施項目、方法及び頻度に関する事項

点検業務を受託する事業についての記録に関する事項

委託者に対する損害賠償に関する事項

その他点検業務を受託する事業に関し必要な事項

2 業務受託事業規程変更届出書に点検業務受託事業規程を添えて行わなければならない。 前項の届出は、それぞれ様式第六十四の点検業務受託事業規程届出書又は様式第六十五の点検

るものとする。 認めるときは、登録点検業務受託法人に対し、点検業務受託事業規程を変更すべきことを指示す 所轄産業保安監督部長は、点検業務を受託する事業の適正な実施を確保するため必要があると

の旨を所轄産業保安監督部長に届け出なければならない。 遅滞なく、 そ

|第百条 | 所轄産業保安監督部長は、登録点検業務受託法人が次の各号のいずれかに該当するとき は、 前項の届出は、様式第六十六の点検業務受託事業廃止届出書により行わなければならない。 第九十六条第二項第一号の登録を取り消すことができる。

第九十七条の二第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第九十七条の三各号の規定に適合しなくなったとき。

第九十七条の五又は第九十八条第一項の規定に違反したとき 第九十八条第三項の指示に正当な理由なく従わなかったとき

不正の手段により登録を受けたとき。

第百条の二 登録点検業務受託法人は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、点検業務を実施

た日から四年間保存しなければならない。

点検業務を受託した一般用電気工作物の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所

点検業務を実施した年月日

点検業務を実施した者の氏名

第百条の三 所轄産業保安監督部長は、点検業務を受託する事業の適正な実施を確保するため必要 があると認めるときは、登録点検業務受託法人に対し、 し必要な報告を求めることができる その点検業務を受託する事業の状況に関

線路維持運用者に、その旨を通知しなければならない。 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の電

第九十六条第二項第一号の登録をしたとき。

第九十七条の五又は第九十九条第一項の規定による届出があったとき

第百条の規定により登録を取り消したとき。

掲げる事項を、当該受託に係る電線路維持運用者に通知するものとする。契約が更新されたとき第百二条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する契約を締結したときは、遅滞なく、次に 同様とする。

委託者の氏名又は名称及び住所

受託電気工作物の設置場所

受託に係る電線路維持運用者に通知するものとする。 登録点検業務受託法人は、契約期間満了前に契約が終了したときは、 遅滞なく、その旨を当該

(調査結果の記録等)

一 一般用電気工作物の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所第百三条 法第五十七条第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

調査の結果 調査年月日

通知事項 通知年月日

ものとする。 のにあっては四年間、 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るも 調査員の氏名 同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、 保存する

(電磁的方法による保存)

第百三条の二 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応 代えることができる。 じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるとき 一当該記録の保存をもって法第五十七条第五項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に

ばならない。 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけれ

(調査業務の委託の届出等)

第百四条 務委託(委託廃止)届出書を提出しなければならない。 法第五十七条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六十七の調査業

調査業務の委託の届出をする場合は、前項の調査業務委託届出書に委託に係る契約書の写しを

添えて提出しなければならない。 第三章の二 土地等の使用

(一時使用)

使用許可申請書に次の書類を添えて当該土地等の所在地を管轄する経済産業局長(当該土地等の第百四条の二 法第五十八条第二項の許可を受けようとする者は、様式第六十七の二の土地等一時 所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければなら

たときは、その理由書) 当該土地等の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書面(交渉することができなかっ

土地等に関する権利関係を示す書類 土地の登記事項証明書(未登記の土地については、 土地台帳の謄本。 以下同じ。) その他

三 土地等の所在地を記載した図面

イ

縮尺二万五千分の一以上の地形図(縮尺二万五千分の一以上の地形図が無い場合にあって

ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図は、縮尺五万分の一以上の地形図。以下同じ。)

第百四条の三 法第五十九条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六十七の三の土地立入許 以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければならない。 可申請書に次の書類を添えて当該土地の所在地を管轄する経済産業局長(当該土地の所在地 (立入り)

ときは、その理由書) 当該土地の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書面(交渉することができなかった

土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類

立ち入ろうとする土地の所在地を記載した図面

縮尺二千分の一以上の実測平面図縮尺二万五千分の一以上の地形図

(植物の伐採又は移植)

第百四条の四 法第六十一条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六十七の四の植物の伐採 長(当該植物の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出又は移植許可申請書に次の書類を添えて伐採又は移植を行う植物の所在地を管轄する経済産業局 なければならない。

の理由書) 当該植物の所有者と交渉した経過を記載した書面(交渉することができなかったときは、

そ

土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類

伐採又は移植しようとする植物の所在地を記載した図面

兀 Ξ

縮尺二万五千分の一以上の地形図

縮尺二千分の一以上の実測平面図

口

五 伐採又は移植しようとする植物の状態を示す書類

は移植届出書に次の書類を添えて伐採又は移植した植物の所在地を管轄する経済産業局長(当該第百四条の五 法第六十一条第三項の届出をしようとする者は、様式第六十七の五の植物の伐採又 ばならない。植物の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなけ

土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類

伐採又は移植した植物の所在地を記載した図面 縮尺二万五千分の一以上の地形図

三

縮尺二千分の一以上の実測平面図

口

四 伐採又は移植した植物の現状を示す書類及びその明瞭な写真

に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。 第百四条の六 法第六十三条第一項の裁定の申請をしようとする者は、 様式第六十八の裁定申請書

#### 第四章 登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、 登録適合性確認機関 指定試験機関及び登録調査機関

(公示)

登録適合性確認機関の行う適

関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。 (登録の申請) 法第六十七条の規定により申請をしようとする者は、 様式第六十九の登録適合性確認機

登記事項証明書又はこれに準ずるもの

申請者が法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書 事業所の名称及び所在地を記載した書類

特殊電気工作物の性能に関する評価の手法及び実績を説明した書類

五. 適合性確認の業務を行う者が法第六十九条第一項第二号の規定に適合することを説明した

申請者が法第六十九条第一項第三号の規定に適合することを説明した書

(適合性確認の方法)

第百七条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、 技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十三号)第四条、第五条及び第七条に規定することにより特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する る技術基準への適合性確認を行う方法とする。 次に掲げる事項を確 認す

特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。

特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であ

前二号の照査の実施方法が適切であること。

(登録適合性確認機関に係る登録の更新)

第百八条 法第七十条の規定により、登録適合性確認機関が登録の更新を受けようとする場合は、 第百五条から前条までの規定を準用する。

第百九条 登録適合性確認機関は、法第七十二条の規定により法第六十九条第二項第二号から第四 号までに掲げる事項の変更の届出をするときは、様式第七十による変更届出書に変更を必要とす る理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 (変更の届出)

(業務規程)

第百十条 法第七十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、 適合性確認の業務を行う時間及び休日に関する事項 次のとおりとする。

事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域

適合性確認の料金の算定の方法に関する事項適合性確認の料金の収納の方法に関する事項

適合性確認の実施の方法に関する事項

適合性確認に関する公正の確保に関する事項

適合性確認員の配置に関する事項 適合性確認員の選任及び解任に関する事項

適合性確認の申請書の保存に関する事項

経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知に関する事項

登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、 前各号に掲げるもののほか、適合性確認の業務に関し必要な事

3 第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。 様式第七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出し |録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするとき ばならな

(業務の休廃止)

第百十一条 登録適合性確認機関は、法第七十四条の届出をするときは、様式第七十三の適合性 認業務休止(廃止)届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならな

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第百十二条 事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。 法第七十五条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、 電磁的記録に記録された

録適合性確認機関が定めるものとする。 法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、 登

2

信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの た電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し 受

電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

一 適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名第百十三条 法第七十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

適合性確認の申請を受けた年月日

適合性確認を行った特殊電気工作物の概要

適合性確認の場所

適合性確認を行った年月日

六五四 適合性確認員の氏名

その他適合性確認に関し必要な事項 適合性確認の結果

法第七十九条第一項の帳簿は、

2 (電磁的方法による保存) 十年間保存するものとする。

第百十四条 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子 とができる。 記録の保存をもって法第七十九条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えるこ 計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、 当該

ばならない。 前項の規定による保存をする場合には、 経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ

(業務の引継ぎ)

2

第百十五条 登録適合性確認機関は、法第八十条第二項の規定により経済産業大臣が同 確認の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 項の 適合性

引き継ぐべき適合性確認の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

引き継ぐべき適合性確認の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

その他経済産業大臣が適合性確認の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。 登録安全管理審査機関

(登録の申請) 第二節

第百十六条 法第八十条の二の規定により申請をしようとする者は、 審査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。 様式第七十四の登録安全管理

登記事項証明書又はこれに準ずるもの

事業所の名称及び所在地を記載した書類

様式

申請者が法第八十条の六において準用する法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明

審査の業務を行う者が法第八十条の三第一項第一号の規定に適合することを説明した書類

兀

(安全管里番誉の方去)五「申請者が法第八十条の三第一項第二号の規定に適合することを説明した書類五「申請者が法第八十条の三第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

- 施に係る体制を審査すること。 査対象電気工作物設置者(第三号イ及びロにおいて「設置者」という。)の法定自主検査の実 安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第八十条の三第一項第二号に規定する審
- | 実地審査は、次に掲げるいずれかの方法で行うこと。
- イ 法定自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと
- | 自主検査の立会い)により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。| 電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあっては、これらに加えて、法定| | 実地審査は、法定自主検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り(水力発 | 筆
- イ(受置旨の去官自主倹誓の実施こ系る本則こついて文書審査こより確忍できない事項(自主検査の立会い)により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。
- 投置者の法定自主検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項
- われているかどうかを判断するために必要な事項ロー設置者があらかじめ定めた法定自主検査の実施に係る体制に従って当該法定自主検査が行って設置者があらかじめ定めた法定自主検査の実施に係る体制に従って当該法定自主検査が行っ

#### (業務規程)

一 審査の業務を行う時間及び休日に関する事項 第百十八条 法第八十条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業所の名称及びその事業所が審査の業務を行う区域
- 一 料金の収納の方法に関する事項
- 審査の実施の方法に関する事項
- 安全管理審査員の選任及び解任に関する事項
- 七 安全管理審査員の配置に関する事項
- 八 審査の申請書の保存に関する事項
- 九 経済産業大臣に対する安全管理審査の結果の通知に関する事項
- もののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。) 十 審査の業務を行う電気工作物(第七十三条の六の二第一項各号及び第九十四条各号に掲げる
- 十一 前各号に掲げるもののほか、審査の業務に関し必要な事項
- 様式第七十五の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

  《登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の届出をするときは、
- しなければならない。

  ・登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の変更の届出をすると

#### ( ) )

中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十五条第一項とあるのは「様式第七十六の二の安全管理審査業務休止(廃止)届出書」と、第百十二条第一項で準用する第百五条、第百九条中「法第七十二条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十四条」と、第百十一条中「法第七十四条」と、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十二条」と、第百九条中「法第七十二条」とあるのは「法第八十条の六において準において準用する法第七十二条」と、第百九条中「法第七十二条」とあるのは「法第八十条の六において準に入り、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第八十条の六において準に入り、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第八十条の六において準に入り、第百八条、第百八条、第百九条及び第百十一条中「適合性確認」とあるのは「審算を管理審査機関に準用する。この場合において、第百五条中「適合性確認」とあるのは「審算方十八条の二 第百五条、第百八条、第百九条及び第百十一条から第百十五条までの規定は、登第百十八条の二 第百五条、第百八条、第百九条及び第百十一条から第百十五条までの規定は、登

「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と読み替えるものとする。「適合性確認」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第八十条第二項」と、第百十五条条第二項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十九条第一項」と、同項第七号中「適合性確認員」とあるのは「安全管理審査員」と、第百十四条第一項中「前と、同項第七号中「適合性確認員」とあるのは「安全管理審査員」と、第百十四条第一項中「前と、同項第七号中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査員」と、第百十四条第一項中「前とあるのは「審査」と、同項第二号及び第四号中「特殊電気工作物」とあるのは「電気工作物」とあるのは「治第七十五条第二項第四号」と、第百十三条中「法第七十九条第一項」とあるのは「法第八十条の六にお二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第八十条の六にお二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第八十条の六にお二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第八十条の六にお二項第三号」と、同条第二項「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第八十条の六にお二項第三号」と、同条第二項「法第七十五条第二項第四号」とある法第七十五条第二項第四号」とある法第七十五条第二項第四号」と、第七十五条第二項「法第七十五条第二項」と、

#### 第三節 指定試験機関

(指定の申請)

機関指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。第百十九条 法第八十一条第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第七十七の指定試験

- 定款及び登記事項証明書
- 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表
- 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 次の事項を記載した書類
- 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称
- 事務所の所在地
- 申請に係る試験事務の実施の方法に関する計画
- 試験員の選任に関する事項
- ? 申請に係る試験事務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概

#### (事務所の変更)

第1111-128 に終める日本語では、2011年の外では、2011年の外では、1256年で、1356年の関係を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。第5111-128 指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七十の変更届出

- **第百二十一条** 法第八十四条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当す
- 二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による高等学校教諭の専修免許状を有す 教授又は講師(非常勤講師を除く。)の職にあり、又はあった者 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授、准
- にあり、又はあったものる者であって、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職る者であって、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職員、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による高等学校教諭の専修免許状を有す
- 験を有する者大学の前期課程を修了した場合を含む。)、かつ、電気技術に関する業務に十年以上従事した経大学の前期課程を修了した場合を含む。)、かつ、電気技術に関する業務に十年以上従事した経専門学校において電気工学に関する学科を修めて卒業し(当該学科を修めて同法による東門職一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による
- 電気工作物検査官の職にあり、又はあった者
- 上従事した経験を有するもの 上従事した経験を有するもの ターカー 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、電気技術に関する業務に二年以
- 上従事した経験を有するもの、一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、」と、「一年では、「一年では、「一年では、」」と、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、
- 七 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

### (試験員の選任又は変更の届出)

更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 員に変更があったときは、遅滞なく、様式第七十八の試験員の選任(変更)届出書に選任又は変第百二十二条 指定試験機関は、法第八十四条第三項の規定により試験員を選任したとき又は試験 2

法第八十七条の二第一項の帳簿は、

第百二十二条の二 指定試験機関は、法第八十四条の二の二の許可を受けようとするときは、様式 提出しなければならない。 第七十八の二の試験事務休止(廃止)許可申請書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて

第百二十二条の三 指定試験機関は、法第八十四条の三第一項の規定により事業計画及び収支予算 の認可を受けようとするときは、様式第七十八の三の事業計画及び収支予算認可申請書に事業計 画書及び収支予算書を添えて提出しなければならない。

受けようとするときは、様式第七十八の四の事業計画(収支予算)変更認可申請書に変更の理由 指定試験機関は、法第八十四条の三第一項の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を

を記載した書類を添えて提出しなければならない

十八の五の役員の選任(解任)認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出し第百二十二条の四 指定試験機関は、法第八十四条の四の認可を受けようとするときは、様式第七 (役員の選任及び解任)

なければならない 十八の五の役員の選任(解任) (事務の引継ぎ)

第百二十二条の五 事務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない 指定試験機関は、法第八十八条第二項の規定により経済産業大臣が同項の試験

引き継ぐべき試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三 その他経済産業大臣が試験事務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。 引き継ぐべき試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

第百二十三条 法第八十四条の二第二項の業務規程で定めるべき事項は、 試験事務を行う時間及び休日に関する事項

(業務規程)

次のとおりとする。

(業務規程)

手数料の収納の方法に関する事項 事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域

試験の実施の方法に関する事項

試験結果通知書の発行に関する事項

試験員の選任及び解任に関する事項

試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

試験事務に関する書類の保存に関する事項

前各号に掲げるもののほか、試験事務に関し必要な事項

るときは、様式第七十八の六の業務規程設定認可申請書に業務規程の案を添えて提出しなければ 指定試験機関は、法第八十四条の二第一項の規定により業務規程の設定の認可を受けようとす 3 2

を添えて提出しなければならない。 るときは、様式第七十八の七の業務規程変更認可申請書に変更を必要とする理由を記載した書類 指定試験機関は、法第八十四条の二第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとす

(試験結果の報告)

第百二十四条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、様式第七十九の試験結果報告 に提出しなければならない。 書に合格者(一部の科目に合格した者(以下「科目合格者」という。)を含む。以下同じ。)の氏 生年月日、本籍地及び科目合格者にあっては合格科目を記載した書類を添えて経済産業大臣

第百二十五条 受験番号、氏名、生年月日及び本籍地とする。 法第八十七条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、 合格者に係る試験年月

試験事務を廃止するまで保存しなければならない

(電磁的方法による保存)

|第百二十六条||前条第一項に規定する事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ 当該記録の保存をもって法第八十七条の二第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に 電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、 代えることができる。

2 ばならない。 前項の規定による保存をする場合には、 経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけれ

第四節 登録調査機関

(登録の申請)

第百二十七条 法第八十九条の規定により申請をしようとする者は、様式第八十の登録調査機関登 録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

登記事項証明書又はこれに準ずるもの

事業所の名称及び所在地を記載した書類

申請者が法第九十六条において準用する法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明

申請者が法第九十条第一項第一号の規定に適合することを説明した書類

調査の業務を行う者が法第九十条第一項第二号の規定に適合することを説明した書

第百二十八条及び第百二十九条 削除

五.

(調査業務の廃止)

**第百三十条** 登録調査機関は、法第九十三条の規定による調査業務の廃止の届出をしようとすると きは、様式第八十三の調査業務廃止届出書を提出しなければならない。

第百三十一条 法第九十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、 次のとおりとする。

事業所の所在地及びその事業所が調査業務を行う区域

料金の算定方法

調査の実施の方法に関する事項

調査を実施する者の選任及び解任に関する事項

調査を実施する者の配置に関する事項

五.

絡に関する事項 一般用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項の委託者に対する連

前各号に掲げるもののほか、調査業務に関し必要な事項

の二の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。 登録調査機関は、法第九十四条第一項の規定により業務規程を届け出るときは、 様式第八十三

ならない。 十三の三の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければ 登録調査機関は、法第九十四条第一項の規定により業務規程の変更を届け出るときは、様式八

(準用)

第百三十二条 第百三条、第百三条の二、第百八条及び第百十二条の規定は、 第九十六条において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百二十 九十六条において準用する法第七十九条第二項」と、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法 て準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とある する。この場合において、第百三条中「法第五十七条第四項」とあるのは「法第九十六条におい 七条」と、第百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第九十六条におい て準用する法第七十九条第一項」と、第百三条の二中「法第五十七条第五項」とあるのは「法第 は「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第四号」と読み替えるものとする。 登録調査機関に準用

#### 卸電力取引所

下この条において「指定申請者」という。)は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請!第百三十二条の二 法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者 次の書類を添えて提出しなければならない。

- 定款及び登記事項証明書

- 市場開設業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員の確保の状況に関する事項市場開設業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を示す のとして次の事項を記載した書類 市場開設業務の実施内容に関する事項
- 市場開設業務に用いる電子計算機等の設備の概要及びその所有又は借入れの別並びに当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するための基準及びその方法に関する事項経理的及び技術的な基礎を有する旨を説明した事項
- 設備に関する整備計画に関する事項
- 請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録 申
- 災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画
- 職員の氏名及び履歴を記載した書類 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- 九八 約する書類 その代表権を有する役員及び常勤の役員が取引参加者との利害関係を有していないことを誓
- 役員の選任方法を記載した書類
- 指定申請者が市場開設業務外の業務を行う場合には、当該業務の概要及び当該業務が市場役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類役員及び職員並びにこれらの職にあった者の行動規範を記載した書類
- 開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことを説明した書類
- の提出を求めることができる。 (名称等の変更の届出) 経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者に対し、指定のために必要な書類-四 役員が法第九十七条第一項第六号イ又は口に該当しないことを誓約する書類
- 第百三十二条の三 卸電力取引所は、法第九十七条第二項の規定による名称若しくは住所又は市場 取引所名称等変更届出書を提出しなければならない。開設業務を行う事務所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第八十三の五の卸電力
- 第百三十二条の四 法第九十八条第二項の経済産業省令で定める時間は三十分とする。 (業務規程の認可の申請等)
- ようとするときは、様式第八十三の六の業務規程認可申請書に業務規程を添えて提出しなければ第百三十二条の五 卸電力取引所は、法第九十九条第一項前段の規定により業務規程の認可を受け
- ればならない。 るときは、様式第八十三の七の業務規程変更認可申請書に変更後の業務規程を添えて提出しなけ 卸電力取引所は、法第九十九条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとす
- (業務規程の記載事項)
- 一 市場開設業務を行う時間及び休日(当該時間及び休日が翌日市場、第百三十二条の六 法第九十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、 .設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日)に関する事項 -の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において市場開設業務を行う時間及び休日(当該時間及び休日が翌日市場、一時間前市場、翌々日以 次のとおりとする。

- 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事

書に以

- 五. 四 る場合にあっては、当該市場ごとの方法)に関する事項 される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異な一 売買取引の方法(当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡1. 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 売買取引の決済に関する事項
- 八
- 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管売買取引の手数料に関する事項
- 理の方法に関する事項
- 九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項
- する事項 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当
- 該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事
- 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 取引参加者に対する処分に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事

(業務規程の認可の基準)

- 第百三十二条の七 法第九十九条第三項の認可の基準は、法第九十八条第一項第一号及び第二号に 掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。
- に係る電力の受渡しが行われる時間帯における電力の売渡しに係る入札数量及び当該時間におけ第百三十二条の八 法第九十九条の五の経済産業省令で定める事項は、翌日市場における売買取引 る電力の買入れに係る入札数量とする。 (売買取引数量等の公表)
- 2 じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。 法第九十九条の五の「売買取引の数量及び価格」とは、 次の表の上欄に掲げる市場の区分に応
- 翌日市場 取引の数量 翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯ごとの売買
- 場合の価格を含む。) 一の時間帯における売買取引の価格 (地域によって売買取引の価格が異なる
- 時間前市場 の )時間帯における売買取引の数量 翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同

一の時間帯における売買取引の価格を当該時間帯の売買取引の数量により

翌々日以降の特 商品ごとの売買取引の数量

重平均した金額

- け渡される電気金額 定の時間帯に受二 商品ごとの売買取引の価格を当該商品の売買取引の数量により加重平均した
- を対象として取
- 引する市場 3 する事項について日々行うとともに、その月間及び年間の合計値について確定後遅滞なく行わ。 法第九十九条の五の規定による公表は、インターネットを利用することにより、前二項に規 ればならない。 前二項に規定
- (事業計画等の認可の申請)
- 第百三十二条の九 予算の認可を受けようとするときは、 いようとするときは、様式第八十三の八の卸電力取引所事業計画及び収支予算認卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項前段の規定により事業計画及び収支

れを提出しなければならない。 の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく)、 可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに(法第九十七条第一項

- 収支予算書 事業計画書
- 前事業年度末の予定貸借対照表
- 当該事業年度末の予定貸借対照表
- 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類
- 支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添 可を受けようとするときは、様式第八十三の九の卸電力取引所事業計画(収支予算)変更認可申」卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認 請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合において、収 しなければならない。

(事業報告書等の提出)

書及び収支決算書を提出しようとするときは、その事業年度末の貸借対照表を添えて、これを行第百三十二条の十 卸電力取引所は、法第九十九条の七第二項の規定により毎事業年度の事業報告 わなければならない。

(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)

- 第百三十二条の十一 卸電力取引所は、毎事業年度末において、翌日市場における地域間の売買取 引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額が零以上であるときは、 九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日までに当該金額を納付するも 法第九十
- 前項の収入の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。
- 域間売買取引」という。)を法第九十八条第三項の規定により地域ごとに算定された取引価格毎事業年度末までに行われた翌日市場における地域間の売買取引(以下この条において「地 (次号において「地域取引価格」という。) で決済することにより卸電力取引所が得る額
- の差額として当該事業年度末までに卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額 かじめ確定するための商品(次項第一号において「地域間値差固定商品」という。) て「地域間値差」という。)と、卸電力取引所が販売する当該地域間値差に相当する額をあら 毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域取引価格の差額(以下この条におい の価格と
- 第一項の費用の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。
- との差額として当該事業年度末までに卸電力取引所が取引参加者に支払う額 毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域間値差と地域間値差固定商品の価格
- 前項各号及び前号に関する事務費
- るものとする。 卸電力取引所は、 第一項の金額を当該金額が生じた事業年度の損益計算書に費用として計上す

(市場開設業務の休廃止)

第百三十二条の十二 卸電力取引所は、 又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第八十三の十の市場開設業務休止 (廃止) 許可申請書を提出しなければならない。 法第九十九条の九第一項の規定により市場開設業務の全部

(役員の選任等の認可の申請)

第百三十二条の十三 理由を記載した書類を添えて提出しなければならない を受けようとするときは、様式第八十三の十一の役員選任 ときは、様式第八十三の十一の役員選任(解任)認可申請書に選任又は解任の即電力取引所は、法第九十九条の十の規定による役員の選任又は解任の認可

(特定計量の定義)

第百三十二条の十四 も該当するものとする。 法第百三条の二第一項の経済産業省令で定める計量は、 次の各号の いず

れに

イ

- 定証印等」という。)が付されているもの(検定証印等の有効期間を経過していないものに限六条第一項(同法第百一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の表示(以下「検 る。)を除く。)を使用する計量 (計量法(平成四年法律第五十一号)第七十二条第一項の検定証印又は同法第九十
- 下同じ。)を増加させ、又は減少させる機器の種類を特定してする計量 電力量その他の電気に係る物象の状態の量(計量法第二条第一項に規定するものをいう。 以
- 置を講じている場合又は計量に関する知見に基づいて十分に検討され、その内容が公表されて する取引又は証明をいう。以下同じ。)において、電力の上限が五百キロワット未満となる措 ロワット未満であることが見込まれる計量(電力の取引又は証明(計量法第二条第二項に規定 いる場合を含む。) 特定した機器の種類の定格消費電力が五百キロワット未満であること又は出力電力が五百キ

(事業の届出)

第百三十二条の十五 法第百三条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、当該特定計量 及び第八十三の十四による説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 の実施予定日の三十日前までに、様式第八十三の十二の特定計量届出書に、様式第八十三の十三

(変更の届出)

**第百三十二条の十六** 法第百三条の二第一項の規定による変更の届出をしようとする者は、当該変 書に、様式第八十三の十三及び様式第八十三の十四による説明書を添えて、経済産業大臣に提出ようとする者は、変更の予定年月日の三十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更届出 届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。特定計量に使用する電気計器の型名を追加し 更に係る事項について、変更の予定年月日の十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更 なければならない。

(特定計量に係る基準)

第百三十二条の十七 法第百三条の二第二項の経済産業省令で定める基準は、 条の二十一まで及び第百三十二条の二十三に定めるところによる。 次条から第百三十二

(特定計量に使用する電気計器に係る基準)

- 第百三十二条の十八 特定計量に使用する電気計器は、次の各号のいずれにも適合するものでなけ
- その誤差が、適正な計量の実施を確保するために必要と認められる範囲を超えないこと。
- 表記し、又は必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるように する等の代替的な措置が講じられていること。 表記されていること。ただし、その見やすい箇所に表記することが困難なときは、その近傍に ために必要な事項が、その見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、 二条第五項の登録商標をいう。)、製造年、型名、製造番号、定格値その他電気計器を特定する 製造事業者名又は当該製造事業者の登録商標(商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第
- 三 計量した電力量その他の物象の状態の量の値を確認するための機能を有するものであるこ
- 兀 不正な変更を防止するための対応を含む。)が講じられていること。 計量する機能の不正な変更を防止するための措置(特定計量を行う者による計量する機能
- Ŧī. 適正な計量の実施を確保するために必要な性能を有するものであること。 の作用及び使用場所の状況の影響を容易に受けない性能を有するものであって、 計量する機能がその使用環境上想定し得る電流、電圧、周波数、温度の変化その他内外から 安全性その他
- が適切に作成され、及び保存されていること。 ための検査が電気計器の通常の使用状態に応じて適切に行われ、 次に掲げる基準に適合する者により、第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を確認する かつ、当該検査に関する記録
- 識を有する者であること 第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を適切に確認することができる検査に関する知

- 一号及び第五号に掲げる基準への適合性を適切に確認することができる検査設備を所有
- その製造事業者が自ら検査を行う場合にあっては、その検査の実施において適正な体制を
- (特定計量をする者に係る基準) 機能を維持するために必要な点検、 その構造、使用条件、使用状況等に応じて、第一号から第五号までに掲げる基準に適合する 取替えその他の措置が講じられていること。
- 第百三十二条の十九 特定計量に係る取引又は証明をしようとする者は、その相手方に対し、書面 が、特定計量に係る取引又は証明の媒介、取次ぎ又は代理(以下この号において「媒介等」とい掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、特定計量をする者 苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。 う。)を業として行う者(以下この号において「媒介業者等」という。)の業務の方法についての は、当該変更しようとする事項に限る。)について説明を行うこととする。ただし、第十一号に の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項(その内容を変更しようとする場合にあって
- 当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の氏名又は名称
- 及び当該媒介業者等の氏名又は名称 当該媒介業者等が当該特定計量に係る取引又は証明の媒介等を行う場合にあっては、 その旨
- 使用する計量ではなく、電気事業法第百三条の二第一項に規定する特定計量をする旨 検定証印等が付されているもの(検定証印等の有効期間を経過していないものに限る。)を 特定計量をする電力量その他の物象の状態の量の種類
- 電気計器を特定するために必要な事項 使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、型名、製造番号その他使用する
- 響(軽微なものを除く。) 省令で定める検定公差を超える場合にはその旨及びその誤差が電力の取引又は証明に及ぼす影 前条第一号の誤差の範囲並びに当該誤差の範囲が計量法第七十一条第一項第二号の経済産業 2
- 前条第三号の機能の概要
- 前条第七号の措置 前条第六号の検査を行った者の名称
- 他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯 当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の電話番号、
- 介業者等の電話番号、電子メールアドレス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じるこ- | 媒介業者等が、当該特定計量に係る取引又は証明の媒介等を行う場合にあっては、当該媒 とができる時間帯
- 意すべき事項があるときは、その内容 適正な計量の実施の確保のために特定計量に係る取引又は証明の相手方が遵守し、 又は留
- 十三 電気計器の工事、維持及び運用に関する費用、その位置で計量をすることにより発生する 費用の負担その他の特定計量に係る取引又は証明の相手方の負担となるものがある場合にあっ ては、その内容
- 特定計量に係る取引又は証明の実施期間
- その他その特定計量をするに当たり必要な事項
- 第百三十二条の二十 に関する記録を、その記載の日から少なくとも二年間保存することとする。 問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理することとする。また、苦情の内容及び苦情処理 特定計量をする者は、特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び 3
- 第百三十二条の二十一 特定計量をする者は、次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、 定計量の終了する日から少なくとも二年間保存することとする。 これを特
- 第百三十二条の十四第二号の機器の種

- 第百三十二条の十四第三号に掲げる計量に該当している旨
- 電気計器を特定するために必要な事項 使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、 型名、 製造番号その他使用する
- 特定計量の開始の日
- 第百三十二条の十八条第七号の措置
- 特定計量に使用する電気計器の所有者の氏名又は名称
- めの管理に必要な事項 特定計量に係る取引又は証明の相手方の氏名又は名称その他の特定計量を適切に実施するた
- (電磁的方法による保存)
- 第百三十二条の二十二 第百三十二条の二十一各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、 て保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された台帳の保存に代えることが 当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにし できる。
- 第百三十二条の二十三 特定計量をする者は、計量した電力量その他の物象の状態の量に関する記 ることとする 録の保存、サイバーセキュリティの確保その他の特定計量の適正な実施に関し必要な措置を講じ
- (調査の要請)
- 第百三十二条の二十四 する者とする。 法第百五条の二の経済産業省令で定める者は、 次の各号のいず れかに該当
- 認定高度保安実施設置者 一般送配電事業者
- 発電事業の用に供する者に限る。) 発電事業者(第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当する発電等用電気工作物をその営む
- 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとす
- (立入検査の身分証明書)
- 第百三十三条 法第百七条第十一項の証明書は、様式第八十四によるものとする。
- 第百三十三条の二 法第百七条第十七項において準用する同条第十五項の証明書は、 様式第八十四
- 第百三十四条 **第百三十四条** 削除 の二によるものとする。

電子メールアドレス等その

- 第百三十五条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知は、 を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。
- 2 知しなければならない。 て意見を述べることができる者を指定し、 経済産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、 その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通 聴聞に出席し
- (意見の聴取)

2

- 第百三十六条 法第百十条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長とし て主宰する意見聴取会によって行う。
- 会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、
- ばならない べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなけ ることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 する者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があ 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようと 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述

- の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

  5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他
- ができない。 の代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べること 6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれら
- を陳述させなければならない。
  7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由
- 続をもって前負の規定こよる東述こ代えることができる。 8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗
- 9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければなら読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。

#### 第百三十七条 削除

(申請書等の写しの提出)

督部長に提出しなければならない。 申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監第百三十八条 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その

力発電所に係る工事に関するものを除く。) 轄する産業保安監督部長三 法第四十七条第一項又は第二項の認可の申請(原子申請に係る電気工作物の設置の場所を管発電所に係るものを除く。) 韓する産業保安監督部長

法第四十二条第一項又は第二項による届出

(原子力届出に係る電気工作物の設置の場所を管

するものを除く。)

「中の規定による届出(原子力発電所に係る工事に関轄する産業保安監督部長第一項の規定による届出(原子力発電所に係る工事に関轄する産業保安監督部長四、法第四十七条第四項若しくは第五項又は第四十八条届出に係る電気工作物の設置の場所を管四、法第四十七条第四項若しくは第五項又は第四十八条届出に係る電気工作物の設置の場所を管

合は、情報通信技術活用法施行規則第四条第三項の規定は、適用しない。に掲げる届出(法第四十二条第二項の規定による届出に限る。)に係る書類の写しを提出する場2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表中第二号

#### 所貝

(施行期日)

(供給規程以外の供給条件)

い。 第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならなう。) 第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならなう。) 第二十一条ただし書の認可を受けようとする者は、附則様式第一の供給規程以外の供 第二条 改正法附則第五条第一項の承認を受けようとする者は、附則様式第一の供給規程以外の供

(振替供給約款)

規定において「指定電気事業者」という。)は、同条の施行の日までに改正法による改正後の電第三条 新規則第三十七条の規定により指定される電気事業者(以下この条、第四条及び第六条の

条の定めるところにより、通商産業大臣に届け出ることができる。気事業法(以下「新法」という。) 第二十四条の三第一項の振替供給約款を定め、新規則第四

+

の三第一項の規定により届け出たものとみなす。 前項の規定による届出をした振替供給約款は、新規則第三十七条の施行の日に新法第二十四条

2

の三第二項ただし書の規定により承認を受けたものとみなす。 前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、新規則第三十七条の施行の日に新法第二十四条

2

規定により公表したものとみなす。
ころによりこれを公表したときは、新規則第三十七条の施行の日に新法第二十四条の三第四項の第五条 附則第三条第一項の規定による届出をした振替供給約款は、新規則第四十二条の定めると

当該届出及び公表をした振替供給約款を実施することができる。ときは、新規則第四十条及び第四十二条の規定にかかわらず、新規則第三十七条の施行の日から第六条 指定電気事業者は、附則第三条第一項の規定による届出及び前条の規定による公表をした

(一般用電気工作物)出については、新規則第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。第七条 新法第二十九条第二項の規定によるこの省令の施行の日の属する年度の供給計画に係る届

(供給計画)

第八条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であ第八条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物でありま、変更の施行の目ができる。ただし、当該電気工作物のうち、変更の工事(その年間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該電気工作物のうち、変更の工事(その年間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該電気工作物のうち、変更の工事(その年間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該電気工作物のうち、変更の工事(その上、なお従前の例によることができる。ただし、当該電気工作物のうち、変更の工事の規定によりに、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。しくは第二項の規定による認可の申請又は旧法第四十一条第五項若しくは旧法第七十条第五項おり、この省令の施行前に旧法第四十一条第一項若しくは第二項若しくは旧法第七十条第一項若

した工事の計画については、なお従前の例による。 第十条 この省令の施行前に旧法第四十二条第一項又は旧法第七十一条第一項の規定による届出を

#十一条 二の省合の(使用前検査)

(溶接検査)

検査については、なお従前の例による。 合を含む。) の規定による工事についての検査に係る申請があったときは、当該工事についての検査に係る申請があったときは、当該工事についての第十一条 この省令の施行前に旧法第四十三条第一項(旧法第七十四条第一項において準用する場

があったときは、当該溶接についての検査については、なお従前の例による。第十二条 この省令の施行前に旧法第四十六条第一項の規定による溶接についての検査に係る申さ

係る新法第五十二条第一項の規定による検査に合格したものとみなす。 た日の一年前の日に、当該認可を受けた方法について、新規則第八十二条第一号に掲げる事項に第十三条 この省令の施行前に旧法第四十六条第二項第一号の認可を受けた者は、当該認可を受け

があったときは、当該溶接についての検査については、なお従前の例による。 第十四条 この省令の施行前に旧法第四十六条第三項の規定による溶接についての検査に係る申請

第十五条 この省令の施行前に旧法第四十七条(旧法第七十四条第二項において準用する場合を含 の例による。 む。)の規定による検査に係る申請があったときは、当該申請に係る検査については、 なお従前

いては、新法第四十六条の規定は、当該申請に係る検査が終了する日までは、適用しない。 前項の場合において、当該申請に係る新法第三十八条第三項に規定する事業用電気工作物につ

(一般用電気工作物の調査)

第十六条 この省令の施行の際現に新法第三十八条第一項の一般用電気工作物であって、この省令 ってはこの省令の施行の日から五年を超えない時期とする。 六条第一号イの場合にあってはこの省令の施行の日から四年を超えない時期、同号ロの場合にあ は、この省令の施行の日以後最初に行うべき法第五十七条第一項の調査の時期は、新規則第九十 施行前に旧法第六十六条第一項の一般用電気工作物以外の電気工作物であったものについて

(第三条新法附則第十項の規定による認定の申請)

第十七条 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)第三条の規定 書は、附則様式第二によるものとする。 による改正後の電気事業法(以下この条において「第三条新法」という。)附則第十一項の申請

第三条新法附則第十一項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の供給計画を含法第二十九条に基づき提出をした直近の供給計画(申請者が第三条新法附則第十項第四号に

二 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの社債の発行により得られる資金の使途に る資金の使途に関する計画及び資金調達実績を含む。) ある場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の社債の発行により得られ 関する計画及び直近年度の資金調達実績(申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者で

る書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、第三条新法附則第十二項の認定を受けようとする者に対し、前項各号に掲げ

附則様式第二及び前三項の規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

(書面の交付の特例)

る場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生第十八条 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第七項各号に掲げ 騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更 経済対策」(次項及び次条において「総合経済対策等」という。)に基づき行われる電気料金の高 実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合 しようとする場合とする。 2

施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。 か、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほ

第十九条 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済 き行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されてとして行う者(次項において「登録特定送配電事業者等」という。)が、総合経済対策等に基づ いる小売供給契約を変更しようとする場合とする。 業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業 産業省令で定める場合は、第四十五条の十五第七項各号に掲げる場合のほか、登録特定送配電事

令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、 総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲にお 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省 既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする

#### 附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する

(平成九年四月九日通商産業省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成九年九月二五日通商産業省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号)

|第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(電気事業法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した火力発電所の原動力設備に係る液化 十八条の規定にかかわらず、同条の規定による届出を要しない。 ガス設備(液化ガス用燃料設備を除く。)は、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)

第三条 この省令の施行の際現に、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十六条の 三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の 同項の検査を受けないで使用することができる。 証の交付を受け、電気工作物として使用されている火力発電所の原動力設備に係る液化ガス設備 六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合 (アンモニアの貯槽に係るものに限る。) は、電気事業法第五十二条第一項の規定にかかわらず、

第四条 この省令の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了し(輸入したものを除く。)、若しくは を除く。)は、電気事業法第五十二条第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けないで使用 この省令の施行前に輸入した火力発電所の原動力設備に係る液化ガス設備(液化ガス用燃料設備 することができる。

## (平成一〇年六月一二日通商産業省令第五五号

(施行期日)

六十一条の二から第六十一条の五までの規定は、環境影響評価法附則第一条第二号に掲げる規定 この省令は、環境影響評価法の施行の日(平成十一年六月十二日)から施行する。ただし、 (平成十年六月十二日)から施行する。

# 附 則 (平成一〇年九月三〇日通商産業省令第八〇号)

この省令は、平成十年十月一日から施行する。

第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、 この省令の施行前に電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定による認可の申請又は なお従前の例による。

附 則 (平成一一年三月一八日通商産業省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月三日通商産業省令第一〇八号この省令は、公布の日から施行する。附 則 (平成一一年三月三一日通商産業省令第四〇号)

則 (平成一一年一二月三日通商産業省令第一〇八号

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、 に第五条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。 (最終保障約款) 附則第二条及び第三条並び

第二条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 附則第三条 式第十九の二の最終保障約款届出書に当該最終保障約款及び料金又は使用者の負担となるべき金 年一月四日までに、この省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)様 第一項の規定による最終保障約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日から平成十二 額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。

(附則第2条関係) 附則様式

- えて提出しなければならない。 令の施行の日の十日前までに、新規則様式第十九の三の最終保障約款変更届出書に次の書類を添 改正法附則第三条第一項の規定による最終保障約款の変更の届出をしようとする者は、この省
- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書 新規則第二十六条の二第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、変更しようとする部分を明らかにした現行の最終保障約款 料金又は使
- 第三条 改正法附則第三条第三項の規定による最終保障約款の掲示をしようとする者は、 年一月四日からこれを行わなければならない。 (供給約款等以外の供給条件) 平成十二

条件承認申請書に承認を受けようとする改正法による改正前の電気事業法第二十一条ただし書の第四条 改正法附則第二条第六項の承認を受けようとする者は、附則様式の供給約款等以外の供給 認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならない

の公布の日から平成十二年一月四日までに、新規則様式第二十八の振替供給約款届出書に、当該第五条 改正法附則第四条第一項の規定による振替供給約款の届出をしようとする者は、この省令 に関する説明書を添えて提出しなければならない。 振替供給約款及び料金又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法 (振替供給約款)

て提出しなければならない。 令の施行の日の十日前までに、新規則様式第二十九の振替供給約款変更届出書に次の書類を添え 改正法附則第四条第一項の規定による振替供給約款の変更の届出をしようとする者は、この省

- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書 新規則第三十九条第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、料金又は供給の変更しようとする部分を明らかにした現行の振替供給約款

営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。第六条 改正法附則第四条第三項の規定による振替供給約款の公表は、平成十二年一月四日から、

(接続供給約款)

**第七条** 改正法附則第五条第一項の規定による接続供給約款の届出をしようとする者は、この省令 該接続供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。 の公布の日から平成十二年一月四日までに、新規則様式第三十の二の接続供給約款届出書に、 当

接続供給約款料金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類

する説明書 供給の相手方の負担となるべき金額(料金を除く。)の算出の根拠又は金額決定の方法に関

令の施行の日の十日前までに、新規則様式第三十の三の接続供給約款変更届出書に次の書類を添一 改正法附則第五条第一項の規定による接続供給約款の変更の届出をしようとする者は、この省 えて提出しなければならない。

- 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変更しようとする部分を明らかにした現行の接続供給約款
- 様式第一から第九までにより作成した書類 新規則第四十二条の三第二号の事項を変更しようとするときは、 接続供給約款料金算定規則
- 負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書 新規則第四十二条の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、 供給の相手方の
- 営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。第八条 改正法附則第五条第三項の規定による接続供給約款の公表は、平成十二年一月四日から、
- する年度の供給計画に係る届出については、新規則第四十六条の規定にかかわらず、なお従前第九条 改正法による改正後の電気事業法第二十九条第二項の規定によるこの省令の施行の日の1 例によることができる。

附則様式(附則第2条関係)

#### 供給約款等以外の供給条件承認申請書

日 月

名(名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律附則第2条第6項の承認を受けたいの

で次のとおり申請します。

料金その他の供給条件の内容 実施期日及び実施期間

- 1 料金その他の供給条件の欄には、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する 法律による改正前電気事業法第21条ただし書の認可番号及び認可年月日を付記す ること
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

この省令は、平成十二年一月十五日から施行する。 附 則 (平成一二年一月一四日通商産業省令第 (平成一二年一月一四日通商産業省令第四号)

(平成一二年三月三一日通商産業省令第六九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

(経過措置) 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理

第二条 この省令の施行前に申請がされた、 項及び旧法第五十四条第一項の検査については、なお従前の例による。 に関する法律第九条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第四十九条第一

(平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二〇号)

第一条 この省令は、 (経過措置) 平成十二年七月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令の施行前に通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法 九条の規定による改正後の電気事業法第四十八条第一項の工事の計画に該当するものは、 又は第二項の規定による認可の申請であって、当該申請に係る工事の計画が基準・認証一括法第(以下「基準・認証一括法」という。)第九条の規定による改正前の電気事業法第四十七条第一項 同項

(平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二一号)

抄

規定によりした届出と見なす。

条 この省令は、平成十二年七月一日より施行する。 附 則 (平成一二年七月一四日通商産業省令第一三八号)

第

(施行期日)

附

則

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一二年七月三一日通商産業省令第一四一号)

の省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二九四号)

附

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

則 (平成一三年三月二一日経済産業省令第二一号)

附

附 則 (平成一三年三月二九日経済産業省令この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号)

抄

附 則 (平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二三号) 抄法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

この省令は、公布の日から施行する。 附

1

1

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一三年四月二六日経済産業省令第一五七号)

則 (平成一三年六月六日経済産業省令第一六九号)

附

の省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。附 則 (平成一三年六月二九日経済産業省令 則 (平成一三年六月二九日経済産業省令第一七八号)

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一三年七月一三日経済産業省令第一八五号)

則 (平成一三年一二月一四日経済産業省令第二二一号)

措置法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十三号)の施行の日(平成十三年十二月十五この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別

日)から施行する。

# (平成一四年五月七日経済産業省令第七九号)

# (平成一五年三月一二日経済産業省令第一九号)

改正する法律の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。 この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を

### この省令は、公布の日から施行する。附 則 (平成一五年三月二五日経 (平成一五年三月二五日経済産業省令第二六号)

# (平成一五年三月二八日経済産業省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前に改正前の電気事業法施行規則第七十三条の二第八号の規定に該当するもの いては、 なお従前の例による。

# (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

# 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四七号)

改正する法律(平成十四年法律第百七十八号)附則第一条第一号に定める日(平成十五年四月一 この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を から施行する。

#### (平成一五年七月一日経済産業省令第八〇号) 抄

(施行期日)

一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。 (経過措置)

第三条 この省令の施行前に改正前の電気事業法施行規則(以下「旧電気事業法施行規則」と 後の電気事業法施行規則(以下「新電気事業法施行規則」という。)第五十二条の二第一号ロに運用に関する保安の監督に係る業務にこの省令の施行の際現に従事している者については、改正う。)第五十二条第二項の規定により経済産業大臣の指定を受けた者が実施する工事、維持及び 係る同条第二号イの規定は適用しない。

第四条 この省令の施行前に旧電気事業法施行規則第五十二条第二項の規定により経済産業大臣の 替えるものとし、第五十三条第二項第二号の規定は適用しない。 び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値の和を保安業務従事者の数で除した」と読み る算定方法で算定した」とあるのは「保安管理業務を受託した事業場について、事業場の種類及 (以下「保安業務担当者」という。) ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示す 法施行規則第五十二条の二第二号ハの規定中「保安業務従事者であって申請事業場を担当する者 指定を受けた者については、この省令の施行の日から二年を経過する日までの間は、新電気事業

#### 則 (平成一五年七月一五日経済産業省令第八二号)

(施行期日)

(経過措置)

第一条 この省令は、平成十五年八月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号及び第二号、第三号及び第 施行後の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号、第二号又は第三号に定める溶接安全管理審四号又は第五号に定める溶接安全管理審査を受けなければならない時期は、それぞれこの省令の 査を受けなければならない時期とみなす。

# (平成一五年七月二五日経済産業省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。附 則 (平成一五年七月二五日経

#### 則 (平成一五年九月一日経済産業省令第九八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する

工事の計画については、

なお従前の例による。

58 第二条 この省令の施行前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。) 四十七条第一項又は第二項による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあった

> 第三条 この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であって、この省令の施行によ る認可又は届出を要しない。 -七条第一項若しくは第二項又は法第四十八条第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定によ新たに法第四十七条第一項又は法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第四

第四条 この省令による改正後の電気事業法施行規則第六十二条第一項又は第六十五条第一項に係 る工事に関し法第四十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者又は法第四十八条第一項 の届出をしようとする者は、この省令の施行前においても、その認可の申請又は届出を行うこと ができる。

#### 附 則 (平成一五年九月二二日経済産業省令第一〇三号)

抄

(施行期日

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第七十 する。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。 材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、 号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 第七十八条の規定により輸入燃料体検査申請書を提出したものを除く。)に関する同項の表第一 燃料材の成形加工を開始しているもの(改正前の電気事業法施行規則(以下「旧規則」という。) 同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とある 八条第二項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して輸入燃料体検査を受けるべき燃料体に係る は「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものと

第三条 この省令の施行前に旧規則第九十二条第二項の規定により経済産業局長に提出された申 第二項の規定により経済産業大臣に提出されるべきこととなるもの(当該申請に係る処分がなさ 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第九条の表第十二号(二)に掲げるものに係る 書(電気事業法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第二百四十三号)による改正前 たものとみなす。 れていないものに限る。)は、施行日以後においては、この規定により経済産業大臣に提出され ものに限る。)でこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後において新規則第九十二条

第四条 この省令の施行前に独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号) 検査に係る申請があったものについては、旧規則第九十条の二の規定は、なおその効力を有す 附則第十条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第五十四条の規定による

2 (法第五十四条第二項の規定により機構が検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、 前項において、旧規則第九十条の二中「電気工作物検査官」とあるのは、「電気工作物検査官

3 という。)第五十四条第二項の規定により、機構が行うものとする。 独立行政法人原子力安全基盤機構法附則第十条の規定による改正後の電気事業法 うち次の各号に掲げるものについては、新規則第九十三条の四第二項各号の規定にかかわらず、 第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧規則第九十条の二に規定する事項 (以下「新法」

- 旧規則第九十条の二第一号に掲げる事項
- 旧規則第九十条の二第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外の もの
- 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動試験 計測制御系統設備に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急そう入
- 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい試験
- 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動試験

第

原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動試験 規則第九十条の二第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外の もの

- 計測制御系統設備に係る制御棒駆動系の制御棒緊急そう入試験

- 第五 この省令の施行の日以後最初に行うべき同項の検査の時期は、次に掲げる時期とする。 条 この省令の施行の際現に新法第五十五条第一項の特定電気工作物であるものについては、 新規則第九十四条の二第一項第一号の場合にあっては、運転が開始された日又は旧法第五十 5
- 二 新規則第九十四条の二第一項第一号の二の場合にあっては、運転が開始された日又は旧法第 五条第一項の定期自主検査が終了した日以降四年を超えない時期
- 終了した日)から一年を経過した日以降十三月を超えない時期 十四条の定期検査が終了した日(前条第一項の場合にあっては、当該申請に係る定期検査が
- 五条第一項の定期自主検査が終了した日以降三年を超えない時期三 新規則第九十四条の二第一項第二号の場合にあっては、運転が開始された日又は旧法第五十
- 五条第一項の定期自主検査が終了した日から二年を超えない時期 新規則第九十四条の二第一項第三号の場合にあっては、運転が開始された日又は旧法第五十
- 六 新規則第九十四条の二第一項第四号のうち前号以外のものにあっては、運転が開始された日 日又は旧法第五十五条第一項の定期自主検査が終了した日以降十三月を超えない時期 又は旧法第五十四条の定期検査が終了した日(前条第一項の場合にあっては、当該申請に係る 新規則第九十四条の二第一項第四号のうち燃料電池用改質器にあっては、運転が開始された
- 定期検査が終了した日)以降十三月を超えない時期 した日)以降十三月を超えない時期 条の定期検査が終了した日(前条第一項の場合にあっては、当該申請に係る定期検査が終了 新規則第九十四条の二第一項第五号の場合にあっては、運転が開始された日又は旧法第五十

# 則 (平成一五年九月三〇日経済産業省令第一三四号)

- この省令は、平成十六年三月一日から施行する。
- (平成一五年一二月八日経済産業省令第一四九号)
- この省令は、公布の日から施行する。

### 則 (平成一五年一二月一二日経済産業省令第一五四号)

- 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中電気事業法施行規則第 二十条の改正規定並びに附則第二条、 (施行期日) 第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。
- 第二条 この省令の公布の際現に電気事業法 (以下「法」という。) 第三条第一項の許可を受けて 施行規則様式第十九の二の最終保障約款届出書に、当該約款及び料金又は使用者の負担となるべおいて単に「特定規模需要」という。)に係る法第十九条の二第一項の約款を定め、電気事業法 き金額の算出の根拠若しくは金額決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に届け出な 定める要件に該当する法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要(附則第四条及び第五条に 第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)第二条の二に いる一般電気事業者(沖縄電力株式会社を除く。以下同じ。)は、平成十六年一月十六日までに、 ればならない。
- いう。)について準用する。 法第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に係る約款(以下「最終保障約款」と
- 3 拠若しくは金額決定の方式に関する説明書」とあるのは「電気事業法施行規則第二十六条の三第 第十九の三の最終保障約款変更届出書」と、「料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根 るのは「平成十六年三月五日」と、「様式第十九の二の最終保障約款届出書」とあるのは「様式 届出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「平成十六年一月十六日」とあ 二項第一号から第三号までに定める書類」と読み替えるものとする。 第一項の規定は、前項において準用する法第十九条の二第二項の規定による命令により変更の

- による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならな 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年一月十六日までに、同項の規定
- 公表しなければならない。 日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより 第三項において準用する第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年三月五
- 6 行の日に法第十九条の二第一項の規定による届出をした約款とみなす。 終保障約款の変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の最終保障約款)は、この省令の施り 第一項の規定による届出をした最終保障約款(第三項において準用する第一項の規定により最
- 第三条 この省令の公布の際現に法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、平成十六 約款を定め、電気事業法施行規則様式第三十の二の接続供給約款届出書に、 年一月十六日までに、新施行規則及び第三条の規定による改正後の接続供給約款料金算定規 び次の書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。 (以下「新接続算定規則」という。) で定めるところにより、法第二十四条の四第一項の接続供 (接続供給約款) 当該接続供給約款及
- 新接続算定規則様式第一から様式第九までにより作成した書類
- する説明書 供給の相手方の負担となるべき金額(料金を除く。)の算出の根拠又は金額決定の方法に関
- 3 > 法第二十四条の四第三項の規定は、第一項の規定による届出に係る接続供給約款について準用連需要種別原価等及び平成十六年四月一日時点の電源開発促進税の税率」とすることができる。 く。)」と、同条第二項中「送電・高圧配電関連需要種別原価等」とあるのは「送電・高圧配電関 収入」とあるのは「特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入(電源開発促進税に係る収入を除 家費の合計額(電源開発促進税に係る額を除く。)」と、「特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金 中「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額」とあるのは「総固定費、総可変費及び総需要の合理的な期間」とあるのは「事業者の実情に応じた合理的な期間」と、同規則第十九条第一項 前項の場合において、新接続算定規則の規定の適用については、同規則第三条第一項中「将来
- 事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定様式第九までにより作成した書類/四 電気事業法施行規則第四十二条の三第三号又は第四号の の方法に関する説明書/」と読み替えるものとする。 施行規則第四十二条の三第二号の事項を変更しようとするときは、新接続算定規則様式第一から 記載した書類/二 変更しようとする部分を明らかにした現行の接続供給約款/三 電気事業法 算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書/」とあるのは「/一 変更を必要とする理由を 様式第九までにより作成した書類/二 供給の相手方の負担となるべき金額(料金を除く。)の るのは「様式第三十の三の接続供給約款変更届出書」と、「/一 新接続算定規則様式第一から により変更の届出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「平成十六年一月 十六日」とあるのは「平成十六年三月五日」と、「様式第三十の二の接続供給約款届出書」とあ 第一項及び第二項の規定は、前項において準用する法第二十四条の四第三項の規定による命令
- 5 による届出をした接続供給約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならな 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年一月十六日までに、同項の規定
- 6 公表しなければならない。 日までに、同項の規定による届出をした接続供給約款を営業所及び事務所に掲示することにより 第四項において準用する第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年三月五
- 7 統供給約款の変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の接続供給約款)は、この省令の・ 第一項の規定による届出をした接続供給約款(第四項において準用する第一項の規定により 行の日に法第二十四条の四第一項の規定による届出をした接続供給約款とみなす

第四条 この省令の施行の際現に法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届

項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。 による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款及び法第二十一条第一 は、この省令の施行の日に、それぞれ、法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定 項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件(特定規模需要のみに係る部分を除く。) 出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款及び法第二十一条第一

第五条 この省令の施行の際現に法第十九条第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定によ 日以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができる。 給を行っている一般電気事業者は、法第二十一条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の 第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件により特定規模需要に応ずる電気の供 る届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款又は法第二十一条

第六条 この省令の施行の際現に法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者が法第十九条 のうち高圧需要に係るものの算定方法については、別に省令で定める。 第一項の規定により供給約款の認可を受けようとする場合における当該供給約款で設定する料金

第七条 新接続算定規則第二十二条から第二十八条までの規定にかかわらず、特別高圧需要に係る う。)附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされた改正省令第三条の規定による 需要に係る基準接続供給料金の額が、この省令の公布前に法第二十四条の四第一項の規定により 改正前の接続供給約款料金算定規則第二十八条」とする。 規則等の一部を改正する省令(平成十五年経済産業省令第百五十四号。以下「改正省令」とい 「特別高圧需要」と、新接続算定規則第二十九条第一項中「前条」とあるのは「電気事業法施行 いて、第三条の規定による改正前の接続供給約款料金算定規則中「特定規模需要」とあるのは 変動・事故関連費の整理については、当分の間、従前の例により行うものとする。この場合にお 附則第三条第一項及び第二項の場合において、新接続算定規則の規定により設定する特別高圧

の算定は、新接続算定規則の規定にかかわらず、従前の例により行うものとする。 となるときは、附則第三条第一項の規定による届出に係る特別高圧需要に係る基準接続供給料金 二十四条の四第二項の規定により承認を受けている場合は、その承認を受けた額)を上回ること 届出をしている接続供給約款で設定されている特定規模需要に係る基準接続供給料金の額(法第

則 (平成一五年一二月二六日経済産業省令第一六三号)

この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。

(平成一六年二月二五日経済産業省令第二〇号)

抄

(施行期日)

第

一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する

(平成一六年三月九日経済産業省令第二九号)

この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一六年三月一六日経済産業省令第三一号)

抄

一条 この省令は、公布の日から施行する

第

(平成一六年七月五日経済産業省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 (平成一六年九月二二日経済産業省令第九四号)

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一六年一一月二九日経済産業省令第一〇七号)

抄

(平成一六年一二月一日経済産業省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

の省令は、公布の日から施行する。

(平成一六年一二月二〇日経済産業省令第一一七号) 抄

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する。 当該

附則第三条、第四条及び第五条の規定 公布の日

一 第一条中電気事業法施行規則第二十一条の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十一条 の規定 平成十七年三月十五日

第二条 平成十七年四月一日以降に、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則(以下「新 受け、又は同条第四項の届出をすることができる。 う。)第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第十九条第一項の認可を の算定に関する省令(平成十六年経済産業省令第百十八号。以下「振替費用算定省令」という。) 第百十九号。以下「電源線省令」という。)及び一般電気事業者間における振替供給に係る費用 令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則 施行規則」という。)第二十二条第四号に規定する料金を、変更しようとする場合には、この省 の規定の例により、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」とい (以下「新供給約款算定規則」という。)、電源線の費用に関する省令 (平成十六年経済産業省令

正法」という。) 第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。) 第三条第一項第三条 この省令の公布の際現に電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(以下「改 第一項の約款を定め、新施行規則様式第十九の二の最終保障約款届出書に、当該約款及び料金の 定による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第二条第一項第七号に規定する特定規模 平成十七年一月十七日までに、新施行規則第二条の二に定める要件に該当する改正法第一条の規 の許可を受けている一般電気事業者(沖縄電力株式会社を除く。以下この条において同じ。)は、 する説明書を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。 算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関 需要(附則第六条及び第七条において単に「特定規模需要」という。)に係る旧法第十九条の二

2 旧法第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に係る約款(以下「最終保障約款」 という。)について準用する。

3 行規則第二十六条の三第二項第一号から第三号までに定める書類」と読み替えるものとする。 るべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方式に関する説明書」とあるのは「電気事業法施 式第十九の三の最終保障約款変更届出書」と、「料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担とな あるのは「平成十七年三月四日」と、「様式第十九の二の最終保障約款届出書」とあるのは「様 の届出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「平成十七年一月十七日」と 第一項の規定は、前項において準用する旧法第十九条の二第二項の規定による命令により変更

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十七年一月十七日までに、同項の規定 による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならな

第三項において準用する第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十七年三月四

日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより 終保障約款の変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の最終保障約款)は、 公表しなければならない。 《保障約款の変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の最終保障約款)は、この省令の施第一項の規定による届出をした最終保障約款(第三項において準用する第一項の規定により最

行の日に新法第十九条の二第一項の規定による届出をした約款とみなす。

第四条 改正法附則第三条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする者は、平成十七 び振替費用算定省令で定めるところにより、新法第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款 定規則(平成十一年通商産業省令第百六号。以下「託送算定規則」という。)及び電源線省令及 年一月四日までに、新施行規則、第三条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算

を定め、新施行規則様式第二十八の託送供給約款届出書に、当該託送供給約款及び次の書類を添 経済産業大臣に届け出なければならない

託送算定規則様式第一から様式第八までにより作成した書類

関する説明書 供給の相手方の負担となるべき金額(料金を除く。)の算出の根拠又は金額の決定の方法に

特別高圧需要原価等」とあるのは「送電関連特別高圧需要原価等及び平成十七年四月一日時点の入」とあるのは「料金収入(電源開発促進税に係る収入を除く。)」と、同条第二項中「送電関連 電源開発促進税の税率」とすることができる。 送算定規則第十九条の十五第一項中「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額」とあるのは 電・高圧配電関連需要種別原価等及び平成十七年四月一日時点の電源開発促進税の税率」と、託係る収入を除く。)」と、同条第二項中「送電・高圧配電関連需要種別原価等」とあるのは「送 要ごとの料金収入」とあるのは「特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入(電源開発促進税に 費及び総需要家費の合計額(電源開発促進税に係る額を除く。)」と、「特別高圧需要及び高圧需 十九条第一項中「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額」とあるのは「総固定費、総可変 「将来の合理的な期間」とあるのは「事業者の実情に応じた合理的な期間」と、託送算定規則第(前項の場合において、託送算定規則の規定の適用については、託送算定規則第三条第一項中 「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(電源開発促進税に係る額を除く。)」と、「料金収

七年三月四日までに、新施行規則様式第二十九の託送供給約款変更届出書に次の書類を添えて提 改正法附則第三条第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、平成十

出しなければならない。

変更を必要とする理由を記載した書類

第一から様式第八までにより作成した書類 新施行規則第三十九条第一項第二号ロの事項を変更しようとするときは、託送算定規則様式変更しようとする部分を明らかにした現行の託送供給約款

を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定。 新施行規則第三十九条第一項第一号ロ若しくはハ又は同条第一項第二号ハ若しくはニの事項 改正法附則第三条第一項前段の規定による託送供給約款の届出をした一般電気事業者は、平成 の方法に関する説明書

表しなければならない。 十七年一月四日までに、当該託送供給約款を営業所及び事務所において掲示することにより、 公

表しなければならない。 十七年三月四日までに、当該託送供給約款を営業所及び事務所において掲示することにより、公改正法附則第三条第一項後段の規定による託送供給約款の届出をした一般電気事業者は、平成 改正法附則第五条の規定による新法第二十四条の三第二項ただし書の規定による承認を改正法

えて提出しなければならない。 施行前に受けようとする者は、新施行規則様式第三十の託送供給特例承認申請書に次の書類を添

託送供給約款により難い理由を記載した書類

供給の相手方との契約書の写し

正法の施行前に受けようとする者は、新施行規則様式第三十の四の振替供給条件届出不要承認申第五条 改正法附則第五条の規定による新法第二十四条の四第一項ただし書の規定による承認を改 請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

新法第二十四条の四第一項に規定する振替供給による電気の供給が想定されない理由を記載

二 電気の受給地点を示した送電関係一覧図

届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款及び旧法第二十一条第六条 この省令の施行の際現に旧法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による 第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件(特定規模需要のみに係る部分を除

> く。)は、この省令の施行の日に、それぞれ、新法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四 十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。 項の規定による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款及び新法第二

第七条 この省令の施行の際現に旧法第十九条第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定に 施行の日以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができ の供給を行っている一般電気事業者は、新法第二十一条第二項の規定にかかわらず、この省令の よる届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款又は旧法第二十 条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件により特定規模需要に応ずる電気

則 (平成一六年一二月二八日経済産業省令第一二八号

附

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月六日経済産業省令第一号)

第一条 この省令は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七 効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。 十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が日本国について (施行期日)

(経過措置)

ている電気工作物(内燃機関であって、ディーゼル発電機に限る。)については、この省令によ第二条 施行日前に、鉱山に属する工作物(海域にあり、定置式のものに限る。)に現に設置され る改正後の電気事業法施行規則別表第四及び別表第五並びに発電用火力設備に関する技術基準を 定める省令第四条第六項の規定は、適用しない。

この省令は、平成十七年三月二十二日から施行する。 附 則 (平成一七年三月三日経済産業省令第一三号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

則 (平成一七年三月一〇日経済産業省令第一九号) 抄

術基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十七年経済産業省令第十八号)による改正後の の一部を改正する省令(平成十七年経済産業省令第十七号)による改正後の発電用火力設備に関 工事が行われている燃料電池発電設備であって、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号) する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)の規定及び電気設備に関する技 いものについては、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例による。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置 附 の規定に適合しな

附 則 (平成一七年三月一一日経済産業省令第二一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。 則 (平成一七年三月三〇日経済産業省令第四八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

|第二条 この省令の施行の際現に電気事業法第五十五条第一項に基づき検査し、 ているものについては、なお従前の例による。 又は検査に着手し

(平成一七年五月三一日経済産業省令第六二号)

行する。 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十七年六月一日) から施

附 (平成一七年七月一日経済産業省令第六八号)

抄

|第一条 この省令は平成十八年一月一日から施行する (施行期日)

#### (施行期日) 則 (平成一七年七月八日経済産業省令第六九号)

第一条 この省令は、 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第五十条の二第三項又は 第五十五条第四項による申請のあった安全管理審査については、 なお従前の例による。

(平成一七年九月一日経済産業省令第八六号)

この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

(平成一七年一〇月二五日経済産業省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一七年一二月二二日経済産業省令第一二二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施行する (経過措置)

第二条 この省令の施行前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。)第 工事の計画については、なお従前の例による。 四十七条第一項又は第二項による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあった

第三条 この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であって、この省令の施行によ 十七条第一項若しくは第二項又は法第四十八条第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定により新たに法第四十七条第一項又は法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第四 る認可又は届出を要しない。

第四条 この省令の施行前に法第五十五条第一項の検査を開始したものについては、 十四条第二項及び第九十四条の四の二第一項の規定は、なお従前の例による。 この省令第九

附則 (平成一八年三月三一日経済産業省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一八年一〇月二七日経済産業省令第九四号)

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一九年八月九日経済産業省令第五六号

(施行期日)

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

う。) 第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」とい 第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。 三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)

掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみな て法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に いる者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定め この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を設置して

#### 則 (平成一九年九月三日経済産業省令第五九号)

(施行期日)

式第五十六の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電気事業法施行規則第八十一条及び様

2 いるものについては、 この省令の施行の際現に電気事業法第五十二条第一項に基づき検査した、又は検査に着手して なお従前の例による

## (平成二〇年一月八日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二〇年四月七日経済産業省令第三一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年五月一日から施行する

第二条 この省令の施行前に電気事業法(以下「法」という。)第四十七条第一項又は第二項 第三条 この省令の施行前に施設に着手した工事であって、この省令の施行により新たに法第四十 定による認可の申請のあった工事の計画については、なお従前の例による。 の規

八条第一項の規定に該当するものについては、同条の規定にかかわらず、届出を要しない。 (平成二〇年八月二九日経済産業省令第六二号)

(施行期日)

年四月一日(以下「基準日」という。)から起算して五年を経過した日から施行する。第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一

第二条 第一条による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。) 第九十条の二、 九十四条の五の規定は、それぞれ、基準日以後に開始する電気事業法(以下「法」という。)第九十一条第二項、第九十三条、第九十四条の二(第一項第六号を除く。)、第九十四条の三及び第 条第四項の審査から適用する。 五十四条第一項の検査(以下「定期検査」という。)、法第五十五条第一項の検査及び法第五十五

| 第一条本文の現定による施行をいう。以下同じ。)の際現に使用されているものに係る法第四十||第三条||新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物であってこの省令の施行(附則||||||||| 第五十一条第三項及び第四項の規定は、定期検査であって基準日以後最初に行われるものの開始 二条第一項の保安規程(以下「保安規程」という。)については、新規則第五十条第三項並びに する日の三月前の日から適用する。

第四条 新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物であってこの省令の施行の際現 十条第三項並びに第五十一条第三項及び第四項の規定は、基準日から適用する。 に発電所又は発電設備の設置の工事が行われているものに係る保安規程については、 新規則第五

第五条 前二条の規定にかかわらず、新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物で る。 あってこの省令の施行の際現に原子炉の運転を相当期間停止しているものに係る保安規程につい ては、新規則第五十条第三項並びに第五十一条第三項及び第四項の規定は、基準日から適用す

|第六条||この省令の施行の際現に使用されている特定重要電気工作物については、基準日以後最初 おいて確認したものとみなす。 上の間法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合している状態を維持することを定期検査に に行われる定期検査までは、新規則第九十一条第二項の特定重要電気工作物について、十三月以

第七条 附則第二条の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に使用されている特定電気工作物 則の一部を改正する省令(平成十五年経済産業省令第百三号)附則第四条及び第五条の適用を受 であって原子炉の運転を相当期間停止しているもの(この省令の施行の際現に電気事業法施行規 けているものを含む。)については、新規則第九十条の二、第九十三条、 十四条の三及び第九十四条の五の規定は、基準日から適用する。 第九十四条の二、

| 九十四条第一項第一号の二及び第二項で定めるものをいう。以下同じ。)については、新規則第第八条 この省令の施行の際現に使用されている原子力発電所に属する特定電気工作物(新規則第 ?十四条の二第一項第六号の規定は、基準日以後最初に行われる定期検査が終了した日から適用

第九条 原子力発電所に属する特定電気工作物であってこの省令の施行の際現にその発電所又は発 は、当該特定電気工作物の運転が開始されたヨロコ質別にいる。電設備の設置の工事が行われているものについては、新規則第九十四条の二第一項第六号の規定電設備の設置の工事が行われているものについては、新規則第九十四条の二第一項第六号の規定

### 附則 (平成二〇年一〇月一日経済産業省令第七三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。 (経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第九十六条第一 号の登録を受けようとする法人は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができ

いう。) 第九十六条第一号の承認を受けている法人は、新規則第九十六条第一号の登録を受けて第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気事業法施行規則(以下「旧規則」と

第四条 この省令の施行の際現に旧規則第九十八条第一項の承認を受けている保守管理業務規程 いるものとみなす。

は、新規則第九十八条第一項の届出をした点検業務受託事業規程とみなす。

校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)における助教授としての在職は、准教授としての在職第五条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)の規定による改正前の学

# 附 則 (平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号)

旦 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日 から施行する。 (平成二十年十二月

#### 則 (平成二〇年一二月一八日経済産業省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日 第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。 カン

附 則 (平成二一年二月一九日経済産業省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二一年二月二六日経済産業省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

# (平成二一年一二月一八日経済産業省令第六九号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に電気事業法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画につい なお従前の例による。

# 則 (平成二二年六月二四日経済産業省令第三七号)

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する

附則 (平成二二年七月三〇日経済産業省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 則 (平成二三年三月七日経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附則 (平成二三年三月一四日経済産業省令第三号)

十三年四月一日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七十三条の六の二第一項の改正規定は平成二

# (平成二三年三月三一日経済産業省令第一四号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# (平成二三年六月三〇日経済産業省令第三四号)

この省令は、 公布の日から施行する。

### この省令は、公布の日から施行する。附 則 (平成二四年三月一六日経 (平成二四年三月一六日経済産業省令第一四号)

(施行期日)

### (平成二四年三月二三日経済産業省令第一六号) 抄

第一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日 施行する。 四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から (平成二十四

公布の日 第一条中電気事業法施行規則附則第十七条の改正規定及び次条から附則第九条までの規定

(電気事業法施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

供給約款及び同条第二項ただし書に基づく承認を受けた料金その他の供給条件については、なお第二条 この省令の施行の際現に電気事業法第二十四条の三第一項の規定により届け出られた託送

2 として、電気事業法第二十四条の三第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしなけれ ならない。 定めるところにより、この省令の施行日から平成二十四年七月一日までのいずれかの日を実施日 一般電気事業者は、この省令による改正後の電気事業法施行規則第三十八条及び第三十九条で

次の各号に掲げる場合においては、次の各号に定める規定を適用しない。

3

一 この省令による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規則附則第三条で定めるところ 則の規定(第二十九条第三項、別表第二及び附則第三条の規定を除く。) をする場合であって、特定電気事業者に対して行われる託送供給に係る電気事業法施行規則第 (変動範囲外発電料金のみの変更をする場合に限る。) 一般電気事業託送供給約款料金算定規 により、電気事業法第二十四条の三第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をする場合 変更する場合(次号の場合を除く。) を除く。) 一般電気事業託送供給約款料金算定規則の規定 電気事業法施行規則第三十九条第一項第一号ロ及びハ並びに同項第二号ロ、ハ及びニの事項を 事業者と同等の供給条件を定める場合(特定規模電気事業者に対して行われる託送供給に係る 三十九条第一項第一号ロ及びハ並びに同項第二号ロ、ハ及びニの事項について、特定規模電気 前項の規定により電気事業法第二十四条の三第一項の規定による託送供給約款の変更の届出

かかわらず、同項第三号及び第四号に定める書類を省略することができる。 一般電気事業者は、前項各号に掲げる場合には、電気事業法施行規則第四十条第二項の規定に

附 則 (平成二四年四月一七日経済産業省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二四年六月一日経済産業省令第四四号) 抄

附

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成二四年六月二九日経済産業省令第四七号)

則 (平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号)

附

|の省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日) 則 (平成二四年一〇月一日経済産業省令第七五号) から施行する。

日)から施行する。 この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日 (平成二十四年十月

則 (平成二四年一〇月五日経済産業省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する

則 (平成二四年一一月一六日経済産業省令第八三号

の省令は、公布の日から施行する。

(平成二五年三月二一日経済産業省令第八号)

この省令は、 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十五年四月一日) から

# (平成二五年六月二八日経済産業省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

# (平成二五年七月八日経済産業省令第三六号)

年七月八日)から施行する。 この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五

### (施行期日) (平成二五年一二月六日経済産業省令第五九号)

表第二の第一表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、 :一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条中電気事業会計規則別 公布の日から施行する。

(託送供給約款の届出等に関する経過措置)

則(第三項において「新算定規則」という。)様式第一から第八までにより作成した書類に限る号に掲げる書類にあっては、第四条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規 。)を添えて提出しなければならない。 法施行規則(以下この項において「新施行規則」という。)様式第二十九の託送供給約款変更届 出書に、その変更後の託送供給約款及び新施行規則第四十条第二項各号に掲げる書類(同項第三 の省令の公布の日から平成二十六年一月六日までの間に、第一条の規定による改正後の電気事業 )附則第二条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする一般電気事業者は、こ 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号。以下「改正法」とい

二十六年一月六日までの間」とあるのは、「平成二十六年三月二十一日まで」と読み替えるものる一般電気事業者について準用する。この場合において、同項中「この省令の公布の日から平成 前項の規定は、改正法附則第二条第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとす

の合理的な期間」とあるのは、「事業者の実情に応じた合理的な期間」と読み替えることができ前二項の場合における新算定規則の規定の適用については、新算定規則第三条第一項中「将来

第三条 改正法附則第二条第三項の規定による託送供給約款の公表は、平成二十六年一月六日か 営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。

# (平成二五年一二月一一日経済産業省令第六〇号)

行の日 この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施 (平成二十五年十二月十一日)から施行する。

る法律の施行の日(平成二十五年十二月二十七日)から施行する。 この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正す 則 (平成二五年一二月二六日経済産業省令第六五号)

### (平成二六年二月二六日経済産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

# (平成二六年五月二九日経済産業省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

# (平成二六年八月一日経済産業省令第三八号)

# この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 (平成二六年一一月五日経済産業省令第五五号)

#### 則 (平成二七年三月四日経済産業省令第九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日 成二十七年四月一日)から施行する。 ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第 伞

> 五項とし、第三項の次に一 項を加える改正規定並びに附則第三条、 第五条及び第六条の規定は、

第二条 改正法の施行の際現に改正法による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第三条 正後の電気事業法(以下「新法」という。)第二十九条第一項に規定する供給計画をいう。 模電気事業者は、平成二十七年四月三十日までに、平成二十七年度の供給計画(改正法による改 において同じ。)に係る新法第二十九条第一項の規定による届出を行わなければならない。 第一項の許可を受けている特定電気事業者及び旧法第十六条の二第一項の届出をしている特定規

法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。 広域的運営推進機関は、平成二十七年六月三十日までに、平成二十七年度の供給計画に係る新

# 則 (平成二七年四月三〇日経済産業省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

# 則 (平成二七年八月三一日経済産業省令第六三号)

条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号) 附則第

# 則 (平成二八年三月二二日経済産業省令第二四号)

附

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成二八年四月一日経済産業省令第六四号)

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (卸供給料金算定規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令(平成二十七年経済産業省令第五十五号) 卸供給料金算定規則 (平成十一年通商産業省令第百七号) 電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持

小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成二十七年経済産業省令第五十八号)

済産業省令第十四号) 電気事業法第十条第二項等の合併及び分割の認可の申請手続に関する省令(平成二十八年経

電気事業法第二条第一項第十四号の要件等を定める省令(平成二十八年経済産業省令第十九卸電力取引所の指定等に関する省令(平成二十八年経済産業省令第十五号)

(経過措置)

第三条 平成二十八年度の供給計画に係る電気事業法等の一部を改正する法律第一条の規定による 改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第二十九条第一項の規定による届出は、 日までに、一般送配電事業者にあっては平成二十八年五月三十一日までに行わなければならな 事業者(以下単に「一般送配電事業者」という。)を除く。)にあっては平成二十八年四月二十八 者(新法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいい、同項第九号に規定する一般送配電 電気事業

第四条 広域的運営推進機関は、平成二十八年六月三十日までに、平成二十八年度の供給計画に係 る新法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

第五条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気事業法施行規則(以下「旧令」とい 業法施行規則(以下「新令」という。)第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物に該当 う。)第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物であってこの省令による改正後の電気事 わらず、当該事業用電気工作物に係る新令第五十条第三項各号に掲げる事項を保安規程に定め、 届け出ることを要しない。 を保安規程において定めている者に限る。)は、新法第四十二条第一項及び第二項の規定にか するものを設置している者(当該事業用電気工作物に係る旧令第五十条第二項各号に掲げる事項 ただし、当該事項に変更が生じた場合については、この限りでない。

出なければならない。 気工作物に係る旧令第五十条第三項各号に掲げる事項を保安規程において定めている者に限る。)五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物に該当するものを設置している者(当該事業用電 この省令の施行の際現に旧令第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物であって新令第 当該事業用電気工作物に係る新令第五十条第二項各号に掲げる事項を保安規程に定め、届け 新法第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から六十日以内

### 則 (平成二八年一一月三〇日経済産業省令第一〇八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であって、この省令の施行により新 該当するものについては、同条第三項の規定に関わらず、届出を要しない。 たに電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に

# (平成二九年三月一四日経済産業省令第一三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### (施行期日) 則 (平成二九年三月三一日経済産業省令第三二号)

抄

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附 条、第五条及び第八条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。ただし、第二 十一号)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

第九十八号)第二条第一項に規定する特定施設若しくは振動規制法(昭和五十一年法律第六十四第三条 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手している騒音規制法(昭和四十三年法律 号)第二条第一項に規定する特定施設であって、この省令の施行により新たに電気事業法(昭和 ては、同項の規定にかかわらず、届出を要しない。 三十九年法律第百七十号。以下「法」という。)第四十八条第一項の規定に該当するものについ (工事計画の届出に係る経過措置)

(定期安全管理審査に係る経過措置)

2 この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知において、 第五条 この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知におい 規則」という。)第九十四条の五第一項第二号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。 二年延長する承認を受けた組織は、第四条の規定による改正後の電気事業法施行規則(以下「新 定に基づき、旧規則第九十四条第二号から第四号に掲げる電気工作物の定期事業者検査の時期を よる改正前の電気事業法施行規則(以下「旧規則」という。)第九十四条の二第二項第一号の規て、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定され、かつ、第四条の規定に

### の五第一項第三号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。 (平成二九年九月二八日経済産業省令第七七号)

定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織は、

新規則第九十四条

(施行期日)

一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

# (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一七号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。 一年四月一日から施行する。 ただし、第二条及び第五条の規定は、 平

# (平成三〇年五月一日経済産業省令第二六号)

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

#### 附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第四五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 則 (平成三〇年一二月二七日経済産業省令第七三号)

附

### 附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省令第この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。 則 (平成三一年三月二九日経済産業省令第三三号)

1

日から施行する。 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年四

(準備行為)

2

附則第十八条の規定の例により行うことができる。 きその他の行為は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の電気事業法施行規則 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第八条に規定する認定及びこれに関し必要な手続

### 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

行する。 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施

# 則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号)

営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の 部を改正する法律の施行の日から施行する。 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

## (令和元年一二月一七日経済産業省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。 附

#### 附 則 (令和二年三月一八日経済産業省令第一六号)

ら施行する。 この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日 (令和二年四月一日)

# (令和二年三月三一日経済産業省令第二三号)

和二年四月一日)から施行する。 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号) の施行の Ħ

**令** 

か

## (令和二年三月三一日経済産業省令第二九号)

附

#### 附 則 (令和二年四月一〇日経済産業省令この省令は、令和二年四月一日から施行する。 則 (令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 則 (令和二年六月一二日経済産業省令第五六号)

可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に 掲げる規定の施行の日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、強靱かつ持続

2 経済産業大臣は、この省令の施行後三年以内に、この省令による改正後の電気事業法施行規 第四十条の二の規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づい、経済産業大臣は、この省令の施行後三年以内に、この省令による改正後の電気事業法施行規則 て必要な措置を講ずるものとする。

### (令和二年七月二九日経済産業省令第六五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

経過措置)

第二条 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であって、この省令の施行により たに電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に 該当するものについては、同条第三項の規定にかかわらず、 届出を要しない。

## 則 (令和二年九月三〇日経済産業省令第七九号)

この省令は、令和二年十月一日から施行する

#### (施行期日) 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

第一条 この省令は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」とい の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様う。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等 式によるものとみなす。

部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。) については、当2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙 (第九十二条による改正前の電気事業法等の一

これを取り繕って使用することができる。

この省令は、令和三年四月一日から施行する。 (令和三年三月九日経済産業省令第一一号)

則 (令和三年三月一〇日経済産業省令第一二号)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。 (施行期日)

第二条 この省令の施行前に生じた第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則第百三十二条 よる改正後の電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第九十九条の八の規定により推進機関立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)第一条の規定に に対して納付されたものとみなす。 の五第九号に規定する収益が卸電力取引所の業務規程で定めるところにより広域的運営推進機関 (以下「推進機関」という。)に対して納付されたときは、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確

気事業法施行規則第百三十二条の十一第二項の収入の額は、同項各号に掲げる額に、毎事業年度第三条 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の電 得た額とし、同条第三項の費用の額は、同項各号に掲げる額に、経過措置対象売買取引において 措置対象売買取引」という。)において卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額を加えてって推進機関が卸電力取引所に通知するものに係る電力の売買取引(以下この条において「経過 末までに行われた翌日市場における地域間の売買取引のうち会社間連系線の利用に係る計画であ 電力取引所が取引参加者に支払う額及びこれに関する事務費を加えて得た額とする。

この省令は、令和三年四月一日から施行する。 附 則 (令和三年三月三一日経済産業省令 (令和三年三月三一日経済産業省令第二七号)

(令和三年四月一六日経済産業省令第四一号)

この省令は、 附 令和四年四月一日から施行する。ただし、 第二条の規定は、 公布の日から施行す

この省令は、公布の日から施行する。附 則 (令和三年一一月一八日経 (令和三年一一月一八日経済産業省令第八〇号)

(施行期日) (令和四年三月三一日経済産業省令第二四号)

抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第

(令和四年四月一日経済産業省令第三九号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日経済産業省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

(令和四年七月二二日経済産業省令第六二号)

(施行期日)

する法律 (令和二年法律第四十九号) この省令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

収入の見通しは、同項の規定にかかわらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。 この省令による改正後の電気事業法施行規則第十七条の二第一項の規定により最初に算定する

(令和四年一一月一日経済産業省令第八二号) 抄

(施行期日)

改正する法律(令和二年法律第四十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下第一条 この省令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一 四号施行日」という。)から施行する。 ( 以 下 「第

(電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

当

第二条 第四号施行日後、電気事業法第十八条第一項の規定により最初に定める託送供給等約款に 規則第十七条の八の規定にかかわらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。 係る法第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、この省令による改正後の電気事業法施行

(令和四年一一月一一日経済産業省令第八六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十一月十四日)

第二条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行わ 年十二月十四日」とする。 十五条の十九第四項第一号の規定の適用については、同号中「九月前の日」とあるのは「令和四ト以上減少する変更についての電気事業法施行規則(次条において「施行規則」という。) 第四 条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物。次条において同じ。)の出力を十万キロワッ 同じ。)(改正法の施行の日以後にあっては、改正法第六条の規定による改正後の電気事業法第二 れる発電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行わ 条の二十一第二項第一号の規定の適用については、同号中「九月前の日」とあるのは「令和四 号に規定する発電事業をいう。)の休止及び廃止並びに法人の解散についての施行規則第四十 条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。)の発電事業(電気事業法第二条第一項第十 れる発電用の電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上である発電事業者(電気事業法第二 十二月十四日」とする。 五四

第四条 改正法附則第六条の規定による届出をしようとする者は、 済産業大臣に提出しなければならない。 様式第一の十による届出書を経

第五条 改正法附則第七条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の三の二による届 出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条 改正法附則第八条の規定により届出をしようとする者は、 を経済産業大臣に提出しなければならない。 様式第三十一の四による届出書

第七条 改正法附則第九条の規定により届出をしようとする者は、 書を経済産業大臣に提出しなければならない。 様式第三十一の十七による届出

(令和四年一一月二二日経済産業省令第八七号)

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

(令和四年一一月三〇日経済産業省令第八八号) 抄

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第三百六十二号) 施行の日(令和四年十二月一日)から施行する。 (施行期日)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所(第四 の規定による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第一条第四号に規定する蓄電所を

術者の選任については、当該規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでのいう。以下同じ。)に係る電気事業法(以下「法」という。)第四十三条第一項に規定する主任技 ついては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。 は、なお従前の例によることができる。ただし、当該蓄電所のうち、変更の工事を行うものに

1

(工事計画の認可の申請又は届出に係る経過措置)

第三条 この省令の施行前に法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は法第 四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。 2

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所であって、こ 当するものについては、これらの規定にかかわらず、これらの規定による認可の申請又は届出をの省令の施行により新たに法第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定に該

(使用前自主検査に係る経過措置)

所についての法第五十一条第一項の検査及び当該検査の実施に係る体制についての同条第三項の第四条 この省令の施行前に法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画に係る蓄電 審査については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所であって、こ 第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による検査及び審査を要しない。 の省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第五十一条

#### 附則 (令和四年一二月一四日経済産業省令第九四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十二月十五日から施行する。

(主任技術者の選任に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している事業場又は設備 欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当しなくなる場合を除く。)を行うものに 省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。ただし、当 のについては、電気事業法(以下「法」という。)第四十三条第一項の規定にかかわらず、この 第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当するも ついては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。 該事業場又は設備のうち、変更の工事(その工事の後に新規則第五十二条第一項の表第二号の上 であって、この省令の施行により新たに改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)

(工事計画の届出に係る経過措置)

第三条 この省令の施行前に法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画について なお従前の例による。

定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。 て、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、当該規 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であっ

(溶接事業者検査に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了し(輸入したものを除く。)、若しくは たに新規則第七十九条第一号に掲げる機械又は器具に該当するものについては、法第五十二条第 この省令の施行前に輸入した火力発電所に係る機械又は器具であって、この省令の施行により新 (定期安全管理検査に係る経過措置) 項の規定にかかわらず、同項の検査を受けないで使用することができる。

第五条 この省令の施行の際現に設置されている蒸気タービン及びその附属設備、ガスタービン又 ら三年を経過するまでの間は、 備に該当するものについては、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日か は液化ガス設備であって、この省令の施行により新たに新規則第九十四条第一号に掲げる蒸気タ ビン及びその附属設備、同条第五号に掲げるガスタービン又は同条第六号に掲げる液化ガス設 なお従前の例によることができる。

#### (施行期日) 附 則 (令和四年一二月一四日経済産業省令第九六号)

第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三月二十日)から施行する。 (使用前安全管理検査に係る経過措置) この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)附則第一条

日から起算して三月を経過する日までに行われるものに限り、 前安全管理審査申請書に係る電気事業法第五十一条第三項の審査については、この省令の施行の この省令の施行前に電気事業法施行規則第七十三条の七第一項の規定により提出があった使用 なお従前の例によることができ

(設置者による事業用電気工作物の自己確認に係る経過措置)

3

電気事業法第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項。この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であって、この省令の施行により新たに 規定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。

附 則 (令和五年三月一〇日経済産業省令第九号)

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省令第一この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。 則 (令和五年三月二八日経済産業省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理 等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 う。) から施行する。 (令和五年四月一日。以下 「施行日」とい

附 則 (令和五年三月三一日経済産業省令第一四号)

(施行期日)

| 第一条 この省令は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。) から施行する。ただし、 条中第三条の十二第一項及び第三項の改正規定並びに第四十五条の十五第一項及び第三項の改正 規定は、同年十月一日から施行する。

(電気事業法施行規則に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第三条の十一及び第四十五条の十二の規 る者について適用し、当該日前に当該周知をさせようとする者については、 定は、施行日以後に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとす なお従前の例によ

附 則 (令和五年一〇月三一日経済産業省令第四七号)

この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

この省令は、令和五年十二月十三日から施行する。 附 則 (令和五年一二月一三日経済産業省令第五六号)

(令和五年一二月一四日経済産業省令第五七号)

(施行期日)

1 (令和五年十二月二十一日) から施行する。 (経過措置) この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の施行の

| 2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。) 前に電気事業法(以下 る。 規則」という。)第九十四条の五の規定の適用については、当該者が施行日以後最初に通知を受 という。) 第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知(以下単に「通知」と けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によ いう。)を受けた者に対する第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則(次項において「旧 法

3 査申請書を提出している者であって、 この省令の施行の際現に旧規則第九十四条の六第一項又は第二項の規定により定期安全管理 当該定期安全管理審査申請書に係る通知を受けていないも

初に通 従前の例による。 のに対する旧規則第九十四条の五の規定の適用については、当該者が当該通知を受けた日以後最 知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお

#### この省令は、公布の日から施行する。 則 (令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号)

(施行期日

#### 附 則 (令和六年二月二九日経済産業省令第九号)

(経過措置) この省令は、 令和六年四月一日から施行する。

2 ついては、なお従前の例による。申請に係る電気事業法施行規則様式第四十七の工事計画 この省令の施行の日前に電気事業法第四十七条第一項又は第二項の認可の申請をした者の当該 (変更) 認可申請書に添付すべき書類に

#### (施行期日) 則 (令和六年三月二九日経済産業省令第二一号) 抄

附

(原子力発電施設解体引当金に関する省令の廃止) 原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年通商産業省令第三十号)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する

第三条 第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則(以下この条から附則第五条までにお 第二条 十九年法律第百七十号。以下この条から附則第五条までにおいて「法」という。)第二条の十三て「新施行規則」という。)第三条の十二の規定は、施行日以後に行われる電気事業法(昭和三 (電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置) は、 廃止す

第四条 新施行規則第四十五条の十五の規定は、施行日以後に行われる法第二十七条の二十六第三 六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の規定による書面の交付について適 項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明及び法第二十七条の二十 れた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。 施 行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。

第一項の規定による説明及び同条第二項の規定による書面の交付について適用し、

施行日前に行

第五条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則第四十五条の1 行規則第四十五条の二十一の十二第 十一の十二第一項の規定のよる承認を受けている同項に規定する廃炉円滑化負担金の額は、新施 一項の承認を受けた同項に規定する廃炉円滑化負担金の額と

様式第1 (第3条の5関係)

小売電気事業登録申請書

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 雷気事業法策 2 冬の2 の根定により、小売電気事業の 登録を受けたいので、次のとおり申請しま

主たる	5営業所	名称	T						
		所在地							
その他	色の営業所	名称							
		所在地							
最大#	雪要電力が見込	<b>込まれる月及</b>	Л	時~	睁	667			
び時間	带								
最大電	言要電力の見込	<u>√</u> み			kW	考			
供給前	<b>と力の確保の</b> 見	込み				(62			
					kW	考			
	(1)自社電源								
	確保する?	職源の出力の	T						
	見込み								k
	自社電源	こよる供給能							
	力の確保の	り見込み							k
	電源の名称	外・所在地・周	動力の種類	等					
			原動力	運転			供給能力		
	名称	所在地	の種類	開始日	出力		の確保の	幯	考
			V-7138484	District			見込み		
内									
	-	_			_	+			
क्र									
(	2)相対契約								
	確保する	契約電力の見							
	込み								k'
	相対契約	こよる供給能							
	力の確保の	り見込み							k
	契約の相手	手方の事業者名	・所在地・	契約締結日等	ř				
	事業	事業者の	契約	契約	契約		供給能力		
	者名	所在地	締結日	期間	電力		の確保の	(A)	考
	41/10	min	select to	793(0)	102//		見込み		
	-	-			_	+			
L									
- (	3)卸電力取引	市場からの調	隆						

	最大需要電力が見込ま		備	
	れる時間帯における調			
	達量の見込み	kW	考	
(4	)その他			
	最大需要電力が見込ま			
1	れる時間帯において供		備	
	給能力に相当する能力			
	として見込むことがで		考	
	きる値	kW		
事業開始	台の予定年月日			
電話番	号、電子メールアドレス			
その他の	の連絡先			
その行	う小売電気事業以外の事			
業の概念	英			

- 備考 1 最大需要電力とは、当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値をいう。
- 製大需要電力とは、当面見込まれる小売供給の相手力の電気の需要の最大値をいう。
   「最大需要電力が見込まれる月及び時間需)及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の機には、これらをどのように見込んだかの説明を設備すること。
   「保金能力の確保の見込み」の側には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需要電力の見込みに応するための供給能力の確保の見込みの表と検付するとと。
   他の電気事業に対して電気を検付すると見込みがあることを40回期により、「供給能力の権保力し及込み」、信用対象による代格能力の確保の見込み」の側に記載するでは、とのでは対しまれる時間帯におけて気持ちが見込まれるではあり、「自社電源による代格能力の確保の見込み」は「日本制度による性格力の自然の見込み」など「最大需要電力が見込まれる時間帯におけては、「保金能力の確保の見込み」の「個本制のによる性格力のを含むした。」として見込むことができる他、の合作的が不要したい場合には、「保金能力の確保の見込み」の「個等」の側にを記載すること。
   「電気の見み・所在地・原の合作的が不要したい場合には、「保金能力の解析の見込み」の「個等」の側によるサインに、展示すの場合には、「保金能力の報告の見込み」の「個等」の側による様子には石限」、以底、石油、「中、その他ガス、腰青質治を物の別を大変地でなくとし、大力と記載する場合には石限」、以底、石油、「中、その他ガス、腰青質治を物の別を、水力・ことと、大力と記載する場合には一般と地を別を構造して、一般の形の種類等」の「原動力の種類」の側は、自社電源が善発用の電気工作物の場合は、省略すること。
   「電気の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の側によの中できること。で電源については、原動力の種類が」の一般を対していまされる。「中、所、原動力の種類等」の「原、記れてきたっては、関力が自己の様とない。」ので、日本能では、一般の一般を記述していますること。
   「電気の名称・所在地・原動力の種類等」の側において、大場電池を保険を担込として見込んでいる自分を以下は、「内をしての事を見かる」では、「中ででは、「

  - すること。
    10 契約の相手力の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄に記載するに当たっては、契約電力
    が 1000kg 以下のものについては、一括して記載することができる。
    11 「契約の相手力の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風
    力発電波側を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄に「供給能力の確保の見込み」の欄に関係する値が一要しない場合には、「備考」の欄にこれもの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

- 12 「卸電力取引市場からの調達」の「備考」の欄には、過去の卸電力取引市場における約定量等 に照らして、その調達量を卸電力取引市場から調達することができると見込む根拠を記載する
- こと。
  3 「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる能」の欄には、デマンド・レスポンスなど、(1)~(3)に該領しないものを否能すること。
  14 「その他」の「個考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に用当するを力として見込むたとした専用を記載すること。
  15 用紙の大きさは、日本産業規格 M とすること。

様式第1の2(第3条の5関係)

- 様式第1の2(第3条の5関係) 小売電気事業途行体制説明書 1. 小売電気事業を遂行する責任者 2. 小売電気事業を遂行する体制の概要 3. 組織図

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 様式第1の3(第3条の5、第45条の7 間係)

  若情等処理体制説明書

  1. 小売供給の相手方からの苦情及び間合せの方法

  2. 小売供給の相手方からの苦情及び間合せを処理する体制の概要

  3. 小売供給の相手方からの苦情及び間合せを処理する体制図

  備考 1 1. については、対応することができる時間帯も記載すること。

  2 3. については、具体的な対応人員等も記載すること。

  3 用紙の大きさは、日本産業規格 44 とすること。

様式第1の3の2 (第3条の5関係)

#### 事業計画書

	(1)	(2)	(3)
	小売電気事業に係るリスク	(1) のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
1	供給能力の確保に係る費用の変動		
2	インパランスの発生		
3			
4			
(5)			
6			
T			
8			
9			
00			

- 事業開始後三年間の事業計画備考 1 1. については、申請者がその小売電気事業の遂行に重要な影響を与える可 能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該 リスクごとの対応策、当該対応策に係る目標を具体的に記載すること。 なお、 「供給能力の確保に係る費用の変動」及び「インパランスの発生」の欄につい では必ず記載すること。また、③以降の欄については、申請者が開始しようと する小売電気事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2)の 対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を 具体的に記載すること。
  - 2 2. については、1. に記載した各事項及び他の小売電気事業者との競争を考慮して記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格 M とすること。

様式第1の4(第3条の7関係)

小売電気事業変更登録申請書

年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法第2条の6第1項の規定により、同法第2条の3第1項第3号に掲げる事項の変更登録 を受けたいので、次のとおり申請します。

を文	1) /2	(10) C. 800	ひとおり中語	「しより。								
					変更後			備考	÷			
最力	標フ	要電力が見込	月	時~	時	月	時~	時				
まれ	いるり	月及び時間帯	ř									
最力	標り	要電力の見込			kW			kW				
4												
供糸	合能ス	りの確保の見	L L									
込み	*				kW			kW				
(1) 自社電源												
		確保する質	壟源の出力の	)								
		見込み									ŀ	W
		自社電源に	こよる供給能	ŝ								
		力の確保の									ŀ	W
		電源の名称	・所在地・	原動力の種類	等							
変				原動力		軍転		供給能	力			
更終		名称	所在地	の種類		始日	出力	の確保	もの	備	考	
0				V / 136.704	[71	12H H		見込	4			
供給												
変更後の供給能力の												-
0												
確保の	(2)	相対契約										
の目			限約電力の見	L L								
見込みの		込み									ŀ	W
かの			こよる供給能	â								
内訳		力の確保の									ŀ	W
H/K		契約の相手	方の事業者	名・所在地・	契約	締結日	等	_				
		事業	事業者の	契約		契約	契約	供給能				
		者名	所在地	締結日		胡開	電力	の確保		備	考	
					_			見込	4			
												_
1			l	l								

材式
第1
σ. 5
第
3条
3条の8
3条の

	(3)	卸電力取引市	場からの調達	幸		
		最大需要電	力が見込ま		備	
		れる時間帯	における調			
		達量の見込み		kW	考	
	(4)	その他				
		最大需要電	力が見込ま			
		れる時間帯	において供		備	
		給能力に相	当する能力			
		として見込:	むことがで		考	
		きる値		kW		
変列	更予定	2年月日				
小売	を電気	気事業の登録				
年月	日月	及び登録番号				
電話	舌番牙	引、電子メー				
ルフ	rki	レスその他の				
連約	各先					

備考 様式第1の備考1から15までと同様とすること。

様式第1の5(第3条の8関係) 小売電気事業氏名等変更届出書

年 月 日

版 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法第 2 条の 6 第 4 項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項				
変更の内容	変更前	変更後		
変更年月日				
小売電気事業の登録年月日及び				
登録番号				
電話番号、電子メールアドレス				
その他の連絡先				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第1の6(第3条の8関係)

小売電気事業変更届出書

年 月 日

殿

版 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電気事業法第 2 条の 6 第 4 項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

			変更前			変更後			備考		
最大	大需里	要電力が見込	月	時~	時	月	時~	時			
まえ	いる月	月及び時間帯	:								
最大	大需引	要電力の見込			kW			kW			
4											
供給	合能ス	りの確保の見									
込み	4				kW			kW			
	(1)	自社電源									
			『源の出力の	'							
		見込み									kW
			よる供給能								
		力の確保の									kW
		電源の名称	・所在地・原	原動力の種類	再等		ı	ML AA AI			
変		to the	and the tale	原動力	3	運転	111.44	供給能		/Ats	de
変更後		名称	所在地	の種類	拼	始日	出力	の確保		備	考
0								光达	75		
供給											
給能力											
の確	(2)	相対契約									
保		確保する契	Q約電力の見								
の見		込み									kW
見込み		相対契約に	よる供給能								
の内		力の確保の	見込み								kW
訳		契約の相手	方の事業者	名・所在地・	契約	的締結日	等				
		事業	事業者の	契約	1	契約	契約	供給能			
		者名	所在地	締結日		期間	電力	の確保		備	考
								見込	4		
	(2)	foneth -f. His 21 :	有場からの語	rate							
	(3)	即电刀拟引	口物かりの調	運							

		最大需要電	力が見込ま		備					
		れる時間帯に	における調							
		達量の見込み	4	kW	考					
	(4)その他									
		最大需要電	力が見込ま							
		れる時間帯に	において供		備					
		給能力に相	当する能力							
		として見込む	むことがで		考					
		きる値		kW						
変列	更年月	目目				•				
小う	も電気	気事業の登録								
年月	日月	及び登録番号								
電話	舌番牙	号、電子メー								
ルフ	rki	レスその他の								
連維	各先									

備考 様式第1の備考1から15までと同様とすること。

	小売電気事業が	<b>企</b> 総届出書				
	1 JUNEAUTA	I WIELD HAVE IN		年	月	В
殿						-
		住所				
		氏名	(名称及び	代表	皆の氏4	占)
		地位を承維	送した者が	ぶ小売	電気事	業者
		ある場合は	、その登録	<b>补</b> 年月	日及び	登録番5
電気事業法第2条の7第2項の規定	により、次のとお					
電気事業法第2条の7第2項の規定	により、次のとお					
	により、次のとお					
•	により、次のとお					
-。	により、次のとお					
-。 承継年月日 胺承継者	により、次のとお					
- 。 承継年月日 被承継者 承継した小売電気事業の登録年	により、次のとお					

様式第1の8(第3条の10関係)

小売電気事業休止(廃止)届出書

年 月 日

作所 任所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電気事業法第 2 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり小売電気事業を休止(廃止) したので届け

電気事業法第2条の8第1項の規定により、次のとおり 出ます。 休止年月日及び予定期間(廃止 年月日) 小売電気事業の登録年月日及び 登録番号 電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第1の9(第3条の10関係)	解散届出書				
殿			年	月	F
電気事業法第2条の8第2項の規定により	、次のとおり小売賃	住所 氏名(名称及び 【気事業者たる?			

電気事業伝第2条の8第2項の け出ます。 解散した法人の名称及び代表者 の氏名 解散した法人の登録年月日及び 登録番号 解散年月日 電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第1の10(第4条関係)

一般送配電事業許可申請書

月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第3条の規定により、次のとおり一般送配電事業の許可を受けたいので申請

L	丰.	t.

しま	す。					_			-		
-								備	考		
取	締	役	σ.	) <u>F</u>		+					
+	たる常	業	名		称						
			所	在	地						
2	の他の	※ ※ 百	. 名		称						
1	の胆の	当来り	所	在	地						
供給	合区域 (都	道府県	都市区町	「村字を言	己載するこ						
٤.	)										
			区		間						
		設	経由す	一る発育	置所又は						
般	236	244	***	の	変電	所 の	名 称				
送配	電	設置の場所	経過地	(都道府)	具郡市区町						
電	用の		村を記	厳するこ	と。)						
業の	送電用の電気工作物	電	気	方	式						
用	工作	設	置	の	方 法						
供出	物	回		線	数						
2		周		波	数						
気		電			圧						
般送配電事業の用に供する電気工作物	電配	電	気	方	式						
499	電気工作物	周		波	数						
	物	電			圧						

電変	設置の場所(都道府県郡市区町村
電気工	を記載すること。)
作物	周 波 数
199	出力
	設置の場所(都道府県郡市区町村
電発	を記載すること。)
電気工作物	原動力の種類
作の	周 波 数
	出力
	設置の場所(都道府県郡市区町村
電音	を記載すること。)
電気工佐	周 波 数
電気工作物	出力
"	容量

- 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載す ること。
  - 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。

  - 4 該当事項のない欄は、省略すること。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

```
様式第2(第4条、第41条関係)
```

```
(二) 内燃力を控動力とする設備

内燃機期の複類、出力、回転数及び合数

燃料の磨類及び研修発熱態

(本) 原子力定備

原子が必要が、熱出力及び基数

燃料の磨類、初期濃和収、燃焼ル及び炭膏量

原子が上方容易の電弧、圧力、温度及び合数

原子がお謝却方式

原子が移動強の種類及び圧力

高気 テモンの障礙、圧力、温度及び合数

原子が移動強の種類及び圧力

高気 テモンの障礙、比力、温素気止め赤の入口の圧力及び退度、再熱蒸気止め赤の入口 の圧

力及び退度、原他表並でに合数

電電機の機弧、容量、電圧、相、周波数及び合数

電電機の機弧、容量、電圧、相、周波数及び合数

変に機の機弧、治力、容量、電圧、側、関数数及び合数

変に機の機弧、治力、容量、電圧、側、関数数及び合数

変に機の機弧、治力、容量、電圧、側、関数数及が合数

変に機の機弧、治力、溶血、循圧、側、関数数及び合数

変に機の機弧、治力、溶血、循圧、側、関数数反が合数

変に表の機型、対力・高端所

・電流のの種型、治力・容量。

の(4)

では、電力・容量。

電池の種型、自力・容量。

電池の種型、自力・容量。

電池の種型、主要設備について記載すること。

2 工事の工程は、送電線解、変研、発電所又は潜電所に係る場合に限り、記載すること

3 工事をの概算は、電池を変き合け関(関南)の中、経典である場合に限り、記載すること

3 工事をの概算は、電池を変き合け関(関南)の中、経典である場合に限り、記載すること

3 工事をの概算は、電池を変き合け関(関南)の中、通常変異名合第 57 号)の別表第 1 の勘定料目の

分類により記載すること。

4 該当事項のない項目は、名略すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 44 とすること。
```

様式第3(第4条、第6条、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 41 条、第 45 条の 2 関係) 事業収支見緒書

事業収文兄 収益及び9				
項目	年	度	備考	
託 送 収 益				l
事業者間精算収益				
電灯料				
想定需要(百万 k W h)				
単位(円/kWh)				
電力料				
想定需要(百万 kWh)				
単 位 (円 / k W h )				
その他の収益				
当期経常収益合計				
送 電 費				
変 電 費				
配 電 费				
その他の費用				
当期経常費用合計				
法 人 税 等				
当期純利益				
キャッシュ・	フロー			

キャッシュ・	フロー			
項目	年	度	備	考
営業活動によるキャッシュ・フロー				
投資活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産の取得による支出				
固定資産の売却による収入				
その他の増減額				
財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入金の増減額				
社 債 の 増 減 額				
株式の発行による収入				
配当金の支払額				
その他の増減額				
現金及び現金同等物の増減額				
現金及び現金同等物の期首残高				

- 及び同号ロに定める離島等供給に係る収益に限る。

  - 2 法人税等には、法人税等調整額を含むこと。3 受股利息及び受取配当金については投資活動によるキャッシュ・フローに、支
  - 公式を砂を放びて、水にコポース・メンス・プローに合めること。
     は電事業者にあっては、一般送配電事業者とは配電事業者への報替供給によって得た収益を事業者間精算収益により整理すること。
  - 5 該当事項のない欄は、省略すること。
  - 6 備考欄には、事業収支見積書の作成にあたり設定した仮定や算定方法等、各財 務数値の計上根拠に係る説明を記載すること。 7 毎事業年度の全ての金額を、1枚で記載すること。

  - 8 記載すべき金額は百万円単位、想定需要は百万 kWh をもって表示すること。 9 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 (第 4 条、第 10 条、第 11 条関係) 一般送配電事業遂行体制説明書 1.一般送配電事業を遂行する責任者

一般送配電事業を遂行する体制の概要
 組織図 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第5 (第5条関係)

事業開始届出書 年 月 日 住所

商号 代表者の役職氏名

電気事業法第7条第4項(同法第8条第2項において準用する同法第7条第4項)(同法 第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 7 条第 4 項) (同法第 27 条の 12 におい て準用する同法第8条第2項において準用する同法第7条第4項)又は第 27 条の 12 の6 第4項(同法第 27 条の 12 の 7 第2項において準用する第 27 条の 12 の 6) の規定により、 次のとおり事業を開始したので届け出ます。

事業開始年月日 事業の内容

- 備考 1 事業の内容は、電気事業法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場 合を含む。) (同法第27条の12 において読み替えて準用する同法第7条第2項(同 法第27条の12 において準用する同法第8条第2項において準用する場合を含 む。)) 又は第27条の12の6第2項(同法第27条の12の7第2項において準用 する場合を含む。) の規定により供給区域(振替供給の相手方たる一般送配電事業 者又は配電事業者)を区分して法第7条第1項(同法第8条第2項において準用ナ る場合を含む。) (同法第27条の12において読み替えて準用する同法第7条第1 項(同法第 27 条の 12 において準用する同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)) 又は第 27 条の 12 の 6 第 1 項(同法第 27 条の 12 の 7 第 2 項において 準用する場合を含む。)の指定があった場合に限り、記載すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第6条関係)

供給区域変更許可申請書

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第8条第1項又は同法第27条の12の7第1項の規定により、次のとおり供給区域の増

と。) 変 更 予 定 年 月 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6(第6条関係)

様式第7 (第9条関係)

電気工作物変更届出書 住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業注第9条第1項 (同注第9条第2項) (同注第7条第12項) (同注第2条第1項) (同注第2条第1項) (同注第27条の12において読み替えて準用する同注第 9条第1項) (同注第27条の12において読み替えて専用する同注第9条第2項) (同注第37条の12の 13において読み替えて専用する同注第9条第1項) (同注第37条の12の13において読み替えて専用する同注第9条第2項) の規定により、次のとおり電気工作物の変更をしたい (変更をした) ので届け出ます。

一般送配 事業)の					己雅	変	更	前	変	更	後	(ii	Í	考
300		との場所 「村をま												
送電用の電気工作物	雅	気		方	式									
重	設	置	Ø	方	法									
工	回		線		数									
櫛	周		波		数									
	電				Æ									
一龍	電	気		方	式									
配電用の電気	周		波		数									
物電気	電				圧									
電変気		その場所 「村を覧												
電気工作物変電用の	周		波		数									
900	出				カ									
W		の場所 「村を新												
電気工作物発電用の	190	動力	h d	の種	101									
作の物	周		波		数									
	出				カ									
400		の場所 「村を記												
電気工作物蓄電用の	周		波		数									
作物の	出				カ									
	容				献									

(場考1 太力発電率の場合は、原制的力度で乗申は人原出力を備予期に記載すること、 2 支電線製の回載が設計で開放し、原料の開発を使得事能に記載すること。 3 支電線製の電圧が設計電に当長なる場合は、設計電圧を備予欄に記載すること。 4 該当事項のない欄は、省格すること。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A8とすること。

年 月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第9条第2項(同法第27条の12において読み替えて準用する同法第9条第 2項)(同法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第9条第2項)の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変	更		事	項						
変	更	n	内	容	変	更	前	変	更	後
変	更	年	月	日						
電	舌番号	-, 1	宝子 >	۲.						
ル)	アドリ	レス	その	)他						
Ø	連		絡	先						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9(第10条関係)

事業譲渡譲受認可申請書

月 日

譲渡人住所 商号 代表者の役職氏名 譲受人住所

代表者の役職氏名

電気事業法第 10 条第 1 項(同法第 27 条の 12 において準用する同法第 10 条第 1 項) (同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 10 条第 1 項) の規定により、次のとおり一般送配電事業(送電事業) (配電事業) の全部の譲渡し及び譲受けの認可を受けたい

ので申請します。 譲渡予定年月日 備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9(第10条関係)

様式第 10(第 11 条関係)

合併認可申請書

年 月 日

殿

合併する法人の住所 商号 代表者の役職氏名 合併する法人の住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第 10 条第 2 項(同法第 27 条の 12 において準用する同法第 10 条第 2 項) (同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 10 条第 2 項) の規定により、次のとお りまれの金組の認可を受けたいので申載します。

り伝入の合併の終りを受けたいので申	MI C	£ 9 o	
合併後存続(合併により設立)	住	所	
する法人の商号	商	号	
合併予定年月	Ħ		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 11(第 11 条関係)

分割認可申請書

年 月 日

殿

分割する法人の住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第 10 条第 2 項 (同法第 27 条の 12 において準用する同法第 10 条第 2 項) (同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 10 条第 2 項) の規定により、次のとおり法人の分割の認可を受けたいので申請します。

分割により一般送配電事業(送電事	住	所	
業) (配電事業) の全部を承継する 法人の商号	商	뮹	
分割予定年月日			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

設備譲渡等屈出書

年月日

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第 13 条第 1 項 (同法第 27 条の 12 において準用十る同法第 13 条第 1 項) (同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 13 条第 1 項) の規定により、次のとおり設備の譲渡し (設備を所有権以外の権利の目的とすること) を行いたいので届け出ま

7	r.	
	所有権以外の権利の種類	
	譲渡しの相手方(所有権以外の権	
	利を取得すべき者) の氏名(名	
	称)及び住所	
	譲り渡そうとする(所有権以外の	
	権利の目的としようとする) 設備	
	の概要及びその帳簿価額	
	譲渡しの期日(所有権以外の権利	
	の存続期間)	

備考 1 該当事項のない欄は、省略すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 14(第 15 条関係)

事業休止(廃止)許可申請書

年 月 日

殿

住所 商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 14 条第 1 項 (同法第 27 条の 12 において準用する同法第 14 条第 1 項) (同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 14 条第 1 項) の規定により、次のとお り一般送配電事業 (送電事業) (配電事業) の全部 (一部) の休止 (廃止) の許可を受け たいので申請します。

休止の予定年月日及び予定	
期間(廃止予定年月日)	
休止 (廃止) しようとする	
事業の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

|様式第14(第15条関係)

様式第 15(第 16 条関係)

解散認可申請書

年 月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業注第 14 条第 2 項 (同注第 27 条の 12 において津用する同注第 14 条第 2 項) (同注第 27 条の 12 の 13 において準用する同注第 14 条第 2 項) の規定により、次のとおり法人の解散の決議 (総社員の同意) の認可を受けたいので申請します。

解散予定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 15 の 2(第 17 条の 3 関係)

託送供給等に係る収入の見通しの承認申請書

年 月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第17条の2第1項の規定により、収入の見通しの承認を受けたいので申請します。

します。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 |様式第15号の2(第17条の3関係)

様式第16(第19条関係)

様式第15の3 (第17条の4関係)

託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請書

年

殿

住所 商号

代表者の役職氏名

次のとおり収入の見通しの変更の承認を受けたいので、電気事業法第17条の2第4項

次のとおり取入の見通しの変更の承認を受けたいのでの規定により申請します。
変更の内容
変更年月日
備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 16(第 19 条関係)

託送供給等約款認可申請書

殿

住所 商号

年 月 日

ペライン できます 1項の規定により、別紙託送供給等約款の案のとおり託送供給等約款の認可を 受けたいので申請します。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 17(第 19 条関係)

殿

託送供給等約款変更認可申請書

月 日

施子 商号 代表者の役職氏名 次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第1項の規定により申 等1ませ

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 18(第 20 条関係)

託送供給等特例認可申請書

殿

住所 商号

年 月 日

供給	合 の	種	類	振替供給・接続供給・電力量調整供給	備	考
	氏 名	(名	称 )			
供給の	住 所					
相手方	受給	受電	場所			
	場所	供給	場所			
供	給	電	力			
供	給	電	圧			
電気力	方式及	び周	波 数			
料金その	の他の供	給条件	の内容			
供給開始	6年月日	及び有	効期間			

備考 1 受電場所及び供給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電線路又は配電網路の名称を 備考欄に記載すること。2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

|様式第20(第24条関係)

様式第 19(第 22 条関係)

様式第	19(第	22 5	条関係)					
					託送供給等約款変更届出書			
						年	月	日
			殿					
					住所			
					商号			
					代表者の役	職氏名		
電気	事業法	第 1	18 条第	5項の	規定により、次のとおり託送供給等約款を変	変更したの	りで届け	ナ出ます。
変	更	Ø	内	容				
実	施		期	Ш				
備考	用細	€のナ	さきさけ	t、日本	▶ 産業規格 A4 とすること。			

様式第 20(第 24 条関係)

託送供給等約款変更届出書

年 月 日

殿 住所 商号 代表者の役職氏名 電気事業法第18条第8項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更したいので届け出ます。

実 施 期 日	変	更(	の内	容	
	実	施	期	日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

|様式第22(第27条関係)

様式第 21(第 27 条関係)

殿

最終保障供給に係る約款届出書

電気事業法第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり最終保障供給に係る約款を定めたので届け出

ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 22(第 27 条関係)

最終保障供給約款変更届出書

月 日

験 住所 商号 代表者の役職氏名 電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

実 施	変	更	Ø	内	容	
	実	施		期	日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 23 (第 28 条関係)

最終保障供給特例承認申請書

月 日

住所 商号

代表者の役職氏名

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の 供給条件の承認を受けたいので申請します。 「料金その他の供給条件

実施期日及び実施期間 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第23の2(第29条の2関係)

指定区域指定申請書

月 B

住所 商号 代表者の役職氏名 電気事業法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、指定区域の指定を受けたいので、次のとおり 申請します。

|様式第23の2(第29条の2関係)

(都) こと。 指定に 地方が ようり 者、丼	道府県 ) 区域供は 公共団の 智定区は 系者に	合開始の予? 本、その託; 供給を受ける 域内の電気の 付する指定[	字を記載す	kic b >他 e行								
RE.		力が見込ま		,	1 8	5~ 時	_	_				
び時		/JW-)EKE &	10-37120	′	, -	2 - Mg	16					
最大的	需要電	力の見込み				k	w *	5				
供給的	能力の	産保の見込	4			k	w 66					
	(1)	自社電源.										
			電源の出力の	0						k₩		
		力の確保の										
		電源の名材	*・所在地	原動力の利	動力の種類等							
		名称   所在軸		原動力 の種類	運転開 始日	出力	供給能力 の確保の 見込み		1			
供	(0)	相対契約	l	L								
給館	(2)1		契約電力の	p.								
カ		込み		-						k₩		
の内訳		相対契約 力の確保(	こよる供給! り見込み	Ě						kV		
		契約の相	手方の事業	5名・所在 り	・契約額	_						
		事業者名	事業者の 所在地	契約 締結日	契約 期間			能力の				
				L		L	L					
	(3)	その他	at Later	ale ha se ch			_		_			
			電力が見り いて供給能				備考					
			として見込			kW	10.45					

|様式第25(第31条関係)

様式第 24(第 31 条関係)

離島等供給に係る約款届出書

年 月 日

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第21条第1項の規定により、別紙のとおり離島等供給に係る約款を定めた ので届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 25 (第 31 条関係)

雕鳥等供給約款変更届出書

月 日

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり離島等供給約款を変更したいので

電気事業出第21条第1項の規定により、次のとおり 届け出ます。 変 更 の 内 容 実 施 期 日 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 26(第 32 条関係) 離島等供給特例承認申請書

殿

住所 商号

代表者の役職氏名

月 日

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供

総条件の承認を受けたいので申請します。 料金その他の供給条件

実施期日及び実施期間 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 26 の 2 (第 33 条の 2 関係)

一般送配電事業者の兼業認可申請書

住所 商号

月 日

代表者の役職氏名

電気事業法第22条の2第1項ただし書の規定により、次のとおり一般送配電事業者の兼業の認可を 受けたいので申請します。

受けたいので申請します。 兼業の開始予定年月日 兼業しようとする事業の内容

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 26 の 3 (第 33 条の 16 関係)

体制整備報告書

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第23条の4第2項 (同法第27条の12において準用する同法第23条の4第 2 項)(同法第 27 条の 12 の 13 において準則する同法第 23 条の 4 第 2 項)の規定により、別紙のとおり同条第 1 項(同法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 23 条の4第1項) (同法第27条の12の13において津用する同法第23条の4第1項) の規 定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 27 (第 34 条関係)

供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書

月 日

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第24条第1項(同法第27条の12の13において準用する同法第24条第1項)の規定により、次のとおり供給区域外に設置する電線路による供給の許可を受けたいので申請し

				備	考
供	給	場	所		
供給	電力及び	ド供給電	1 力量		
料 金	その他	の供給	条件		
供給	開始日	ア 定 年	月日		

備考 1 供給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電網路又は配電網路の名称を備考欄に記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 28(第 35 条関係)

裁定申請書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第25条第2項(法第27条の12の13において準用する同法第25条第2項) 同法第32条第2項に指統第41条第2項において準用する同法第25条第2項)の規定により、次のとおり裁定を申請します。

mah 3	, D.	000	1 7 800	C & 4	BH C	より。	
+0 :	e +	住					所
TH -	手方	氏名	(名利	体及び	代表	昔の氏	(名)
裁	定	を	求	Νb	る	事	項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 29(第 41 条関係)

送電事業許可申請書

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事	<b>F</b> 業法第	27条0	04の規	定により	、次のと	おり送	電事業の許可	を受けたいので	申請しま	す。
									備	考
N: N			Bis	名		称				
主た	: 5	営	業 所	所	在	地				
1	41.	- 201	-	名		称				
その	1世 0	) 営	業所	所	在	地				
振替供	共給の	相手力	ヺたる	商		号				
一般	送 配	電事	業者	住		所				
			区			間				
		設置の場所		る <b>発電所</b> の名称	、蓄電店	所又は				
送電事業の用に供する電気工作物	送電用の電気工作物			!(都道府 すること		区町村				
業の	電気	電	気		方	式				
用に	工作	設	籄	Ø	方	洪				
供す	物	П		線		数				
る電		周		波		数				
工		電				圧				
物	電気工作物 変電用の		り場所(和 ること。	都道府県 )	郡市区■	丁村を				
	工作の	周		波		数				
	物	出				力				

- 四 7 月 1 日本産業規格 AL とすこと。

  1 日本産業規格 AL とすこと。

  1 日本産業規格 AL とすこと。

  1 日本産業規格 AL とすること。

|様式第31(第44条関係)

様式第 30 (第 41 条、第 45 条関係)

様式第30(第41条、第45条関係) 送電事業遂行体制説明書 1. 送電事業を遂行する責任者 2. 送電事業を遂行する体制の概要 3. 組織図 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 AL とすること。

様式第 31 (第 44 条関係)

振替供給条件届出書

年 月 日

殿 住所 商号 代表者の役職氏名 電気事業法第27条の11第1項の規定により、別紙のとおり料金その他の供給条件を定めたので届け

出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 31 の 2(第 44 条関係)

振替供給条件変更届出書

殿

12.17 商号 代表者の役職氏名 電気事業法第 27 条の 11 第 1 項の規定により、次のとおり料金その他の供給条件を変更 したので届け出ます。

変	更	の	内	容	
実	施		期	日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 31 の 2 の 2(第 44 条の 2 関係)

送電事業者の兼業認可申請書

年 月 日

住所 商号

代表者の役職氏名 電気事業法第 27 条の 11 の 2 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり送電事業者の兼業の認可を 受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日 兼業しようとする事業の内容

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 31 の 3 (第 45 条関係)

振替供給関係変更許可申請書

月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12において読み替えて専用する同法第8条第1項の規定により、 次のとおり報替供給の相手力たる一般透配電事業者又は配電事業者の増加(減少)の許可 を受けたいので申請します。

増加(減少)しようと	氏名 (名称)	
する供給の相手方	住 所	
変更予定年月		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 3 の 2 (第 45 条の 2 関係)

配電事業許可申請書

月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 3 の規定により、次のとおり配電事業の許可を受けたいので申請します。

				1	備	2
- <del>-</del>	たる質	· 98: ii	名称			
Ξ,	C 20 E	- AR D	所 在 地			
z 0	)他の	学業百	名 称			
	) IE 0)	m 248 D	所 在 地			
供給 と。		道府県	8市区町村字を記載するこ			
			区間			
	送	設備	経由する発電所又は			
201	用用	設置の場所	変電所の名称			
電	及び	所	経過地(都道府県郡市区町			
事業	配雷		村を記載すること。)			
の用	崩の	電	気 方 式			
配電事業の用に供する電気工作物	送電用及び配電用の電気工作物	設	置 の 方 法			
サナ	X.	回	線数			
電	物	周	波 数			
工工		電	圧			
作物	電変	設置の	場所(都道府県郡市区町村			
	電気工	を記載	すること。)			
	電気工作物変電用の	周	波数			
	779	出	カ			

電影	設置の場所 (都道将県都市区町村 を記載すること。)
電気工作物	原動力の種類
物	周 波 数
	出力
	設置の場所(都道府県郡市区町村
電響	を記載すること。)
電気工作物	周 波 数
物の	出カ
	容量

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
  - 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載す ること。
  - 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。 4 該当事項のない欄は、省略すること。

  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の3 (第45条の2関係)

# 事業計画書

- 事業計画書

  1 事業開始子定年月日

  2 配電事業の開始の日以降10年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画

  3 所要資金の額及びその調達方法

  事業開始後当面の間、一般設配電事業者にその託送供給等の業務を変託する場合にあっては、特末的に自ら正送供給等の業務を行う計画

  2 地方公共的体、その託送供給等の実務を行う計画

  2 地方公共的体、その託送供給等の実施を設定した。

  2 地方公共的体、その託送供給等の実施を設定した。

  2 地方の実施の使用者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての設備の会価権をの他の方法による説明の実施実施及び許可後に行う実施計画

  2 論 受け、又は信り受ける見込みの電気工作物の概要

  1 記電事業の用に使する近れ等の電気工作物の概要

  2 近配電線筋の名称

  こう長及び回線数
  電線の機額、太さ及び1回線当たりの条数
  送配電路動「機道、太さ及び1回線当たりの条数
  送配電路動「内心膜(都道将県都市区町村を記載すること。)

  (2) 配電事業の用に使する変電所
  変電所の名称
  変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
  周波数変換機器とは整線機等の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

  周波数変換機器とは整線機等の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

- (3) 電気事業の用に供する発電所

- - 水車の種類、出力、回転数及び台数 揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数

```
取水口の位置(都道府県郡市区町村字番地を記載すること。)
放水口の位置(都道府県郡市区町村字番地を記載すること。)
ダムの位置(都道府県郡市区町村宇番地を記載すること。)

ダムの位置(都道府県郡市区町村宇番地を記載すること。)

有効落窓 後先、常時及び常時せん頭の別に記載すること。)

使用水散 後大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。)

接水ズ発電所の場合は、揚水量及び陽程
引水方法
ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積
導水陽の種類、こう長及びこう配
ヘッドタンクスはサージタンクの種類
水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径
放水器の種類、こう長及びこう配
町庁水型では調整地の全容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、常時満水位、計画表水位及び中間を減、出力、回転数及び台数
携水式発電所における場本用のボンブの種類、入力、回転数及び台数
第ペクーピンの種類、出力、回転数及び台数
第ペラービンの種類、出力、回転数及び台数
第イラーの種類、蒸発量及び台数
第4の種類及び標準発熱量
(2) ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数
然料の種類及び標準発熱量
(3) ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
(4) ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
(5) 所手力設備
内燃料の種類、初期濃積度、燃焼率及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
(6) 原子が取締が設め種類及び標準発熱量
(7) 内部力を原動力とする設備
内密数のの種類とび標準発熱量
(8) 原子がの制御方式、原子が絡動設の種類とび活地数とび台数
第名の種類、容量、現上力、温度及び台数
第名乗を経の種類、容量、定上力、温度及び台数
第名乗後の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
第定を複の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
東定後の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
東定後の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
東正線の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
東正線の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
東正線の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
東弦像機器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
東弦像機器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
```

様式第31の3の4(第45条の2関係)

- 10 公益的な費用の処理方法 11 上記6~10それぞれに関する一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業 者との具体的な協議事項及び協議状況
- 備考 1 譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物の概要及び工事の概要は、主要設備について記載すること。
  2 工事の工程は、送配電解路、変電所、発電所又は蓄電所に係る場合に限り、記載すること。
  3 工事費の概算は、電気事業会計規則(限和40年通商産業省合第57号)の別表第1の勘定科目の分類により記載すること。
  4 該当事項のない項目は、省略すること。5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 3 の 4 (第 45 条の 2 関係)

# 配電事業遂行体制説明書

- 1. 配電事業を遂行する責任者
- 2. 配電事業を遂行する体制の概要 3. 組織図
- 備考 1 配電事業を遂行する体制の概要には、災害その他の事由により電気の安定供 総の確保に支障が生ずる場合に輸えるための他の電気事業者、地方公共団体、そ の他の関係者との連携に関する体制、一般送配電事業者その他の者への委託関係、 セキュリティ管理及び個人情報の保護の実施体制を含めて記載すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

|様式第31の3の6(第45条の2の4関係)

様式第31の3の5 (第45条の2の4関係)

託送供給等約款届出書

月 日

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の11第1項の規定により、別紙のとおり託送供給等約款を定 めたので届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 3 の 6 (第 45 条の 2 の 4 関係)

託送供給等約款変更届出書

月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 1 項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更

したいので届け出ます。 B

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 3 の 7(第 45 条の 2 の 5 関係)

託送供給等特例承認申請書

月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の11第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

> BAME	13KIT	0)/941	10. C	スリルい	1.07 (4	"明しより。		
供	給		の	種	類	振替供給・接続供給・電力最調整供給	備	考
		氏	名	(名	称 )			
供翁	台の	住			所			
相手	- 方	受	給	受電	場所			
		場	所	供給	場所			
供		給		電	力			
供		給		電	圧			
電気	、方	式	及	ブ 周	波 数			
料金	その	他の	供給	条件の	)内容			
供給	開始	年月	日及	び有効	助期間			
and the		* med 140			CER ment and	and A control of the set of the set of the set of	andre and a second	med. Andre on the

個考 1 受電場所及び味給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電線路又は配電線路 の名称を備考欄に記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の8 (第45条の2の7関係)

引継計画承認申請書

年 月 日

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の12第1項の規定により、別紙引継計画の案のとおり引継計 画の承認を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の9(第45条の2の7関係)

#### 引継計画

- 1 引継計画を共同で作成した者
- 2 引継開始予定年月日
- 3 電気工作物の引継ぎに関する事項
- (1)譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要 (2)電気工作物やその情報等の引継ぎ方法
- (3)電気工作物の維持・運用方法
- 4 託送供給等業務の引継ぎに関する事項
- (1)引継ぐ託送供給等業務の内容及び引継ぎ方法 (2) 災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備え るための措置と引継ぎ方法 (3)保安上の責任主体や責任分担
- (4)個人情報保護の実施体制及び個人情報保護に係る業務の引継ぎ方法
- 5 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の譲受価格若しくは借受価格に関する事項
- (1)譲受価格又は借受価格の総額
- (2)公益的費用の単価又は額
- (3)供給区域の発電及び需要に関する情報
- (4) 譲受価格又は借受価格の算定期間
- (5) 譲受価格又は借受価格の算定方法
- (6)譲受価格又は借受価格の算定に当たって用いた想定値と実績値の差の取扱い (7)配電事業者による効率化の成果等の取扱い
- 6 配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更(供給区域の減少に限る。)時における一 般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎ に関する事項
- (1) 電気工作物やその情報等の引継ぎ方法 (2) 供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を 受けている者その他の関係者に対する説明の方法 (3)原状回復方法の内容
- (4)休廃止に備えた積立金の積立て方法及び取崩し方法 (5)積立金の積立てを行えない場合の対応方法
- (6) 一般送配電事業者が配電事業者の設備管理状況等を確認する方法
- (7)第三者への電気工作物の譲渡・貸与の取扱い
- の説明会の開催その他の方法による説明の実績
- 備考 1 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要は、主要設備について記載すること。 2 該当事項のない項目は、省略すること。

  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第31の3の10 (第45条の2の9関係)

引維計画変更承認申請書

月 В

殿

住所 代表者の役職氏名

次のとおり引継計画の変更の承認を受けたいので、電気事業法第27条の12の12第1

項の規定により申請します。 変 更 の 内 容

変 更 年 月 日 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の11(第45条の2の10関係)

様式第 31 の 3 の 11(第 45 条の 2 の 10 関係)

引継計画変更届出書

月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第 27条の 12 の 12 第 3 項の規定により、次のとおり引継計画を変更したので届け出ます。

C/III e/	ты	7 0				
変	更		事	項		
変	更	Ø	内	容	変更前	変更後
変	更	年	月	B		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 3 の 12(第 45 条の 2 の 12 関係)

配電事業者の兼業認可申請書

住所 商号

代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の13において準用する同法第22条の2第1項ただし書の規定

により、次のとおり配電事業者の兼業の認可を受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日 兼業しようとする事業の内容 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 4 (第 45 条の 2 の 28 関係)

# 特定送配電事業届出書

殿

年 月 日

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の13第1項の規定により、次のとおり特定送配電事業を営みたいので届け出ます。

で届け	出ま	す。															
															1	備	考
->-	۵.	る		Ĕ	業	所	名				称						
土	/=	9	ì	В	来	191	所		在		地						
7	•	他	<i>a</i>	244	業	所	名				称						
~	0)	101	0)	B	来	191	所		在		地						
供				給				地			点						
							区				間						
					設器	ſ	経由	する	5変1	電所	又は						
					設置の場所	L	発	電	所 0	り 名	称						
		246			勝所		経過	地(	邻道所	5県郡	市区						
特		電					町村	を記	載する	ること	。)						
定		用の		電			気		方		式						
配雷		送電用の電気工作物		設		E		Ø		方	法						
事		工作		□				線			数						
参の		物		周				波			数						
一に				電							圧						
供す				IJ				う			長						
電				送			電		容		量						
特定送配電事業の用に供する電気工作物		高		÷n.	置(	D	区				間						
作物		電		以場	_	近	経過	地(	邻道角	f 県郡	市区						
		州の		****	,		町村	を記	載す	ること	。)						
		配電用の電気工作物		電			気		方		式						
		作		周				波			数						
		物		電							圧						
				_								_					

		J.	õ			長	
		送	電	容		胂	
1	E ate	設置の	場所(都道	府県郡	市区	订村	
2	聖成 口作る変電用の	を記載	すること。	)			
1	置気に乍物変電用の	周	波	Ę		数	
4	7)	出				カ	
		設置の	場所(都道	府県郡	市区	订村	
1	直発	を記載	すること。	)			
14.	発電用の	原	助 力	0)	種	類	
4	ドの	周	波	Ę		数	
		田				カ	
		設置の	場所(都道	[府県郡	市区	订村	
142	置蓋		すること。	)			
-	書電用の	周	波	ŧ		数	
4	りの	出				カ	
		容				量	
業	開	始の	予定	年	月	H	
話番	号、電·	子メール	アドレス	その他	の連続	格先	
送	供給	の有	手 方	及て	片内	容	

- 備考 1 供給地点の欄には、都道府県郡市区町村字番地住居番号を記載すること。 2 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載するこ

- 3 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載
- 4 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載するこ
- 5 該当事項のない欄は、省略すること。 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 5 (第 45 条の 3 関係)

供給地点変更届出書

月 日

殿

氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法第27条の13第7項の規定により、次のとおり供給地点の増加(減少)を行いたいので届

け出ます。	
増加(減少)しようとする供給地点	
託送供給の相手方及び内容	
変更予定年月日	
電話番号、電子メールアドレスその	
他の連絡先	

備考 1 保給地点の住所の欄には、都道府県郡市区町村字番地住居番号を記載すること。2 用紙の大きさは、日本産業規格 AI とすること。

様式第 31 の 6 (第 45 条の 4 関係)

電気工作物変更届出書

殿

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の13第7項の規定により、次のとおり電気工作物の変更をしたいの

で届け出	1 ま 9 。								
特定送工作物	配電事業の用に供する電気	変	更	前	変	更	後	備	考
送	設置の場所(都道府県郡市 区町村を記載すること。)								
送電用の電気工作物	電 気 方 式								
電	設置の方法								
T.	回 線 数								
TF 物	周 波 数								
	電圧								
配電用の電気工作物	設置の場所(都道府県郡市 区町村を記載すること。)								
の電	電気方式								
気工	周 波 数								
作物	電圧								
電気工作	設置の場所(都道府県郡市 区町村を記載すること。)								
電気工作物変電用の	周 波 数								
499	出力								
電発	設置の場所(都道府県郡市 区町村を記載すること。)								
電気工作物	原動力の種類								
物の	周 波 数								

様式第
3
のっ
/
<u>~</u>
(第4-
45条
45条の6
45条の

	出		カ		
雷			斤(都道府県郡市 記載すること。)		
電気工作物	周	波	数		
作の物	出		カ		
	容		量		

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載す 2 近年戦時から世界級が成計日間戦争の あっと。 ること。 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。 4 該当事項のない欄は、省略すること。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 7(第 45 条の 6 関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

版 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法第 27 条の 13 第 9 項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

PE.A	レチオロ	30 21 7	K*> 10	242 2 - 24	ON NEXT IC O	トラ、 レ	(0)	C4072C	X U	100	C/III ()	4 5 7 0		
変	更		事	項										
変	更	n	内	埝	强	更	[	前			変	更	後	
20.	×	0)	PS	4										
変	更	年	月	Ш										
電話番号、電子メールアドレス														
その他の連絡先														
			-/レ/ ۲											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第31の8 (第45条の7関係)

小売供給登録申請書

月 B

氏名 (名称及び代表者の氏名) 電気事業法第 27 条の15 の規定により、小売供給の登録を受けたいので、次のとおり申請しま

す										
主力	こる言	業所	名称							
			所在地							
その	その他の営業所 名称									
			所在地							
供給	合地点	Ĭ.								
最为	大需要	要電力が見込	まれる月及	月	時~	時	備			
S.de	制制件	ř.					考			
		原電力の見込.				kW	~			
供采	合能力	りの確保の見	込み				備			
						kW	考			
	(1	)自社電源								
			源の出力の							
		見込み								kW
			よる供給能							
		力の確保の								kW
		電源の名称	<ul><li>所在地・房</li></ul>	動力の種類	(等		_			
ph				原動力	運転			供給能力		
1		名称	所在地	の種類	開始日	出力		の確保の	(#1	考
							+	見込み	-	
	(2	)相対契約					_			
	1		約電力の見	T			_			
訳		込み	***********							kW
		相対契約に	よる供給能							
		力の確保の	見込み							kW
		契約の相手	方の事業者名	・所在地・	契約締結日等	ř				
		-4070	ate Wilder	Anar.	4000	规約	Т	供給能力		
		事業 者名	事業者の 所在地	契約 締結日	契約 期間	製約 電力		の確保の	(Wi	考
		4975	別住地	<b>※付用省日</b>	.py((E))	AL)		見込み		

(3)卸電力取引市場からの調	<b>全</b>		
最大需要電力が見込ま		俪	
れる時間帯における調		考	
遠量の見込み	kW		
(4)その他			
最大需要電力が見込ま			
れる時間帯において供			
給能力に相当する能力		伽	
として見込むことがで		典	
きる値	kW	7	
事業開始の予定年月日			
電話番号、電子メールアドレス			
その他の連絡先			
その行う小売供給を行う事業以			
外の事業の概要			
外の事業の概要			

- 外の事業の概要 備考 1 最大需要電力とは、当面見込まれる小売供給の相手力の電気の需要の能大値をいう。 2 「最大需要電力が見込まれる月及び時間番」及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の欄に は、これらをどのように見込んだかの説明を記載すること。 3 「供給電力の確認し込み」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該能大需 要電力の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載すること。

  - 要電力の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載すること。
    4 他の電気事業者に対して電気を明確する見込みがあることその他の理由により、供給能力の 確保の見込み」の幅に記載する他と、その時限の合計は(目れ世級による結構を力の確保の見 込み」、「相対契約による供給能力の確保の見込み」、「最大需要電力が見込まれる時間帯にお ける調達線の見込み」及び「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力の確保の見込み」 の「備考」の欄にその理由を記載すること。 5 「電源の名林・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、自社電原が落理用の 電気工作物の場合においては、水力、火力、第エネルギー又はその他の別を記載することとし、 火力と記載するに当たっては、燃料電池を電設機を含み、逐繁物を除くめのとすること。また、火 力と記載するに当なっては、燃料電池を電設機を含み、逐繁物を除くめのとすること。また、火 力と記載するに当なれ、LSA、石油、LTA、その他ガス、層性質配合物の別を、水力と記載する 場合には一般と極水の形と、新エネルギー等と記載する場合には環点力、上層光、地熱、バイオマス、 接着物の別を記載すること。 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄は、自社電原が蓄電用の電気 工作物の場合は、看路すること。

  - 工作物の場合は、省略すること。 7 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄に記載するに当たっては、出力が 1000km 以下の

様式第31の9 (第45条の7関係)

- 電源については、原動力の種類ごとに一括して記載することができる。
  8 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「電転開始日」の欄にこの申請事の提出日より先の 日を記載する場合には、当該棚に当該電源の工事事正日も記載すること。
  9 「電源の名称・所在は・原動力の種類等」の側において、大届電池を電設権又は風力発電影権を 供給能力として見込んでいる場合及び「担力」の側と「根給能力の確認の見込み」の欄に記載する値が一般 しない場合には、「職等」の確定これたの可能能力が確認の見込みの表え方を記載する値が一般 しない場合には、「職等」の確定これたの可能能力が確認の見込みの表え方を記載することが、契約電力が 10000度 以下のものについては、一括して記載することができる。
  11 契約の相手力の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄に記載するに当たっては、契約電力が 10000度 以下のものについては、一括して記載することができる。
  11 契約の相手力の事業者を、所任地・契約締結日等」の欄に対い、大届電池を電影程又は張力 発電設権を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「保給能力の確保の見込みの考え 方を記載する位が一般しない場合には、「備等」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え 方を記載すること。
  12 「額地力吸引所場からの測達」の「備考」の欄には、過去の卸電力取引市場からの測達と如こと。

- と。 と。 と。 と。 は、需要能力が見込まれる時間際において供給能力に相当する能力として見込むことができる を値」の概には、デマンド・レスポンスなど、(1)~(3)に該当しないものを記載すること。 14 「その他」の「催考」の概には、最大需要能力が見込まれる時間際において、その板を供給能力に相当する能力として見込むこととした理由を記載すること。 15 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 31 の 9(第 45 条の 7 関係)

小売供給遂行体制説明書
1. 小売供給を行う事業を遂行する責任者

2. 小売供給を行う事業を遂行する体制の概要 3. 組織図

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 31 の 9 の 2(第 45 条の 7 関係) 事業計画書

1. 小売供給を行う事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売供給を行う事業に係るリスク	(1) のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
1	供給能力の確保に係る費用の変動		
2			
3			
<b>(1)</b>			
3			
6			
7			
8			
9			
00			

- 備考 1 1. については、申請者がその小売供給を行う事業の遂行に重要な影響を与 える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及 び当該リスクごとの対応策、対応策に係る目標を具体的に記載すること。記載 ひ当取リスクことの対応東、対応東に除る目標を実体的に記載すること。記載 に当たっては、「供給能力の確保に係る費用の変動」については必ず記載する こと。また、②以降の欄については、申請者が開始しようとする小売供給を行 う事業の性質に応じ、欄を迫加して記載すること。また、「(2) の対応策に係 る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記 載すること。 2 2.については、1.に記載した各事項を考慮して記載すること。

  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 31 の 10(第 45 条の 9 関係)

小売供給変更登録申請書

年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の19第1項の規定により、同法第27条の16第1項第4号に掲げる事項の変更登 録を受けたいので、次のとおり申請します。

			変更前			変更後	:		備和	le <sup>c</sup>		
最力	で常り	要電力が見込	月	時~	時	月	時~	時				
まえ	いる月	及び時間帯	:									
最力	で常プ	要電力の見込	2		kW			kW				
4												
供糸	合能力	力の確保の見	,									
込み	+											
					kW			kW				
	(1)	自社電源	•									
		確保する質	₫源の出力の	1								
		見込み									kV	Ü
		自社電源に	よる供給能									
		力の確保の	見込み								kV	Ü
zńs		電源の名称	<ul><li>・所在地・」</li></ul>	f在地・原動力の種類等								
更				原動力		運転		供給能	力			
後の		名称	所在地	の種類		単転  始日	出力	の確保	ł0	備	考	
供				0万1里共	[27	190 H		見込	4			
船												
変更後の供給能力の確保の												-
確												
かの	(2)	相対契約										
見込み		確保する勢	R約電力の見									
み		込み									kV	ÿ
の内		相対契約に	よる供給能	:								
訳		力の確保の	見込み								kV	ÿ
		契約の相手	方の事業者	名・所在地・	契約	)締結日	等					
		事業	事業者の	契約		契約	契約	供給能	力			
		者名	所在地	締結日		期間	電力	の確保	ł0	備	考	
		0.44	771 ILAE	ment H	Ľ	99109	-62/	見込	4			

様式第3
1 の 1 1
(第 4
5条の1
10関係

	(3)	卸電力取引市	場からの調	達			
		最大需要電	力が見込ま			備	
		れる時間帯	における調	I			
		達量の見込む	4		kW	考	
	(4)	その他					
		最大需要電	力が見込ま				
		れる時間帯	において供	;		備	
		給能力に相	当する能力	1			
		として見込	むことがで			考	
		きる値			kW		
変列	更予定	定年月日					
小売	も 供糸	合の登録年月					
日及	支び多	经録番号					
電話	舌番牙	号、電子メー					
ルフ	rki	レスその他の					
連綿	各先						
6440	de	AND PROPERTY OF ADMINISTRAL					

備考 様式第31の8の備考1から15までと同様とすること。

度 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法第 27 条の 19 第 4 項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項		
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		
小売供給の登録年月日及び登録 番号		
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先		

様式第 31 の 12(第 45 条の 10 関係)

小売供給変更届出書

年 月 日

殿

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

龍気争楽伝第27条の19第4項の規定により、伏のどわり変更したので届け出ます。										
	変更前			変更後			備考			
最大需要電力が見込	月	時~	時	月	時~	時				
まれる月及び時間帯										
最大需要電力の見込			kW			kW				
74										

供給能力の確保の見込み (1) 自社電源 確保する電源の出力の 見込み 自社電源による供給能力の確保の見込み 電源の名称・所在地・原動力の種類等 供給能力 の確保の 見込み 変更後の供給能力の確保の見込みの内訳 原動力 の種類 運転 開始日 出力 所在地 備 (2) 相対契約 確保する契約電力の見 込み 相対契約による供給能 力の確保の見込み 契約の相手方の事業者名 所在地・契約締結日等 供給能力 の確保の 見込み 事業 者名 事業者の 所在地 契約 期間 契約 電力 契約 備 考 締結日

	(3)	卸電力取引市	場からの調剤	藍		
		最大需要電	力が見込ま		備	
		れる時間帯に	こおける調			
		達量の見込み	<b>*</b>	kW	考	
	(4)	その他				•
		最大需要電	力が見込ま			
		れる時間帯に	こおいて供		備	
	給能力に相当する能力		当する能力			
		として見込む	むことがで		考	
		きる値		kW		
変列	更年月	目目				
小売	も 供糸	合の登録年月				
日及	支び多	经録番号				
電話	舌番号	号、電子メー				
ルフ	rki	レスその他の				
連維	各先					

備考 様式第31の8の備考1から15までと同様とすること。

様式第 31 の 13(第 45 条の 11 関係)	)					
	小売供給休止	(廃止)届出	書			
				年	月	日
殿						
			住所			
			氏名(名科	ド及び代表者	かの氏4	当)
電気事業法第27条の20第1項	の規定により、	次のとおり	小売供給の	全部(一部)	を休止	(廃止)し
たので届け出ます。						
休止年月日及び予定期間						
(廃止年月日)						
休止(廃止)した小売供給の内						
容						
小売供給の登録年月日及び登録						
番号						
電話番号、電子メールアドレス						
その他の連絡先						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

梯式第31	Ø14 (	第45条	Ø13	盟係

特定送配電事業承継届出書

年 月 日

殿 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 地位を承継した者が特定送配電事業者で ある場合は、その届出年月日 電気事業法第27条の24第2項の規定により、次のとおり特定送配電事業者の地位を承継したので届け出 トナ

承 年 月 日 継 承 者 被 継 承継した特定送配電事業の届出 年月日 平力は 電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31
・ の 1 6
(第45条の
014関係)

張式第 31 の 15(第 45 条の 14 関係	ポ <i>ノ</i>					
	特定送配電事業	休止(廃止)	届出書			
				年	月	日
殿						
			住所			
			氏名(名科	ド及び代表者	か 氏名	()
電気事業法第27条の25第1項	質の規定により、	次のとおり	特定送配電車	■業の全部(	一部) を	休止
<ul><li>上)したいので届け出ます。</li></ul>						
休止予定年月日及び予定期間						
(廃止予定年月日)						
休止(廃止)しようとする事業						
の内容						
特定送配電事業の届出年月日						
特定送配電事業の届出年月日 電話番号、電子メールアドレス						

様式第31	$\sigma$	16(笙	45	冬の	14	関係)

解散届出書

月 日

版 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、次のとおり特定送配電事業者たる法人が解散したので

届け出ます。	
解散した法人の名称及び代表者 の氏名	
解散した法人の届出年月日	
解 散 年 月 日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 31 の 17 (第 45 条の 19 関係)

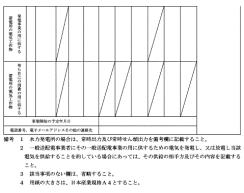
発電事業届出書

年 月 日

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第27条の27第1項の規定により届け出ます。

												り届け出ます。 備考
	主たる	常業所			*							
					E#E							
÷	の他の	の営業所			称 E地							
	_		_	.916	±30		特定					
	*	設備の	10000			99181	発電					
	電	場所	no.			発電	95 HI				選転	
	Bi	(都道	極和			19月	電気		man	man	SHAft	
	#	种果市	(#5	周披	田力	建気	工作	容量	の相	の内	の予	
	0	区町村 を記載	料の	数		工作	物の		爭方	8	定年	
	46	するこ	ex.			物の	接稅				ЯВ	
	春	٤.)	\$60			出力	最大					
	L						電力					
発電事業の用に供する												
発電用の電気工作物 発電事業の用に供する												
発電用の電気工作物等ら自己の消費の用に供												
発電用の電気工作物等ら自己の消費の用に供する							/					



様式第 31 の 18 (第 45 条の 19 関係)

殿

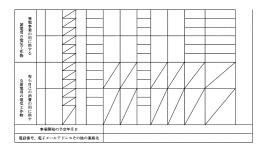
発電事業変更届出書

年 月 日

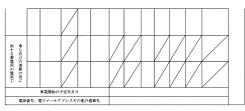
氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり届出事項を変更したい (変更した) ので、電気事業法第 27 条の 27 第 3 項 (同法第 27 条の 27 第 4 項) の規定により届け出ます。

			_			変更的						備2
,	氏名又は名称		_									
	住所		-									
1	主たる営業所		名称									
			-	FÄLM								
÷	の他の営業所		-	名称								
			15	作在地								
	発電が 製紙 (都県 (都県 ) を する と。)	原動力の種類(燃料の機能を	周彼敷	出力	特定発 電等用 電気工 作物の 出力	特定発 電等用 電気工 作物級 大電力	容量	供給の 相子力	供給の 内容	運転開始 の(予定) 年月日	変更の予定年 月日	
発電事業の用に供する												
明の意気工作物					/	/		7	7	/		



						変更複							佐芍
	氏名	又は名称											-
	1	主所											
	主たる営業所				名称								
	Tr-Anney			-	听在地 名称								
	その他	の営業所		-	<b>ネ</b> 朴 所在地								
	発電所等の名称	設置の 場所 (都駅町) 野駅町 (都駅町) を取る する。)	原動 力の類 後 野の 種 類)	周 按 数	出力	特定是電等用電気工作物の田力	特発等電工物接景電工物接景電	容量	供給の相手方	供給の内容	運転開始の予定年月日	変更の予定年月日	
発電事業の用に供する								/					
専ら自己の消費の用に供す						7	/		7	7	7		
すの用に供業							γ 		/	/			



備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん類出力を備考欄に記載すること 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の19(第45条の20関係)

発電事業承継届出書

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり発電事業者の地位を承継したので、電気事業法第27条の29において準用する 同法第2条の7第2項の規定により届け出ます。

承	継	年	月	日		
被	承		継	者		
承継し	承継した発電事業の届出年月日					
	番号、電 也の連絡5		ールアト	プレス		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の20(第45条の21関係)

発電事業休止(廃止)届出書

年 月 日

住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 次のとおり発電事業を休止(廃止)するので、電気事業法第27条の29において準用する同 法第27条の25の規定により届け出ます。 | 休止 年 ロ ロ ロ エー

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	
発電事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21(第45条の21関係)

殿

解散届出書

年 月 日

氏名(名称及び代表者の氏名) 次のとおり法人を解散したので、電気事業法第27条の29において準用する同法第27条の2 5第2項の規定により届け出ます。

解 散	年	月	日	
発電事	業の届	出年月	日	
電話番号、その他の過		-ルアド	レス	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 31 の 21 の 2 (第 45 条の 21 の 2 関係)

特定卸供給事業届出書

年 月 日

殿

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の30第1項の規定により、次のとおり特定卸供給事業を営みたいので届け出ます。

				(6)
	主たる営業所	名称		
	主にも苦果所	所在地		
	その他の営業所	名称		
	ての他の客業所	所在地		
事業を行	う地域(都道府県を記載するこ			
と)				1
	特定卸供給事業以外の電気事業			
ライセン	х			-
電子情報	処理組織の使用の有無	有	M	
		内訳	集約方法	
供給	契約容量の合計 (10°kV)			
能力	設備容量の合計 (10°kV)			
	供給の相手力・市場等の名称	該当する電気事業	契約内容の詳細	
特定知				
供給の				
相干力				
	事業開始の予定年月日			1
	電話番号			1
	電子メールアドレス			1

- 作品 1 供給に当たって電子情報処理組織を使用する場合は、「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針」の「サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為」の実施状況の詳細を添付すること。
  - 2 一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供

様式第31の21の3(第45条の21の3)

- するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方 及びその内容を記載すること。
- る。「契約者集品域」のこと。 「契約者集の合計」の欄については、下位のアグリゲーター等との契約により、 供給又は運用を約している容量の合計を記載すること。容量を問わない契約の場合は、供給可能と見込まれる電力の見込みを記入するとともに、別紙にその詳細を 示すこと。
- 示すこと。

   参考様式の事業実施体制図において、下位のアグリゲーター等の供給能力や事業エリア、リソースの種類を記載すること。

   該当事項のない欄は、省略すること。

   用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の21の3 (第45条の21の3)

#### 特定卸供給事業変更届出書

殿

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日

電気事業法第27条の30第7項の規定により、同条第1項第3号又は第4号に掲げる 事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。

		変更前			変更後		懈	
	電子	情報処理組織の	使用の有無	電子	情報処理組織の	使用の有無		
		有 無			有 無			
	- 1	他の電気事業ラー	イセンス	他の電気事業ライセンス				
	契約容量の合 計(10°kF)	設備容量の合 計(10°k#)	事業を行う地域 (都道 府県を定載すること)	契約容量の合 計 (10°kW)	設備容量の合 計 (10°km)	事業を行う地域 (表達 所集を記載すること)		
供給能力に関する事項								
	供給の相手方・ 有機等の名称	放当する電気 事業	规约内容	供給の相手方・ 市場等の名称	技当する電気 事業	契約內容		
供給の相								
手力に関								
十る事項								
		変更予定年月1	1					
	電子情報処理	組織の主たる機	能の変更の有無		有無		1	

備考 様式第31の21の2の備考1から6までと同様とすること。

様式第 31 の 21 の 4 (第 45 条の 21 の 5)

氏名等変更届出書

年 月 日

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の30第9項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変	更		事	項						
変	更	Ø	卢	容	変	更	前	変	更	後
変	更	年	月	月				<u> </u>		
電話	番号、1	戦子メー	ールアド	レ						
スそ	の他のi	車絡先								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の21の5 (第45条の21の6)

特定卸供給事業承継届出書

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の32において準用する同法第2条の7第2項の規定により、次のとおり特定卸供給事業者の地位を承継したので届け出ます。

00 2 14.	Chipothy 4. X	M. Harrison	La ringe C	Copper Copper	tri an > 0	 	
承	維	年	月	Ħ			
被	承		維	者			
承継し	た特定卸	供給事業	業の届出4	年月日			
電話	番号、電	子メー	- ルアド	'レス			
その他	の連絡先						
	の連絡先						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 31 の 21 の 6 (第 45 条の 21 の 7 の関係)

特定卸供給事業休止 (廃止) 届出書

F 月 日

殿

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり特定卸供給事業を休止(廃止)するので、電気事業法第27条の32において準 関連を同語ができなった際人がの相合により同語は出土され

用する同伝第 27 条の 25 第 1 項の規定により届け出ます。							
休止年月日及び予定期間							
(廃止年月日)							
特定卸供給事業の届出年月日							
電話番号、電子メールアドレス							
その他の連絡先							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 31 の 21 の 7 (第 45 条の 21 の 7 の関係)

解散届出書

年 月 日

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり法人を解散したので、電気事業法第27条の32において準用する同法第27条 の25第2項の母がにより届け出ます。

解	散	年	月	Ħ			
特定	卸供給	事業の	届出年	月日			
電話	野号、1	航子メー	-ルアド	レス			
その他	他の連絡	先					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21の8(第45条の21の9関係)

賠償負担金承認申請書

殿

氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法施行規則第45条の21の9第1項の規定により、次のとおり賠償負担金の額の承 認を受けたいので申請します。

賠償負担金の総額		円
五年間に回収しようとする賠償 負担金の額		円
各一般送配電事業者ごとの回収 すべき賠償負担金の額 (各一般送配電事業者の商号及		
び住所)	円(	)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4であること。

様式第31の21の9(第45条の21の12関係)

廃炉円滑化負担金承認申請書

年 月 日

住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法施行規則第45条の21の12第1項の規定により、次のとおり廃炉円滑化負担金の 額の承認を受けたいので申請します。

廃炉円滑化負担金の額		円
各一般送配電事業者ごとの回収 すべき廃炉円滑化負担金の額 (各一般送配電事業者の商号及		
び住所)	円(	)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4であること。

様式第 31 の 22(第 45 条の 23 関係)

特定供給許可申請書

月 日

殿

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の33第1項の規定により、次のとおり特定供給の許可を受けたいので申

請します。			
供給	n	氏名(名称)	備考
相手	方	住 所	
TH -J-	Л	供 給 場 所	
供給す	る電	力及び電力量	
供給!	剃 始	予定年月日	
電話番号	、電子	・メールアドレス	
その他の	連絡先		

- 個考 1 供給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電線路者しくは配電線路叉は需要 設備を設置する事業場の名称を備考欄に記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

|様式第31の25(第45条の28関係)

様式第 31 の 24(第 45 条の 26 関係)

特定供給廃止届出書

聯

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

月 日

電気事業法第27条の33第5項の規定により、次のとおり特定供給を廃止したので届け

出ます。

廃	止	年	月	日	
特定	供給の	)許可	丁年 月	日	
電話	\$号、電·	子メー	ルアドレ	/ス	
その	也の連絡を	先			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の25 (第45条の28関係)

特定自家用電気工作物接続届出書 年 月 日

殿

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり特定自家用電気工作物と一般送配電事業者の電線路とを電気的に接続したので、電気事業法第 28の3第1項の規定により届け出ます。

	名称	設置の場所(都道府 県市区町村を記入す ること。)	原動力 の種類	周波数	出力	容量	用途(常 用・非常用 の別)	逆潮流防止装 置の有無	備考
iθ						/			
家						/			
用発									
電電						/			
気 用						1/			
エの				1		1/			
fr				1		1/			
物						V			
白									
<b>R</b>			/						
用蓄			/						
電電			/						
気用			/						
エの			/						
作			1/						
物			V						
T & R 1	テイメー	ルアドレスその他の連絡	久生						

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 26(第 45 条の 28 関係)

特定自家用電気工作物設置者変更届出書

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日

次のとおり届出事項を変更したので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出

					変更	at							宠	<b>E</b> 徐			
				я	名又	\$名称							氏名又	は名称			
		-			the contract of	fi .							住	997			
		- 1	就話番号、	電子メ・	ールア	ドレス・	その他の	連絡先			能話番号、	電子力	-/L	アドレン	その他	の連絡生	â
			Т	_	_				遊			Г					ž
			設置の						鋼		設置の						褯
			場所(審賞	(E) (E)				用途(常	流防		場所 (都道	新				用途(常	液筋
			将果市	カ	<b>8</b> 1			用·	止		府縣市	эл Э	周			用·	此
		名称	医町村	0	故	出力	容量	赤官	装	名称	医甲科	ø	故歌	出力	容量	非常	装
			を記載するこ	報額	-			用の 90	置の		を記載するこ	Mi Mi	_			用の 9D	置の
			٤,)	***				301)	有		Ł.)	***				301)	有
									*								*
G				<u> </u>		_	4					L		-	4		
自家用電気工作物	200			$\vdash$										-			
第二世	発電用の						Z,								$\geq$		
400				_		-	K					L		<u> </u>	4		
_	_		-	$\vdash$	$\vdash$		$\vdash$					/		-	-		
京				Z								Z					
自家用鐵気工作物	蓄電用の			K	L							K	L	_			
工作物	Ø			K		_						K		-	_		
_				Z	L							Ż					L
宠		更	L	t	- 1	F	Я	Н									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 27 (第 45 条の 28 関係)

特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書 年 月 日

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなったので、電気事業法第 28 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

名称	
該当しなくなった特定自家用電気工作物	
の原動力の種類、周波数、出力又は容量	
該当しなくなった理由	
該当しなくなった年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連	
絡先	
特定自家用電気工作物接続届出年月日	
the a vertical American A. A. A. A.	ratio for the distribution of the Albande School

- 個考 1 発電所の場合は該当しなくなった特定電気工作物の容像は各略。2 審電所の場合は該当しなくなった特定電気工作物の原動力の種類は省略。3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 28(第 45 条の 28 関係)

特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と 電気的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

(略) 様式第三十一の三十 (第45条の31第2項関係) 様式第三十一の三十 (第45条の31第1項関係)

様式第三十一の二十九(第45条の30第1項関係)

(略) 様式第三十一の三十二(第45条の31第3項関係)

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電気的に接続されている状態でなくなったので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出ます。

名称	
接続されてる状態でなくなった理由	
接続されている状態でなくなった年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連	
格先	
特定自家用電気工作物接続届出年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(略)	様式第三十一の四十	(略)	様式第三十一の四十
	一(第45条の35関係)		(第45条の34第2項関係)

様式第三十一の三十九

(第45条の34第1項関係)

略)

(略)	様式第三十一の三十八(第45条の33関係)(略)	様式第三十一の三十七(略)	様式第三十一の三十六(略)	様式第三十一の三十五(略)	様式第三十一の三十四(第45(略)	様式第三十一の三十三
	(第45条の33関係)	様式第三十一の三十七(第45条の32第5項関係)(略)	様式第三十一の三十六(第45条の32第4項関係)(略)	様式第三十一の三十五(第45条の32第3項関係)(略)	(第45条の32第2項関係)	様式第三十一の三十三(第45条の32第1項関係)

様式第32(第46条関係)

殿

供給計画届出書

年 月 日

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第29条第1項の規定により 年度の供給計画を別紙の通り届け出ます。

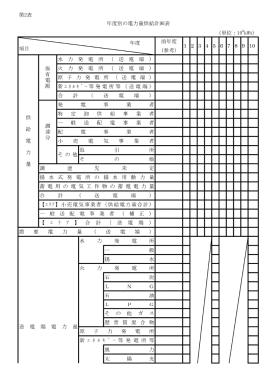
備考 1 別紙は、次の第1表から第8表までの標識によること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

第1表

年度別の最大電力供給計画表

_											 	_	_	_	_	_	( :	里位	7: 2	10"	₹W,
項目		_	_	_	_	_	_	_	年度		年度  参考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1
	保有電	火		発		所所	(	_	電站電站電站	1)											
	源	合	E ネル:	-	等列	送		電	送電	)		E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
		発特	定般	電影	_	_	給電	事事	業	者者		ŧ	F	F	F	F	F	F	F	F	F
供給	選分	配小	売	電	電電	事気		#		者者		F	F	F	F	F	F	F	F	F	-
電		そ	Ø	Att:	取 そ		_	引 の		所他		E			E		E	E	E		
力	酒合	8+	達	(	先	_	電	未	端	定)	 	╀	┞	┝	H	┝	┝	H	H	H	ŀ
	[29)	÷	_	_	事業	_	_	_	力合			F	F	F	F	F	F	F	F	F	F
	【エリ) — 般	_		卸伊電	給事		者者		力合 補 正	計) E)		F	F	F	F	F	F	F	F	F	
	エ リ発 動	ア 指		电 但	-		_	_	写 报 再 非	。) 品)		F	F	F	F	F	F	F	F	F	F
	[ I	ij	7 ]	4	1 1	F	( )	差 1	电焰	( )		Т	Г	Г	Г	Г	Г	Г	Г	Г	Г

需	要「	电	カ	(	送	電	编	)	 Т	П	Г	П	Т	П	Τ
ひっ	迫時需	要抑	制電力	小	売1	电 気	事 業	者			Π			П	Ι
(	送貨	î ŝ	備 )	-	般送	62 7	电事为	茂 者							Ι
供	給 予	催	力	(	送	16	编	)							I
供	給	予	備	ă	id.	(	%	)							L
調	整		カ		篠		呆	量	$\perp$	Ц		Ц		Ц	L
調	整		力	_	(		%	)	Ш	Ш	L	Ц		Ш	⊥
				水	力	発	電	所	Ш			Ц			L
				l		E		般	$\perp$		- 1	Ц			L
				ᆫ		揚		水	$\perp$			Ц		- 1	L
				火	力	発	電	所	Ш		П	Ц		- /	L
				ı		石		炭	$\perp$			Ц		- /	L
				l		L	N	G	 Ш			Ц		-	L
				l		石		油	Ш			Ц		1	L
				ı		L	P	G	Ш			Ц		1	L
				l		_	の他っ	$\rightarrow$	Ш			Ц		1	L
年電		Ę	末	原		_	<b>与質混</b>	$\overline{}$	Ш	1		Ц		/	L
PE.	源	構	100		子		発 電		 $\perp$	П		Ц	1		L
				新:	にネルキ	_	発電	$\rightarrow$	 $\perp$	1		Ц	- /		L
				l		風		力	 ╀	1		Ц	- /		L
				ı		太	陽	光	 $\perp$	1 /		Ц	- /		L
				ı		地		熱	$\perp$	П		Ц	- /		L
				ı		_	イオー	$\overline{}$	 $\perp$			Н	-		L
				ı		廃	棄	物	 ╀	П		Ц	1		L
				L		蓄	電	池	 ╀	1		Ц	1		L
				そ		0)		他	╀			Н			L
				合				#		1		ı	ĺ		1





						年度										(単位	: 10 <sup>6</sup> kW
II II		Я 91	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3,月	下朔計	年度
		木 力 発 電 所 ( 送 電 場 )															
	保	火 力 死 電 所 ( 送 電 婦 )															
	有電	原子力兒電所(送電場)															_
	199.	新工井5十"一等是電所等 (送電端)															
(ft.		合計(送電場)															
		発 電 事 楽 才	-			_								_			_
		特定 郎供給事業 2		_	_	_	_										_
80	調達分	一般送配電事業者		_	_	_	_				_			_			┡
		配電事業者		_	_	_	_					_		_			_
電	~	小光電気事業者		_	<u> </u>	_	_				_	_	_	<u> </u>	_		⊢
カ		その他取 引 月		_	_	_	_	$\overline{}$	_		_	_	_	_	_		┞
最	_	* o #		⊢	_	_	<u> </u>		_		_	_	_	Ь	_		┞
	34	達 先 米 第		_	_	-	⊢	_			_	_	_	_	_		-
	揚力		_	⊢	⊢	⊢	⊢	$\perp$			-	<u> </u>	$\vdash$	⊢	_		⊢
	溶 電 合	用の電気工作物の蓄電電力量	k .	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	-	-	_	_	-	-	$\vdash$	$\vdash$	-		⊢
	_		+	-	$\vdash$	-	$\vdash$	$\vdash$	-	_	-	-	-	-	-	_	$\vdash$
	_	7】小売電気事業者(供給電力量合計)	⊢	⊢	-	⊢	⊢	-		_	-	-	-	⊢	-	_	├
	- A		-	-	├	⊢	-	$\vdash$	-	_	-	-	-	├-	-	_	⊢
8 W	[ :		-	⊢	⊢	⊢	⊢	ш		_	_	⊢	_	⊢	$\vdash$	_	⊢

第5表

発電所及び蓄電所の関	発等についての計画書

分分	名 称 及び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	年間可能発電等電力量 (10%kh)又は所内率(%) (うち小売電気事業の用に 供するための年間想定発電 等電力量(10%kh))	着工年月	使用開始 年月
事中							
中着工準備							
他その							

## 第6の1表

					主要送電	線路の整備計画	表		
区分	名称	区間	電圧 (kV)	こう長 (kn)	回転数	電線の種類 及び太さ (mr)	着工年月	使用 開始 年月	設置又は変更を必 要とする理由
T.									
ļ									
看工									

準備					
俯					
中					
モ					
Ø					

主要変電所	の整備計画書

					主要爱電視	行のう数を提出	L bill 35				
区分	名称	所在地	増加出力 (MVA)	相数	変圧 電圧 (kV)	容量 (MVA)	台数	その他の 設備 (名称、 容量)	着工年月	使用 開始 年月	設置又 は変更 を必要 とする 理由
I											
事											
中											
着工準備中											
そ											
Ø				-							
他				L							

#### 広城系統整備計画

計画名称	工事内容	着工年月	使用開始年月									

第7表

発電所及び蓄電所の	開発	につ	いて	の長	朝計画書		
	J.L.	4-	141	+-	Ws		

		20-m3104-0 m1-m31		PART POLICE	
名称 及び	所在地	稚 類	最大出力 (kW)	着 年 月	使用開始年月

設備番号			

笛8歩

	39	事業者	エリア	項目					9	度					ŀ
10	30	中地位	297	-5, 11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1
				最大受給電力(10°kW)											I
	発電事業者			年間受給電力量(10 <sup>6</sup> 18h)											I
	菜者	4s	ti	最大受給能力(10°kW)											
		41	31	年間受給電力量(10°kVh)											
				最大受給電力(10°kW)											L
	特定即供給事業者			年間受給電力量(10°km)											
	(4) (2)			最大受給電力(10°kW)											I
	茶者	4N	H-	年間受給電力量(10°K%)											
				最大受給電力(10°kW)											İ
受電	般送			年間受給電力量(10°k%)	Γ										Ī
(調達)	般送配電事業者			最大受給電力(10 <sup>8</sup> k#)											Ī
55	者	44	B)	年間受給電力量(10 <sup>6</sup> km)											
				最大受給電力(10°k¥)											I
	配電事業者			年間受給電力量(10°k%)											Ī
	老	45	10	最大受給電力(30 <sup>3</sup> kW)											I
		311	,,	年間受給電力量(IO*KVh)		L									l
				最大受給電力(10 <sup>0</sup> kW)											
	小売電気事業者			年間受給電力量(10fkWh)											Ī
	事業者			最大受給電力(10°k#)											I
	70	小	Pt .	年間受給電力量(10°k%)											Ī

		最大受給能力(10%8)						
その他		年間受給電力量(10%點)						
性	d-21-	最大受給電力(16%N)						Г
	dygr.	年開受給電力量(10%h)						
	合計	最大受給電力(10%8)						
	TET	年間受給電力量(10%h)		Г				

DC:		*22	x97	項目					年	度					19
10.	Л	T*****	297	9611	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	2
				最大受給電力(10%)											
	狂電事業者			年間受給電力量(10°km)											
	業者	- As	9 L	教大受給電力(10%8)											
		7,5	*1	年間受給電力量(10°k/kh)											
				最大受給電力(10°k%)											
	特定卸供給事業者			年間受給電力量(10%)											
	供給			最大受給電力(10%II)					Г						Γ
	中第右	小	p†	年間受給電力量(10%Kh)											
				最大受給電力(10%N)											
透電	一般近日			年間受給電力量(10%kh)											Ī
( 販売	般近配電事業者			最大受給電力(10°k%)											
	杏	小	8†	年間受給電力量(10%m)											
				最大受給電力(10%)											
	配電事業者			年間受給電力量(10%點)											
	*	- Av	94	最大受給電力(10%K)											
Į		,		年間受給電力量(10°km)											L
				最大受給電力(10%N)											
	小売電気事業者			年間受給電力量(10%h)											
	* 22			最大受給電力(10°k#)											
		4	21-	年階受給電力量(10%h)											

梼
式
第
3
3

							供給区域需	要電	力量な	思定#	F							
																(	単位	: $10^6 \mathrm{kWh}$
用途		_	_	_	年度	IJ	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考
		家 庭	用	そ	0)	他												
需		梨	ž	9		用												
要館		産 業	用	そ	0)	他												
也力	合	計 (	使	用	端	)												
量	合	計 (	需	要	増	)												
	合	計 (	送	電	缩	)												
需 :	要自	11 力(送	電	缁 )	$(10^{3}k$	₩)												
年	負	荷	率	(	%	)												
送	配	電損	失	率 (	%	)												
想:	定の	)前提	とな	S :	旨 標	等												
想		定	0	方		法												

較大受給電力(10%) 年間受給電力量(10%) 較大受給電力(10%) 年間受給電力量(10%) 最大受給電力量(10%) 最大受給電力(10%) 年間受給電力量(10%) (10%)

合計

## 様式第33の2 (第46条関係)

## 調整力確保計画書

 $(10^3 \mathrm{kW})$ 

	発電所等名(号機)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
保有電源											
調達分											

## 様式第33の3

第1表

## 年度別の調整力に関する計画書

 $(10^3 kW)$ 

													(10	KW/
	発電所等名 (号機)	種類	調整力	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
保有電源					L	L	L	L		Ц				Ш
PR 13 PENN					L	L	L	L						Ш
	小計													
調達分														
(PF) 77														
	小計													П
【エリア】 小	売 電 気 事 業	者 (合計)												
[ x 1 7 ]	発電事業者	(合計)												
【ェリア】 特	定卸供給事業	者(合計)												
	合計													

第2表

### 月別の調整力に関する計画書 年度

														$(10^3)$	kW)
	発電所等名(号機)	種類	調整力	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保有電源															
No. 11 METON															
	小計														
調達分															
神(を力)															
	小計														
【エリア】 小	売電気事業	者 (合計)													
[ = 9 7 ]	発 電 事 業 者	(合計)	-												
【エリア】特	定卸供給事業	者(合計)													
	合計														

様式第34

第1表

水力発電所 (揚水式を含む) 発電・補修計画明細書 年度

 
 発電所名
 発電所の分類及 び発電機の番号
 出力 (10°kW)
 相修計画
 年度計 備考

 基電能力(10°kW) 補修期間における月別減少出力(10°kW) 供給電力(10°kW)(送電端)
 日本
 <td 第2表

火力発電所発電・補修計画明細書

年度

Г			ボイラー及びター	出力			牛皮			補何	多計画							
	発電所	所名	ピンの番号	$(10^3 kW)$	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	備考
Г																	/	
⊢					_	_	_	<u> </u>		_	_	_	_	_	<u> </u>		/	
l				***************************************													/	
Г	発電能	カ(10 <sup>3</sup> kW	7)														1 /	
			る月別減少出力(10 <sup>3</sup>	kW)													] /	/
ı	供給電	カ(10 <sup>3</sup> kW	7)(送電端)														/	/
合計																	l /	/
計	内																] /	/
l	訳																]/	<b> </b> /
																	/	]/
	供給電	力量(106	kWh) (送電端)															V

第3表

原子力発電所発電・補修計画明細書

年度

				eli de	_	- 4	E度			4.6	Ment or							
	38.9	歌所名	原子炉及びター ビンの番号	出力						棚	修計画						年度計	備考
	, L. s	40/21/12	ピンの番号	$(10^3 kW)$	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7-52,01	910.75
																	/	
																	1 /	
																	1 /	
																	l /	
	発電能	カ(10³kW)			$\vdash$												1 /	
			別減少出力(10 <sup>3</sup> kW)		Г												1 /	/
	供給電	カ(10³kW) (i	送電端)														1 /	/
合						Г											1 /	/
合計	内																1 /	/
	訳																1/	/
																	1/	/
	供給電	力量(10 <sup>6</sup> kWh	)(送雷端)		-													/

第4表

新エネルギー等発電所等・補修計画明細書

年度

			DE DL -L MY OLD SEWE TO A P	出力		平!				紬	修計画							
	発電所	等名	原動力等の種類及び 発電機等の番号	(10 <sup>3</sup> kW)	4月	5月	6月	7月	8月	_	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	備考
																	/	
						-												
	発電	能力(10 <sup>3</sup> k\	N)															/
	補修	期間におけ	る月別減少出力(10 <sup>3</sup> kW	V)													/	/
	供給	電力(10 <sup>3</sup> k)	W)(送電端)														/	/
合																	/	/
合計	内																/	/
	訳																/	/
							Г								Г		/	/
	供給	電力量(10	<sup>5</sup> kWh) (送電端)															/

様式第35(第46条関係)

第1表

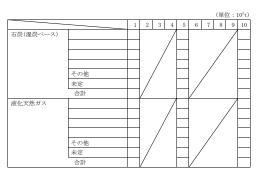
		年度	
項目	受入量	発電用 消費量	貯蔵量
石炭(湿炭)(10³t)			
原油(10 <sup>3</sup> kl)			
歴青質混合物(10³t)			
重油(103kl)			
軽油(103kl)			
ナフサ(10³kl)			
天然ガス液(10 <sup>3</sup> kl)			
液化石油ガス(10³t)			
液化天然ガス(10³t)			
都市ガス (10 <sup>6</sup> m³N)			
天然ガス (10 <sup>6</sup> m³N)			
その他ガス (10 <sup>6</sup> m³N)			

第2表

#### 火力発電所燃料計画明細書 火力計 (内燃 力等を 除く) 燃焼方式 内燃 力等 合計 発電所名 項目 発電用消費量(湿炭)(10<sup>3</sup>t) 炭 平均発熱量(乾炭)(kJ/kg) 湿分率(%) 石 発電用消費量(10°k1) 油 平均発熱量(kJ/1) 歴混 油 発電用消費量(10<sup>3</sup>kl) 平均発熱量(kJ/1) 重 発電用消費量(10<sup>3</sup>k1) 平均発熱量(kJ/1) 軽 油 サ 発電用消費量(10<sup>3</sup>k1) 平均発熱量(kJ/1) 平 5 発熱量(k)/1) 然 発電用消費量(10<sup>3</sup>k1) 液 平均発熱量(k]/1) 化 発電用消費量(10<sup>3</sup>t) ス 平均発熱量(k]/kg) 液石 化 発電用消費量(10³t) ス 平均発熱量(kJ/kg) 市 発電用消費量(I0°m³N) 本 平均発熱量(kJ/m²N) 然 発電用消費量(10°m³N) 本 平均発熱量(kJ/m²N) 天ガ その 他 発電用消費量(10<sup>6</sup>m<sup>3</sup>N) ガス 平均発熱量(kJ/m<sup>3</sup>N) 供給電力量(発電端)(10<sup>6</sup>kWh) 利用率(%) 熱効率(%) 総合重油換算量(10<sup>3</sup>k1) 重油換算消費率(1/kWh)

第3表

国別燃料調達計画書



				電気の	取引	年度		5 iltii	新書												
[3	区分 事業者 エリア 項目		項目	4	5	6	7	8	9	上期	10	11	12	1	2	3	下朔	年度			
_			-	ELL STAR A (103 E)	月	月	月	月	月	月	aii	月	月	月	月	月	月	#	31		
				最大受給電力(10°kW) 受給電力量(10°kWh)	H	⊢	$\vdash$	H	⊬	$\vdash$	K	⊢	+	+	$\vdash$	$\vdash$	+	K	K		
	発電			最大受給電力(10°kW)	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	⊬	$\vdash$	+	⊬	$\vdash$	+	$\vdash$	$\vdash$	+	+	╁		
	事			吸入交和電力(10°kWh) 受給電力量(10°kWh)	⊢	⊢	$\vdash$	$\vdash$	⊢	$\vdash$	K	⊢	$\vdash$	+	$\vdash$	$\vdash$	+	K	K		
	業者			最大受給電力(10°kW)	$\vdash$	⊢	$\vdash$	┢	$\vdash$	$\vdash$	+	⊬	+	+	$\vdash$	$\vdash$	+	+	╁		
	"	4	3H	受給電力量(10°kWh)	-	⊢	-	-	╁	┝	K	⊢	⊢	+	╁	⊢	╁	K	K		
	Н			最大受給電力(10°kW)	H	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	1	╁	$\vdash$	+	$\vdash$	$\vdash$	+	+	ł		
	特定			受給電力量(10°kWh)	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	K	⊢	+	+	$\vdash$	+	$\vdash$	K	ĸ		
	ŒΠ			最大受給電力(10°kW)	╁	$\vdash$	$\vdash$	╁	$\vdash$	$\vdash$	1	╁	Н	+	$\vdash$	+	+	+	ŧ.		
	供給			吸穴交給電力量(10°kWh)	$\vdash$	$\vdash$		$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	K	$\vdash$	$\vdash$	+	+	$\vdash$	$\vdash$	K	ĸ		
	事業			最大受給電力(10°kW)	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	+	$\vdash$	1	╁	$\vdash$	+	+	$\vdash$	+	+	+.		
	者	生	31	受給電力量(10°kWh)	H	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	K	$\vdash$	$\vdash$	+	$\vdash$	Н	+	K	ĸ		
	Н			最大受給電力(10°kW)	H	$\vdash$		H	$\vdash$	H	1	╁	+	+	+	$\vdash$	+	+>	ł.		
	般			受給電力量(10°kWh)	H	$\vdash$		H	+	$\vdash$	r	$\vdash$	+	+	+	+	+	K	ĸ		
	送			最大受給電力(10°kW)	H	$\vdash$	+	H	$\vdash$	H	1	╁	Н	+	$\vdash$	Н	+	+	ŧ.		
	配電			受給電力量(10°kWh)	H	$\vdash$		H	$\vdash$	Н	r	$\vdash$	Н	+	$\vdash$	+	+	r	ť		
	事業			最大受給電力(10°kW)	H	$\vdash$		H	$\vdash$	$\vdash$	1>	╁	+	+	+	+	+	1>	t		
受	者	小計		受給電力量(10°kWh)	H	$\vdash$		H	+	H	r	Н	Н	$^{+}$	$^{+}$	Н	+	r	ť		
電	Н	+	最大受給電力(10 <sup>3</sup> kW)		$\vdash$		t	$\vdash$		17	✝	$\vdash$	$\vdash$	$^{+}$	$\vdash$	$\vdash$	17	t			
(N)	58			受給電力量(10°kWh)	H	$\vdash$			$\vdash$		r	$\vdash$	$\vdash$	$^{\dagger}$	$^{+}$	$\vdash$	$\vdash$	r	ť		
塗	電			最大受給電力(10°kW)		$\vdash$	$\vdash$	t	$^{+}$	t	17	$^{\dagger}$	$\vdash$	$^{+}$	$\vdash$	$\vdash$	$^{+}$	17	t		
_	事業			受給電力量(10°kWh)	t	$\vdash$	$\vdash$	t	$\vdash$	t	r	$\vdash$	Н	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$^{+}$	r	ŕ		
	者			最大受給電力(103kW)	T	$\vdash$		T	$^{-}$	t	17	$^{\dagger}$	t	t	$\vdash$	т	$^{-}$	17	t		
				4	41	受給電力量(10°kWh)					$\vdash$		r	Т	$\vdash$		$\vdash$	$\vdash$		r	ř
	П			最大受給電力(103kW)	T			T			/	1	T	T		t		1	t		
	小売			受給電力量(10°kWh)	T			T			ľ	Т	T			t		ľ	Ť		
	電			最大受給電力(10°kW)							1	1	Т		$\vdash$	Т		17	t		
	気事			受給電力量(10°kWh)							ľ		Т		$\vdash$			Ť	Ť		
	業者			最大受給電力(10°kW)							1	$\top$			$\vdash$			$\overline{}$	1		
	-11	4	31	受給電力量(10°kWh)							ľ							Ť	Ť		
	П			最大受給電力(10°kW)							7							$\overline{}$	1		
				受給電力量(10°kWh)							Γ		Г					T	T		
	その			最大受給電力(10°kW)								1						$\vee$	t		
	の他			受給電力量(10°kWh)		Г			Г			Г	Г	Г	Г	Г	Г	Г	Т		
			2t	最大受給電力(103kW)					Г			1	Г	Г	Г	Г	Г	$\vee$	T		
		4	-ar	受給電力量(10°kWh)															Τ		
		Asi		最大受給電力(10°kW)							V	1							V		
	合計			受給電力量(10°kWh)		Г	1	Г	Г	Г		Г	Г	Г	Г	Г	Г	Г	Г		

	· 分	事業者	エリア	項目	4	5	6	7	8	9	上期	10	11	12	1	2	3	下 年度
10	.37	中無有	3.97	*R EI	Я	Я	Я	Я	Я	Я	31	Я	Я	Я	Я	Я	Я	計計
				最大電力(10 <sup>2</sup> kW)							$\overline{Z}$							V
	発			電力量(10°kVh)							Г							
	電事			最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\nabla$					Г		$\square$
	業			電力量(10 <sup>6</sup> kWh)														
	者	小計		最大電力(10°kW)							$\vee$							$\square$
		-41		電力量(10%kWh)	L					╙			╙					
	特			最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$		╙					$\square$
	定卸			電力量(10°kWh)							L							
	供			最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							$\angle$
	給事			電力量(10%kWh)														
	業者	小計		最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							$\square$
	-61	- 4	101	電力量(10°k¥h)									┖					
	_			最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							$\mathcal{U}$
	敷送			電力量(10°kVh)														
	62			最大電力(10°kW)							$\vee$							$\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}$
	電事業者			電力量(10%kWh)									┖					
		小計	最大電力(10°kW)						┖	$\vee$		╙					$\square$	
送産	-19			電力量(10°k¥h)									╙					
_				最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							
販売	58			電力量(10 <sup>6</sup> kVh)														
元	電事			最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							$\Delta \nu$
	業			電力量(10°k¥h)									┖					
	者	ds	34-	最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$		L					$\square$
		小計		電力量(10°k¥h)														
	小			最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							$\angle$
	売			電力量(10°kVh)														
	電気			最大電力(10°kW)	┖					Ш	$\vee$	Ш	┖					W
	事			電力量(10°k¥h)									┖					
	業者	ds	21-	最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$		╙					$\square$
	**	41	(P)	電力量(10%kVh)														
				最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							$\mathcal{U}$
				電力量(10 <sup>6</sup> k¥h)														
	その			最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$		┖					$\square$
	他			電力量(10°kWh)														
		小	.94-	最大電力(10 <sup>3</sup> kW)							$\vee$							$\mathcal{U}$
		4	***	電力量(10%kWh)						L			L					
		合計		最大電力(10°kW)							$\mathbb{Z}$							$\mathcal{N}$
		11.01		電力量(10°kWh)	_		-				1	_	_	Г	_			

様式第37(第46条関係)

周波数滞在率実績表

年度

事業者における規定変動幅(Hz)	
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率(%) (実測期間内)	
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率(又は周波数)(%) (実測期間内)	
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率(%) (8月の1か月間)	
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率(%) (8月以外の供給区域毎に指定する月間)	
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率(又は周波数)(%) (8月)	
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率(又は周波数)(%) (8月以外の供給区域毎に指定する月)	

### 様式第38(第46条関係)

電力系統の状況

系統図				会社間連系	線の概要		
	年度	名称	送電容量 (MW)	運用容量 (MW)	こう長 (km)	系統分離条件 (周波数(Hz) 対応時間(s))	使用開始 年 月

## 様式第38の2(第46条関係)

# 最大需要電力発生時における会社間連系線の状況 年度

(単位: MW)

				(4-132 : 340)
連系地点名	送電容量	運用	容量	受給電力
<b>建</b> 示起	反电行里	送電分	受電分	又和电刀

# 様式第38の3 供給計画の取りまとめ送付書 年 月 日 広域的運営推進機関 理事長名 電気事業法第29条第2項の規定により次のとおり 年度の供給計画を取りまとめたので送付します。 1. 電力需要想定 (1)前年度の推定実績及び第1,2年度の見通し(短期) (2) 当該年度以降10年間の見通し(長期) 2. 需給バランス (1)前年度の推定実績及び第1,2年度の見通し(短期) (2)当該年度以降10年間の見通し(長期) 3. 電源構成の変化に関する分析 4. 送配電設備の増強計画 5. 広域的運営の状況 6. 電気事業者の特性分析 7. その他 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第30
9 0, 2
(第47
(第47条の2関係)
医(係)

殿	住所
to the all the black of the black	氏名(名称及び代表者の氏名)
年度の供給計画を次り ます。	りとおり変更したので、電気事業法第29条第3項の規定により届け出
変更の内容	
備考 用紙の大きさに	は、日本産業規格A4とすること。
第39の2(第47条の2関係	)
	災害時連携計画届出書
	年 月 日
殿	Ŧ /1 H
	住所 商号
	代表者の役職氏名
気事業法第33条の2第1項	質の規定により、次のとおり災害時連携計画を届け出ます。
般送配電事業者相互の	
一般送配電事業者相互0	り連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針
	体制について記載すること。
2 被災事業者から いて記載すること	他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制に 。
3 被害状況の把握	といった非常災害発生時対応における体制整備について記載すること
・般送配電事業者による	従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項
	5従業者に関する事項及び応援体制の方針
考 1 応援要請が予測	される場合の準備体制について記載すること。
2 応援事業者の安	全管理及び健康管理について、労働災害防止の観点から記載すること
一般送配電事業者による	5電源車の派遣、運用・管理手法
老 1 雷源市ニーズの	収集・派遣を一元的に運用・管理する手法について記載すること。
	復旧要員の位置等を把握するためのシステム等について記載すること

様式第39(第46条関係)

殿

供給計画変更届出書

○電気工作物の仕様の共通化に関する対応
備考 迅速な仮復旧作業に係る各社設備仕様の共通化に関し、工具、資機材の共用可否を記載するとともに、共用できないものについては、今後の仕様統一化等対応の見込みについて記載すること。
4 復旧方法等の共通化に関する事項 ○復旧方法等の共通化の実施内容
<ul><li>備考 1 復旧方法に関し、被害種類毎に復旧の手順や使用する工具、資機材を記載するとともに、 電源車等共同運用が想定されるものについては操作手順を記載すること。</li><li>2 完全復旧よりも早期の停電解消を最優先する仮復旧手順について記載すること。</li></ul>
5 災害時における設備の被害状况その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項 ○復旧に必要な情報の共有方法
備考 被害状況や復旧状況の迅速な把握及び工程管理に関するシステム等について記載する こと。
6 電源車の燃料の確保に関する事項 ○燃料の確保の方針
備考 一般送配電事業者間において電源車の応援派遣を受け入れる事態を想定した燃料の確保の方針として、平時における燃料の調達量及び緊急時における追加的な燃料の調達方針、緊急時に備えた燃料補給用ローリー及びドラム倍等の調達方針・リスト(一般送配電事業者やその関連を社が締結している災害協定等により目指す緊急時の確保台数(他の一般送配電事業者への応援融通台数を含む。)を含む。)、電源車の燃料調達等に係る人員の応援体制について記載すること。
7 電気の需給及び電力系統の運用に関する事項 ○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況
○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況 「個考 1 需給ひっ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。
<ul> <li>○電気の需給及び電力系統の適用の実施状況</li> <li>備考 1 需給ひつ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。</li> <li>2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。</li> <li>8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</li> </ul>
<ul> <li>○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況</li> <li>備考 1 需給ひっ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。</li> <li>2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。</li> <li>8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</li> <li>○本届出書の計画が対象とする電気事業者との連携に関する実施内容</li> <li>備考 1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について、巡視要員の確保や問い合わせ対応要員の確保なども含めて記載すること。</li> <li>2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について記載</li> </ul>
<ul> <li>○電気の需給及び電力系統の適用の実施状況</li> <li>備考 1 需給ひつ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。</li> <li>2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。</li> <li>8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</li> <li>○本届出書の計画が対象とする電気事業者との連携に関する実施内容</li> <li>備考 1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について、巡視要員の確保や問い合わせ対応要員の確保なども含めて記載すること。</li> <li>2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について記載すること。</li> </ul>
<ul> <li>○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況</li> <li>備考 1 需給ひつ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。</li> <li>2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。</li> <li>8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</li> <li>○本届出書の計画が対象とする電気事業者との連携に関する実施内容</li> <li>備考 1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について、巡視要員の確保や問い合わせ対応要員の確保なども含めて記載すること。</li> <li>2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について記載すること。</li> <li>○本届出書の計画が対象とする地方公共団体との連携に関する実施内容</li> </ul>
<ul> <li>○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況</li> <li>備考 1 需給ひつ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。</li> <li>2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。</li> <li>8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する実施内容</li> <li>(本届出書の計画が対象とする電気事業者との連携に関する実施内容</li> <li>備考 1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について、巡視要員の確保なども含めて記載すること。</li> <li>2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について記載すること。</li> <li>(本届出書の計画が対象とする地方公共団体との連携に関する実施内容</li> <li>備考 災害復旧作業の連携に関して、地方公共団体との連携について記載すること。</li> </ul>
<ul> <li>○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況</li> <li>備考 1 需給ひつ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。</li> <li>2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。</li> <li>8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項         <ul> <li>本届出書の計画が対象とする電気事業者との連携に関する実施内容</li> </ul> </li> <li>備考 1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について、巡視要員の確保や問い合わせ対応要員の確保なども含めて記載すること。         <ul> <li>2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について記載すること。</li> </ul> </li> <li>○本届出書の計画が対象とする地方公共団体との連携に関する実施内容</li> <li>備考 災害復旧作業の連携に関して、地方公共団体との連携について記載すること。</li> <li>○本届出書の計画が対象とする自衛隊との連携に関する実施内容</li> <li>備考 災害復旧作業の連携に関して、自衛隊との連携について記載すること。</li> </ul>

_	<b>木</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	145 (	Í
	林三等 くくびく	9
		_
	75 4	1
	3	7
	多のな関係と	2
	1	ř

	<ul><li>○本届出書の計画が対象と</li></ul>	する復旧工事に係る施工者との連携に関する実施内容
L		
	備考 災害復旧作業の	連携に関して、復旧工事に係る施工者との連携について記載すること。
9	9 本届出書の計画を実施する	5ための共同訓練に関する事項
	○本届出書の計画の共同訓	練の実施内容
	備考 非常災害時にお	ける連携の円滑化を図るための共同訓練の計画について記載すること

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格AIとすること。2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。3 手順書、方針、リスト及び様式などを引用する場合は、名称を記載するとともに、内容に変更があったときは、適時情報提供すること。

様式第39の3(第47条の2関係)

災害時連携計画変更届出書

年 月 日

殿

住所 商号 代表者の役職氏名

電気事業法第33条の2第1項前段の規定による災害時連携計画を変更したので、電気事業 法第33条の2第1項後段の規定により届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第40(第47条の8関係)

あっせん申請書

年 月 日

氏名(名称及び代表者の氏名)

電力の取引に係る契約その他の取決めに関する協識が 不調 のため、電気事業法第35条第 不能

1項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

1 3K-2 79EAL (C 0A	. ) ( ) ( ) ( 40 ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	0-70
申請者	連絡先及び電気供給事業者の 種別	
申請者以外 の 当 事 者	氏名(名称及び代表者の氏名)、 住所、連絡先及び電気供給事業 者の種別	
あっせ	んを求める事項	
協議の不調フ	又は不能の理由及び協議の経過	
その他	参考となる事項	
title da		and date it when the it is a real in the internal date. The collection is

- で の 他 参 考 と な 3 争 項 備考 1 「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当 部署等がある場合は、当該担当館署条等を記載すること。 2 「電気供給事業者の種別」には、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業 者、特定送配電事業者、発電事業者又はその他のいずれかを記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格私とすること。

様式第40の2(第47条の9関係)

殿

仲裁申請書

年 月 日

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

電力の取引に係る契約その他の取決めに関する協議が不調のため、電気事業法第36条第1

根の死亡により、医のこれり仲級を中間しよう。										
申請者	連絡先及び電気供給事業者の種別									
申請者以外 の当事者	氏名(名称及び代表者の氏名)、 住所、連絡先及び電気供給事業 者の種別									
仲 裁 判	断を求める事項									
協議の不計	調の理由及び協議の経過									
その他	参考となる事項									

- |で の 他 参 考 と な る 事 項| 備考 1 「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当 部署等がある場合は、当該担当館署名等を記載すること。 2 「電気供給事業者の種別」には、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業 者、特定送配電事業者、発電事業者又はその他のいずれかを記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

|様式第42(第51条関係)

様式第41(第51条関係)

保安規程届出書

月 日

所 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第42条第1項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第42(第51条関係)

保安規程変更届出書

月 日

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	

様式第43(第53条関係)

保安管理業務外部委託承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第52条第2項又は第3項の規定により承認を受けたいので申請します。

主任技術者を選任	名称及び所在地							
しない事業場	電気工作物の概要							
	氏名及び生年月日 (名称)							
委託契約の相手方	住 所							
	主任技術者免状の 種類及び番号							
委託契約を締	結した年月日							

備考 1 主任技術者免状の種類及び番号の欄は、委託契約の相手方が法人である場合は、省略するこ

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第44(第53条の2関係)

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第52条第4項ただし書の規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

	氏名及び生年月日	
兼任させようとす る主任技術者	住 所	
O T II I M H	主任技術者免状の種類 及び番号	
選任しようとする	事業所の名称及び所在地	
既に選任されてい	名称及び所在地	
る事業場	選任された期日	

備考 1 法附則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者 とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

楼式第45		

## 主任技術者選任許可申請書

年 月 日 殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請しま

	所者を選任する事業 你及び所在地	
選任する主任	氏名及び生年月日	
ちませた	住 所	
主任技術 気工作物	所者の監督に係る電 勿の概要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## **様式第46** (第55条関係)

## 主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

	任技術者を選任又は解任した事 は設備の名称及び所在地	<b>F</b> 業場	
	氏名及び生年月	H	
	住	所	
æ	主任技術者免状の種類及び	番号	
任し	主任技術者が主任技術者の職	務以	
主任	外の職務を行っているときは、	その	
選任した主任技術者	職務の内容		
	主任技術者の監督に係る電気	工作	
	物の概要		
	選 任 年 月	H	
解任	氏名及び生年月	В	
した主任技術者	ft:	所	
任技術	主任技術者免状の種類及び	番号	
香	解 任 年 月	Ħ	

- 備考 1 法刑則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者 とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び寄りの欄に記載すること。 2 届出の内容が選任又は存任に限られるときは、それぞれ解任した主任技術者又は選任した主 任技術者の欄を斜線により削除すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格 Mとすること。

|様式第46の2の2(第58条関係)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

住 所 氏 名 (氏名又は名称及び代表者の氏名) 連絡先 (電話番号、メールアドレスその他の 連絡先)

次のとおりれ規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したので、電気事業法第46条第2項第1号の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	備考

**様式第46の2の3**(第58条関係) 小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書

住 所 氏 名 (氏名又は名称及び代表者の氏名) 連絡先 (電話番号、メールアドレスその他の 連絡先)

次のとおり届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなったので、電気事業法第46 条第2項第2号の販売により届け出ます。

小規模事業用電気工作物の名称 小規模事業用電気工作物でなくなった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の2の4(第61条の3関係) 環境影響評価方法書届出書

年 月 日

生所 氏名(名称及び代表者の氏名) 環境影響評価法第5条第1項及び第6条第1項に基づき、方法書及でこれを要約した書類を作成 しましたので、電気事業法第46条の5の規定により、別添のとおり届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の4(第61条の6関係)

様式第46の3(第61条の4関係) 環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書 年 月 日

・・ハ 日 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 環境影響評価法第9条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第46条の6第2項の規 定により、別縁のとおり届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の4(第61条の6関係)

環境影響評価準備書届出書

年 月 日

様式第46の6(第61条の9関係)

様式第46の5(第61条の7関係) 環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書 年

中 月 日 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 環境影響評価法第19条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第46条の12の規定 により、別爺のとおり届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の6(第61条の9関係)

環境影響評価書届出書

年 月 日

中 月 日 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 環境影響評価法第21条第2項に基づき、評価書を作成しましたので、電気事業法第46条の1 6の規定により、別派のとおり届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

様式第47(第63条関係)

工事計画(変更)認可申請書

年 目 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第47条第1項(第47条第2項)の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画(工事の計画の変更)の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第48(第64条関係)

工事計画軽微変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり工事の計画を変更したので、電気事業法第47条第5項の規定により届け出ます。

工事の計画の変更に係る事業場の 名称及び所在地	
工事の計画の変更の内容	

様式第49(第66条関係)

工事計画(変更)届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画(工事の計画の変更)を届 け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第49の2 (第67条の3関係)

適合性確認証明書

年 月 日

登録適合性確認機関 名

下記のとおり適合性経認の申請があった特殊電気工作物について、技術基準に適合することを確認したので、電気事業法第48条の2第2項の規定に基づき、証明書を交付いたします。

1. 適合性確認の申請の職業 1-1 適合性確認を申請した者の氏を又注を訴及び住所並びに決人にかっては、その代表者の氏名 1-2 適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地 1-3 適合性確認の申請を受けた年月日

適合性確認の業務の概要
 2 - 1 適合性確認の業務の概要
 2 - 2 適合性確認を行った特殊電気工作物の概要
 2 - 2 適合性確認及の氏名
 2 - 3 適合性確認のの氏名
 2 - 4 適合性確認の結果

様式第50(第71条関係)

使用前検査申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする電気工作物に係る事業 場の名称及び所在地								
電	気	エ	作	物	の	概	要	
検査	至を受	けょ	うと	する	工事	(n)	工程	
検	查	希	望	年		月	Ħ	
使	用!	開 始	予	定	年	月	H	

- 備考 1 電気工作物の概要の欄には、法第47条第1項若しくは第2項の認可番号及び認可年月日又は法 第48条第1項の規定による届出年月日を付記すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第51(第72条関係)

使用承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第70条第2号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しよう 称及び所在	とする電気 :地	瓜工作物に6	系る事業場の		
使用しよう	とする電気	【工作物の棚	長要		
使用開始予	定年月日及	び使用期間	1		
使	用	Ø	方	法	

- 備考 1 使用しようとする電気工作物の概要の欄には、法第47条第1項若しくは第2項の認可番号及び 認可年月日又は法第48条第1項の規定による届出年月日を記載すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第52の2(第73条の7関係)

使用前安全管理審査申請書

年 月 日

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第51条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称 及び使用前自主検査の場所	
直近の使用前安全管理審査が終了 した日以降使用前自主検査を行っ た電気工作物の概要	
審査を受けようとする工事の工程	
審査希望年月日	
使用開始(予定)年月日	

備考 1 直近の使用前安全管理審査が終了した日以降使用前自主検査を行った電気工作物の概要の欄には、法第48条第1項の規定による届出年月日を付記すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

**様式第53** (第78条関係)

使用前自己確認結果届出書

住 所 氏 名 (氏名又は名称及び代表者の氏名) 連絡先 (電話番号、メールアドレスその他の 連絡先)

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

- ・ 確認の対象 3. 確認の対象 3. 確認の対象 4. 確認の指数と実施したさきは、その内容 2. 確認の方法 5. 確認の対象 5. 確認の表現 5. 確認を実施した者及び主任技術者(当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。)の氏名 6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その変形化の氏系文は各係、任何及び関係部等、電子メールフドレスその他の連絡先 7. 確認の結果に基づいて補助などの指数を講じたときは、その内容

削除

自家用電気工作物使用開始届出書

殿

様式第60(第88条関係)

氏 名(名称及び代表者の氏名)

月 日

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

住 所

電気工作物を設置する事業場の名称 及び所在地							
電	気	I	作	物	Ø	概	要
使	用	開	þ	ń	年	月	H

- 備考 1 譲受け又は借受けに係る電気工作物の場合は、その旨及び譲受け先又は借受け先の氏名又は 名称を電気工作物の概要の欄に付記すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

定期自主檢查時期変更承認申請書

電気工作物を設置する発電所の名称	
電気工作物の種類及び施設番号	
直近の定期自主検査等終了年月日	
定期自主検査開始希望年月日	
定期自主検査を行う時期を変更しなければな	
らたい理由	

- 【番考 1 電気工作物の種類反び施設番号の場には、当該電気工作物の出力、蒸気量等を付定すること。 直近の定期自主検査等等で年月日の欄には、当該電気工作物に係る直送の定期自主検査等の候運転終了日等を付定すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格私とすること。

様式第61の2(第94条の2関係)様式第61 削除

様式第62(第94条の6関係)

|様式第62の2(第95条関係)

様式第62(第94条の6関係)

定期安全管理審査申請書

版 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 能気事業法第 55 条第 4 項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

傷毒 1 直近の定期安全管理事差が終了した日以降定期自主検査の概要の欄には、当該電気工作物の出力、最大高 最格等を付記すること。 2 別紙の力をさは1本産業股路 4 とすること。

様式第62の2(第95条関係)

事業用電気工作物設置者地位承継届出書

年 月 日

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

事業用電気工作物を設置する者の地位を承継したので、電気事業法第55条の2第2項の規定により次 のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因 承継に係る事業用電気工作物を設置する 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	被承継者の氏名又は名称及び住所	
	承 継 の 原 因	

年 月 日

様式第62の3(第95条関係)			
	事業用電気工作物設置者相	続同意	証明書
殿			
		住	所
	証明者		
		氏	名

次のとおり事業用電気工作物を設置する者について相続がありましたことを証明します。

被	相紛	人	O E	モ 名	及	び自	所
事業用電気工作物を設置する者の地位を 承継した者として選定された者の氏名及 び住所							
相	続	開	始	Ø	年	月	日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の4(第95条関係)	

## 事業用電気工作物設置者相続証明書

殿

住 所

証明者

氏 名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日

次のとおり事業用電気工作物を設置する者について相続がありましたことを証明します。

被	相続	人	o E	モ 名	及	び1	主 所	
							他位を 住 所	
相	続	開	始	Ø	年	月	F	

様式第62の5 (第95条の3関係)

認定高度保安実施設置者認定申請書

住 所 名称及び代表者、認定に係る組織の長の氏名

年 月 日

電気事業法第55条の3の規定により次のとおり同条の認定を受けたいので申請します。

審査を	受けようと	: する組織(	の名称		
中	請の	) 種	類		
遵守		代表者は、 すすること。		95条の4に規定する基準に適合させる	
事項 (注)		系る組織の う責任者と		その他認定に関する業務を統括し、認	

備考 1 申請の種類の欄には、当該認定が新規又は更新のいずれであるかを記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の6 (第95条の4関係)

認定高度保安実施設置者認定証

月 日

腴

経済産業大臣 名

電気事業法第55条の3の規定により次のとおり認定します。

組	組	Ñ	R.	Ø	4	B	称
PK PC	認	Ä	È	年	)	1	H
P.C.	iii	定	の	有	効	期	限

様式第62の7(第95条の6関係)

認定高度保安実施設置者変更届出書

年 月 日

住 所 名称及び代表者、認定に係る組織の長の氏名

次のとおり認定に係る事項(保安の確保のための組織又は保安の確保の方法)を変更したので、電 気事業法第55条の7の規定により届け出ます。

変更の内容 変更年月日

備考 1 変更を必要とする理由を記載した書類を添付すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

様式第63(第97条関係)

点検業務受託事業登録申請書

年 月 日

中 月 日
 住 所
 名称及び代表者の氏名
 電気事業法施行規則第96条第1号の規定により点検業務を受託する事業を行うことの登録
 を受けたいので申請します。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第64
(第98条関係)

年 月 日

様式第63の2(第97条の5関係)

殿

登録点検業務受託法人名称等変更届出書

年 月 日

は、177 名称及び代表者の氏名 次のとおり名称(事業所の所在地又は業務区域)の変更をしたいので、電気事業法施行 規則第97条の5の規定により届け出ます。

変	更	前	
変	更	後	
変更	予定年	月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第64(第98条関係)

点検業務受託事業規程届出書

様式第65(第98条関係)

殿

点検業務受託事業規程変更届出書

月 日

変更の内容 変更予定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第66(第99条関係)

点検業務受託事業廃止届出書

殿

年 月 日

住 所 名称及び代表者の氏名 次のとおり点検業務を受託する事業を廃止したので、電気事業法施行規則第99条第1項 の規定により届け出ます。

廃 止 年 月 日 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67(第104条関係)

調查業務委託(委託廃止)届出書

年 月 日

殿

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり調査業務を委託(の委託を廃止)したので、電気事業法第57条の2第2項の規 定により届け出ます。

委託先(委託廃止先)の登録 調査機関	
委託(委託廃止)に係る調査 区域(都道府県郡市区町村字 を記載すること。)	
委託(委託廃止)年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67の2(第104条の2関係)

土地等一時使用許可申請書

年 月 日

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第58条第2項の規定により、次のとおり土地等の一時使用の許可を受けたいので申請します。

	時	使	用	Ø	Ħ	的
土	地	等	Ø	所	在	地
土地	也等の	所有	者の	住所,	及び月	七名
_	時	使	用	Ø	期	間
許	可	申	請	Ø	事	情

様式第67の3(第104条の3関係)

殿

土地立入許可申請書

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第59条第1項の規定により、次のとおり土地の立入許可を受けたいので申請します。

立	入	ŋ	の	目	的
±	地	Ø	所	在	地
土井	也の戸	有者	の住所	「及び」	氏名
立	入	ŋ	の	期	間
許	피	申	請の	事	情

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67の4(第104条の4関係)

植物の伐採又は移植許可申請書

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日

電気事業法第61条第1項の規定により、次のとおり植物の伐採又は移植許可を受けたい ので申請します。

種 類 区 分		合計
法定離隔距離を保 てないもの		
法定離隔距離を保 てないおそれのあ るもの		
合 計		
· marker i marker i	区 分 去定離隔距離を保 てないもの 去定離隔距離を保 てないおそれのあ るもの	玉分 生定離隔距離を保 でないもの 生定離隔距離を保 ではい込むれのあ るもの

様式第67の5(第104条の5関係)

殿

植物の伐採又は移植届出書

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第61条第3項の規定により、次のとおり植物の伐採又は移植を実施しましたので届け出ます。

-> 4/10171446.78	
伐採又は移植の目的	
植 物 の 所 在 地	
植物の種類及び数量	
植物の所有者の住所及び氏名	
伐採又は移植の方法	
伐採又は移植の時期	
伐採又は移植した事情	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第68(第104条の6関係)

月 日

住 所 氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第63条第1項の規定により、次のとおり裁定を申請します。

**様式第 69**(第 106 条関係)

登録適合性確認機關登録申請書

殿

住所 名称及び代表者の氏名

電気事業法第67条の規定により次のとおり同法第48条の2第1項の登録を受けたいので申請します。

適合性確認の業務を開始しようとする年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

**様式第70** (第109条、第118条の 2 及び第120条関係)

変更届出書 年

競住所 名称及び代表者の氏名 次のとおり名称等の変更をしたいので、電気事業法第72条(同途表別の条の8において専用する場合を含む。) (指定試験機関にあっては、電気事業法施行規則第120条)の規定により届け出ます。

変更の内容 変更予定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

|様式第70(第109条、第118条の2及び第120条関係)

|様式第72(第110条関係)

様式第71(第110条関係) 業務規程届出書 月 日 殿 住所 名称及び代表者の氏名 別紙業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第73条第1項の規定により届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第72(第110条関係)

業務規程変更届出書

年 月 日

住 所 名称及び代表者の氏名 別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第73条第1項の規定により届 け出ます。

変更の内容 変更予定年月日

月 日

|様式第74(第116条関係)

**様式第73**(第111条関係)

適合性確認業務休止(廃止)届出書

住所 名称及び代表者の氏名

次のとおり適合性確認の業務の一部(全部)を休止(廃止)するので電気事業法第 74 条の規定により届け出ます。

| 体止の予定年月日及び予定期間 (廃止の予定年月日) 体比(廃止)したりする場合性 雑 器 の 業 務 の 内 容

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

**様式第 74**(第 116 条関係)

登録安全管理審查機関登録申請書

殿

住所 名称及び代表者の氏名

電気事業法第 80 条の 2の規定により次のとおり同法第 51 条第 3 項又は第 55 条第 4 項の登録を受けたいので申請します。

審査の業務を開始しようとする年月日

様式第75(第118条関係)

様式第 75 (第 118 条関係)

業務規程届出書

住所 名称及び代表者の氏名

別添業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第80条の4第1項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

**様式第 76**(第 118 条関係)

業務規程変更届出書

殿

住所 名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第80条の4第1項の規定により届け出ます。

変更の内容

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

|様式第76(第118条関係)

|様式第77(第119条関係)

**様式第76の2**(第118条の2関係)

安全管理審查業務休止(廃止)届出書

月 日

殿

住所 名称及び代表者の氏名

備考 用紙の大きさは日本産業規格 M とすること。

様式第77(第119条関係)

指定試験機関指定申請書

殿

年 月 日

版 住 所 名称及び代表者の氏名 電気事業法第81条第1項の規定により次のとおり同法第45条第2項の指定を受けたいの

電気主任技術者試験の種類	試験事務を開始しようとする年月日

様式第78(第122条関係)

様式第78(第122条関係)

試験員の選任(変更)届出書

年 月 日

品が、 名称及び代表者の氏名 次のとおり試験員の選任をした(試験員に変更があった)ので、電気事業法第84条第3項 の規定により届け出ます。

選任した(変更があった)試 験員の氏名及び略歴

殿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の2(第122条の2関係)

試験事務休止(廃止)許可申請書

年 月 日

住 所 名称及び代表者の氏名 電気事業法第54条の2の2の規定により次のとおり試験事務の一部(全部)を休止(廃止) の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定期間 (廃止の予定年月日) 休止(廃止)しようとする試験 事務の内容 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の2(第122条の2関係)

様式第78の3 (第122条の3関係) 事業計画及び収支予算認可申請書

験 住 所 名称及び代表者の氏名 電気事業法第84条の3第1項の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受け たいので申請します。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

様式第78の4(第122条の3関係)

事業計画(収支予算)変更認可申請書

年 月 日

生 所 名称及び代表者の氏名 電気事業法第84条の3第1項の規定により別紙のとおり事業計画(収支予算)の変更の認

可を受けたいので申請します。

様式第78の5(第122条の4関係)

· 役員の選任(解任)認可申請書

殿

版 住 所 名称及び代表者の氏名 電気事業法第84条の4の規定により次のとおり役員の選任(解任)の認可を受けたいので 申請します。

選任(解任)しようとす る役員の氏名及び略歴 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の6(第123条関係)

業務規程設定認可申請書

月 日

年 月 日 住 所 名称及び代表者の氏名 電気事業法第84条の2第1項の規定により別紙業務規程のとおり業務規程の設定の認可を受 けたいので申請します。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第79
(第10
24条関係)

様式第79(第124条関係)							
	試験結果報告書						
殿				年	月	Ħ	
		住					
帝与事業決恢行相別等194条の相	ider En Vez Duen		なび代表者 こしませ	作の氏名	5		
電気事業法施行規則第124条の規定により次のとおり報告します。							

業務規程変更認可申請書

住 所 名称及び代表者の氏名 電気事業法第84条の2第1項の規定により次のとおり業務規程の変更の認可を受けたい ので申請します。

様式第78の7(第123条関係)

変 更 の 内 容 変更予定年月日

実施年月日 試験の種類 申請者数 受験者数

合格者数 備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第80(第127条関係)

登録調査機関登録申請書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83(第130条関係)

調査業務廃止届出書

年 月 日

駅 住 所 名称及び代表者の氏名 次のとおり調査業務を廃止したので、電気事業法第93条の規定により届け出ます。

廃止年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83 (第130条関係) 様式第82 削除 様式第81 削除

様式第83の2(第131条関係)

業務規程届出書

殿 住 所 名称及び代表者の氏名 別紙業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第94条第1項の規定により届け出ます。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83の3(第131条関係)

業務規程変更届出書

年 月 日

原 住 所 名称及び代表者の氏名 別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第94条第1項の規定により届

変更の内容	
変更予定年月日	

様式第83の4(第132条の2関係)

様式第83の4(第132条の2関係)

殿

卸電力取引所指定申請書

申請者の住所

申請者の名称 代表者の氏名 電気事業法第97条第1項の規定により、下記のとおり卸電力取引所の指定を受けたいので 申請します。

1. 市場開設業務を行う事務所の所在地 2. 市場開設業務を開始しようとする年月日 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の5(第132条の3関係)

卸電力取引所名称等変更届出書

年 月 日

届出者の住所 届出者の名称 代表者の氏名

(1) 創電力取引所の名称又は住所 (2) 市場開設業務を行う事務所の所在地 を変更したいので、電気事業法第97条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記

1. 変更事項									
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考					

2. 変更の理由 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の6(第132条の5関係)

業務規程認可申請書

年 月 日

殿

申請者の住所 申請者の名称代表者の氏名

電気事業法第99条第1項前段の規定により、別紙のとおり業務規程の認可を受けたいので

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の7(第132条の5関係)

業務規程変更認可申請書

年 月 日 申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容
 変更の理由

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 変更の明細を記載した書面を添付すること。

様式第83の8(第132条の9関係)

様式第83の8(第132条の9関係)

殿

卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書

年 月 日

申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名

電気事業法第99条の7第1項前段の規定により、別添のとおり事業計画及び収支予算の認

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の9(第132条の9関係)

卸電力取引所事業計画(収支予算)変更認可申請書

年 月 日

申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名

電気事業法第99条の7第1項後段の規定により、下記のとおり事業計画(収支予算)の変更 の認可を受けたいので申請します。

変更の内容
 変更の理由

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 変更の明細を記載した書面を添付すること。

様式第83の10(第132条の12関係)

殿

# 市場開設業務休止(廃止)許可申請書

年 月 日 申請者の住所

申請者の名称 代表者の氏名

電気事業法第99条の9第1項の規定により、下記のとおり市場開設業務の一部(全部)の休止(廃止)の許可を受けたいので申請します。 記

- ... 休止(廃止)しようとする市場開設業務の範囲
   ... 休止(廃止)しようとする年月日
   ... 休止しようとする場合にあっては、その期間
   ... 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の11(第132条の13関係)

役員選任(解任)認可申請書

申請者の住所 申請者の名称 代表者の氏名

年 月 日

電気事業法第99条の10の規定により、別添のとおり卸電力取引所の役員の選任(解任)の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 83 の 12 (第 132 条の 15 関係)

特定計量届出書

月 日

氏名 (名称及び代表者の氏名)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 83 の 13(第 132 条の 15 関係)

電気事業法第103条の2第1項第3号 説明書

日

氏名 (名称及び代表者の氏名)

# 1. 使用する電気計器の概要

2 1 100/14 7 10 ME /MET 1881 -> 198300	
電気計器の種別	
型名	
製造事業者名	
精度階級	
定格值	
変成器の概要	

2		計量対1	
_	_	Br Laker - Fr	

3. 取引規模

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2 「変成器の概要」の欄については、電気計器と合わせて変成器を使用する場合にのみ記載すること。

様式第 83 の 14(第 132 条の 15 関係)

電気事業法第103条の2第1項第4号 説明書

年 月 日

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

- 1. 特定計量に係る取引又は証明の相手方に対する苦情及び問合せに関する事項
- (1) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せの方法
- (2) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要
- (3) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制図
- 9 使用期間の設定方法

2. 使用期间の設定力·	its
対象範囲	
使用期間	
使用期間の設定根拠	

3. 基準適合検査及び使用前等検査の検査主体等

or arenama canada cara a cara da cara				
基準適合検査				
使用前等検査				
使用中検査				
サンプル検査				
を実施する場				
合にはその内				
容				

4. 検査主体の適切性に関する事項

The second secon	
検査主体名	
届出者、製造事業者、第三者機関の別	
必要な能力に関する事項	
必要な体制に関する事項	

5 事権する財験に関する事項

試験項目	検査結果	参照する規格番号
誤差及び基本性能		
安全性能		
耐ノイズ性能		
耐久性能		
耐候性能		
その他性能		

6. 準拠する他の規格等に関する事項

o. The following teld for the					
規格番号	規格名称	成立年	委員会等	主要な計量に関する	対象機器例
		月日	の名称	知見を有する有識者	

7. 差分計量、按分計量を行う場合はその方法及び適切性

備考 1 該当事項のない欄は、省略すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83の15 (第132条の16 関係) 特定計量変更届出書 年 月 日 殿 住所 氏名 名称及び代表者の氏名) 電気事業法第103条の2第1項の規定により、次のとおり変更したいので届け出ます。 1.変更の内容

L 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 84(第 133 条関係)

表面 第 を 電気事業法第107条の規定による立入検査証 職名 写 氏名 兵 日 日生 真 年 月 日生 発行者 印

## 雷気事業法抜粋

- 第107条 主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、 その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はポイラー等(原子力発電工作物に保るものに限る。)の溶接を する者の工機又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検 査させることができる
- 基本せることができる。

  名称音楽技工程、神所の展定による化入検査のほか、この法律の場合に必要な限度において、その職員に、電 文事業者の背景所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務者しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類そ の他の物件を検査せることができる。 毎所書業が記述、第2条の3かの第23条の3まで、第22条の11の3から第27条の11の6まで又は第22 条の12の15において開始する第22条の3、第23条(第41を2章な)、第23条の23のではないであた。 東省又は起信等業者の特定関係事業者の常変所、事務所でや他の事業制に立ち入り、業務者しくは提別の状況 は極勝。事業の必然を開発事者の常変所・事務所で他の事業制に立ち入り、業務者しくは提別の状況 は極勝。事業の必然を指するとおなさる。 4 経済産業大区は、第一項の規定による立入検索の124か、この法律の場合に必要を提取されて、その職員に、 を非相談工作学校と選択する者、再次可能文上等の参考な検を行っます。またまではまり一等の機能を14である。 の工程以往接触が、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- できる。 経済産業大臣は、この法律の旅行に必要な限度において、その職員に、登録適合性確認機関、登録安全管理委 査機関又は登録顕査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させる
- ことができる。 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務

様式第84の2 (第133条の2関係)

表面



- 100 条 最高産業大阪は、第1項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な規模において、その機関に 自発用電気工作物を設置する者。自発用電気工作物の保守点接を行った事業者又はボイラー等の溶接をする者 の工場又は実施、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、振興、書類その他の物件を検査させること
- 5 経済産業と居は、この法律の案件に必要な影響において、その編員に、一般開電工厂特等の意識を振った。
   2 小型用電工厂研究や外属発電流域のからのである場合とかっては、歴史の単一度を含まったのを終く。)
   2 公人り、一般用電工厂押を検察させることができる。ただし、民作の用に供きれている場所に立ち入る場合においては、あからむめ、その配置をおの実施を含むけばなっない。
   3 経済産業大阪は、森河の境空により推進機関に立入検査を行わせる場合には、推進機関に対し、引波立入検査の構造できた。と指示することを指するものとする。
   3 新建規制により立入検査を作るとを実施すること権助するものとする。
   5 新生用の設定は、自立が出ませるらない。
   5 新生用の設定は、2 からないませんできた。
   5 新生用の設定は、2 からないませんできた。
   5 新生用の設定は、必要があるときない。数立行設性人製品評価技術基整機関(外項、次条及び第127条において、機構)という。」に、第4項(ボイラー等の溶解をする者に係る部分を被く。)又は第5項の規定によなな人機を使行せることができる。
   7 第 13 項から第 15 項までの設定は、機構の行う立入検室に使用する。 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所(当該

- 第120条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の割金に処する。 九 第51条第3項、第54条者しくは第55条第4項 (原子力発電工作物に係る場合を除く。) 又は第107条第 2項から第5項まで、第8項若しくは第10項の規定による審査又は検査を振み、妨げ、又は忌避したとき。

附則様式第一 (附則第2条関係)

附則様
式第1
一(附
則 第 1
8条関
係)

附則様式第一(附則第2条関係) 供給規程以外の供給条件承認申請書

殿

月 日

生 所 氏 名(名称及び代表者の氏名) 国 電気事業法の一部を改正する法律附則第5条第1項の承認を受けたいので次のとおり申請します。

料金その他の供給条件の内容	
実施期日及び実施期間	

- 備考 1 料金その他の供給条件の内容の欄には、旧法第21条ただし書の認可番号及び認可 年月日を付記すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附則様式第二(附則第18条関係)

電気事業法附則第17項から第19項までの規定を適用することが 適当である旨の認定申請書

年 月 日

氏名(名称及び代表者の氏名)

第3条新法附則第10項の規定により、同法附則第12項の認定を受けたいので申請します。

記

- 1. 商号
- 2. 電気事業以外の事業を営む場合にあっては、その概要 (申請者が電気事業法附則第10項第4号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第1 号から第3号までに掲げる者の内容を含む。)
- 3. 電気事業法附則第12項各号に掲げる要件に適合することの説明
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

							187
島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣大東島、南大東島、宮古島、池間島、水納島、石垣、瀬名喜島、	部島、大大寺寺、大大寺、十八寺、長八寺、十八寺、長八寺、 大大寺、十八寺、 大寺寺、 大寺寺、 大寺寺、 大寺寺、 大寺寺、 大寺寺、 大寺寺、 大	長、長崎県、熊本県、大分県、宮小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島区域に限る。)、越智郡 (日方町、上浦町、大三島町) (日方町、上浦町、大三島町) (日方町、上浦町、大三島町) (日方町、上浦町、大三島町) (日方町の上浦町、大三島町) (日方町の上浦町の上海町の上海の上海の上海の上海の上海の上海の上海の上海の上海の上海の上海の上海の上海の	小豆郡、香川郡 ・小豆郡、香川郡 ・小豆郡、香川郡 ・小豆郡、香川郡 ・小豆郡、香川郡 ・小豆郡、香川郡 ・小豆郡、香川郡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る。)  「日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限た限る。)及び郡上市(平成十六年二月二十九、日における旧坂下村の区域に限る。)の区域、北郡神岡町及び宮川村(昭和三十一年九月二十城郡神岡町及び宮川村(昭和三十一年九月二十飛騨市(平成十六年一月三十一日における旧吉、戦事、のうち	<ul><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)</li><li>(また)<td>四十万、三島庁、富士宮庁(四元)のち、一人の人の大学の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の</td><td><b>表</b>海道 城県、 ボリカラ (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現)</td></li></ul>	四十万、三島庁、富士宮庁(四元)のち、一人の人の大学の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	<b>表</b> 海道 城県、 ボリカラ (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現)
(2) 保全対象   (2) 保全対象   (1) 振動1 調査項目   (1) 振動1 調査項目	。自れらすこ	3 予測 囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域 囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域(2) 保全対象のハからホまでについては、工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内の区域 (1) 発電所の設置又は変更の工事(以下「工事」という。)を行う場所の周囲一キロ2 調査地域	め規	患者の収容施設を有するもの(以下「学校等」と総称する。)の場に見ている。第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所の第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所の昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉条件についての基準(以下「騒音に係る環境基準」という。)	ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の口 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の別定値及び位置 (2) 騒音の状況 (3) 地形 (4) 地域の基準 (4) 地域の基準		「項目 調査及び予測の内容

188  $\equiv$ |に関する項(1) 四 水<u>質</u>1 出量が水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、 2 量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐並びに位置 振動規制法施行規則 |近の水質の測定点。) において影響の程度を定量的に予測する。 を定量的に予測する 口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域 |要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。) に係る環境上の条件についての基準 |環境基本法第十六条第一項の規定による水質汚濁(生物化学的酸素要求量、 3 が測定している水質の測定点(以下「水質の測定点」という。)の生物化学的酸素要求 に規定する取水地点(以下「水道原水取水地点」という。)並びに国又は地方公共団体 |水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第二条第三項 2 る自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。 調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出入に使用す えている地域 よる生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水(1) 調査により確認された保全対象(保全対象の口を除く。)における排水の排出に る自動車が通過する道路に面する区域 ては、当該保全対象(ただし、当該保全対象での測定が困難な場合、  $\frac{2}{4}$ (2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうか 水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域及び減水区間 水質汚濁に係る環境基準が確保されていない地点水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量 水域又は指定地域 規定する湖沼 事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用す 「水質汚濁に係る環境基準」という。) 予測 調査項目 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号) 調査項目 調査地域 調査地域 水質汚濁防止法 水道原水取水地点 排水基準を定める省令 調査地域 地域の基準 調査により確認された保全対象の口が存在する水域が減水区間となる場合にあっ 保全対象 水質の状況 (昭和四十五年法律第百三十八号)第四条の二第一項に規定する指 (昭和五十一年総理府令第五十八号)第十二条に規定する限度を超 (昭和四十六年総理府令第三十五号)別表第二備考6及び 窒素含有量及び燃含有量並びに排 第三条第一項に規定す 当該保全対象の直 全窒素又は全燃 化学的酸素 Û 項目 質に関する る項目 保護に関す (六) 目 を利用する 電所(地熱 ものを除く に関する項|国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場の状況 火力発 大 <u>気</u> 1 自然 動 物 1 影響の程度を予測する。 |環境影響評価法第四条第一項に規定する第二種事業が実施されるべき区域(以下「事業 2 及ぶかどうかを予測する。 実施区域」という。)及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化する 大気の拡散に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 地上の風向及び風速 国又は地方公共団体の測定している大気の測定点 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況  $\widehat{1}$ 確認された野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。 及ぶかどうかを予測する ある水域及び減水区間 事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれ おそれのある水域及び減水区間 2 1 確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けて  $\widehat{2}$ 3  $\widehat{2}$ 確認された自然林又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。 2 3 2 4 一酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の地上濃度並びに位置 、ない河岸が存在するかどうかを予測する。 調査項目 予測 調査地域 煙突の出口のガスの排出量、 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの濃度及び排出 調査項目 調査項目 調査地域 気象 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により 国又は地方公共団体の調査により確認された野生植物の重要な生育の場に影響が 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場に影響が 大気質の状況 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖 排ガスの諸元 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 速度及び温度、 地表上の高さ並びに個数 (以下「大気の測定点」という。)

|に関する項(1) 騒 音 1 |された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用す(2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認 対象のイ、ロ又は二が存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を(1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全 |る自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測す 定量的に予測する。 内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域 |定める省令に規定する限度を超えている地域 |騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。 調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、 |発電所を設置する区域の周囲二十キロメートルの範囲内の区域 |地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域 |汚染に係る環境基準」という。) |粒子状物質に関するものに限る。) に係る環境上の条件についての基準(以下「大気の |環境基本法第十六条第一項の規定による大気の汚染(二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊 5 2  $\widehat{1}$ 3 2 係る環境基準が確保されていない地点 6 .関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第六条第一項に規定する窒素酸化物対策... 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等 予測 調査地域 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況 調査項目 大気の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気の汚染に 大気汚染防止法 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 学校等 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 地形 保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメート 保全対象 保全対象 騒音の諸元 地域の基準 (昭和四十三年法律第九十七号)第五条の二第一項に規定する指定 二酸化窒素及び浮 ルの範囲 ||に関する項(1) 目 目 |に関する項|国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、 目 に関する項(1) 振<u>動</u> 植物1 及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域 場の状況 を定量的に予測する。 |和四十八年政令第三百二十七号) 第三条の区域を除く。) 窒素、 |調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用す 排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域 る瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭 事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する 振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域 事業実施区域の周辺区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域  $\widehat{2}$ 口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 よる生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水(1) 調査により確認された保全対象(保全対象の口を除く。)に対する排水の排出に に係る環境基準が確保されていない地点 る指定地域  $\widehat{4}$ 水質汚濁に係る環境基準 水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、 2 る自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。 自動車が通過する道路に面する区域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 3 2 調査項 予測 調査地域 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定す 調査地域 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第二条第一 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、 調査項目 調査項目 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域 水道原水取水地点 温排水の排出量及び排水の温度 調査地域 水質の状況 振動の諸 排水の排出によって、 排水の諸元 保全対象 全燐、水温並びに位置 保全対象 地域の基準 調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどう 化学的酸素要求量、 藻場及び野生植物の重要な生育 窒素含有量、 全窒素又は全燐 燐含有量並びに 項に規定す

全

190		
項質(二) もを 配 目に の に 用 (	る項目 保護に関 目 関す	目 に関する 動 項物
出ガス中の硫化水素が影響を及ぼすおそれがある範囲内の区域 ・硫化水素の濃度及び排出量、速度及び温度、地表上の高さ並びに個数 ・海切塔の運転の状況 ・関連をのでは、 ・調査地域 ・調査地域 ・調査地域 ・調査項目	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生(1) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査によりでいない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない可能の周囲ーキロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査によりで記載を表施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域並びに排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域の温度を予測する。 (2) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域並びに排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域の温度を予測する。 (1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (2) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域並びに排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域の出土の大田の地域が大工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。	るる水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域 (1) 国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場の状況 の状況 の状況
   目   に関する   項質	目 (三)       す 振動       工事       (2)       (2)       (2)       (2)       (2)       (2)       (2)       (3)       (2)       (2)       (3)       (2)       (3)       (4)       (5)       (6)       (7)       (8)       (1)       (2)       (3)       (4)       (5)       (6)       (7)       (8)       (9)       (1)       (1)       (2)       (3)       (4)       (5)       (7)       (8)       (9)       (1)       (1)       (2)       (3)       (4)       (7)       (8)       (9)       (1)       (1)       (2)       (3)       (4)       (5)       (7)       (8)       (9)       (1)       (2)       (2)       (3)       (4)       (7)       (8)       (9)	目 関する項
(ロ排イ(1)       1 る調3 自事2振り         (2)       出 計         温量排       調動に予車実調規	用資材等の測定点に 調査項目 助車の台数のハ 大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一	3 予測  3 予測  3 予測  3 予測  3 予測  3 予測

191 る項目 保護に関す(1) に関する項|国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場の状況 (大) に関する項国又は地方公共団体の調査により確認された自然林及び野生植物の重要な生育の場の 五 植物1 調査項目 範囲内の区域、排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域及び排水の排事業実施区域及びその周辺区域並びに硫化水素の排出により影響を及ぼすおそれのある 窒素、全燐、水温並びに位置水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、 により確認された野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内において国又は地方公共団体の調査 及ぶかどうかを予測する。 ある水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域 |事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれの 及ぶかどうかを予測する。 出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域 を定量的に予測する。 |口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない地点 る指定地域 |水質に係る環境基準 により確認された自然林又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測す (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内において国又は地方公共団体の調査 よる生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水(1) 調査により確認された保全対象(保全対象の口を除く。)に対する排水の排出に 排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域 1 調査地域 調査項目 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定す 調査地域 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼 水道原水取水地点 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場に影響が 国又は地方公共団体の調査により確認された野生植物の重要な生育の場に影響が 排水の排出によって、 保全対象 地域の基準 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうか 全窒素又は全燃 全 池発電所 に関する項(1) 目 目 に関する項(1) 太陽電 騒音 振 動 1 道路 る自動車が通過する道路に面する区域 |振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域 影響の程度を予測する。 |岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況 対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響 2 定める省令に規定する限度を超えている地域 ホ 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けて 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 2 (2) 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖 工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用す 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 る自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測す された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用す (2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認 の程度を定量的に予測する。 内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域 3 2  $\frac{1}{2}$  $\widehat{2}$ 2 1 1 1 ない河岸が存在するかどうかを予測する。 予測 調査地域 調査地域 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 学校等 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備 調査地域 調査項目 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況 調査項目 地形 振動の諸元 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への 騒音の諸元 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により 保全対象 保全対象 保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域

192			
目に関する項の	目	に (四) す る 植	
ある水域 事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれの事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状況 の状況 ある水域 ある水域	、 藻場又は野生植物の重要な生育の吸の周囲一キロメートルの範囲内にりかを予測する。 公共団体の調査により確認された藻公共団体の調査により確認された藻の	(2) 水質の状況  (2) 水質の測定点において定量的に予測する。  (2) 水質の測定点において定量的に予測する。  (2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうか植物1 調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。  (2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。  (2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。  (2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。  (2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。	排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに排る項(1) 排水の諸元   る自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。
		目 に (二) 所 項 護 目 版 力 項	
車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査によを定量的に予測する。	対象のイ、ロ又は二が存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響である省令に規定する限度を超えている地域  1 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全のにおいて工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域内においては、事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域を対象のイ、ロ又は二が存在する地域における自動車が高い、調査を関する場合に規定する限度を超えている地域	(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の社(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定(2) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域(2) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域(3) 開音の諸元(1) 騒音の諸元(1) 騒音の諸元(1) 騒音の諸元(1) 騒音の諸元(1) 騒音の諸元(1) 騒音の諸元(2) 地形(2) 地形(2) 地形(3) 保全対象(3) 保全対象(4) 影音の治道の整備に関する法律第五条第一項の規道路(3) 保全対象(4) 影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況(4) 解音の指述の整備に関する法律第五条第一項の規定を表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	1 確 (2) (1) (2) 場 国 また 事 に 野

	193
目に(三) 関すする植 項物	目 関する項 (二) 振動
工事を行う場面の周田十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域 3 予測 3 予測 3 予測 6 (2) 水質の状況 (1) 排水の諸元 (1) 排水の諸元 (1) 排水の諸元 (1) 排水の諸元 (2) 水質の状況 (4) 保全対象 定域を除く。) (5) 排水の排出により水質の別定点において定量的に予測する。 (6) 排水の排出により水質の別に表別、大量が変化する指定水域又は指定地域 (1) 調査により確認された保全対象(保全対象の口を除く。) (2) 排水の排出により水質の別定点において定量的に予測する。 (2) 排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域 (4) 開査地域 (4) 保全対象の口を除く。) (5) 排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域 (6) 調査により確認された保全対象の口を除く。) (2) 調査により確認された自然杯、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況 (1) 国文は地方公共団体の調査により確認された自然杯、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況 (1) 国文は地方公共団体の調査により確認された自然杯、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況 (5) 財子の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域 (6) 予測する。	振動規制 (1) 調 (1) [1) [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]
日 の状況  1 回文性地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生化、 1 国文性地方公共団体の調査により確認されたさん。 2 調査地域  3 予測  (4) 目別に影響が及ぶかどうかを予測する。 (5) 自然  (4) 調査項目  (4) 調査項目  (4) 調査項目  (5) 自然  (4) 調査項目  (5) 自然  (5) 自然  (6) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況  (5) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (6) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (7) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (8) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (5) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (6) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (7) 本力発電所であって、次に掲げるものの設置  (8) が、ガスタービン及が両川の水際線が入工改変を受けていない自然海岸、自然湖岸入口改変を受けていない自然海岸、自然湖岸の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況  (7) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (8) 事業実施区域の周囲ーキロメートルの範囲内の区域  (1) 調査により権認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸の大井団体の調査により  本のの設置  (7) 水力発電所であって、次に掲げるものの設置であって、例と告示するものを除く)の設置が大上で、20 の設置であって、別に告示するものを除く)の設置が大上で、20 の設置であって、20 との大力発電所であって内燃力を原動力を原動力とするものの設置であって、カスタービン及び内燃力を原動力を原動力とするものの設置であって、カスタービン及び内燃力を原動力を原動力を原動力を原動力とするものの設置であって、カスタービン及び内燃力を原動力を原動力を原動力を原動力を原動力を原動力を原動力を原動力を原動力を原動	に関する項国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場

	-									
の工事以外 (二) 発電	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	備のに掲げるものを除く。)の設置の発(8)燃料電池発電所の出力五百キロワット以上の発電設備(別表池発のを原動力とするものの設置	<ul><li>火力発電所の発電設備であって二以上の原動力を組み合原動力とするものの設置</li><li>火力発電所の発電設備であって汽力、ガスタービン及び4)までに掲げるものを除く。)の設置</li></ul>	であって(5) ア燃力を(4) 火	発電所ピンを原動力とするものの設置2) 火(3) 火力発電所の出力千キロワット以上の発電設備であってガスタの設置 汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。) の設置	発発しのも	の掲て置	の 設 発 置 電	工事	の池 の 1 設発太 設
発電設備に	リ 水 車	路 チ タ ン 水 圧 管	ト タ へ ン サ ク へ ー	ホ 放 水 路			ニ ハ	取 水 設	イ 設 (1) ダ ム 水 ナ	原るのあ更
リット以上の揚水式発の出力の選択の	ーペ とく、从こりはJりで見させららり 2 出力三万キロワット以上の発電設備に係る水車の改造であって、二(2) 圧力の変更を伴うもの (1) 管胴本体の強度の変更を伴うもの て、次に掲げるもの	出力三万キロワット以上の発電設備に係る水圧管路の設出力三万キロワット以上の発電設備に係る水圧管路の設	出力三万キロワット以上の発電設備に係るサージタンクの設置出力三万キロワット以上の発電設備に係るヘッドタンクの設置(2) 水路橋又はサイホンの強度の変更を伴うもの	水る三三	水二人はおおりませる	の発電設備に係る圧力導水路の改造もの	1 出力三万キロワット以上の発電設備に係る導水路の設置及び延長出力三万キロワット以上の発電設備に係る沈砂池の設置て、通水容量の変更を伴うもの2 出力十万キロワット以上の発電設備に係る取水設備の改造であっ	発生施設(以下「ばい煙発生施設」と発生施設(以下「ばい煙発生施設」との変更を伴うものに限るものに限る。	の投置又は収替え(大気をうものとなりとは安定度又は洪水度若しくは安定度又は洪水	

限る。)の設置又は取替え発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに内燃機関(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の4 ガスタービンの取替え	関 ホ 内 燃 機
と	
人1)ミリスは温度のですな事うつのに限る。4において同じ。)の改造であって、次に掲げるもののに限る。4において同じ。)の改造であって、次に掲げるもの。	<u>ڻ</u>
発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係った。大スターヒン(アンモニアヌにオ素じ夕を燃料として使用する外力	を含む。以
ガスタービンに属するガス圧縮機の設置	ガス発生機
限る。2において同じ。)の設置	縮
発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係る  1    オスターヒン(アンモニアヌに水素ら外を燃料として使用する外ナ	ービン(空
	ハ蒸気井
るボイラーの改造であって、燃料の種類の変更又は追加を伴うも、アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設ア、水素及びガス以外のものに係る場合に限る。)	
燃料の種類の変更又は追加を伴うもの(石炭、石油、液化ガス、アンモ  4 出力千キロワット以上の発電設備に係るボイラーの改造であって、	蔵器
3 ボイラー、独立過熱器又は蒸気貯蔵器の取替えてき、 受合すの育力の愛見を住っての	はほ
で含みつピリンを見なおうのつ再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更	を含む。以
最高使用圧力又は最高使用温度	(バーナー
もの 2 ボイラー、独立過熱器又は蒸気貯蔵器の改造であって、次に掲げる	由立過熱器
発電設備に係るボイラー、独立過熱器又は蒸気貯蔵器の設置	ロボイラ
3   出力千キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの取替え  (3)   調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの	
) 回転速度の ) 主蒸気止め	
に掲げるもの 力千キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの	ビン
キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの設置	イ 設備 蒸 気 タ 力
3 貯水池又は調整池の改造であって有効容量の変更を伴うものを伴うもの	
水水	又は調整池
造であって、二十パーセ出力三万キロワット以	ポンプパ
	-

|所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るも 限る。2において同じ。)の設置 燃料設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発

燃料設備の改造であって、次に掲げるも

係るものな 除く。)

発電設備に (内燃力 燃料設

圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。)、液化ガス用ポンプ、圧送機(最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第表第二及び別表第三において同じ。)、冷凍設備に係る冷媒ガス圧縮機縮器に限る。)及びその他のガス又は液化ガス用の容器をいう。以下別 第三において同じ。) 又は導管の設置 第三において同じ。)、ガス・液化ガス用配管 (外径が百五十ミリメー ル以上のガス又は液化ガスを通ずる配管をいう。 ス又は液化ガス用のものに限る。)、冷凍設備(受液器、油分離器又は凝 (液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器、ガスホルダー、 液化ガス用燃料設備に属するものであって、 以下別表第二及び別表 ガス・液化ガス用 熱交換器(ガ

(通常の使用状態の温度が零度以下のものに限る。以下別表第二及び別器若しくは配管の最高使用圧力、最高使用温度若しくは最低使用温度 液堤の容量の変更又は冷凍設備に係る冷媒ガス圧縮機、液化ガス用ポン 当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が九十八キロパ キロパスカルにおける沸点が零度以下の液化ガスを温度が零度以下又は 表第三において同じ。)又は導管の最高使用圧力の変更を伴うもの スカル以下の液体の状態で貯蔵する貯槽をいう。以下同じ。)に係る防 3  $\widehat{2}$ 液化ガス用燃料設備に属するものであって、低温貯槽(圧力が零 液化ガス用燃料設備に属するものであって、ガス・液化ガス用

弁に係るもの プ若しくは圧送機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの 液化ガス用燃料設備に属するガス・液化ガス用容器の胴又は安全

更に係る長さが百メートル以上のもの 5 液化ガス用燃料設備に属するガス・液化ガス用配管又は導管の変

化ガス用の熱交換器又は冷凍設備に係る凝縮器の伝熱面積の変更を伴う 6 液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用気化器、ガス若しくは液

上のも 7 液化ガス用燃料設備に属する導管の位置の変更が二十メートル

| 固形化燃料」という。) の貯蔵設備の改造であって、次に掲げるもの 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料(以下 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の主要寸法、 材料又は個数の変更を 「廃棄物

変更を伴うもの るための装置又は消火のための装置の種類、 可燃性のガスの濃度を測定するための装置、これらの測定の結果を記録 伴うもの (2) 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の湿度、 るための装置、不活性ガスを封入するための装置その他燃焼を防止す 能力、 温度若しくは酸素若しくは 個数又は取付箇所

の点検のための装置の種類、 めの装置、当該燃料の全部を撤去するための装置又は当該撤去の実施 3 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備において、当該燃料を受け入れるた 能力、 個数又は取付箇所の変更を伴うも

	脱水素設備用容器の胴又は安全弁に係るものガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの規プ調査を持ている。		196
<u>り 又の</u>			
- 07 亲	は さいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。 発電設備に係る脱水素設備(水素化合物から触媒反応によって 蒸気発生器の取替え 蒸気発生器の取替え 熱交換器の伝熱面積の変更を伴うもの 熱交換器の伝熱面積の変更を伴うもの	設 備 脱 水 素	
	#王力又は最高使用温度の変更を半うもの以ば安全弁に係るものは吐出圧力の変更を伴うものは吐出圧力の変更を伴うものの設置		
X = K / 13 · ·	高東用王力が九百八十キロペスカル以上のものをいう。以下別表第二及配管(外径が百五十ミリメートル以上のガスを通ずる配管であって、最い炉用の容器の最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものをいて、ガス化炉用容器(ガス化炉、蒸気発生器、熱交換器その他のガス2 ガス化炉設備の改造であって、次に掲げるもの2 ガス化炉設備の改造であって、次に掲げるものという。 導管の位置の変更が二十メートル以上のもの	炉 チ 設 備 ガ ス 化	
	次化ガス用配管又は導管の変更に 液化ガス用気化器又は熱交換器の伝熱面 変の変更を伴うもの 変化ガス用容器の胴又は安全弁に係る。 が化ガス用容器の胴又は安全弁に係る。 が化ガス用容器の胴又は安全弁に係る。		
	要又は尊音の晶 大	く料 化 ス ト 。)設 ガ 設 備 ス 備 液 を 用 ( 化 除 燃 液 ガ	

- 5 6 脱水素設備用容器の伝熱面積の変更を伴うもの ガス用配管の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの
- $\widehat{7}$ ガス用配管の変更に係る長さが百メートル以上のもの
- 設置
- 改造であって、次に掲げるもの
- 最高使用圧力、最高使用温度又は最低使用温度の変更を伴うも
- $\widehat{2}$  $\widehat{1}$ 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴う
- 取替え又は容器若しくは熱交換器に係る強度に影響を及ぼす修

3

- 出力五百キロワット以上の燃料電池設備の改造であって、出力五百キロワット以上の燃料電池設備の設置 次に掲げ
- くは出力の変更を伴うもの (1) 燃料電池の設置又は改造であって二十パーセント以上の電圧若
- に限る。)の設置又は改造であって最高使用圧力若しくは最高使用温度を超えるものであって、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの の変更を伴うもの若しくは胴若しくは安全弁に係るもの 長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が○・○四立方メート  $\widehat{2}$ 容器、熱交換器又は改質器(内径が二百ミリメートルを超えか
- 最低使用温度(通常の使用状態での温度が零度以下のものに限る。) 若 しくは最高使用温度の変更を伴うもの若しくは胴若しくは安全弁に係る リメートルを超えかつ長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が ○・○四立方メートルを超えるものであって、最高使用圧力が九十八キ パスカル以上のものに限る。)の設置又は改造であって最高使用圧力、 液体窒素用貯槽、気化器又は窒素ガス用ガスだめ(内径が二百ミ
- スカル以上の燃料電池設備の修理であって、次に掲げるもの  $\widehat{4}$ 出力五百キロワット以上かつ改質器の最高使用圧力が九十八キロ。出力五百キロワット以上の燃料電池設備に係る燃料電池の取替え 燃料貯蔵設備に係る(二)1(2)への下欄に準ずるもの
- |を超えるもの及び内容積が○・○四立方メートルを超えるものであっ 用ガスだめ(内径が二百ミリメートルを超えかつ長さが千ミリメート 又は修理であって次に掲げるもの 最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。)の取替え 容器、熱交換器、改質器、 液体窒素用貯槽、気化器又は窒素ガス
- 胴又は安全弁の取替え
- 胴の強度に影響を及ぼすもの
- 安全弁の性能に影響を及ぼすもの
- $\widehat{2}$ 燃料貯蔵設備に係る(二)1(2)への下欄に準ずるもの
- 出力二千キロワット以上の太陽電池の設置

- 出力二千キロワット以上の太陽電池の改造であって、 出力二千キロワット以上の太陽電池の取替え 次に掲げ
- $\widehat{1}$ 二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの
- 2 支持物の強度の変更を伴うもの

				Hill o litt 0	
器 (2)				機 ① 備 2 電	
変 <u>圧</u> ト十て器係電中1 も	更波 ( う	変はのン十	○る次で機係電	電 発 気 <u>電 設</u> 江中 2 機 係 電 中 1	関 風 力
以万電でる設欄 の 上ボ圧あ変備の	りを数 <sup>2</sup> しも 伴の	更容電トパ	<ul><li>(1)</li><li>なおの</li><li>であって、</li><li>であって、</li><li>造電</li></ul>	横	
一)」 電圧調整装置を付加するもの に2 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上 発の変圧器(中欄に掲げるものを除く。)の改造であって、次に掲げるもので、1 二十パーセント以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上に 2 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上に 2 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上 1 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上	う変周	伴の又上セ	二が、造電に	(2) 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの (3) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの (1) 両車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの (2) 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの (1) 両連又は支持物の強度に影響を及ぼすもの (2) 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの (1) 下欄の発電設備(水力発電所にあっては、出力三万キロワッ発・以上のものに限る。)に係る発電機の設置 (1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの (2) 周波数の変更を伴うもの	次出出響出
機 🥠	整電調(	,			
	整器 電圧 位相 調 は 田 田 田 田 田 田 田 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	,			
相	調は圧	す 置 圧 ( ) う	変 は の ン 十 ( の 更 容 電 ト パ 1	掲ち改のペル万つト十て器係電中 2 げ、造もアトキ容以万電でる設欄	設のペル万つ 置もアトキ容
			を量圧以1	る次のの以アロ量上ボ圧あ変備の もにうの上ンボ十かル三っ圧に発し	) の以アロ量 の上ンボ十
トと1ヶ尾日子に発見 大型 の間相機の改造 変更を伴うもの 変更を伴うもの 変更を伴うもの	へ、以上の電Eでは緊張の変更を半うらつペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の2 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係ペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の1 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係				3   電圧十七万ボルト以上であって、

え断以ス器()の上ボ、器外渡マスーのル	圧っくもるにと(**の線係 = て *)のた接電器進引ろ	器 (8) 遮 <u>断</u> 中 相	器 又 数変 換 整 流 機 器	(7 アリ(6) アクはアクトト 限の アクト 限 アクト アクト アクト アクト アンジャ アンジャ アンジャ アンジャ アンジャ アンジャ アンジャ アンジャ	ン · デ電
え 器又は が 男と の 設置 の 設	万	設備に除く。)の設置(ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス欄の発除く。)であって、電圧十七万ボルト以上のもの(中欄に掲げるものを(一)1 送電線引出口の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものをの周波数変換機器又は整流機器の取替え  3 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上	又は二十パーセント以-換機器又は整流機器の改五万キロボルトアンペア換機器又は整流機器の改換機器又は整流機器の設	1 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上ペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であって、二十パペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であって、二十パペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であって、二十パペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置 ペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置 ペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置 ペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置	電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボル上の群の設造であって、二十パーセント以上の容量の変更上の群の設造であって、二十パーセント以上の容量の変更上の群の設造であって、二十パーセント以上の容量の変更上の群の改造であって、二十パーセント以上の容量の変更上の群の改造であって、二十パーセント以上の容量の変更上の群の取替え

の置た防のよ数 C 器係電中 S う変断以セ三あ遮及スン十うの上ボ圧っくもるにと(の線係電中 S く場設遮のすめ止拡る低)でる設欄 も更電上ン十つ断び遮トパち改のル三て)のた接電要遮引る設欄 )。合置断うるにす大事下周あ遮備の(のを流のトパで器真断()、造もト十)でをめ続気設断出送備の()をす器ちも設るを故に波っ断に発)(伴の遮))は、に空器ガセニのの以万電あ除のす的備器口電に発)(除るを

				199
	所 蓄 			
整電調 (二) 器 (二) 器 圧整 位器 二	の備てエニエーに、事 保次で変 設	置め管所(1)の理の間がまます。		
相 又 電 変 	係次で変 設 るのあっ の も設っの の	御る転発装たを電	帯   装     設   置     変	
			の 上 ボ 設 の ル 置 も ト	圧供業掲項八法 三すのげ各条第 十る用る号第三
以以2以1の3分分の2の1	設 出	てキ料で水	D CI	万電に事に四十
上上 上 変 2 0 変 変 のの電の電圧電 圧電圧電	置力	、口雷は力	蔵 蔵 も又る電料 装へ装へのは出所電	
電電圧電圧器圧電二器圧器圧圧圧圧十圧十の十圧十の十の十大調七調七調七設七	万 キ ロ	制御方式・一万年の一万年の一万年の一万年の一万年の一万年の一大十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	置一 改力に池 一 造五お発 の下標 で百け電	
又調出七調・七田・七田・七田・七田・七田・七田・七田・七田・七田・七田・七田・七田・七田・	ワッ	の満、ワ出変の出ッカ	垣の の つり 日に	
量又ル又ル ル置ンあル ルト をトゥト リング	ト 以 上	を 力 二 未 キ	っ龍 龍 ニッニけ て設 設 十トチる	
更圧上圧上 上加上 上でを位の ですの です です かんしん です かんしん です かんしん です かんしん できる かんしん かんしん しゅう	又 は	も所口のツ	(備) (ボー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー	
上であって、容量上の電圧又は容量上の電圧又は容量上の電圧又は容量上の電圧又は容量上の蓄電所に係る上であって、容量上の蓄電所に係る上であって、容量上の蓄電所に係る上の蓄電所に係る上の蓄電所に係る上の蓄電所に係る上の蓄電がに係る上の蓄電がに係る上の蓄電がに係る上の蓄電がに係る上の蓄電がに係る上の蓄電がに続きる。	容 量 八	の以ワ火ト 外ッカ未 のト発満	田力五百キロ ボに係る容量 - ボに係る容量 - エーパーセント以 エーポーセント以 エーポーセント以 エーパーセント以 エーパーセント以 エーパーセント以 エーパーセント以 エーパーセント以 エーパーセント ()	
の器に係る。 で表して、 で発量 のである。 で発量 で発量	万 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	発未電(	ンハ ハ ト借トワ	
以るではる 単 重の単 半 十 万 一 一 一 一 万 一 一 万 一 万 一 万 一 万 一 万 一 万	ロ ワ ッ	高所に係る間の太陽電波 の太陽電波 に係る間が	万 万 カー エの発 電 インット以上 ロ 圧 る 電 日	
万万万万元を	トア	1 削池日期	の ワ ワ 若 逆 設 上 容 ツ ツ し 変 備 の	
てキ キ ボ 伴 ボ ボ て ロ ル ル う ル ト ト ト ト ト	ワ       	御装置の の で で で で の で る で の の の の の の の の の の	の ノー ノー は 袋 は 笛	
ナル ル ア の ア ア パト ト ン	上の	1カけトも	申し カのカ値	
セン ン ア ア ア	蓄電電	造出未の   で力満に	うの の 更、所陽	
ンペ ペ 以 以 以       トア ア 上 上	所 の	あ五のあっ百燃っ	も電 電 を取に電の力 力 伴替お池	
	器()	男 又 粉 〇	ア又リテ サ用品	機 ( )
	器(七)	器 又 数 変 換 整 換	クはアユ l コ 凹 ト 限 ク ン	機(三)
	<u>遮</u> 断	流機周機器波	ル流ト分    デ電	調 相

上の電圧調整器又は電圧位相調整器の取替え 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア

上の調相機の設置 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア

更を伴うもの 以上の調相機の改造であって、二十パーセント以上の電圧又は容量の変

電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア

上の調相機の取替え 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア

3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の改造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの 2 上の群の設置 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア

上の群の取替え 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア

以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であって、二十パーセ 以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置 ト以上の容量の変更を伴うもの 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア

以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの取替え 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア

周波数変換機器又は整流機器の設置 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以

電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力の変更を伴うの周波数変換機器又は整流機器の改造であって、二十パーセント以上の

の周波数変換機器又は整流機器の取替え 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以

|除く。) であって、電圧+七万ボルト以上のものの改造のうち、二十パ|2 送電線引出口の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものをはガス遮断器以外の遮断器に暑え オンシーキャニー 除く。)であって、電圧十七万ボルト以上のものの設置(ガス遮断器又 送電線引出口の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのもの

って、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボ3 周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であ ルト以上のものの設置 |の遮断電流の変更を伴うもの

ト以上の電圧若しくは出力の変更を伴うもの |装置に係る逆変換装置の設置、取替え又は改造であって、二十パーセン 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯 するための遮断器であって、電圧十七万ボルト以上のものの取替え 他の者が設置する電気工作物(需要設備を除く。)と電気的に接

200				
		所 変 電		
機 (三 整 電 調 (二 器 圧 整 二 位 器	器(	の備でエー・エー	置め管所(備三の理の)制す運	蔵儿
調 相 又 電 相 調 は 圧	変 圧	「 「 「 「 「 「 「 「 「 で で あ の も 設 っ の の の の も の の の の の の の の の の の の の	制 御 る を を 電 表 た を 電 表 た を 電 表 た を に に に に に に に に に に に に に	置電
トアンペア以上)の変圧器のの変電所に係る容量一万キロの変電所に係る容量一万キロの変電所に係る容量一万キロの変電所に係る容量一万キロの変電所に係る容量一万キロの変電所に係る容量一万キロが上の調相機(受電所になる容量一万キロボルト以上の調相機(受電所になる容量であって、なける容量であって、なけるでは調整器の政替えの変電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量であって、なけるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	1 電圧十七万ボル (受電所にあっては、 (受電所にあっては、 (受電所にあっては、 トアンペア以上)の (1) 二十パーセン (2) 電圧十七万ボル (3) 電圧十七万ボル	あっては十万ボルー の場所に伝送するだけ	係る制御装置の	1 出力一万キ   1 出力一万キ   1 出力一万キ
以上)の変圧器の取替え にの改造であって、二十パーセント以上の にの改造であって、二十パーセント以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にる容量一万キロボルトアンペア以上の にるる容量一万キロボルトアンペア以上の にの取替え にの取替え にの取替え にので電所に係る容量二下 にあっては、 にのでででは、 にのででは、 にのででは、 にのででは、 にのででは、 にのででは、 にのででは、 にのででは、 にのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	電圧十万ボルトで以上であって、電圧十万ボルトを付加するものを付加するものを付加するものを付加するものをがあって、下以上の電圧又はたいとのであって、下以上であって、下の上であって、	3っては十万ボルト以上)の変電所の設置に場所に伝送するためのもの以外のもの (と)をでいるでは十万ボルト以上)の変電所の設置では十万ボルト以上(構内以外の場所から	制御方式のの	であって、二十パーセント以いののであって、二十パーセント以上又は容量八万キー ロワット以上又は容量八万キー
の変 電 ボルトア の変 電 ボルトア の変 電 ボルトア	容量十万キロボルトアンペア以上 以上であって、容量一万キロボル 容量十万キロボルトアンペア以上 な量十万キロボルトアンペア以上 以上であって、容量一万キロボル 以上であって、容量一万キロボル 以上であって、容量一万キロボル 以上であって、容量一万キロボル	置(以下「受電所」という。)に物の総合体であって、構内以外から伝送される電気を変成する	変更を伴うもの	以上の出力又は容量の変更をキロワットアワー以上の電力
○ ↓ 宏 杰 維 田 車 汁 要 即 刀 料 △	11.0	11 0	4 П О	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	リア クト ル 流	リアクトル 路	サー 電力	
_ くの直るは適道道営機器波	ル 流	ル 路	ン 力	

セント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの |容量一万キロボルトアンペア以上の調相機) の改造であって、二十パー 以上の調相機(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上の変電所に係る 電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア

電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア

|容量一万キロボルトアンペア以上の調相機) の取替え 以上の調相機(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上の変電所に係る

の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の設置 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)

の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の改造であって、 一十パーセント以上の容量の変更を伴うもの

の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の取替え 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上) 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)

造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの改 2 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)

の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの取 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)

の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)

|造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの改 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)

の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの取 電圧十七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)

(受電所にあっては、容量十万キロボルトアンペア以上又は出力十万キ 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上

ロワット以上)の周波数変換機器又は整流機器の設置 ロワット以上)の周波数変換機器又は整流機器の改造であって、二十パ (受電所にあっては、容量十万キロボルトアンペア以上又は出力十万キ セント以上の電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以

(受電所にあっては、容量十万キロボルトアンペア以上又は出力十万キ ワット以上)の周波数変換機器又は整流機器の取替え 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上 の変更を伴うもの

	201
。除ののたす接的電備要へ断の出線送れ行事に体と線へ線送 くをもめる続に気と設需器遮口引電るわが工的一路電路電 工一 事 設置	貯 (九 蔵 装 置 電 力
正 出土 七 万 ボルト 以 子 同 じ 。 の 設 電 線 路 で あ っ て 、 の 設 置 と 電 線 路 で あ っ て 、 の 設 置 と か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	器(需要設備と電気的に接続するためのものを 世七万ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上(受電所にあっては、電圧十 大上(受電所にあっては、電圧十 大上(受電所にあっては、電圧十 大上(受電所にあっては、電圧十 大上(受電所にあっては、電圧十 大上(受電所にあっては、電圧十 大力ボルト以上) 大上(受電所にあっては、電圧十 大が、 大上(受電所にあっては、電圧十 大が、 大は、電圧十 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、
所 (	じてお項こ以むを
(4) 電線の一回線当たりの条数の変更を伴うもの(電圧三十万ボルト以上の電線路(電気鉄道用送電線路に属するものを除く。)に係るものに限る。) (5) 二十パーセント以上の電線の太さの変更を伴うもの(電圧三十万ボルト以上の電線路(電気鉄道用送電線路に属するものを除く。)に係るものに限る。) (6) 支持物(上部及び基礎)の種類又は基数の変更を伴うもの(電圧三十万ボルト以上の電線路(電気鉄道用送電線路に属するものを除く。)に係るものに限る。) (7) 地中電線路の布設方式の変更を伴うもの (1) 電圧・七万ボルト以上の電線路(電気鉄道用送電線路に属するものを除く。)に係るものに限る。) (2) 送電線引出口の遮断器(電気鉄道用送電線路に属するものを除く。)がを除く。)の改置(ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガを除く。)の改置(ガス遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)の改置(ガス遮断器を設置する場合を除く。)の改置(ガス遮断器であって、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断を除く。)の設置する場合を除く。)の設置を伴うもの(1) 関波数低下による事故の拡大を防止するための遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以法第三十八条第四項各号に掲げる事業ののを除く。)の設置	

路 (四)		を除る	の機匠	の機品	及び	(111)			ļ J	貯蔵は									器	(1)	<i>O</i>	備にほ	て、	工事で		< ° °	を 除	もねのと	ル る さ	が適	安直法	: 山 : 保	: 鉱	設備工事	-				
電 線_		がく。) 一名変成器	器(計	器 以 外		<u></u>			Ī	接置	電力									逝		帰に係るも	次の設	であっ	変更の										設置の				
電圧十万ボルト以上の電線路の一キロ電圧五万ボルト以上の電線路の設置	又は出力一万キロワット以上の電圧一万ボルト以上の機器であ	うくは出	い、二十パー	ロボルトアンペ	以上又は出力一万キロワット以上のものの設置	1 電圧一万ボルト以上の機器であって、容量一万キロボルトアンペア		っち、二十パーセ	力貯蔵装置で	j j	1 受電電王一万ボルト以上の需要設備こ属する電力貯蔵装置であっ一月一万オパー以上のものの耳春え	るし てあって	つってごりつっための遮断		、ト以上の遮断	電電圧一万ボルト以上の需要設備に属するものに限る。)であって、電	っための遮断器		る。) であって、	1 他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための遮断器 (受															受電電圧一万ボルト以上の需要設備の設置	作物(需要認備を除く) と電気的に接続するための返贈者	二三の(清草は精)など。) に置ばりこまた電圧十七万ボルト以上の開閉所の修理であっ	造	3 電圧十七万ボルト未満の開閉所の電圧を十七万ボルト以上とする
																									,		は 発 電	一、発電所	0. 種類	物	表								
落 `月	吏合戸 目はの 火、場	) 発	Ž	皮数で属	及び割	とって	ト を ろ 付 記	頭出力	時せん	及び常	時出力	は 。 : 常	の場合	発すが	、 は <u>フナ</u>	可能の	ī 2 f ) 発	<u> </u>	~	記載す	字	区	県	都	び 位 置	名称	電所の多	1 車	<b>퇃</b> 順	記載す	東六十=								
																												事の 戸名 心里	お丘퇃の内容に見る丘퇃の対容は	144	第六十六条、	5 電圧十		_		(4) 二十	_	(1) 電圧	3 電圧士
																												信はなる。	<b>観察ある☆り</b> (認可の申請	J 3	第七十八条関係	ラボル	万ボル	中電線路の布	物に	パ <i>0</i>   1	方式	の変更(昇	十万ボルト以
																												ß.	こ艮る。ことは居田に	7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	(関係)	上の電線路	満の電線路	設方式の変	j	- 以上の電線	「緑数の変更を伴うもの	(圧に限る。)	上の電線路
いい 煙 煙			く。) に係る	する第二種事業	環境影響評価	のための措	係る評価書に	条の十七笛	その特定対	寺定付象事	せて記載すること。)	を	特定対象事	特定対象事	をしようと	七第三項に	掲げる電気工作物	係る場合に限	又は配電事	気工作物で	ルト以上の	であることの	給を確保す	事業用電気工	をしようと	七第三項に掲	げき	電関系し	-   り勺容こより   日日に保み	添付書類	i į	の左右五十つ	ト未満の電線路の電圧を十万ボル	更を伴うもの		セント以上の電線の太さの変更を伴うも業分に一回総当だりの余数の変更を伴うも	りき女のでを伴うもの	を伴うもの	の改造であっ
(大気汚染防止法第二条第発生施設を設置する場合は	含む。)の措	法第二十九条第二項におい条第三項第二号(同条第四	く。)に係るものにあっては、同法第	『事業 (特定	土	のための措置に関する説明書	価書に従っている環境の保全	7二項の規定	その特定対象事業に係る法第四十六年別対針事業に任るでは、これ	寺定対象事業こ系るものこあっては、十二言書できる。	×	成の配	リスズ [[[[[記記]]] 八天]] おっぱ 東京対象事業実施区域内の主要工作	特定対象事業に係るものにあっては、	をしようとする場合を除く。	七第三項に掲げる電気工作物	《工作物の設	り、	事業の用に供	あ	力系統	説明	ため	《工作物が電気の円滑	をしようとする場合を除く。	げる!	物/	覧図(別長	関系あるもの	耳のよう		ル	· 卜 [ 以	()		更を伴うもの 多更を伴ぶも			て、
法第二	置に関	において準用条第四項及び	ては、	対象事:	第三項	説明書	る環境の	によるほ	る法第四	<b>りこあっ</b>	間の長さも	置図 (水	内の主要	のにあっ	除く。)	工作物の	の設置及び別表第	別表第六第二項に	供されるも	一般送配電	係る事業	(電圧十七万ボ	技術上適切なも	気の円温	$\overline{}$	工作物の	の設置及び別表第	笠 し	りこ艮る。こ	ii 保		の位置変更	とす			0			次に掲げるもの

め全境い従価係通にの第の十法に象特 `っの係事定のののるっ書る知よ規二十六第係事定そてにる業対措た保環でに評にる定項七条四る業対のはあもに象 載別ん常時大ぞへ論及 すに頭時及、れそ水び る記のせび常最れ力理 事定業二すに第第評境 5 業対、種る規三二価影 を象特事第定項条法響環 (。) 4

は、各設備の主要寸法を記載するこ面図及び断面図(水力発電所の場合 力発電所の場合は、縮尺五万分の発電所の概要を明示した地形図( 気工作物の設置及び別表第七第三項 単線結線図 以上の地形図) |項の特定施設を設置する場合は、 動に関する説明書 振動規制法 |項に規定するものをいう。 さ及び接地の種類も併せて記載する を除く。)については電線の種類、 主要設備の配置の状況を明示した平 る災害の防止に関する法律第二条第 内の急傾斜地 急傾斜地崩壊危険区域内において行 成十一年法律第百五号)第二条第二 ダイオキシン類対策特別措置法 項の特定施設を設置する場合は、 定施設に関する説明書 音に関する説明書 項の特定施設を設置する場合は、 銀排出施設(以下「水銀排出施設」 指定された地域内に同法第二条第一 を設置する場合は、有害物質貯蔵指 水質汚濁防止法第五条第三項に規定 指定された地域内に同法第二条第 騒音規制法(昭和四十三年法律第九 という。)を設置する場合は、水銀等 大気汚染防止法第二条第十四項の する有害物質貯蔵指定施設(以下 (同条第十二項に規定するものをい 有害物質貯蔵指定施設」という。) 」と。) (別表第六第二項に掲げる電 項に規定するものをいう。以下同 /制限工事に係る場合は、当該区域 ・オキシン類に関する説明書 -四号)第三条第一項の規定により 八号)第三条第一項の規定により に関する説明書 以下同じ。)に関する説明書 の崩壊の防止措置に関する説 (接地線 (計器用変成器 (昭和五十一年法律第六 (急傾斜地の崩壊によ 以下同じ 水水 ダ 振 騒 設備 1 ダム 水力 い項条 のれでた 同項法及 除く。 がとら 号 条 含 場 二 十 条 項 法 ŧ に 措む。 第 第一 合 第 す 第 つの 係 料試験の結果 の事 流頂標高、  $\widehat{2}$ 用量及びコンクリート以外の堤体材料の材 2 1 堤体の体積、最大敷幅並びに上下流面設計洪水流量計算書 洪水吐きに係る次の事項 高さ十五メートル以上のダムに係る次算書 一配又は中心角及び半径 コンクリートの材料の種類、 基礎地盤の処理方法 種類及び容量 ゲートの種類、 越流幅及び越流水深 高さ、余裕高、頂長、 主要寸法及び門数 頂幅、 コンク|説明書 越ダムの構造図 |決定に関する説明書の他 (二) 洪水吐きの構造図並びに容量、 方法に関する説明書 地盤の地質及び処理の方法に関する高さ十五メートル以上のダムの基礎 説明書 及び安定度についての計算書 堤体の強度及び安定度についての 揚水発電所の揚水量の決定に関する 有効落差、 使用水量の決定に関する説明書 電気工作物の変更をしようとする場 の設置及び別表第七第三項に掲げる 新技術の内容を十分に説明した書 土砂堆積量計算書 る説明書 流量の調整方法及び引水方法に関す ての計算書 流量資料 とする場合を除く。) に掲げる電気工作物の変更をしよう 、別表第六第二項に掲げる電気工作 ート制御の方法に関する説明書 -操作用予備動力装置の出力 理論水力及び出力につい

強度

6

204					
8	路7クサ	<b>9</b> 6	5	4 3	備 2
水 車	ー 水 ジ 圧 タ	ン ク へ 又 ッ	放 水 路	導 沈 水 砂 路 池	取 水
	生 <u>管</u> ン	はド	路	路池	設
2 車 1 種 3 持 7 に 類 方 P	大記21	2 1 5 4 3 及開 2 水種調放こ圧よこ	記地14断32	びホト1 主4 3 2 王ンン 要 カ及ネこ寸制取耳	2 記地 1 寸 5 ( 7 法 ( び 3 )
調 あ 種 ア 注 彳	大内圣、最小内圣、記載すること。)、最2 管胴本体の長さ1 圧力	2 1 5 4 3 こう配、標 及び圧力 放水口の主 種類及び圧の 主要の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	本の位置を表すること	び 王 4 3 2 主 4 3 2 主要寸法 下ンネル、暗 で その で その で その で その に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に る に る に る に に に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に る る に 。 に 。 に 。 。	(3) ゲート操作田 (4) ゲート操作田 (4) ゲート操作田 (5) 水たたきの地点の位置 (新道 (本) 1 の (5) 水たたきのが (5) が
機て、カ・貴のは出しカー	最こ本	(特別) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	ることでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	そ 長 門口カ	文すの取及洪 び常 量並びに が常 が ( 大 と ) で が で ( 大 と ) で が で ( 大 と ) で で で で に と で し と に と と と で と で と で と と で と と で と と で と と と で と と で と と で と と で と で と と で と
種 揚 カ ブ ア ス て る れ 、 ロ る そ ろ る ろ り る ろ り る ろ り る ろ る ろ ろ る ろ る ろ る	小勺圣、 と。)、 是 を。)、 是	寸力種要準 他才	(都川主 オ標準)	他のとなり、他のというでは、他のというでは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	ボート操作 ボート操作 ボート操作 ボート操作 ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボートを ボート操作 ボート操作 ボート操作 ボート操作 ボート操作 ボート操作 ボートを エートを エートを エートを エートを エートを エートを エーと エーと エーと エーと エーと エーと エーと エーと
量回ッ、転クを	主、最さ オナ(	法 類寸断 の名	が 大安 不断	別に開及び法	に
揚速の料程度が	科 管 本 、厚 管	び 主 要 び 主 要 が も え び か え が も え う る う う う う う う う う う う う う う う う う う		エカ アラス (本水路及び東水田 水口の主要寸法及び東水路及び支水路とう長 (本水路及び支水路要寸法 (本水路及び支水路要寸法 (本水路及び支水路を) (本水路及び支水路を) (本水路及び、水路を) (本水路の、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で	本 ・ は は は は は は は は は は は は は
及业 数 1 び 及 1 で	安 及合 最 び ち 小 冬	要放標準すれる	この準び標準がまり単数がまりでは、<	する 対路の 対路の	用常用動力設備の 用予備動力設備の 用予備動力設備の を が が が が が が で で で で で で で で で で で で で
程及び入力の数及び小支台を立びにポンプのである。	対料、妾合方去及び.取大管厚、最小管厚、最小管厚、最小管厚の別○(本管及び条管の別	(オーンネル・暗さい)別に記載すること。)別に記載すること。)の別に記載すること。)の別に記載すること。)の別に記載すること。)の別に記載すること。)の別に記載すること。	いた。 京都市区町村字番は 河法 可法 では湖沼の名称及びは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	の他の別に記載すること。の他の別に記載すること。の種類及び主要寸法の別並の種類及び主要寸法の別がです水路の別ができょ、開きよ、水路橋、の主要寸法及び取水口敷標の主要寸法及び取水口敷標の主要寸法及び取水口敷標	字及類の6の制種
水のう	支 最 に	(高) (高) (高) (高) (高) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	- 地瓜 悰り	)サび 高 及イに	地取 主 (二御 類を水 要 二方 及
· ·	こア 管 圧っ かんしょう		· 通水容量計算:	水 通 導 路 水 水	果を記載した 果を記載した
Į.			容路量	出橋及びサイ 水容量計算ま	記載したそのが
1	· ブ オ 計 ロ 構 音 ッ 浩		計規 算図 書	が 計 規 サ 算 図 イ 書	/こ ( * 7向)
	算ッ造 書 ク 計 の 算		Ħ	ホ(	類の計 〇
	強 書			の 水 構 設	理書の模と
	及 び			<sup>双</sup> 水設備を含む。	1の下欄に準 北理模型実験た を が、本理模型実験がある。
	度及び安定度			算含書む。	型 実験 た た た た き る き る き ろ き ろ き き ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も
2				1 設 C   ビ 備 C	池池1のけ発9
ボ				ン 蒸	又 0 ポ る 電 は ン 揚 所 揚 調 貯 プ 水 に 水
イ フ				気 火 タ 力	調 貯 プ 水 に 水 整 水 用 お 式
び2煙高1準3	8 力(温(事	7 蒸気タービンに附属する管に係る次の(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の箇所	1 ( る 6 却 5 4 3 ) ( 次 港 ) ( 本 2 年 )	2 危力 1	X位用全32速1及543
で 最高使用温度 と 理 濃度及び伝熱 高使用温度、排 高使用温度、排 高使用温度、排 高使用温度、排 高使用温度、排 の通用規格	8 力 (1) 温度、 対 安 安 京 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	所 類 ) 法 及 に 度 蒸 、 放 記 最	3 調速装置及び非常調速装置の種類ないの事項 (1) 種類、発生蒸気量、入口及び出る次の事項 (2) 種類、発生蒸気量、入口及び出る次の事項 (1) 種類、発生蒸気量、入口及び出る次の事項	2 危險速度 力及び温度、出 電類、出	X 位用全32速1及543       面、水容       責サ深量駆制       類力ン       調力ン
使熟 及 温 類 、 周 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	紫気タービンの基本设計方: 吹出量、個数及び取付箇所) 安全弁及び逃がし弁の種! 、外径、厚さ及び材料 ②、外径、厚さ及び材料。 主要な管の最高使用圧力: 3	素気タービンに附属する管に係る次の、材料並びに個数、、大料がに個数が二次側の別に記載すること。)、主要が二次側の別に記載すること。)、主要記載すると。)、最高使用温度(一次記載するとと)、最高使用温度(一次記載するとと)、最高使用温度(一次記載する管に係る次の表気タービンに附属する管に係る次の表気タービンに附属する管に係る次の表気タービンに附属する管に係る次の表気タービンに附属する管に係る次の表気タービンに附属する管に係る次の表気を表し、	を を を を を を を を を を を を を を	を及 温 衆、 な 度、 音 、出	チ常有装門
温度	ビ個及厚管ン数びさの	ビ 発でのこ月 次 生に別とり	I 及び非常調 を 種類及び冷調 が容量 ビンに附属する だンに附属する が容量	nの主要寸法及び: 回転速度並びに対 三転速度並びに対	一満窓のけ エ 車種け
度通蒸気量、製面積	の及び及最高は	ビンに附属する管に 「力、吹出量、個数の別に記載すること がに個数 がに個数 がに個数 がに個数	り蒸 に量に及非! 気 附 関び常	要 速主	に制水弁の種類及び吸出 を関するは、 が量、場程 が量、場程 が量、場程 が量、場程 が単、場程
軍 軍 、 、 、 、 、 、 に 高 、 に 高 、 に に に に に に に に に に に に に	本設計 億 用圧	周 電	・重 偶 開治調	生 単気 及 び止	水弁の種類及び主要 水分の種類及び主要 が一チャージ容量 サーチャージ容量 サーチャージ容量 サーチャージ容量
最高使用圧が煙量、力量を	针 類 `	質器の と温で	スロース 一次 温度の 一次 温度の 対 温度の	が 被 が 動 の	限 水位 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
用量圧力が	商 吹 高	係 及び () () () () () () () () () () () () ()	常調速装置の種類 で冷却水温度 附属する熱交換器に係 対属する熱交換器に係	H	及設容 主 及 置 主 び か 要
万 い 島 コ	刊 出 使 基 圧 用	次 取弁 主一個の 付の 要次の	りの係冷	体の の圧	ん水利 法 転 類 法
で明示した図    で明示した図    で明示した図    で明示した図    で   で   で   で   で   で   で   で   で			概 蒸 、	か。 か。 が が が が が が が が を が を を を を を を を を を を を を を	X 水図貯   X 水図貯   X 位 水   X 水
かり カー た に た の			e 明 ー 示 ビ	が	左位 水 ド ド たん 又は 調 調
た に 関 関 属 す 造			しン	管関ン 書刹	京面 調 積 整
する図 る説			面 属	- こる構 関説造	曲 池 線 の
の 書			する	<b>∂</b> ≡	図 縦 断
配 置			管 の	説 ( 明 蒸 書 気	図 及 び
の 概 要			配 置	書気をター	び 横

胴、

量、最高使用圧力、主要寸法、 寸法、材料及び個数側及び二次側の別に記載すること。)、主要 るストーカーの種類、燃焼容量、火床の |硫黄分、窒素分及び灰分 除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所するガス漏えい検知警報設備の種類並びに 温度、口径、 別に記載すること。)、最高使用温度 (一次 数及び取付箇所 及び長さ、個数並びに石炭の発熱量、硫 12 微粉炭以外の石炭の燃焼用機器に係 ガス圧縮設備に係る次の事項 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の 力発電所の発電設備に係るボイラーに附属 プの種類、個数及び原動機の種類 吹出量、個数及び取付箇所 ボイラーに附属する管に係る次の事項 吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 ボイラーに附属する通風設備に係る次 ボイラーに附属する給水設備に係るポ 窒素分及び灰分 容量及び個数並びに微粉炭の発熱量 ボイラーに附属する空気圧縮設備及び ボイラーに附属する熱交換器に係る次 安全弁の種類、 アンモニアを燃料として使用する火 主要な管の最高使用圧力、 粉砕機、輸送装置及びバーナーの種 吐出圧力及び個数 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類 微粉炭燃焼用機器に係る乾燥機、給 安全弁及び逃がし弁の種類、 外径、厚さ及び材料 空気だめ及びガスだめの安全弁の 《高使用圧力、主要寸法、材料及び空気だめ及びガスだめの種類、容 吹出圧力、吹出量、個数及び取付蒸気を発生する熱交換器の安全弁の 種類、発生蒸気量、入口及び出口 煙突の種類、出口のガスの速度及び 通風機の種類及び個数 吹出圧力、 管寄せ及び主要な管の主要寸法及 地表上の高さ、有効高さ並び 吹出量、 吹出圧力、 吹出量、 最高使用 吹出圧 熱器 3 独 立 過 び灰分 及び適用規格 装置及び燃焼器の種類、 数及び取付箇所 器の安全弁の種類、吹出圧力、 載すること。)、最低使用温度(一次側及び 最高使用温度(一次側及び二次側の別に記 及び個数 使用温度、 器を除く。)の種類、最高使用圧力、最高 機器に係る次の事項 の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分 法、材料並びに個数 及び二次側の別に記載すること。)、主要寸 (液化石油ガスを除く。)の発熱量、硫黄及び個数並びに原油及び原油以外の石油 厚さ及び材料 材料並びに個数並びに当該容器及び熱交換 3 2 に記載すること。)、最高使用温度(一次側 分、窒素分及び灰分 17 ボイラーの基本設計方針、 にその他燃料の発熱量、 1 6 5 1 5 (液化石油ガスを除く。) の発熱量、 一次側の別に記載すること。)、主要寸法 ーナーの種類、容量及び個数並びにガス 一次側及び二次側の別に記載すること。) 硫黄分、窒素分及び灰分 最高使用圧力(一次側及び二次側の別 最高使用温度、 入口及び出口の温度、 : 管寄せ及び主要な管の主要寸法及び|独立過熱器に附属する管の配置: 最高使用温度及び伝熱面積 | |制御方法に関する説明書 種類、最大通過蒸気量、最高使用圧独立過熱器の構造図 その他燃料の燃焼用機器に係る輸送 ガス・液化ガス用配管の最高使用圧 ガス又は液化ガス用の熱交換器の種 ガス又は液化ガス用の容器(熱交換 ガス燃焼用機器に係る輸送装置及び 輸送装置及びバーナーの種類、容量 原油用又は原油以外の石油(液化) バーナーの種類、容量及び個数 液化ガス用燃料設備に属する燃焼用 熱交換器の種類、入口及び出口の温 油燃焼用機器に係る次の事項 液化ガスに係るガスの種類、 最低使用温度、主要寸法、材料 最低使用温度、外径 硫黄分、 容量及び個数並び 最高使用圧力 吹出量、 適用基準 窒素分及 発

0

の事項

に個数

 $\widehat{2}$ 

 $\widehat{\underline{1}}$ 

2

箇所 種類、

2

事項

206		
蔵 4 器 蒸		_
無 気 <u></u>		_
量、最高使用圧力及び使用引法及び材料 ・ 対法及び材料 ・ 対法及び材料 ・ 対法及び材料 ・ 関さ及びが材料 ・ 関さ及び材料 ・ 関 を の 最 高 使 用 圧 力 、	適 までに 機の種類 (係るとと) との別に (係るとと) を 種類 (係るとと) を 種類 (係るとと) の別に (係る) を 種類 (係る) を でに (条 を ) を を ) を でに (条 を ) を でに (条 を ) を を ) を でに (条 を ) を でに (条 を ) を を ) を を と (を ) を を ) を を と (を ) を を ) を を と (を ) を と	3 安全弁の種類、吹出王力、吹出量、個
進		
	じむ 燃 ガ 気   6 。。焼 刃 圧 ビ	5
	じむ 燃 ガ 気   6 °)。焼 ス 圧 ビ 以 器 発 縮 ン ガ 下 を 機 ( ス 同 含 機 、空 タ	蒸気井
		_
ますること。)、主要寸法、 5 ガスタービンに附属。 6 ガスタービンに附属。 6 ガスタービンに附属。 6 ガスタービンに附属。 でガス圧縮機に係る次のがカス圧縮機に係る次のがカス圧縮機に係る次のがカスで出て力、主要量、、吹出圧力、空気だめ及びガスがのと、 (2) 空気だめ及びガスがのと、 (3) 空気だめ及びガスがのよう。 (3) 空気だめ及びガスがの。 (3) 空気だめ及びガスがの。 (3) 空気だめ及びガスがの。 (3) 空気だめ及びガスがの。 (4) 空気だめ及びガスがの。 (5) 空気だめ及びガスがの。 (6) 空気だめ及びガスがの。 (7) 空気だめ及びガスがの。 (8) 空気にめ及びガスがの。 (9) 空気だめ及びガスがの。 (1) 空気だめ及びガスがの。 (2) 空気だめ及びガスがの。 (3) 空気にいるのでは、 (4) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (9) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (9) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (9) で	東及び量 (1) 種類、吹出屋、最高使用圧力、最高使用圧力、最高使用圧力、大型温度、砂計・大型でに個数 (2) 蒸気井に附属する熱で 種類、吹出屋、か出圧力、吹出屋、砂川に記載するとと。)、吹出屋、砂川に記載すること。)、大型温度、砂川に記載すること。)、大型温度、砂川に記載点を発生する熱で (2) 蒸気井に附属する熱で (2) 蒸気井に附属する熱で 温度、外径、厚さ及び側の別に記載すると、か、吹出量、個数び二次側の別に記載するとと。)、最高使用圧力、吹出量 (1) 主要な管の最高使用圧力、吹出量 (2) 蒸気井に附属する熱で 温度、砂温度、脚出ずる熱で (2) 素気を発生する熱で はばい煙濃度 (1) 主要な管の最高使用圧力、吹出量 (2) 素気を発生する熱で はばい煙濃度 (1) 主要な管の最高使用圧力、吹出量 (2) 素気が出力、吹出量、 (2) 素気が出力、、吹出量、 (2) 素気がに個数 (2) 素気を発生する熱で はばい煙濃度 (1) 主要な管の最高使用に力、吹出量 (2) 素気が出力、大口及び出口の温度 (1) 表面で (2) 表面で (2) 表面を発生する熱で (2) 表面を発生する熱で (2) 表面を発生する熱で (2) 表面を発生する熱で (3) 表面を発生する熱で (4) ガスタービンに附属する管にばい煙濃度 (1) 表面で (1) 表面で (2) 表面で (2) 表面を発生する熱で (3) 表面を発生する熱で (4) が、カロ及び出すると、シーン、のに記載する素に (4) が、カロ及び出すると、シーン、のに記載する素に (5) 表面を発生する熱で (6) 表面を発生する熱で (7) 側の別に記載する素に (7) 側のの温度、回転が (7) 側の別に (7) 側の別に	1 孔径、深さ並びに實品

温度、口径、地表上温属する煙突の種類、 別に記載すること。)、温度、最高使用圧力属する熱交換器の種 調速装置の種類法及び材料 、個数及び取付箇所スだめの安全弁の種 法、材料並びに個数及び二次側の別に記 取付箇所 一要寸法、材料及びスだめの種類、容 [量、個数及び取付熱交換器の安全弁の ガス圧縮機の種類 の事項 に個数 蒸気分離器の種類、明示した図面蒸気分離器の種類、明示した図面の配置の概要を 馬する空気圧縮機及 <量、ばい煙量並びガスタービンに附属する管の配置の凹転速度、被動機一制御方法に関する説明書及び出口の圧力及びガスタービンの構造図 刀針、適用基準及び ()用圧力、最高使用 官に係る次の事項 戦すること。)、主要取高使用温度(一次 次側及び二次側の里、入口及び出口の **収高使用温度、主要** 分の種類、吹出圧 ※交換器に係る次の は出蒸気の圧力、温蒸気井の構造図 概要を明示した図面

関 7

内燃

機 機、通風機、破砕機又は摩砕機の種類、容(2) ばい煙処理設備に附属する空気圧縮により発生するばいじんに係るばい煙濃度により発生するばいじんに係るばい煙濃度がい煙量、ばい煙濃度びガスの温度、アばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アばい煙量、 箇所 次の事項 さ、有効高さ並びに個数のガスの速度及び温度、口径、地表上ののが水の速度及び温度、口径、地表上の5 内燃機関に附属する煙突の種類、出 濃度 基準及び適用規格 1 温度、 個数 及び個数 2 量、排出ガス量、 発熱量、硫黄分、 1 |発電所の発電設備に係るガスタービンに附 法及び材 2 る次の事項 11 ガスタービンの基本設計方針、 準ずるもの に除害設備の種類、 属するガス漏えい検知警報設備の種類並び 1 (以下「ばい煙処理設備」という。) 3 2 1 2  $\widehat{4}$ 池の種類及び容量 ガスタービンに附属する管に係る次の )空気圧縮機の種類、容量、吹出量、個数及び取付箇所 内燃機関に附属するばい煙の処理設備 主要寸法、材料及び個数) 空気だめの種類、容量、 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係内燃機関に附属する冷却水設備の容量調速装置及び非常調速装置の種類 吹出量、個数及び取付箇所 空気冷却器に係る次の事項 アンモニアを燃料として使用する火力 主要な管の最高使用圧力、 中間冷却器の最高使用圧力、 空気圧縮器に附属する冷却塔又は冷 安全弁及び逃がし弁の種類、 外径、厚さ及び材料 空気だめの安全弁の種類、 種類、 出力、 2の中欄11から16までに 入口及び出口の温度並び 、ばい煙量並びにばい煙、窒素分、灰分及び使用回転速度、燃料の種類、 能力、個数及び取付 最高使用圧 吐出圧 最高使用 に係る 吹出圧 吹出圧 主要寸 適用 燃料系統図

備 8

液化ガス用

ガス

燃 料

|並びに当該液化ガス用気化器の安全弁の種||除く。) 並びに液化ガス用燃料設備に||輩すること / 『『『『・デート』 載すること。)、主要寸法、材料並びに個数 の種類、型式、能力、入口及び出口の圧するものを除く。)、油タンク、ガス(4) 液化ガス用燃料設備に属する圧送機熱交換器(液化ガス用燃料設備に属 用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び 害設備の種類、 最低使用温度(一次側及び二次側の別に記)・・・・・ロートル以上の油又はガスの輸送管化プロージを 別に記載すること。)、最高使用温度(一次|熱交換器(液化ガス用燃料設備に属 温ぎ、最馬を月E刀(一て側をドニて町)ガス圧縮機、液化ガス用ポンプ及び熱用熱源の種類及び容量、出口の圧力及びガス圧縮機、液化ガス用ポンプ及び(1) 液化スス用気化器の種類 (能力)加液堤を含む。)、冷凍設備に係る冷媒(1) 液化スス用気化器の種類 設備に係る次の事項 記載すること。)並びに原動機の種類及び|るものを除く。)並びに液化ガス用燃 ること。)、最高使用圧力、外径、厚さ並び|ス用貯槽(低温貯槽にあっては、 る。)(地中、水底及びその他の別に記載す|液化ガス用燃料設備に属する液化ガ び導管の始点及び終点の位置(導管に係るの相互間の離隔距離に関する説明書(3) 液化ガス用燃料設備に属する配管及用貯槽及びガスホルダーのそれぞれ 外径三百ミリメートル以上のものの最高使|百八十キロパスカル毎平方センチメ 料設備に属するものを除く。)であって、 2 るガス漏えい検知警報設備の種類並びに除 発電所の発電設備に係る内燃機関に附属す 容量及び個数 のを除く。) (2) (二) 2の中欄15(3)及び(4) び適用規格 に準ずるもの(液化ガス用気化器に係るも 1 液化ガス用燃料設備に属するガス発生|器 燃料運搬設備に係る次の事項 内燃機関の基本設計方針、 燃料貯蔵設備に係る次の事項 アンモニアを燃料として使用する火力 最高使用圧力(一次側及び二次側の 液化ガス用気化器の種類、能力、加 液化ガス用燃料設備に属する配管及用貯槽及びガスホルダー 油又はガスの輸送管(液化ガス用燃ホルダー、冷凍設備、 液化ガス用燃料設備に属するガスホ||置に関する説明書 揚炭機及び運炭機の種類、容量及び|液化ガス用燃料設備に属する液化 個数(常用及び予備の別にタンク(液化ガス用燃料設備に属す 延長(導管に係るものに限制御方法に関する説明書 能力、個数及び取付箇所 容量及び個数、 適用基準及 最高使用圧 ||属するガス・液化ガス用容器(液化 液化ガス用燃料設備に属する導管 ガス用貯槽及びガスホルダーの支持 |ンプ及び圧縮機(最高使用圧力が九 ス用貯槽、液化ガス用気化器、 む。)、ガス・液化ガス用配管及び導 物並びに低温貯槽に係る防液堤を含 圧送機の構造図 料設備に属するガス・液化ガス用容 するものを除く。)、油タンク、 礎に関する説明書 件に対する離隔距離並びに液化ガス びに液化ガス用気化器の緊急停止装 ―の支持物並びに低温貯槽に係る防 ―トル以上のものに限る。)の保安物 (液化ガス用貯槽及びガスホルダ

経路(地中、

水底及びその他の別

 $\frac{1}{2}$ 

個数及び取付箇所

灰じん輸送装置の種類、

能力、

個数及び取付箇所

能力、

個数及び取付箇所

|封入するための装置その他燃焼を防止する 備の安全を確保するための装置の種類、 |当該燃料の全部を撤去するための装置及び |類並びに除害設備の種類、能力、個数及び||廃棄物固形化燃料の貯蔵設備におい| 数 (常用及び予備の別に記載すること。) ,びに当該冷凍設備に係る冷媒ガス圧縮機に|廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の構造 |欄15(3)に掲げる事項に準ずるもの並|粉じん発生施設に関する説明書 |受液器、油分離器及び凝縮器に係る2の中|の構造図 |備の冷媒ガスの種類、当該冷凍設備に係る||書並びに当該導管の圧力逃がし装置| 液堤の容量、主要寸法及び材料並びに当該物との離隔距離を付記すること。) |式、保冷材の種類及び充てん厚さ並びに防|近又は交叉するときはその地下埋設 |圧力、最高使用温度、最低使用温度、主要|装置の位置並びに道路面下に埋設す |ス用貯槽の種類、容量及び個数、最高使用|し装置、ガス遮断装置及び伸縮吸収 当該撤去の実施後の点検のための装置の種 いて、当該燃料を受け入れるための装置 ための装置並びに消火のための装置の 結果を記録するための装置、不活性ガスを 度を測定するための装置、これらの測定の 又は冷凍設備に係るものを除く。) 設備に属するガス漏えい検知警報設備の種 力発電所の発電設備に係る液化ガス用燃料の他燃焼を防止するための装置並び (7) アンモニアを燃料として使用する火 係る8の中欄1(4)に掲げる事項に準ず 液化ガス用貯槽の安全弁の種類、 (6) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガ温度並びに酸素及び可燃性のガスの (8) 2の中欄14(3)及び(4)に準 (4) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガ|三千分の一以上の地形図(圧力逃が |法及び材料、低温貯槽に係る保冷の形||る場合であって他の地下埋設物と接 温度並びに酸素及び可燃性のガスの濃 主要寸法及び材料並びに当該ガスホル表示すること。)、経過地の名称及び の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、付近に存する主要な道路、建築物そ 液化ガス用燃料設備に属する冷凍設衝撃に対する防護措置に関する説明 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の主要 その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備にお 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の湿 吐出圧力及び個濃度を測定するための装置、これら 液化ガス用貯槽の装置及び当該撤去の実施後の点検 容量及び個数 吹出圧液化ガス用燃料設備に属する導管の |に消火のための装置に関する説明書 |の測定の結果を記録するための装置: る説明書 |その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備 ,のための装置に関する説明書 置、当該燃料の全部を撤去するため |不活性ガスを封入するための装置そ |廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の湿度 伸縮吸収措置、防食措置及び機械的 |の他の工作物の位置を明示した縮尺 |の安全を確保するための装置に関す 当該燃料を受け入れるための装 ガス 燃料設備を (液化ガス用 処理設備 9 ば 設 液 備 用貯槽の安全弁の種類、 量及び個数 び使用量、排出ガス量、ばい煙量、ばい煙の種類、硫黄分、窒素分、灰分、発熱量及 圧力及び個数(常用及び予備の別に記載す又するときはその地下埋設物との 掲げる事項に準ずるもの 量、主要寸法及び材料並びに当該液化ガス存する主要な道路、建築物その他の さ並びに液化ガス用貯槽に係る防液堤の容ること。)、経過地の名称及び付近に る保冷の形式、保冷材の種類及び充てん厚(地中、水底及びその他の別を表示す 用温度、主要寸法及び材料、低温貯槽に係液化ガス設備に属する導管の経 数、最高使用圧力、最高使用温度、最低使する説明書 吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 低使用温度(一次側及び二次側の別に記載|離隔距離に関する説明書 及び二次側の別に記載すること。)及び最化ガス設備の隣接する設備に対す 用熱源の種類及び容量、出口の圧力及び温液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器 及び排水の系統 火力設備に係るものに限る。)に係る用水 り発生するばいじんに係るばい煙濃度並び ンモニアの注入量、アンモニアの注入によ のガスの温度、地表上の高さ及び有効高さ 濃度並びに煙突の出口のガスの速度、出口 る粉じん防止設備の種類、型式及び個数 に当該液化ガス用気化器の安全弁の種類、及びガス圧縮機の構造図 すること。)、主要寸法、材料及び個数並び|液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器 に記載すること。)、最高使用温度 (一次側保安物件に対する離隔距離並びに液 に個数 ばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、ア|施設を設置する場合は、 (2) 廃ガス洗浄施設(石炭を燃料とする する空気圧縮機又は通風機の種類、容量及 (1) 種類、容量、入口及び出口における|水質汚濁防止法第二条第二項の特 最高使用圧力(一次側及び二次側の別液化ガス用ポンプ及びガス圧縮機 通風機、 ばい煙処理設備に係る次の事項 液化ガス用気化器の種類、能力、加熱ガス・液化ガス系統 微粉炭燃焼用機器に係る乾燥機に附属 微粉炭燃焼用機器に係る乾燥機の燃料 液化ガス用ポンプの種類、能力、吐出あって他の地下埋設物と接近又は交 運炭機、貯炭場及び灰じん堆積場に係 ガス圧縮機に係る8の中欄1 個数及び取付箇所 液化ガス用貯槽の種類、容量及び個ガス用配管及び導管の強度計算に関 ばい煙処理設備に附属する空気圧縮 灰じん堆積場の面積及び堆積容量 破砕機又は摩砕機の種類、 、吹出圧力、吹出工作物の位置を示した縮尺三千分の  $\widehat{4}$ に ガス遮断装置及び伸縮吸収装置の位 ガス・液化ガス用容器、ガス・液化 隔距離を付記すること。 ばい煙処理設備の構造図 する説明書 置並びに道路面下に埋設する場合で 以上の地形図(圧力逃がし装置) 、汚水等に関第二項の特定

取付箇所

ス用ポンプの種類、能力、

5

力、吹出量、個数及び取付箇所

ずるもの(ガスホルダー、

9

材料及び個数

化炉設備 1 ガ

機の種類及び出力 用圧力、 び予備の別に記載すること。)並びに原動及び出口の圧力、回転速度、個数(常用及 別に記載すること。)、最高使用温度 (一次 個数及び取付箇所 2 |給水ポンプの種類、個数及び原動機の種類|ガス化炉設備に附属する管の配置| 個数及び取付箇所 器及び熱交換器を除く。)の種類、 側及び二次側の別に記載すること。)、主要 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の る給水ポンプの種類、 及び材料 最高使用温度及び伝熱面積 2 蒸気発生器に係る次の事項 準ずるもの 力及び最高使用温度 使用圧力、最高使用温度、最低使用温度 (5) 蒸気発生器に附属する給水設備に係 (3) 胴、管寄せ及び主要な管の主要寸 (5) ガス化炉に附属する給水設備に係る 3 2 係るものを除く。) (液化ガス用気化器又は液化ガス用貯槽 ガス化炉設備に属する配管に係る次の ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口 ガス化炉用容器(ガス化炉、 吹出量、個数及び取付箇所 熱交換器に係る次の事項 最高使用温度 ガス化炉に係る次の事項 ガス・液化ガス用配管及び導管の最高 (二) 2の中欄15(4)に準ずるも (二) 8の中欄1 種類、最大蒸発量、最高使用圧力 種類、最大ガス発生量、 (二)2の中欄11から16までに|度計算に関する説明書 種類、発生蒸気量、入口及び出口の 安全弁の種類、 再熱器の通過蒸気量、 安全弁の種類、 主要寸法及び材料 厚さ及び材料 材料並びに個数 熱交換器の安全弁の種類、 最高使用温度、主用寸法、 吹出圧力、 3 吹出圧力、 個数及び原動機の 最高使用 最高使用圧造図 蒸気発生 吹出量 吹出量 最高使 吹出圧 材料及 る説明 に対する離隔距離に関する説明書 |概要を明示した図面 |ガス化炉用容器及びガス圧縮機の構 ガス化炉設備の緊急停止装置に関 ガス化炉用容器及びガス用配管の強 |ガス化炉及びガス圧縮機の保安物件 |制御方法に関する説明書 動力とする 素設備 火力設備 力以外を原 ガスタービ ン及び内燃 1 3 2 脱 濃温度度、 温度、 事項 |超えかつ長さが千ミリメートルを超えるも| |高使用温度、主要寸法、材料及び個数 個数及び取付箇所 同じ。)の種類、容量、最高使用圧力、最等に関する説明書(クスカルシー)。これに ものであって、最高使用圧力が九十八キロ び内容積が○・○四立方メートルを超える安全弁の吹出量に関する説明書 かつ長さが千ミリメートルを超えるもの及 2 容器(内径が二百ミリメートルを超え]容器及び熱交換器の強度計算に関す 及び適用規格 動機の種類及び出力 及び出口の圧力、回転速度、 個数及び取付箇所 2 並びに個数 側の別に記載すること。)、 ること。)、最高使用温度(一次側及び二次 容量、入口及び出口の圧力及び温度、 びに個数 の別に記載すること。)、主要寸法、材料並算に関する説明書 用圧力 (一次側及び二次側の別に記載する|距離に関する説明書 次の事項 準及び適用規格 2 使用圧力(一次側及び二次側の別に記載す バスカル以上のものに限る。下欄において 1 (2) 安全弁の種類、 こと。)、最高使用温度(一次側及び二次側脱水素設備及びガス用配管の強度計 (1) 種類、入口及び出口の温度、最高使脱水素設備の保安物件に対する離隔 度、最低使用温度、ばい煙量及びばい煙総合系統図種類、出力、最高使用圧力、最高使用熱精算図 | 熱交換器(内径が二百ミリメートルを| 制御方法に関する説明書 ガス圧縮機の種類、 蒸発器に係る次の事項 脱水素設備(蒸発器を除く。)に係る脱水素設備及びガス圧縮機の構造図 脱水素設備の基本設計方針、 脱水素設備に属する配管に係る次 ガス化炉設備の基本設計方針、 吹出量、個数並びに取付箇所 吹出量、個数並びに取付箇所 安全弁の種類、 種類、能力、加熱用熱源の種類及び|要を明示した図面 主要な管の最高使用圧力、 外径、厚さ及び材料 主要な管の最高使用圧力、 外径、厚さ及び材料 安全弁及び逃がし弁の種類、 安全弁及び逃がし弁の種類、 吹出圧力、 吹出圧力、 型式、 主要寸法、材料 個数並びに原 能力、入口 最高使用 適用基準 最高使用 吹出量 吹出量、説明書 吹出圧 適用基 吹出圧 、最高 る説明書 |管の配置の概要を明示した図面及び 造図を含む。) 脱水素設備の緊急停止装置に関する 制御方法に関する説明書 構造図 脱水素設備に附属する管の配置 脱水素設備に係る系統図

0

 $\frac{2}{4}$ 

通風設備の種類、出口のガスの速度

地表上の高さ、

有効煙突

3

バーナーの燃料の種類、発熱量、

窒素分及び灰分

高さ並びに個数 及び温度、口径、 電池設備 燃 燃

1

6 使用圧力、最高使用温度、 ものに限る。下欄において同じ。)の最高 最高使用圧力が九十八キロパスカル以上の 管(外径百五十ミリメートル以上かつ 火力設備の基本設計方針、 外形、 適用基準及 厚さ及び

ん厚さ

|数及び取付箇所

載すること。)、主要寸法、材料並びに個数

安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個

最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記

|いて同じ。) の種類、入口及び出口の温度、 キロパスカル以上のものに限る。下欄にお えるものであって、最高使用圧力が九十八 の及び内容積が○・○四立方メートルを超

パスカル以上のものに限る。下欄において|器及び窒素ガス用ガスだめの強度計 冷却法、台数及び保護継電装置の種類 ものであって、最高使用圧力が九十八キロ|に熱交換器、液体窒素用貯槽、気化 び内容積が○・○四立方メートルを超える|素ガス用ガスだめの構造図容器並び かつ長さが千ミリメートルを超えるもの及質器液体窒素用貯槽、 容器(内径が二百ミリメートルを超え燃料電池並びに容器、 燃料電池の種類、出力、電圧、電流、発電方式に関する説明書 |総合系統図

気化器及び窒 熱交換器、

|同じ。) の種類、容量、最高使用圧力、最算に関する説明書 高使用温度、主要寸法、材料及び個数 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、 個する説明書(構造図を含む。) 燃料電池設備の安全弁の吹出量に関 |ガス置換方法及び置換ガスの種類に

数及び取付箇所

の及び内容積が○・○四立方メートルを超に準ずるもの えるものであって、最高使用圧力が九十八 超えかつ長さが千ミリメートルを超えるも 熱交換器(内径が二百ミリメートルを|関する説明書 |管の配置の概要を明示した図面及び |燃料貯蔵設備に係る (二) 8の下欄

|最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記

載すること。)、主要寸法、材料並びに個数

改質器に係る次の事項

燃料の種類、発熱量、

硫黄分、窒素

キロパスカル以上のものに限る。下欄にお

強度計算に関する説明書

いて同じ。)の種類、入口及び出口の温度

四

|要寸法、材料及び個数並びに低温貯槽に係 用圧力、最高使用温度、最低使用温度、 る保冷の形式並びに保冷材の種類及び充て 準ずるもの 九十八キロパスカル以上のものに限る。 ルを超えるものであって、最高使用圧力が えるもの及び内容積が○・○四立方メー 欄において同じ。) の種類、容量、最高使 トルを超えかつ長さが千ミリメートルを紹 燃料貯蔵設備に係る(二)8の中欄 液体窒素用貯槽(内径が二百ミリメ

使用圧力、最高使用温度、 ものに限る。下欄において同じ。)の最高 最高使用圧力が九十八キロパスカル以上の 最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数 る。下欄において同じ。)の種類、容量、 力が九十八キロパスカル以上のものに限 を超えるもの及び内容積が○・○四立方メ の別に記載すること。)、最低使用温度( 用圧力(一次側及び二次側の別に記載する 類及び容量、出口の圧力及び温度、最高使 ロパスカル以上のものに限る。下欄におい るものであって、最高使用圧力が九十八キ 及び内容積が○・○四立方メートルを超え えかつ長さが千ミリメートルを超えるもの 要寸法、材料並びに個数 次側及び二次側の別に記載すること。)、主 て同じ。)の種類、能力、加熱用熱源の種 こと。)、最高使用温度 (一次側及び二次側 0 トルを超えるものであって、最高使用! 気化器(内径が二百ミリメートルを紹 窒素ガス用ガスだめ(内径が二百ミリ -トルを超えかつ長さが千ミリメート: 管(外径三百ミリメートル以上かつ 外径、 厚さ及び

種類、 ルの個数 出力、開放電圧、 短絡電流及びモジ|発電方式に関する説明書

は、砂防法(明治三十年法律第二十気工作物の変更をしようとする場合設置及び別表第七第三項に掲げる電表第六第二項に掲げる電気工作物の 第一項の規定により指定された地 (昭和三十三年法律第三十号)第三条た砂防指定地、地すべり等防止法 九号)第二条の規定により指定され 支持物の構造図及び強度計算書(別 べり防止区域、 急傾斜地崩壊危険

太陽電池

|載すること。)、加熱面積、

排出ガス量、ば

い煙量並びにば 主要寸法、

最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記

(2) 種類、容量、入口及び出口の温度

分及び灰分

認可の申請又は法第四十八条第一項第四十七条第一項若しくは第二項の要する行為を伴う場合において、法等防止法第四十二条第一項の許可を

の規定による届出をしようとすると

備の設置又は変更の工事が地すべり太陽電池発電所又は太陽電池発電設

|域又は土砂災害警戒区域等における あっては当該行為が当該許可を受け |請又は法第四十八条第一項の規定に |備の設置又は変更の工事が森林法 |を受けたところに従って行われたこ |項の規定による届出をしようとする 証する書類、法第五十一条の二第三 |規定による届出をしようとするとき |場合を含む。) の規定による許可を要 |四条(同法第三条において準用する |備の設置又は変更の工事が砂防法第 |七条第一項の規定により指定された 土砂災害防止対策の推進に関する法 たところに従って行われたことを示 定による届出をしようとするときに 為を伴う場合において、法第四十七 第十条の二第一項の許可を要する行 とを示す書類 ときにあっては当該行為が当該許可 可の申請又は法第四十八条第一項の 四十七条第一項若しくは第二項の認 太陽電池発電所又は太陽電池発電設 土砂災害警戒区域に設置する場合に ては当該許可を受けたことを証する よる届出をしようとするときにあっ 条第一項若しくは第二項の認可の申 (昭和二十六年法律第二百四十九号 太陽電池発電所又は太陽電池発電設 にあっては当該許可を受けたことを する行為を伴う場合において、法第 |類、法第五十一条の二第三項の規 (平成十二年法律第五十七号) 第

第二項の規定により交付された検 八条第一項の規定による届出をしよは第二項の認可の申請又は法第四十 おいて、 を伴う場合において、 律第七条第一項の許可を要する行為 の崩壊による災害の防止に関する法 備の設置又は変更の工事が急傾斜地 太陽電池発電所又は太陽電池発電設 済証の写し 項の許可を要する工事を伴う場合に 及び特定盛土等規制法第三十条第 備の設置又は変更の工事が宅地造 太陽電池発電所又は太陽電池発電 証の写し は第二項の認可の申請又は法第四十 項の許可を要する工事を伴う場合に 及び特定盛土等規制法(昭和三十 可を受けたところに従って行わ を証する書類、法第五十一条の二第 成及び特定盛土等規制法第三十六条 受けたことを証する書類、法第五十 成及び特定盛土等規制法第十七条第 受けたことを証する書類、法第五 八条第一項の規定による届出をしよ 年法律第百九十一号)第十二条第一 備の設置又は変更の工事が宅地造 太陽電池発電所又は太陽電池発電設 可を受けたところに従って行われたるときにあっては当該行為が当該許 きにあっては当該許可を受けたこと しようとするときにあっては宅地造一条の二第三項の規定による届出を うとするときにあっては当該許可を しようとするときにあっては宅地造 うとするときにあっては当該許可を ことを示す書類 一項の規定により交付された検査 条の二第三項の規定による届出を |項の規定による届出をしようとす 法第四十七条第一項若しく 法第四十七条第一項若しく 法第五十一

証する書類、法第五十一条の二第三にあっては当該許可を受けたことを

|規定による届出をしようとするとき

可の申請又は法第四十八条第一項の

四十七条第一項若しくは第二項の認する行為を伴う場合において、法第

等防止法第十八条第一項の許可を要

備の設置又は変更の工事が地すべり太陽電池発電所又は太陽電池発電設

|項の規定による届出をしようとする

を受けたところに従って行われたこ

ときにあっては当該行為が当該許可

とを示す書類

は一伴十は大きま十くに一類に一件一は力を含動し風車電電方式に関連電力を含動し風車電力を含動し風車電力を含動し風車では力を含まれる。当届は大きなの間に関連を受けたとする。一件の一般では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個		風 設 (五 力 備 機 関 風 力	
置及び台数 出力、回転速度及び台数 の直径並びに翼の枚数及び材料風車の種類 でを受及び台数 をむい。 の直径並びに翼の枚数及び材料風車の種類 をむい。 の種類 でを受けたところは風車の回転速度を対しては風車の回転速度を対した。 の規方発電所で記載を当時物の構造図及び強調を発電がようとは、当時では一条のようとは、当時では、一項の表でによるときは、当時では、一項の表でによるに、一項の表でによるが、当時では、一項を関する。 第一項場の工事がようの工事があり、一項の関する。 第一項を関する。 第一項を関する。 第一項を関する。 第一項を関する。 第一項を関する。 第一項を関する。 第一項を表において、 第一項を表において、 第一項を表において、 第一項を表において、 第一項を表にないて、 第一項を表にないて、 第一項を表にないて、 第一項を表にないて、 第一項の関する。 第一項を表にないて、 第一項を表にないて、 第一項を表にないて、 第一項を表にないて、 第一項を表にないて、 第一項の関する。 第一項の同意のの同意のの同意のの同意のの同意のの同意のの同意のの目のの同意のの同意のの		3 2 1	
又第を第上は 一日と 一日と 一日と 一日と 一日と 一日と 一日と 一日と		置及び非常調速接置の極数及び村数及び材料出力、回転速度及び台数	
	十八条第一項の規定による届大人条第一項の認可の大力を電所又は風力発電所とを示す書類でで行為が当該許可を受けたととをしようとするときにあって行為が当該許可を受けたとことをしようとするときにあっては風力発電所又は風力発電設備の力発電が当該許可を受けたことを記する書類、大力を受けたことを証する書類では第二項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による届大人条第一項の規定による日本人人の規定による日本人人人の規定による日本人人人の規定による日本人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	ところに従って行われたことを示す書類 画車の標造図及び強度計算書 大した場合において風車の保護に関する説明書 「世上、 「一、 「世上、 「世上、 「世上、 「世上、 「世上、 「世上、 「世上、 「世上、 「世上、 「世上、 一	を ところに従ってきは、当該行為

第三項の規定による届出をしようととを証する書類、法第五十一条の二 定盛土等規制法第三十六条第二項 項の規定による届出をしようとする 又は変更の工事が宅地造成及び特定風力発電所又は風力発電設備の設置 項の規定による届出をしようとする 又は変更の工事が宅地造成及び特定風力発電所又は風力発電設備の設置 たところに従って行われたことを示あっては当該行為が当該許可を受け 定による届出をしようとするときに 書類、法第五十一条の二第三項の規 又は変更の工事が地すべり等防止法風力発電所又は風力発電設備の設置 ときにあっては当該許可を受けたこ の認可の申請又は法第四十八条第 法第四十七条第一項若しくは第二項 を要する工事を伴う場合において、 盛土等規制法第三十条第一項の許可 定により交付された検査済証の写し 第三項の規定による届出をしようと の認可の申請又は法第四十八条第 法第四十七条第一項若しくは第二項 を要する工事を伴う場合において、 盛土等規制法第十二条第一項の許可 よる届出をしようとするときにあっ請又は法第四十八条第一項の規定に 条第一項若しくは第二項の認可の申 為を伴う場合において、法第四十七 第四十二条第一項の許可を要する行 ところに従って行われたことを示す 定盛土等規制法第十七条第二項の規 とを証する書類、法第五十一条のご ときにあっては当該許可を受けたこ するときにあっては宅地造成及び特 するときにあっては宅地造成及び特 ては当該許可を受けたことを証する

類、法第五十一条の二第三項の規定

は当該許可を受けたことを証する書 る届出をしようとするときにあって

っては当該行為が当該許可を受けた

による届出をしようとするときにあ

貯 1 蔵 0 装 置 電 力	装 9 8 置 逆変 換	は変 7 クト 整換機器 関ルル 機器 又数	まア 6   コ 5 根ク ン 根介 分 デ で リ ル路 ン ナ 月 ア 又 リ サ 月	位 器	3 2 電圧 選器	1 設 (	
2 保護継電装置の種類個数及び用途 直類、容量、主要寸法、電圧、電流、	護継電装置の種類緑法及び個数類、容量、電圧、電流、相、類、容量、電圧、電流、相、	号 (六	<b>五</b>	第二号(三)の中欄に進ずるもの 第二号(三)の中欄に進ずるもの	二号(二)の中欄に準ずるもの二号(一)の中欄に準ずるもの「一号(一)の中欄に準ずるもの「一号(一)の中欄に準ずるもの「一島大及び個数(常用及び予備の別ること。)	文、可以表表、 1 種類、容量、力率、電圧、相、周.	
電力貯蔵装置の用途に関する説明書	周波逆変換装置の用途に関する説明書第二号(七)の下欄に準ずるもの	(六)の下欄に準ずるも	(五)の下欄に準ずるも	(旦)の下欄に準ずるも(三)の下欄に準ずるも	載 駆 発 第二号 (二) の下欄に準ずるもの 「	合において法第五十一条の二第三項合において法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類 電磁誘導電圧計算書 (電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接ルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。)	第一項の許可を要する行為を伴う場別を電所又は風力発電前と関する法律第七条よる災害の防止に関する法律第七条よる災害の防止に関する法律第七条との対象では風力発電ができる。
調 <u>相</u>	位 器 相 又 電 調 は 圧	変 圧			数 び 容 出 電 2 ° る 周 量 力 所 こ 波 及 、 の 蓄 と	電 一 所 の 二 蓄	の 制御 理 す る た を 管 所 帯 帯 も た を 管 所 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の
第二号(三)の中欄に準ずるもの	第二号(二)の中欄に準ずるもの	第二号(一)の中欄に準ずるもの					制御方式
第二号(三)の下欄に準ずるもの	第二号(二)の下欄に準ずるもの	第二号(一)の下欄に準ずるもの地装置の工事を含む場合に限る。)地装置の工事を含む場合に限る。)電磁誘導電圧計算書(電圧十七万ボ電級誘導電圧計算書(電圧十七万ボ	所支持の内容を十分こ弟月 (で書頁を除く。) については電線の種類、太を除く。) については電線の種類、太単線結線図(接地線(計器用変成器単線結線図(接地線)	配置の状況を明安を明示した地域の崩壊の防止	う制限工事に係る場合は、当該区域う制限工事に係る場合は、当該区域内に対いて行意傾斜地崩壊危険区域内において行振動に関する説明書を傾斜地崩壊危険区域内において活動に関する説明書を開かる説明書を設置する場合は、	送電関係一覧図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	御方法に関

-	214																					二 変電所	置	の制御	理する	運転	蓄	装	(九) 電	置 :	(八) 逆	t) 退	魼	は整流	変換機	周	トル	限流	クト	<u> </u>	3	コノデ電	÷
-							数	周	力	電所の		°		記載す	字	X	県	都	位	名称及	所	1		<u>装</u>	た				力_		変	胀		_機	器			IJ.				/ <u>大</u>	_
																											第一号 (七)		第一号(六)		第一号(六)	第二長、七十				第二号 (六)				第二号 (五)		第二号(匹)	
																											)1の中欄に準ずるもの	:	)10の中欄に準ずるもの	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	)9の中欄に準ずるもの	)の中様に準するもの	つけ聞こ生だるの			)の中欄に準ずるもの				)の中欄に準ずるもの		)の中欄に準ずるもの	) 1 見 1 生 2 . ) )
	接地装置の工事を含む場合に限る。)	ルト以上(受電所にあ	電磁誘導電圧計算書(	新技術の内容を十分に	ること。)	接地の	については	単線結線図(接地線(活	断面図	配置の状況		斜地の	に	急傾斜地崩壊危険区域内に	に限る。)	電事業の用に	物であって、	ト以上の電力系統	あることの説明書	を確保するためは	用電気工作物が	送電関係一覧図					一号(七)1の下欄	Ø	第一号(六)10の下	-	第一号(六)9の下欄	第二長、(七)の丁桐に準	(ご) つけ			第二号(六)の下欄に				第二号(五)の下欄に		第二号(匹)の下欄に	
_	場合に限る。)に係る中性点	っては十万ボ	電圧十七万ボ	説明した書類		種類も併せて記載す	電線の種類、	(計器用変成器		を明示した平		措置	当該	内において行		されるものに	般送配電事業	係る事業用電	電圧十七万ボ	投術上 適切なもの	気の円滑な供						に準ずるもの		欄に準ずるも		欄に準ずるもの	準するもの	f 5 5			欄に準ずるもの				に準ずるもの		欄に準ずるもの	)
	管理するた	(九) 変		貯蔵装	(八) 電力		器	(七) 遮断		のを除	側	の	れ	又	事業法が適	鉄	軌	器(鉄道営	又は整流機	数変換機器	(六) 周波	アクトル	流	ク	(五) 分路		ン	(四) 電力				(三) 訪村	問	相	調整器又は	雷					召	(一) 変圧	To a Social
-		第一号(七)1の中欄に準ずるもの	保護継電装置の種	個数及び用途	量、	護継電装置の種類	時間	1 種類、電圧、電流、遮断電流及び遮断												相、周波数、回転速度、結線法及び励磁法			2 保護継電装置の種類		1 容量、電圧、相、周波数、結線法及び	2 保護継電装置の種類	亚びに結:	1 並列用及び直列用の別、一群の容量、	保護継電装置の種類	励磁装置	令却法 一番月 周波娄 匡載返度及る	「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重保護総	線	ッ	調整範	2 保護継電装置の種類	っては、常用及び予備の別	却法並びに電気事業の用に供するものにあ	付記すること。)、相、周波数、結線法、冷ですでは、電圧言動量を見てくる言葉。	かの易合は、電圧問整范囲及バタンプ数とである。	つ川に己跋し、『臣問を妄聞を種類』容量、電圧(一次	draft tray's the short street to the street
		第一号(七)1の下欄に準ずるもの		の用途に関す	電力貯蔵方式			三相短絡容量計算書								合に限る。)	ルト	電波障害の防止措置に関する説明書	0)	周波数、回転速度、結線法及び励磁法ボルト以上のものに係る場合に限る	制御方法に関する説明書(電圧十万				5 設置計画についての説明書			、設置計画についての説明書			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		つっこつ总月		,	5 設置計画についての説明書					<u> </u>	上海中の	direction and their transfer

			°	お	下る	との トナ	る	的	設は	新月	<del> </del>	ιI	٤	路	<u> </u>					°	お	下を	Z 0.	) る	的	設#	断	引	れ	工と	と路	Ξ	
				て	こう	と含い。 人のを除く。)	にめ	に接	畑を		ロ る コ 説	きが	体	電電	$\overline{}$						て	こうのも	する	こた	に接	加 と	命(	田口	送	事 -	- ( 本 電	送	) 1
				同じ	項 にじ	° < 1 °	のも	続す	電気	票の要	り電無無	言行	的に	線路	電線						同:	項 に D	° <	。のも	続す	電	需	0)	電:	行自	内線こ路		1
									<u> </u>	~ ^	<u> /p.</u>	10 42	,-	РΗ	1/2/			°	る	付	雷	` ' ‡		雷	$\overline{}$	0)	雷		間	及の	の電	1	-
																			こと	記っす	圧しを	設 <i>を</i> 計 <i>に</i>	主な	: 圧 : と	設計	電圧	線路	送			名 線 尓 路		
		£ 9		のに	7 多 数	<u>₹</u> 6	5		4 🖠	条 : 数	3 を た	(設	2	の別	1																		
		の遊	地	たあっ	がる	支	架	間	架	8人 信	電前	計	電	がに記	<u>کر کر</u>																		
		中場	十電	って	l L	持物	空地	間!	空電台	7E	水りる	線粉	気方	記載.	こう長																		
		に進行	: 線	にあっては、	種	F	緑の	隔:及	級 路	木类	里 こ	かと思	式、	する	(架空、																		
		中欄に準ずるものという				部及	種類	びね	の 電	7	t .	されなり	中州	記載すること。																			
		もり	布設方式	の 個	大 き	び	* *	ん架	線の	j	きるこ	てが場	点点	°	地中、																		
		ŧ	式式	連の個数	さ 及	基礎	さる	のお	最低	7	ブ 月	計合は	2 電気方式、中性点接地方																				
		7	-	Ĩ	び 騒	の	架空地線の種類、太さ及び条数	法	の真	[I	3.電泉の重質、太芝及び一回泉当たる作詞すること) 及て再閉路力量	各了設	方式		水底及び																		
				3	懸垂型の	種料	米数		さ、	- - - -	当	信り	式、回		びっ																		
		身 二 天	7 	(	至の	類及			電	,	)	線	線		そのか																		
争電ケ明も	がる	<u> </u>	<u>7</u> せ路	3 防	<del>り</del> 線	<u>- び</u> 二タ	是上	. の	<u>稼</u> は、	(如:	<u>ソ</u> 道	数	数経	及びその他の別を表示する	<u>他</u> 電	新り技く	F H	気気	尺	安	び:	送っ	广卢	すう	急	係	又	気	ル	で糸	合 事	送	
直磁 一書の	いしと。	条 持件物	て記	上設	路に	千名	ピ ( 11) 市	位置	電	不空!	道ノ	ト ひ レ 名	経過する都	びそ	線路	技〈 術 <b>〈</b>	、中で電	, 候	尺二十万分	通信	にそ	送電線路の経路及び	るの	う制限工事に係る場合は	傾斜	:る場	は配	八工作物	DI.	ろ花	雀 用	電関	
算ル 一直電構 連	の <u>。</u> 種	にの関構	載って	備を	あっ	の総一品	泉街	を 明	線路	電影線	路、	ンストン 名利並	、る	の他	の中	の内	毛網路	及び立	万分	設備	の送	路り	月假	工事	地崩	場合に限る。)	配電事	物で	上の	ことの	呆 雷	係	
記 圧造 か 計 図 個	類、	造った	る に	加	ては	以以	人にした	示	に接	路以	建	つこある弱電を立ひに電線路が	道	の即	心绝	容 た	及	地名	<i>の</i>	の通	電線	経ぬ	」 北	はに	壊	限る	事業の	であっ	電力	との説	。 る に た た	覧	
〔 質 数	大	説及	と電	木空毛	14		トわける	たた	近マ	外の	造物	の電気	小県	かを書	10K	- + ^	び開	北条件に	以上	信	路	及	前	がる。	険!	ر ه	用	いって、	系統	明り	り物		
が 決定に	ささ	明も強	)	R 電 路線	加空	の音地彩	直線架	稲尺	くはた	電	その	均 虧 路	郡市	表示、	架 空	ガに	閉形	こつ	0)	路	維	開	Õ,	号 場)合	区域		AHT:	_	1.7	ti	支が電		
定 に	及 び	併度せ計	有	路引以	障害	形図の	各空間	五千	父さら	線と路	が他に	売 直 ら	区町	する	7414	77	に存	いて	地	な	持	閉	1) 		に		され	般送	係る	電」 圧道	上気の		
関す	懸垂	て算記書	彭	外の	灯、	( y	易線	分の	する	にあ	の紅工品	記念電泉各で	: 村	すること。)	中	した	るも	の説	形図	示し	ため	の 位	推置	当該	おい		るも	配雷	事業	十ち七カ	上適切なもの		
え 説	型の	載する	を存	電線	昇松	空電	。 は 及 び		もの	つって	作物	で 古	境	)()	水底	書	0	前門書		た 縮	の 但	置	に関	区域	て 行		のに	事業	用電	万ボ	らなける		
	<u> </u>	計条件に関する説明も併せて記載す  貯蔵  です。   支持物の構造図及び強度計算書(設  にこ	. 器		<u> </u>	те.					1/2/3		21		PEN	/91				410	VIV.			7 -50	1.1		備		HE		折 つ		
を除く。)の機器の機器の機器の機器の機器の機器の機器の機器の機器の関係を表する。	, <u> —</u>	製装		$\overline{}$																								需			$\overline{}$		
。 成 (以二 器 計 外	=	置 <sub>電</sub>		遮断																								要設			閉		
BB E1 / 1				(	の多名を	で 所 重 又	る ※	供給	電り	に見する	更 3	電圧	び	電力	の 星	要 2 設 備 記	2 Z	記す	称ん	場の	車:	記札	すけ	府	~ 都	のは	要訟	1					
NI		han		7	所 <u>同</u>	ョ 入 斤 は	電	がす	ス i を i	安位	文 前		電	及	大	備言	<u> </u>	。 っ る	付	名	業	しき		「郡	道	置	備	需					
(2) 数(1)	〜電 2	? 個 1 数		第二号 (七)																									七	2 7	を 1 記		
保回種	一 保 重 万 譲	及り	E S	号 (																									の	遮り	載 開す 閉		
護 転 類継 速	ボル電	2. 最後継道個数及び用途	· E	七																									(七) の中欄に準ずるもの	遮断器に係る事項であ	を記載すること。)	:	
電度容	1	途室量	L.	の h																									に準	係	との位置		
装置の	として		=	欄																									ずる	るゝ 事			
の結は																													もの	項 で	道		
種 線 片	は機類		È.	準																									• /	-			
種線出類法力	機器に	1 事 法	÷	に準ずる																										あっ	/ 月		
種 線 出類 法 二	機器に係る	多下沒		の中欄に準ずるもの																										つ	府 県 郡 市		
種線出力,電圧,相	はゴア、富三、目の機器に係る次の	多下沒有日		に準ずるもの																										って、	<b>州県郡市区町</b>		
種類線法電圧、相、唇	はコ、宣三、目、引い機器に係る次の事項	多下浴 電圧 電泳		に準ずるもの																										って、	· 州県 郡市 区町 村字		
種類 結	はゴア、重正、目、月の機器に係る次の事項短数性類	多、治 電月 電池 電力	then 1111 \ then 102 \																	装置	F :	電業	新る	) 太 *	を吟	単純	位置	主要		って、		準ず	遮艇
種類 法 電圧 相	はコ、這三、目、同い機器に係る次の事項短絡強度性類	を	then 1111 \ then 102 \																	装置の工	ト以上の	電磁誘導	断支所なると	太さ及び	を除く。	単線結束	位置を記	主要設備		って、	面図及で	準ずる。	遮断器
種類 法 電圧 相	はコ、貳三、目、間の機器に係る次の事項短絡強度計算	電子   電子   電子   電子   電子   電子   電子   電子	then 1111 \ then 102 \																	装置の工事	ト以上の電	電磁誘導電開	新支持の内に	太さ及び接	を除く。)に	単線結線図	位置を明示	主要設備の		って、	図及び断要設備の	0	断器に
種類 法 電圧 相 居	<ul><li>( ) 重質、評量なよ出り、言言、目、引電圧一万ボルト以上の機器に係る次の事項短絡強度計算書2 保護総電装置の種類</li></ul>	電力 電流   電力貯蔵装置の	then 1111 \ then 102 \																	装置の工事を含	ト以上の電力系	電磁誘導電圧計	新支持の内容を	太さ及び接地の	を除く。)につい	単線結線図(接	位置を明示した	主要設備の配置		って、	折の	0	断器に
種類線法電圧。相、周	はコ、貳三、目、引の機器に係る次の事項短絡強度計算書の機器に係る次の事項短絡強度計算書	電力財産装置の用途を   電力財産装置の用途を   電力財産を   である   である	then 1111 \ then 102 \																	装置の工事を含む場	ト以上の電力系統に	電磁誘導電圧計算書業技術の内容を予め	所支持の内容を上分をことし	太さ及び接地の種類	を除く。)について	単線結線図(接地線	位置を明示した平面	主要設備の配置の状		って、	断配図の	の	断器に
種類線法電圧、相、居	はコ、貳三、目、引の機器に係る次の事項 短絡強度計算書の機器に係る次の事項 短絡強度計算書	電力貯蔵装置の用途に関する前で 電力 電池 電力貯蔵装置の用途に関	then 1111 \ then 102 \																	装置の工事を含む場合に	ト以上の電力系統に係る	電磁誘導電圧計算書(重	所支持の内容を上分に覚ることし	太さ及び接地の種類も供	を除く。)については、	単線結線図(接地線(計	位置を明示した平面図及	主要設備の配置の状況及	準ずるもの	って、第二号遮断器に係る第二号	断配図の	の	断器に
種類線法 電圧 框 居	はコ、貳三、目、引い機器に係る次の事項短絡強度計算書の機器に係る次の事項短絡強度計算書	電力貯蔵装置の用途に関するで、 電力・電影 電力貯蔵装置の用途に関するである。	then 1111 \ then 102 \																	装置の工事を含む場合に限る	ト以上の電力系統に係る中性	電磁誘導電圧計算書(電圧	新支持の内容を上分こ説月   そこと )	太さ及び接地の種類も併せて	を除く。)については、電線	単線結線図(接地線(計器B	位置を明示した平面図及び質	主要設備の配置の状況及び受	準ずるもの	って、第二号遮断器に係る第二号(七)	断配図の	の	遮断器に係る第二号(七)の
種類線法	417、記言、目、引 2、機器に係る次の事項/短絡強度計算書	電力貯蔵装置の用途に関する説明書多い治 電月 電流 電力貯蔵装置の用途に関する説明書	then 1111 \ then 102 \	に準ずるもの 第二号(七)の下欄に準ずるもの																装置の工事を含む場合に限る。)	ト以上の電力系統に係る中性点	電磁誘導電圧計算書(電圧十万ボル発行の内容を一分に記りした言業	所支持の内容を上分こ弟月 しこと	太さ及び接地の種類も併せて記載す	を除く。)については、電線の種類、	単線結線図(接地線(計器用変成器	位置を明示した平面図及び断面図	主要設備の配置の状況及び受電点	準ずるもの	って、第二号遮断器に係る第二号	断面図置	の	遮断器に係る第二号(七)の下欄に

216	
事 理 矩 施 設 (	工事の種類       工事の種類       気工作物施
しくは燃料の種類の変更を伴うもの 火力発電所における微粉炭燃焼機器に係る乾燥機の設置又は改造で が、十一の燃料の種類の変更を伴うもの 発電所におけるボイラーマは独立過熱器の設置又は改造であってバーナーの燃料の燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの 発電所におけるボイラーマは独立過熱器の設置又は改造であって焼却能力の変更を伴うもの 非常用予備発電装置又は非常用予備動力装置の設置又は改造であって焼却能力の変更を伴うもの 非常用予備発電装置又は非常用予備動力装置の設置又は改造であって焼却能力の変更を伴うもの がに掲げる設備に附属する近い煙処理設備の設置、改造であって焼り、 がスタービン がスタービン がスの種類、出口における一般で表で、温度若しくは大気汚染防止法節、 次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造であってが 次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造であってが 次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造であってが 次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造であってが がに掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造であってが がスタービン がオスタービン がオスタービン がオスタービン がカスタービン がカスタービン がオスタービン がカスタービン がカスタービン がカスタービン の一般機関 の一般性 の一般機関 の一般性 の一般性 の一般性 の一般性 の一の一般性 の一の一の一の一が の一の一の一が の一の一が の一の一が の一の一が の一の一が の一の一が の一の一が の一の一が の一が	電圧一万ボルト以上の電線路に係る次の電圧一万ボルト以上の電線路に係る次の個別 (1) 架空電線路の電線の最低の高さ及び(4) 架空電線路の電線の最低の高さ及び(4) 架空電線路の電線の最低の高さ及び(4) 架空電線路の電線の最低の高さ及び(4) 架空電線路の電線の最低の高さ及び(5) 支持物の種類 (5) 支持物の種類 (5) 支持物の種類 (6) がいしの種類、大きさ及び懸垂型の(6) がいしの種類、大きさ及び懸垂型の(8) 保護継電装置の種類 (8) 保護継電装置の種類 (7) 地中電線路の布設方式 (8) 保護継電装置の種類 (7) 地中電線路の布設方式 (8) 保護継電装置の種類 (7) 地中電線路の布設方式 (7) 地中電線路の布設方式 (7) 地中電線路の布設方式 (7) 地中電線路の布設方式 (7) 地中電線路の電源の最低の高さ及び電線を関係) (1) 対スタービン又は内燃機関の設置に係る設備の設置というによる次の電圧一万ボルト以上の電線路に係る次の電圧一万ボルト以上の電線路に係る次の電圧一万ボルト以上の電線路に係る次の電圧一万ボルト以上の電線路に係る次の
四 水銀排出施設に該当 水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって焼却能要な設当する電気工作物に係る工用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うものする電気工作物に接近であって焼却能力を設置する等定施設に該2 廃棄が焼却炉における廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設のうち次に掲出を設置する事業場の電気法第二条第二項に規定する特定施設に該2 廃棄が焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって洗水を設置する事業場の電気工作物に限る。) 若しくはこれに係る設備の設置又は改造であって焼物を設置する事業場の電気工作物に限る。) 若しくは上に規定する特定施設に該2 廃棄が焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって洗水質汚満防止法第二系第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物構造、設備、使用の方法又は出流であって汚水又は廃液の排出を設置する事業場の電気工作物構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵とは、上で、大水等の以理の方法、大水等の以理の方法、提出でものに限る。) 若しくはこれに係る設備の設置又は改造であってに、排水系統別の汚染状態若しくは慶応のおとに接当する電気工作物構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される水質汚を設置する事業場の電気大・設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される水質汚を設置する事業場の電気工作物の設置とは、提定する特定施設に該当する電気工作物の設置又は改造である場に接出する特定施設と、一項に規定する特定施設に該当する電気工作物の設置又は改造である場に接出するをであって、第月の規定に表面である。  「同法第三条第一項の規定に対したの表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表	(6) 燃料電池発電技術に属する改質器 (6) 燃料電池発電技術に属する改質器 (7) 発電所における運炭機及び灰じん輸送装置の設置若しくは改造であって粉じん飛散防止の能力の変更を伴うもの大はこれに係る粉じん防止設備がいる。)に該当する電気工くは廃止 2 火力発電所における運炭機及び灰じん輸送装置の設置若しくは廃止 2 火力発電所における運炭機及び灰じん輸送装置の設置若しくは廃止 2 火力発電所における運炭機及び灰じん輸送装置の設置若しくは廃止 2 火力発電所における野皮・伴うもの又はこれに係る粉じん防止設がら、)に該当する電気工くは廃止 2 火力発電所における貯炭場若しくは灰じんの堆積場の設置若しくは廃止 2 火力発電所における貯炭場若しくは灰じんの堆積場の設置若しくは廃止 2 火力発電所における貯炭場若しくは灰じんの堆積場の設置若しくは廃止 2 火力発電所における貯炭場若しくは灰じんの堆積場の設置若しくは廃止 2 火力発電所における映炭場若しくは灰じんの堆積場の設置若しくは廃止 2 火力発電所における大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大

					217
破砕機、粉砕機又は摩砕機の種類、容量及び 連炭機又は灰じん堆積場の面積及び容量 煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、 煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、 煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、 が高さ並びに個数 が上の高さ、有効高さ並びに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでは個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高さがでに個数 が上の高さ、有効高がにのが上の表がにのまた。 が上の高さ、有効高がにのが上の表がにのまた。 が上の高さ、有効高がにのが上の表がにのまた。 が上の高さ、有効高がにのまた。 が上のるが、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、	はい煙処理     1     ばい煙処理       (1)     種類、       (2)     入口及       温度     人口及	1 ばい煙発生施設の種類、出力又は能力及び個	事項    事項    電気工作物の種類   記載のに限る。)   電気工作物の種類   記載すべき事項   届出に係る工事の内容に関係の	工作物に係る工事   本語に	により指定された地域内類ごとの数を当該特定施設の種類についたり指定された地域内(であって騒音防止の能力の減少を設置する事業場の電気/は改造であって騒音防止の能力の減少を設置する事業場の電気/は改造であって騒音防止の能力の減少に設置する事業場の電気/は改造であって騒音防止の能力の減少に設置する事業場の電気/は改造であって騒音防止の能力の減少に設置するものに限る。)動防止の能力の減少を伴うものに設置するものに限る。)動防止の能力の減少を伴うものに設置するものに限る。)動防止の能力の減少を伴うものを設置する事業場の電気/
Tan	ガスの 説明書 ばい煙に関する がを格数 で他の附 がを格数 での他の附 がを格数 こと。 こと。	数 ばい煙に関する (内燃機関であ でスー・ゼル でスー・ゼル でのに限る。)に でのに限る。)に でのに限る。)に	ものに限る。)       る工作物 (海域にのあるもに係る工事の内容に関係のある (十) 鉱山に属する (	<ul><li>二規則1:</li><li>二規則1:</li><li>(八) 騒音発生</li><li>設</li></ul>	で伴うもの (四) 水銀排出施 と伴うもの (五) ダイオキシ 大保安通信設備、需要設備若し ン類対策特別措置 力保安通信設備、需要設備若し ン類対策特別措置 人保安通信設備、需要設備若し ン類対策特別措置 人は改造であって能力の変更を 規定する特定施設 くは改造であって能力の変更を は第二条第二項に が、
ト未満の発電所であって、次に掲げるもの以外の力発電設備であって、出力五百キロワット未満の力発電設備であって、出力五百キロワット満であること。	総料電池設備が、燃料電池管 が当該燃料電池管体に接続 が当該燃料電池管体に接続 J。		及び窒素分類 ない 又は分類 かん	情類 歴巻、香書後、なみ機、粉砕機、 圏機、通風機、破砕機、粉砕機、 風機、通風機、破砕機、粉砕機、 風機、通風機、破砕機、粉砕機、	4 粉じん防止設備の種類、容量、個数並びに用水及び 1 廃棄物焼却炉に係る次の事項 (2) 廃ガス洗浄施設の種類、容量及び個数 (3) 湿式集じん施設の種類、次床面積、焼却能力及び個数 (4) 灰の貯留施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の種類、容量及び個数
る燃料電池設備が、出力もの	に格納されてい 電線、ガス導管 での他の電気工	高説明書	黄酸化物及び燃	を	数数水銀等に関する説明書以説明書以説明書以別ののの

# 別表第七(第七十七条関係

- ット以上の発電設備に係るものに限る。) 水力発電所のダムの洪水吐きゲート操作用予備動力設備の設置又は取替え(出力五百キロワ
- 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の燃料電池発電所における燃料電池発電設備の
- 設置であって次の各号のいずれにも適合するもの 当該設置に係る燃料電池発電設備が、複数の燃料電池筐体及び当該燃料電池筐体に接続す
- 二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されている る電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。
- 備が、出力五百キロワット未満であること。 当該設置に係る燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設
- 太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更であって次に掲げるもの
- 出力十キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置(五パーセント以上の出力の 変更を伴うものに限る。)
- 二 発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの
- 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置
- (2) 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替えであって、 次に掲げる
- 支持物の工事を伴うもの

イ

- 五パーセント以上の出力の変更を伴うもの
- (3) 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの 二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの
- 五パーセント以上の出力の変更を伴うもの
- 支持物の強度の変更を伴うもの
- 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に
- 限る。) 出力五百キロワット未満の発電設備の設置(五パーセント以上の出力の変更を伴うものに風力発電所又は風力発電設備における変更であって次に掲げるもの
- 二 発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの
- 出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置
- (2) 出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの 回転速度の変更又は五パーセント以上の出力の変更を伴うもの
- 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの
- 出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替えハ 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
- 兀 出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの
- 調速装置又は非常調速装置の取替え
- (2) 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの
- 出力二十キロワット未満の発電所における変更であって、次に掲げるもの 出力二十キロワット未満の発電設備の設置であって、 次に掲げるもの以外のもの
- (2) (1) 水力発電所の発電設備の設置
- 火力発電所の発電設備の設置

- 燃料電池発電所の発電設備の設置
- 太陽電池発電所の発電設備の設
- (5)風力発電所の発電設備の設置
- 前号の発電設備における発電設備の設置以外の変更であって、次に掲げるもの

回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの

改造であって次に掲げるもの

(2) (1)

強度の変更を伴うもの

安全装置の種類の変更を伴うも

(3)

ロ

- 修理であって、次に掲げるもの
- (4)強度に影響を及ぼすもの
- 安全装置の取替えを伴うもの

ロ

# 項目 別表第八(第九十五条の四関係)

| れらの諸施策が認定に係る組織の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、び法令遵守の確保めの指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、| 本社の関与及1 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守の 持されていること。 認定の基準 法令遵守の

材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直2 法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び を行っていること。 認定に係る組織における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組

スク管理の体制 保安に係るリ が設置されており、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが 1 が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。 本社に保安管理を担当する部門(この表において「保安管理部門」という。

|理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化さ 2 本社又は本社の委任を受けた者が、保安管理部門及び事業所に対し、保安管 明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。 かつ、適切に実施されていること。

3 関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行っていること。 保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理

本法(平成二十六 ュリティ(サイバ ―セキュリティ基新の知見を踏まえて当該措置の評価及びその改善を継続的に行っていること。 サイバーセキ キュリティの確保のための措置を講じており、サイバーセキュリティに関する最 電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の規定に基づきサイバーセ

第二条に規定する ティをいう。) サイバーセキュリ

年法律第百四号

確保